OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	台湾の家庭暴力防治法における保護命令制度の現状及び問題点ー警察機関による制度運用を中心にー
Author(s)	劉, 志剛
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/96216
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

博士論文

台湾の家庭暴力防治法における保護命令制度の現状及び問題点

－警察機関による制度運用を中心に－

令和５年度

劉　志　剛

大阪大学大学院国際公共政策研究科

目　　次

序章

　第１節　本稿の目的と対象

　第２節　本稿の構成と概要

第１章　国際人権条約と女性の権利

　第１節　国際社会における女性の権利保障

　第２節　台湾における女性の人権条約の進展

第２章　台湾における家庭暴力防治法の進展

　第１節　家庭内暴力の歴史

　第２節　ＤＶの定義と原因

　第３節　ＤＶ議題の発展

　第４節　家庭暴力防治法の法制化

　第５節　家庭暴力防治法の改正

第３章　家庭暴力防治法における保護命令制度について

　第１節　保護命令制度の概要

　第２節　保護命令の管轄裁判所及び関連する手続

　第３節　保護命令の執行

　第４節　保護命令における問題点

第４章　保護命令制度の運用における裁判所の役割

　第１節　裁判官の保護命令判決における役割

　第２節　保護命令の手続法理

　第３節　保護命令を発令する証拠法則

　第４節　保護命令実際の判例

第５章　警察のＤＶ事案における役割

　第１節　警察のＤＶ防止における役割の変更

第２節　警察がＤＶ事案を処理する際の実務上の動き

第３節　警察機関におけるＤＶ防止業務の分業

第４節　警察機関が執行する保護命令制度の現状

第６章　警察の保護命令の執行成果に影響を与える要因についての実証研究

第１節　研究の構成及び実施

第２節　アンケートの信頼性と妥当性の分析

第３節　アンケート調査を受ける警察の基本資料

第４節　各連続変数と個人基本データの平均値の標準偏差の分析

第５節　保護命令の執行成果に影響する因子の分析

第６節　アンケート調査の結果

第７章　今後の提案

終　章　本研究の結論及び今後の課題

◎引用・参考文献一覧

序　章

第１節　本稿の目的と対象

本稿は、台湾の家庭暴力防治法における保護命令制度を検証し、この制度でＤＶ事案を受けた被害者を如何にして保護するかについて検討するものである。

実際に、ＤＶ事案における保護命令を実行する者として、保護命令の発令と執行に深く関わる機関である裁判所及び警察のＤＶ事案に対する役割と現状を取り上げ、実際の判例や事案分析を通して具体的な問題提起や方向性を関連機関に発信し、保護命令の執行効果を促進する手助けとなるような研究を目指すものである。

本章では、本稿の目的、対象、本稿の構成及び概要を説明する。

家は、永久的に生活を共に過ごす目的で同居する親族団体である。家庭は、もっとも安全で信頼できるはずの場所であり、人が誕生した後、最初に接する社会単位である。世界人権宣言には、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」（第 16 条第３項）と定められており、家庭は家族構成員を保護し、独立空間を提供し、いわゆる「心身の港」であるはずであるが、家庭構成員は、時として生活上の各摩擦により家庭内暴力事案を引き起こす。

家庭内で起こる暴力には、親から子へ、子から親へ、夫婦間と様々な種類があるが、現実には夫婦間の、しかも男性から女性への暴力が圧倒的に多く、長い間社会問題として認識されてこなかった。なぜなら長い世界の歴史において、男性は家庭の中心として考えられ、妻及び児童は家父長の所有物であり、私有財産だったため、管理のために鞭を振るうことを正当化されていたからである。英国、コモン・ローの「親指の法則」は有名である。これは、妻を服従させるため、夫は、「親指より太くない小枝で妻をたたいてもよい」というものである。このような歴史があまりに長く続いたために、夫が妻に暴力を振るうことは当然として見過ごされてきた。

その後世界は 2 度の大戦を経て、1945 年に国際連合を設立し、1966 年の国連第 21 回総会において「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下、「社会権規約」と略称）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」と略称）」が採択され「人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守」を助長する義務を締約国が負っていることを前提として、この２つに掲げられている権利が如何なる差別もなく行使されることが約束された。そしてここに掲げられた全ての権利の享有について「男女に同等の権利を確保すること」が保障された。しかし女性差別に対してはより体系的で総合的な差別撤廃の

ための文書が求められ、1967 年の第 22 回国連総会で、「女子差別撤廃宣言」を採択し、この宣言第 1 条において「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定された。そして 1970 年代に入ると欧米諸国を中心に、女性解放運動が始まり、女性への暴力は人権を侵害する行為として少しずつ社会的に認知されるようになった。次いで 1979 年 12 月 18 日に第 34 回国連総会では、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約」と略称)」が採択され、女子差別撤廃条約は、1981 年 9 月 3 日に国際的効力を発生した 。1990 年代になると女性に対する重大な人権侵害として国際的課題として取り組まれるようになり、1993 年 12 月 20 の第 48 回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。

女子差別撤廃条約は前文と 30 ヵ条からなり、国連憲章から女子差別撤廃宣言までの一般的な性差別の表明とは異なる４つの意義がある。まず、性差別の本質や差別撤廃の方策について広範で且つ厳格な視野にたった性差別禁止条約となっていることであり、女性の権利確立をより具体的に明瞭な形で保障した。

そして、男女平等の促進と男女権利の享有の目標を達成するため広義の「平和」の必要性が強調され、何より女性差別撤廃の実効性を担保するため国家報告制度、女性差別撤廃委員会の設置と勧告制度が定められ条約の国内的適用を義務付けたことである。

台湾においては、戦後一般市民は日々の生活に追われ、人権意識などという考えすらなく知識もなかった。そのため台湾政府にとっても長きに渡り人権議題は優先的に取り扱うテーマではなかった。しかし国内の経済の発展や民主化の勢いで人権意識の高まりを受け、台湾政府も国際人権議題に目を背けることはできなくなり、国内の人権意識を国際人権条約の水準まで押し上げる決心をし、1967 年 10 月、台湾は「社会権規約」及び「自由権規約」に署名した。しかし 1955 年のバンドン会議以降、アフリカにおける民族独立運動が高まり、1961 年年末の時点で、アフリカでは 29 ヵ国が独立した。中華人民共和国[1]と国交を樹立している国家が増えるにつれ、国連における中国の合法的権利の回復を支持する国が増えてきた。例えば 1961 年第 16 回国連総会において 9 ヵ国が中国の代表権の回復を支持した。1965 年第 20 回国連総会において、中国の代表権の回復を支持するアフリカの国

[1]1945 年日中戦争終了後、中国にて中国国民党率いる国民政府と中国共産党率いる解放軍とで内戦が勃発し、1948 年 9 月以後、遼西、徐蚌、平津の三大会戦にて軍事上の勝利を得て長江より北の地域を共産党が支配するようになった。1949 年 10 月 1 日中国共産党中央委員会主席毛沢東が北京にて中華人民共和国の建国を宣言した。国民政府は広州、重慶、成都などの都市に撤退を余儀なくされ、最終的に同年 12 月 7 日台湾まで撤退した。

が 18 ヵ国に達した。1971 年 9 月 21 日に開かれた第 26 回国連総会において、アルバニアなど 23 ヵ国が、国連における中華人民共和国の合法的権利を回復し、中華民国[2]（以下、「台湾」と略称）を追放する議案を提出した[3]。同年 10 月 26 日国連総会で、第 2758 号決議（アルバニア案決議）により台湾は国際連合から除外され、中華人民共和国が台湾に代わって国際連合加盟国になり、中華人民共和国は台湾が国際連合で締結した条約は一切容認しなかったので、1967 年に署名した社会権規約及び自由権規約も無効になってしまった。以降台湾は国連及びその専門機関が主導する各会議、システム、規約に参加することができなくなってしまった。2009 年 3 月 31 日立法院第 7 届第 3 會期第 6 次會議で、「社会権規約」と「自由権規約」の議案を通過させ、台湾の総統は「社会権規約」と「自由権規約」に署名し、国際人権規約を国内法化することを試みた。だが台湾は特別の国際状態にあることから、「社会権規約」と「自由権規約」の「批准書」はそれぞれ国際連合事務総長に寄託することができず、締約の手続が完成しないため、国内法との関係が争議になっていた。

そこで政府は 2009 年 4 月 22 日「社会権規約及び自由権規約施行法（以下、「両規約施行法」と略称)」を公布し（同年 12 月 10 日に施行された。)、この施行法第２条に「両規約が定めた人権保障の規定は、国内法と同じ効力を有する」と定めることで解決した。

「女子差別撤廃条約」についても同様で、2007 年１月 5 日立法院で、「女子差別撤廃条約」の議案が通過され、台湾の総統は同年 2 月 9 日「女子差別撤廃条約」に署名したが、「女子差別撤廃条約」の「批准書」も国際連合事務総長に寄託することができず締結の手続が完成しないため、政府は両規約施行法を制定した経験に基づき、2011 年 5 月 20 日「女子差別撤廃条約施行法」を通過させ、2012 年 1 月 1 日に施行した。

この施行法第２条には「条約が定めた性に関わる人権の保障及び平等を促進する規定は、国内法と同じ効力を有する」と定められ、第８条には「各級政府機関は規約に定める内容

[2]1911 年 10 月 10 日孫文を代表とする革命党が湖北省の武昌で清朝政権を倒した「辛亥(しんがい)革命」の結果、中国に誕生した共和制の国「中華民国」。1912 年孫文を臨時大総統として南京(ナンキン)に政府が樹立されたが、袁世凱(えんせいがい)が政権を奪って政府を北京に移した。のち、中国国民党は国民政府を樹立し、北伐をおこない全国を統一したが、1945 年日中戦争後、中国国民党率いる国民政府軍と中国共産党率いる解放軍とで全面戦争が起こったが、国民政府軍はあちこちで勢いを失い、中国各地で支配権を失い、1949 年 10 月 1 日中国共産党は北京にて「中華人民共和国」を成立した。敗れた国民政府は 1949 年 12 月に台湾に逃れ、台湾、澎湖、金門及び馬祖地域を統治するに至り、現在も中華民国の国号を使用している。

[3]段瑞聡「1950－60 年代中国とアフリカ関係における台湾要因―『二つの中国』と中国代表権問題を中心に」『中国研究』第 7 号(2014 年 3 月 31 日）111－112 頁。

により、所管する法令及び行政措置を検討し、条約の規定に一致しない場合、本法施行後３年以内に、法令の制定・改正・廃止及び行政措置の改善などを完成する」とある。

「女子差別撤廃条約」は、台湾において、それまで伝統的な性別的役割の影響を受け、経済的に自立できず、夫に依存した生活を送り夫から精神や身体などの虐待を受けても犯罪行為と認識することも、政府機関に救援を求める意識もなかった女性達にとって経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利について男女平等を促進させ女性に対する差別を撤廃し、女性人権の発展を促進する上で重要な法律根拠となった。そして近年経済が発展するにつれて女性の経済自立及び女性人権活動の発展により、女性の婚姻に対する自主性が高まり意識の変化が起きつつあるところに、1993 年の「鄧如雯氏の夫殺害事件」という、長い間夫から暴力を受けていた妻が精神的、肉体的に限界まで追い詰められた結果、就寝中の夫を殺害するショッキングな事件が起き、社会はＤＶ問題が単なる家庭内の問題ではなく、親密な関係に基づくドメスティック･バイオレンス(ＤＶ)というれっきとした犯罪であることを認識するようになり、家庭内暴力の防止と被害者の保護が重要な課題となっていった。

しかし当時は「夫婦喧嘩は犬も食わない」、「法律は家庭に入らず」、「家庭内私的な事情を判断できず」という時代で、政府機関もＤＶ問題に積極的に関与・介入しようとしなかった。又法律上、ＤＶ事案に対応する法律などなく、家庭内暴力に対しては民法、刑法、児童福祉法、少年福利法などで各に定められているもので対処するしかなく、伝統的な刑事、民事又は行政手続では被害者の保護や家庭内暴力の根本的解決を図ることができなかった。

早急に配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための取り組みが必要であるとの認識から、1994 年から民間団体による家庭内暴力に関わる法律の立法活動が始まり、米国の家庭内暴力のモデル法(Model Code on Domestic and Family Violence)及び「女子差別撤廃条約」の人権標準を基盤とした「家庭暴力防治法」の議案が 1998 年５月 28 日、立法院で通過し、同年６月 24 日に施行された。家庭暴力防治法は、その後 6 回の修正案を経て 2021 年 1 月 27 日に完成した。

家庭暴力防治法は、司法、警察、社会福祉、衛生、移民などの政府機関が公的な権力によって家庭内暴力事案に対し積極的に介入し、家族構成員の間において身体又は精神を侵害する行為、若しくはいたずらなどの嫌がらせ行為、恐喝、侮辱する言動などを禁止する規定を定めている。そして同法は、「保護命令」制度を導入し、ＤＶの被害者に対し、裁判

所が発令する通常保護命令、一時保護命令と緊急保護命令による直接的な保護措置を提供し、加害者に対しては威嚇効果により暴力行為を制止し、且つ様々な教育プログラムを科すことで再発防止及び更生を促すことを目的としている。この「保護命令制度」において、とりわけ重要な政府機関が裁判所と警察である。

なぜなら裁判官は、警察が作成したＤＶ事案の調書や証拠などを審理し、保護命令を発令するかどうかを決定する役割を担っており、その裁判所が発令した保護命令を確実に執行するのが警察の任務だからである。家庭暴力防治法に定められている警察機関の責任は、ＤＶ事案の受理、加害者の逮捕及び指導警告、被害者の保護計画、保護命令の申立て及び執行、加害者処遇計画の執行、家庭内暴力防止の教育訓練など多岐にわたり、それぞれ個別の事案に応じて被害者にどのような保護措置があるかを知らせ、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うことであり、家庭暴力の予防と防止ネットワークにおいて、重要な役割を負っている。そのため裁判官及び警察のＤＶに対する態度及び認識が保護命令制度を運用する上でカギとなり、被害者救済のためには、警察が適切に証拠収集や調書作成を行い、裁判官がそれを基に審理を尽くし本当に保護命令を必要としている被害者に発令されなければならない。しかし実情は裁判官により適用する証拠法則に一致が見られず、保護が必要であるにも関わらず保護命令が発令されない被害者も多く、たとえ裁判所により保護命令が発令されたとしても、警察が規定を遵守せず確実に執行が行われないまま効果が半減したり、加害者を制止することができず命を落とす被害者も少なくない。

本稿では、保護命令制度の発令と執行に深く関わる機関である裁判所及び警察のＤＶ事案に対する役割と現状を中心にとりあげ、実際の判例や事案分析を通して保護命令制度の成果に影響を与えている問題点を検討し被害者を救済するため改善策を探ろうとするものである。

第２節　本稿の構成と概要

本稿では、第１章においては、「国際人権条約と女性の権利」について、二度に渡る世界大戦で深刻な打撃を受けた人類の基本的人権を回復させるべく取り組んできた人類の歩みと女性の権利向上の歴史を、第１節の「国際社会における女性の権利保障」と第２節の「台湾における女性の人権条約の進展」の２つに分け説明する。

第２章「台湾における家庭暴力防治法の進展」においては、家庭内暴力、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、保護命令などの概念と原因について説明し、それまで議題にすら上らなかった家庭内の暴力を 1993 年に起こった「鄧如雯氏の夫殺害事件」をきっかけに法制化まで押し上げ、更により完全なものにするために法改正が行われた経緯を紹介する。

第３章「家庭暴力防治法における保護命令制度について」においては、保護命令の性質を深く掘り下げ、その制度の種類や救済できる範囲及び執行する上での様々な問題を説明する。そして制度面や警察機関が執行を行う上での様々な問題を解決するため、数回にわたり法改正が行われた経緯や、法改正が行われたものの保護命令違反罪を犯す加害者が後を絶たず執行の成果に限界がある現状を取り上げ、「申立て」、「発令」、「執行」の３点からそうなる原因を分析する。

第４章「保護命令制度の運用における裁判所の役割」においては、裁判官が保護命令事案を審理する際に適用すべき法理及び必要な証拠法則を研究する。裁判官は保護命令事案審理及び発令に決定的な役割を担っており、裁判官のＤＶに対する態度及び認識は非常に重要で、又被害者の申立に対する意欲にも影響を及ぼす。実際の判例を分析し、裁判官が保護命令を発令する条件、発令した内容、却下する理由及び延長理由などを整理する。

第５章「警察のＤＶ事案における役割」においては、警察のＤＶ事案における役割が変化していく過程や、その中で生じる意識の変化や問題点を検討する。又実際の事案分析を通して警察機関がＤＶ事案をどう処理しているのか、家庭暴力防治法に定められた規定に沿った対応がなされているか、そして保護命令をどう執行しているのか、その現状を説明する。

第６章「警察の保護命令の執行成果に影響を与える要因についての実証研究」においては、第５章で取り上げた問題点を性別、階級、役職、年齢、所属部署、職務年数、学歴、ＤＶ訓練の時間といった個人基本データに分けアンケートを行い、警察の保護命令執行成果に影響を与える原因を分析する。

第７章「今後の提案」においては、第６章の分析から得られた結果をもとに最優先に取り組まれるべき改善策を提出する。

最後に終章「本研究の結論及び今後の課題」においては、本研究の結論を示すと共に今後の課題を示す。

第　1　章

国際人権条約と女性の権利

人類は生まれながら基本的人権を有し、性別、種族、皮膚の色、国籍、年齢、階級、宗教を問わず、皆公民、政治、経済、社会及び文化などの権利を平等に享受できる。だが女性は全地球の人口の半分を占めてはいるが、古代より女性の人権保障は男性のそれに遠く及ばない。しかし国際社会における人権意識の高まりにつれ、女性の人権の状況が徐々に重視されるようになった。女性に対する暴力は女性の身体に影響を与えるだけでなく、心理的にも回復できないほどの傷害を負わせ、更には女性の基本的人権にも深刻な影響を与える。

第２次世界大戦勃発後人類の基本的人権及び自由は深刻な打撃を受け、このような悲劇の再発を防止するため、国際社会は 1945 年に国際連合を設立し、世界平和をもって経済発展を促進し、社会が手を携えて全人類の基本的人権と自由の保障を目指すべく邁進してきた。

第１節　国際社会における女性の権利保障

１、国連憲章

第２次大戦が始まってまもなく、戦後の国際秩序への展望及び戦争目的として、基本的人権及び自由の尊重という論点がしばし述べられるようになった。1941 年 1 月 6 日に米国のルーズベルト大統領は、「言論と表現の自由」、「信仰の自由」、「欠乏からの自由」、「恐怖からの自由」の４つの人間の自由を述べた。同年 8 月 14 日にルーズベルト大統領とチャーチル首相との間で署名された大西洋憲章でも、「..... すべての国民に対し、その領域内において安全に居住するための手段を提供し、かつ、すべての国のすべての人が恐怖と欠乏からの自由の中に生活しうる保障を与えるような平和が打ち立てられることを希望する」と述べられている。

1945 年 2 月のヤルタ会談においてルーズベルト、チャーチル、スターリンの声明では、「..... 人類の最も崇高な希望、すなわち、大西洋憲章の表現に従えば、すべての国のすべての人に、彼らが恐怖と欠乏からの自由の中に生活しうるような保障を与えるような安定した永続的な平和を実現することができる」と述べた。このように基本的人権と自由の尊重という主張は、戦後「国際連合」という国際平和機構の設立を促進した[4]。

[4]畑博行、水上千之『国際人権法概論』(有信堂、2002 年)18-23 頁。

1945 年 6 月に署名され、10 月に発効した国連憲章は、人権にとって大きな転機をもたらした。国連憲章は、前文で、「われら連合国の人民は、..... 基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」に関する信念を決意し、「……人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」（第１条第３号）を国際連合の目的として掲げることによって、はじめて本格的に人権の国際的保障を推進した。第 55 条では、人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、国際連合は、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を促進しなければならないと規定し、又第 56 条では、「すべての加盟国は、第 55 条に掲げる目的を実現するために、この機構と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約する。」と規定している。

国連憲章は、「男女の同権」と「性による差別のない」という人権保障の原則をはじめて明言し、男女平等と女性の権利保障への決意を示した。国連憲章の規定は、第２次大戦前の諸条約における人権規定とは異なり、人権の尊重がすべての加盟国一般に関するものとして規定され、人権の尊重が国際平和の基礎として規定され、加盟国による国際協力を強調している。しかし、国連憲章では、人権及び基本的自由の具体的内容を明らかにせず、加盟国に対し、一般的に人権尊重を具体的に法的に義務付けなく、法的拘束力がなかった[5]。

２、世界人権宣言

国連では、1946 年 6 月 21 日経済社会理事会決議によって人権委員会が設立された。人権委員会は、1947 年の会期に、人権の具体的な内容を明確にした法的拘束力のない宣言と、人権の尊重を条約の形で義務付ける人権規約とさらに規約に規定された人権の国際保障を与える措置を検討し、1948 年に世界人権宣言を採択した。そこでは、すべての人間の自由と平等（第１条）と権利と自由の享有における差別のない待遇の保障（第２条）が原則とされたほか、女性に関連するものとして、成年男女の婚姻自由や、婚姻についての平等の権利（第 16 条）や、母親及び児童の「特別の保護及び援助を受ける権利」（第 25 条）が明示された。世界人権宣言は、国際機構ではじめて宣言された人権文書であり、国連に

[5]畑博行、水上千之『前掲書』24-27 頁。

おける人権の分野の活動の第一歩ともいうべきものであった。この宣言は、「人権及び基本的自由」の内容を明確に定め、保障されるべき人権を規定し、人権保障に方向性を与え、国連の諸機関にその後の活動の基本的な方針を示した[6]。だが、世界人権宣言は、前文に「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」とあるとおり、宣言に過ぎず、締約国を拘束する力がなかった。

３、社会権規約及び自由権規約

ついで、世界人権宣言を実効あらしめるために法的拘束力のある条約の制定が待望され、1966 年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」が国連 21 回総会で採択された。これによって、「人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守」（両規約の前文）を助長する義務を各締約国が負っていることを前提として、２つの掲げられる権利が、人種・皮膚の色・性・言語・宗教・意見・国又は社会的出身・財産などのいかなる差別もなく行使されることが約束された（社会権規約第２条第２項、自由権規約第２条第１項）。さらに、ここに掲げられたすべての権利の享有について、「男女に同等の権利を確保すること」が保障された（社会権規約第３条、自由権規約第３条）。こうして、男女に共通の人権が普遍的に保障され、さらに、国際人権規約に特徴的な国家の報告義務制度、個人通報制度などの実施措置によって、人権の国際的保障の実効性が確保されることとなった[7]。

しかしながら、自由権規約及び社会権規約における保障は、普遍的な基本人権であるにも拘らず、長期に渡り人権が奪われ、侵害された特定の団体には、これらの規約で得るべき重視又は保護が与えられなかった[8]。さらに女性差別が現存する実態からして、より体系的で総合的な差別撤廃のための文書が求められた。国連では、1946 年にすでに女性の地位に関する問題を専門とする「婦人の地位委員会」を設置し、労働・家庭・政治・教育などの各領域での男女平等実現にむけて、各機関で条約案などの策定を進めた。

４、女子差別撤廃宣言

1967 年の第 22 回国連総会では、「女子差別撤廃宣言」を採択し、この宣言第１条において「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定

[6]畑博行、水上千之『前掲書』24-32 頁。
[7]辻村みよ子『女性と人権－歴史と理論から学ぶ』（日本評論社、1977 年）260-261 頁。
[8]葉徳蘭「女性の人権は人権である」『婦研縦横』第 74 期（2005 年 4 月）65 頁。

された。しかし「女子差別撤廃宣言」は、宣言にとどまってなお実効性に乏しかったため、締約国を拘束する力がなかった[9]。国連総会は、1975 年を「国際女性年」と定め、メキシコ・シティで世界会議を開催し、「メキシコ宣言」を採択した。

更に同年 12 月に 1976 年から 1985 年を「国連女性の十年」として、世界中で女性の地位向上に取り組んだ。「婦人の地位委員会」は、1972 年に女性差別撤廃のための包括的条約の制定を決議した。1979 年 12 月 18 日の第 34 回国連総会では、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択された。女子差別撤廃条約は、1981 年 9 月 3 日に国際的効力を発生した[10]。

前文と 30 カ条になる女子差別撤廃条約は、国連憲章から女子差別撤廃宣言までの一般的な性差別禁止の表明とは異なる次の４つの意義がある[11]。

①性差別の本質や性差別撤廃の方策についての広範でかつ厳格な視野にたった「包括的・体系的な」性差別禁止条約となっていることである。そして、性差別の定義・例外や性差別撤廃の射程・方法などを明示している。

②国連憲章以後の文書が人権の普遍性の承認を前提として性差別の撤廃を追求し、女性の権利確立を一層にしたことである。より具体的に、政治的・経済的・社会的活動における諸権利を女性に対し、明瞭な形で保障した。

③男女平等の促進と男女権利の享有の目標を達成するため、アパルトヘイトや植民地などの根絶や軍備縮小など、広義の「平和」の必要性が強調され、従来の国際文書を超える広い視野が示された。

④女性差別撤廃の実効性を担保するため、国家報告制度、女性差別撤廃委員会の設置と勧告制度が定められ、条約の国内的適用を義務づけ、締約国が必要な措置をとることを約束する。

しかし女子差別撤廃条約には、女性に対する暴力について直接の規定がない。そのため、女性差別撤廃委員会は、女性に対する暴力の扱いについて 1989 年第８回会期に一般勧告第 12 号及び 1992 年第 11 回会期に一般勧告第 19 号を発表した。

[9]葉徳蘭「前掲論文」65 頁。
[10]辻村みよ子『前掲書』260-265 頁。
[11]辻村みよ子『前掲書』262-265 頁。

一般勧告第 12 号の中には、締約国に対して、家庭内、職場、その他の社会生活の領域で生ずるいかなる種類の暴力からも女性を保護するよう行動を起こすことを要請し、委員会への定期報告の中に、次の点についての情報を記載すべきことを勧告した。

①日常生活におけるあらゆる種類の暴力（性的暴力、家庭内の虐待、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを含む）の発生から女性を保護するための現行法制

②これらの暴力を根絶するためにとられたその他の措置

③暴行又は虐待の犠牲者である女性のための支援サービスの存在

④女性に対するあらゆる種類の暴力の発生及び暴力の犠牲者となった女性に関する統計データ

1992 年に出された一般勧告第 19 号では、条約の第 1 条の女性に対する差別の定義として、「性に基づく暴力、すなわち女性であることを理由として女性に対して向けられる暴力又は女性に対して過度に影響を及ぼす暴力を含む」とした。そして、締約国が女性に対する暴力から女性を保護するために必要な立法的措置などをとることを勧告した。

法的枠組みに関して締結国に以下のことを勧告した。

①家族による暴力及び虐待、レイプ、性的暴行及びその他のジェンダーに基づく暴力に対する法律が、すべての女性に適切な保護を与え、女性の保全と尊厳を尊重するように確保するべきである（パラグラフ 24（ｂ））。

②ジェンダーに基づく暴力に対して、女性に効果的な保護を与えるために必要なすべての立法及びその他の措置をとるべきである。それには、刑事罰による制裁や民事的救済保障の提供を含む、女性をあらゆる種類の暴力から保護するための効果的な措置が含まれる（パラグラフ 24（ｔ））。

５、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言

1993 年の国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された[12]。女性に対する暴力撤廃宣言は、ＤＶを「ジェンダーに基づく暴力」と位置づけるとともに「女性に対する暴力は、男性が女性を支配および差別し、女性の完全な発展を妨げる結果となっ

[12]日本婦人団体連合会編『女性白書 2009－女子差別撤廃条約 30 年』（ほるぷ出版、2009 年）28-32 頁。

た男女間の不平等な力関係を歴史的に明らかに示すもの」であり、「女性が男性に比べて従属的な地位に置くことを余儀なくする重大な社会機構のひとつ」だと明快に指摘する[13]。

よって文化伝統上男女不平等に基づく性別の暴力を積極的に解決するため、宣言の第２条で明確に性別の暴力を指摘している。内容は次の通りである。

①家庭内における女性に対する暴力行為

②一般社会における女性に対する身体的、精神的及び心理的暴力

③国家が非常事態に陥った時、例えば軍事衝突の最中女性に対して発生する性侵害又は女性を脅かし、脅迫によって自由を奪うなどの行為[14]

女性に対する暴力行為は個人、団体、企業又は公共機関のいずれが引き起こしたかに関わらず、政府は一切の侵害行為を予防する措置を取る責任がある。暴力行為を調査し、加害者に適切な罰を与え、且つ被害者に賠償を提供しなければならない。

６、北京行動綱領

1995 年 9 月 4 日から 15 日まで北京で開かれた第４回世界女性会議において採択された北京行動綱領では、各政府に以下のことを求めている。

①被害者に加えられた不当な行為を処罰し、及び被害者を救済するために、国内法のなかに刑事、民事、労働、および行政上の制裁を盛り込み、それらを強化すること

②暴力防止と加害者の訴追を強調しながら、女性に対する暴力の根絶に向けての実効性を確保するための法の制定、履行、見直しを行うこと

③暴力にさらされている女性の保護、被害者への補償・賠償、および被害者の回復を含む、公正かつ実行的な救済へのアクセス、および加害者の更生を確保するための措置を講ずること[15]

上記のように連合国は戦後、基本的人権及び自由の尊重を信念とし、長きに渡って「世界人権宣言」、「社会権規約」及び「自由権規約」という「国際人権章典」と称される３つの重要な人権文書を制定した。締約国は「国際人権章典」に規定された人権基準を遵守す

[13]戒能民江『DV 防止とこれからの被害当事者支援』（ミネルヴァ書房、2006 年)73 頁。

[14]丁雁琪「反 DV の地元活動及び世界との連結」『応用心理研究』第 32 期(2006 年 12 月） 90 頁。

[15]渡辺二葉「デート DV と DV 防止法」『グローカル』第 12 号(2013 年)5-6 頁。

る努力が要請されたが、台湾は国際政治の影響を受け、国際組織や人権条約の締結に参加することはできなかった。国際組織に参加できず、人権条約に関する監督の目もなく、また戦後一般民衆は日々の生活に追われ、人権意識などという考えすらなく、知識もなかった。そのため台湾政府にとっても長きに渡り人権議題は優先的に取り扱うテーマではなかった。しかし国内の経済の発展や民主化の勢いで人権意識の高まりを受け、台湾政府も国際人権議題に目を背けることはできなくなり、国内の人権意識を国際人権条約の水準まで押し上げる決心をし、国際人権規約を国内法化することを試みるようになった。次の第２節では台湾における国際人権組織及び活動の進展を紹介する。

第２節　台湾における女性の人権条約の進展

１、国際連合

台湾における国際人権条約の進展を述べる前に、まず台湾の国際法的地位について述べる必要がある。中華民国国民政府の最高指導者であった蒋介石が勝ち取ったはずであった国連常任理事国の一員としての地位を、1971 年の国連総会の決議により失い、中華民国は国連から脱退し、その後も国連に復帰することができないでいる。そのため他の国際機構にも加入することができず、多国間の国際条約に加盟、締約することも困難な状況が続いているのである。蒋介石率いる中華民国国民政府が国連の成立に如何にして関わり、そして脱退し現在のような状況に至ったかを説明する。

1943 年 10 月、米、英、ソの３ヵ国の外相はモスクワにて会談を行い、戦後の世界の安全に関する諸問題について討論した。その会談において、コーデル・ハル米国国務長官は中華民国が参加することを提案し、1943 年 10 月 30 日、米、英、ソ、中（中華民国、即ち台湾）の 4 ヵ国で「モスクワ宣言」に共同で署名した。これはルーズベルト大統領及びハル国務長官が、アジアにおいて中華民国が平和と安定に重要な役割を果たすよう期待し、米、英、ソ、中の 4 ヵ国で「四人の警察官」として世界の安全を維持しようとする狙いがあり、又米国の戦争指導者の間で、第二次世界大戦が日本が述べたような白人とアジア人

の間の所謂「人種戦争」ではないことをアピールする必要性が認められていたためであった[16]。

しかし同時に、中華民国最高指導者であった蒋介石も早期にそのような機構を成立させることを強く望んでおり、米、英、ソがそれに関わるならば中国も平等な地位で関与すべきと考えていた。そのため、ルーズベルト大統領とコーデル·ハル米国国務長官の中国への配慮に感謝すると共に「東方人民の代表が会議に参加しなければ、世界の半分の人口にとって、その会議の意義が失われることになる」と強調した。事実蒋介石は東方人民全体の利益に着目し、人種の平等を永久平和の要素の１つと述べている。

このモスクワ宣言の中で「戦後できるだけ早い機会に一般的国際機構を設置する必要」が認められ、その機構は「平和と安全の維持のため、全ての平和愛好国の主権平等を基礎とし、これらの諸国は、国の大小を問わず加盟できる」との原則が示された[17]。

そして 1944 年 8 月 21 日から 10 月 7 日までワシントン郊外のダンバートン・オークス邸において米、英、ソ、中の４ヵ国の代表が集まり、世界安全保障を確立するための新国際組織の憲章を起草するためのダンバートン・オークス会議が開催された。このダンバートン・オークス会議に参加するに当たり、蒋介石及び国民政府はアメリカ側の草案を入手し、国際安全平和機構問題に関する中華民国の主張要点を整理するなど、衆智を集め周到な準備を行った。

なぜならアメリカの立場とかけ離れてしまえば、中国の主張がどんなに現実を重視していようとも恐らく実現しないだろうと蒋介石及び国民政府は認識していたため、先にアメリカ側の草案を入手しその草案に沿って、中国の立場から補足もしくは修正を提案する必要があった。

しかも当時ソ連政府はまだ対日参戦しておらず、日本と交戦中の中国と国際会議の場において同席することを不適当と見なし、ソ連と中国を引き離す形で第 1 段階の会議は米、英、ソ間、第２段階は米、英、中と２段階に分けて行われ、中国が米、英、ソと一緒に会談に参加することができないため、米、英、ソ間で一度決定してしまうと中国が意思表示の機会を失い対応できなくなるおそれがあった。よって、米、英両国の草案を照らし合わ

[16]佐々木豊「第二世界大戦中の連合国の戦後処理構想― 『リベラルな国際主義』に基づく戦後秩序の制度設計とその遺産 ―」『研究論叢』第 85 号（2015 年）5 頁。
[17]香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、工手治之『国際法概要』（有斐閣双書、1994 年）104-106 頁。

せて中国側の主張を先に覚書の形で米、英に送付する必要があった。会議に向けて、中国代表団の基本方針は以下の４点に定められた。

①中国の主な目的は会議を成功させ、４ヵ国が国際平和安全機構案を提出すること、現時点で解決できない問題に関しては固執しない

②中国の４強の一員としての国際的地位は必ず維持させる

③ソ連と同時に会談できないが、何らかの方法でソ連側と連絡を取る

④アメリカが内政上の問題から、会談内容を秘密にしようとしているため、中国側も慎重に対応する

米、英、ソによる第１段階の会議は９月 28 日に終了し、翌日から米、英、中による第２段階の会議が始まり、米、英、ソの３国がまとめた「一般的国際機構設立建議書」を基に交渉が行われた。交渉の結果、様々な意見の相違が見られたが、米、英、ソ３国による「一般的国際機構設立建議書」に米、英、ソ３国首席代表が署名し、10 月９日正午に米、英、中、ソ４ヵ国の首都で同時発表された。蔣介石は米、英、ソの建議書と中国の主張とを比較し、米、英、ソの建議書に２つの欠点があると指摘した。①「侵略」の定義が明確にされなかった点、②安保理表決の手続が定められなかった点の２点である。その他にも信託統治の問題、一般植民地制度の前途に関する問題などに言及されておらず、不満が残った。

しかしダンバートン・オークス会議において最大の外交成果は、中国が４大国の一員として認められ、米、英、ソの３国と同等な地位を得ることができた点で、それこそが国民政府の真の目的であった。

この会議で採択された提案は「ダンバートン・オークス提案」といわれ、新しい国際機構の「目的」と「原則」が示された。これはサンフランシスコ会議で採択された国連憲章のもととなった[18]。

1945 年４月 25 日に米、英、ソ、中など４ヵ国を含む 50 余りの国々が参加しサンフランシスコ会議が開催されたが、この会議に参加するにあたり、蔣介石と毛沢東との間で代表団メンバーをめぐり激しい攻防が繰り広げられた。周恩来は「国民党がサンフランシスコ会議代表団メンバーを独占するのは、不公平だ」と主張し、ソ連側も蔣介石に圧力をかけていた。蔣介石はこれらの要求を拒否していたが、ルーズベルトからの「共産党や他の政党を受け入れた方が、良い印象が生じる」という提案を受け入れ、10 人の中国代表団メンバーの内１人を共産党代表として派遣したが、これはルーズベルトの圧力によるものであ

[18]佐々木豊『前掲論文』4-6 頁。

った。共産党代表を受け入れることは、蒋介石にとって不本意であったが、ルーズベルトと国際社会に国民政府が民主主義であるという印象を与えた方が得策と考え不要な摩擦を避けたのであった。このサンフランシスコ会議では「ダンバートン・オークス提案」を元にしつつ、世界の平和と安全を守る新国際組織の役割や機能をめぐって激しい討論が行われた。とりわけ、中南米諸国が主張する安全保障理事会が機能しない場合による個々の国家の自衛権行使の問題、ダンバートン・オークス会議で言及されなかった信託統治制度、常任理事国拒否権の問題は激しい議論が交わされた。しかし紆余曲折を経つつも会期中に何とか妥協点を見出し、同年６月 26 日に中華民国代表顧維鈞を始めとする全参加国の代表が国際連合憲章に署名し、10 月 24 日に発効するに至り、ついに中華民国は米、英、ソなどと並び仏を含む国連安全保障理事会の常任理事国となり、５大国の一員としての地位を手にした。早期に国連を成立させ、世界平和を実現することを主張してきた中華民国国民政府の最高指導者であった蒋介石及び彼をサポートする顧維鈞、宋子文、王世杰など優秀な外交家らの努力が実を結び勝ち取った国際的地位であった[19]。

しかし、その後中国国内の情勢は非常に不安定になった。

1946 年から 1949 年にわたる内戦で蒋介石を始めとする国民党は毛沢東が率いた共産党に敗北し、中国大陸の支配権を失い、中華民國政府は台湾へ移転した。中国大陸の支配を勝ち取った共産党は 1949 年 10 月 1 日中華人民共和國[20]を樹立した。双方ともに中国を代表する唯一の正統政府という原則を強調し、国際社会での承認を求めようとした[21]。

1949 年 11 月 15 日中華人民共和國周恩來外相は国連事務総長トリグブ・ハルブダン・リーと国連総会議長ロムロに電報を送り、「中華人民共和国中央人民政府こそが、中華人民共和国の全人民を代表する唯一の合法的政府」であることを強調し、中華民國政府が「中国人民を代表する如何なる法律上及び事実上の根拠も失った」ため、国連における「中国代表団」のすべての権利を直ちに取り消すよう求めた[22]。

---

[19]段瑞聡「蔣介石と国連の成立：ダンバートン･オークスからサンフランシスコへ」『中国研究』第６号(2013 月 31 日）17 頁、25-47 頁。

[20]中国革命の成功により 1949 年 10 月 1 日、毛沢東を主席として成立。中国共産党の指導の下で、土地改革、農業の集団化、数次の５か年計画などを遂行し、文化大革命による混乱を克服して「４つの近代化」を掲げ、社会主義国家建設を目指している。

[21]張紹鐸「国連における中国代表権問題―米･台･中の対アフリカ外交を事例に」『北東アジア研究』第 11 号(2006 年 3 月)63－67 頁。

[22]段瑞聡「1950－60 年代中国とアフリカ関係における台湾要因―『二つの中国』と中国代表問題を中心に」『中国研究』第 7 号(2014 年 3 月 31 日）92 頁。

しかしそれは中華人民共和国人民政府が決められる問題ではなく、国連に提出した上で安全保障理事会、又は総会の表決により解決するルールになっている。よって国連における中国代表権をめぐり、中華人民共和国と中華民国は激しい外交戦に突入し、とりわけ双方は植民地解放が進み、新興国が次々と誕生し国連に加盟してきたアフリカ諸国に着目した。

なぜなら 1961 年年末の時点で、アフリカでは 29 ヵ国が独立し国連総会で約３割を占めるまでになり中国代表権問題の表決結果に重要な役割を果たすことになったからである。

そこで新興アフリカ諸国の支持を求めようと、中華民国政府は 1949 年以来、台湾で農地改革を推進し発展させてきた実績を踏まえ、アフリカ諸国に農業技術援助を展開した。しかし台湾自身の経済力によって援助を大規模に展開する能力は不十分だったため、「ソ連以上に好戦的な赤い中国」を警戒し、封じ込め政策を取っていた米国のアイゼンハワー政権を頼り財政支援を受け、アフリカ諸国へ農業援助隊を派遣した。その結果、1950 年から 1960 年にかけて国府は、大多数の国連加盟国の支持を獲得し、「中華民國代表を総会から排除し、中華人民共和国代表を総会に出席させる如何なる提案の審議も延期する」という棚上げ案で議席を守っていた。

だが、毛沢東ら中国はアフリカ諸国に対して技術援助はもちろんのこと、資金、物資等様々な経済援助を提供し追い上げを始めた。特に 1958 年から 1963 年にかけての６年間の「大躍進運動」のもたらした経済危機に直面し中国大陸で 1700 万人もの餓死者を出しながらも、「国際的な義務」として資金、物資、技術等の支援を続け、徐々にアフリカでの影響力を増加していった。

そして中華人民共和国と国交を樹立する国家が増えるにつれ、国連における中国の合法的権利の回復を支持する国が増えてきた。1961 年第 16 回国連総会においては９ヵ国が中国の代表権の回復を支持するのみであったのが、1965 年第 20 回国連総会においては、中国の代表権の回復を支持するアフリカの国が 18 ヵ国に達するまでになった。

確かに自国の能力以上の規模でアフリカ諸国への援助を続け、第三世界外交を促進してきたことは間違いないが、当時強大な国力を誇っていた米国は、中華民国政府と連携し様々な支援を行い大多数の国連加盟国の支持を獲得し国連における中華民国政府の議席を維持していたはずである。特に米国は、1949 年以来中国を警戒し一貫して国際社会での中国の影響力を低下させようとし、1960 年代に至ってはアフリカ諸国に外交圧力を掛け続け中国との国交樹立を阻止しようとしていた。それにも関わらず、結果として新興アフ

リカ諸国による中国承認を阻止することができなかった。なぜ中国側は劣位を反転させることができたのか。それには次の３つの要素が大きく影響している。

①1963 年 12 月 14 日から翌年の３月３日にかけて周恩来総理と陳毅副総理兼外相一行はアフリカ、ヨーロッパ、アジアの 14 カ国を訪問し中国への支持を拡大した。

②1964 年１月 27 日に中国はフランスと国交を樹立した。西側大国のフランスとの国交樹立はアフリカ諸国に対し、政治大国としての地位をアピールでき、中華民国の国際地位に激しい打撃を加えた。

③1964 年 10 月 16 日中国は核実験を成功させ、核保有国となった[23]。

以上３点から中国は大国としての地位を世界に誇示することに成功し勢力を一気に伸ばした。

1961 年１月に発足したケネディ政権も、中国代表権問題について「審議棚上げ案」では台湾の議席を保持することは難しいと「二重代表方式」を模索し、中華民国政府の国連残留を試みるようになった。国務長官ラスクも在米大使の葉公超に「国連の加盟国としてとどまる」よう通告している。つまり国連で「中華民国政府は別個の議席を維持する」と認められることによって国連議席を確保すべきであり、これにより中国に国連加盟を自ら拒否するよう仕向けることができるというものであった。しかし、このラスクの提案は中国の国連加盟を阻止するとの言辞で「２つの中国」の受け入れを迫るものであり、蒋介石は「漢賊並び立たず」中華民国政府こそが中国における唯一の正統政府と主張し強く反発し、ケネディ政権に対し不安と疑念を抱くようになった[24]。

更に４月にソ連がモンゴルとモーリタニアの国連同時加盟を提案したことによって、中国代表権をめぐる米台関係はますます複雑化した。

国民党政府の立場では、モンゴルは中華民国の領土の一部であり、モンゴル加盟案を審議する安保理では拒否権を当然行使すべきものであったのに対し、ケネディはモンゴル加盟案への拒否権行使は、同時加盟案であるためモーリタニアの加盟をも阻止することになり、アフリカ諸国の反発を招き、それが中国代表権問題での投票に影響することを恐れモンゴル政府承認と国連加盟支持に動いていた。中国代表権問題のために台湾はモンゴル加盟で譲歩すべきという立場であったため、台湾側の米国に対する不信感が増大した。

---

[23]張紹鐸『前掲論文』64-77 頁。

[24]竹内孝之「台湾の国際参加」『台湾総合研究Ⅱ－民主化後の政治－』調査研究報告書(2008 年)113 頁。

蒋介石は、モンゴル加盟案が「ソ連の脅迫」であり拒否権を行使すれば中国代表権問題に影響を与えるということは理解していたが、中華民国としての正統性の原則に関わる問題であり蒋介石ですら踏み込むことのできない領域であったため方針変更は容易ではなかった。米国からの強い圧力にも関わらず蒋介石は拒否権行使を譲らなかったため、ケネディは蒋介石の面子を立てて、CIA のチャンネルを通じて交渉し以下の３点を保証した。

①米国はモンゴル加盟案に投票しない

②ケネディが中国の国連加盟に反対する公式声明を発表する

③ケネディの「個人的保証」を蒋介石に与える

「ケネディの保証」とは、米国の拒否権が必要で且つ中国の国連加盟を阻止するのに有効であれば米国は拒否権を行使するというもので、これを得た蒋介石は矛を収めモンゴル加盟案で拒否権を行使しなかった。つまり蒋介石は、モンゴル加盟案での自らの拒否権と引き換えに中国加盟申請時の米国の拒否権を得て、ケネディ政権の政策変更による中国加盟の可能性の１つを消し去ったのである。

「２つの中国」政策の可能性を模索していたケネディ政権だが、アイゼンハワー政権同様の政策の継続を余儀なくされることになり、それはその後米国自身の政策変更による中国代表権交代までの間とは言え、対外情勢の悪化の中で曲がりなりにも十余年間も継続させる起点となった[25]。

1960 年代はそうしたことから「２つの中国」又は「一台一中」への米国の政策転換は起きず、中国も 1966 年に勃発した文化大革命により大幅にイメージダウンし国際的な孤立状態に陥っていたため、台湾海峡の相対的安定が継続することになった。

しかし 1969 年にニクソン政権が誕生し、中華民国を取り巻く状況は一転した。

ニクソンとキッシンジャーは、対中政策、中ソ関係を検討し対外戦略の見直しを始め、同時期毛沢東も国境紛争に至るほど悪化した中ソ関係とソ連の軍事力に脅威を感じ、ソ連への対抗のために対米緊張緩和の道を辿り始めたからである。

こうした米中接近の中 1970 年、国連総会での表決で「アルバニア案」に対する賛成票は反対票を２票上回り、中国代表権の転換の兆しを示し始め、それに衝撃を受けた中華民国政府は「２つの中国」案に反対したものの、結局国連での議席を優先する政策を取った。にもかかわらず米国は安保理事会での議席を北京に与えるという「複合二重制」案を提出

[25]前田直樹「国連中国代表権をめぐる米台関係―ケネディ政権と蒋介石政権」『廣島法学』第 33 巻 2 号(2009 年)108－118 頁。

し、蒋介石らを失望させたが、中華民国政府は譲歩に譲歩を重ね厳しい条件を受け入れた。しかし 1971 年７月にニクソンが翌年 1972 年に訪中することを電撃的に発表したことから、ついに 1971 年 9 月 21 日に開かれた第 26 回国連総会において、アルバニアなど 23 ヵ国が、国連における中華人民共和国の合法的権利を回復し、中華民国を追放する議案を提出し[26]、同年 10 月 25 日国連総会で第 2758 号決議（アルバニア案決議）により中国代表権が中華民国政府から中華人民共和国に移り中華民国の国連追放が決定した。このアルバニア決議は全ての国連関連組織から中華民国政府を排除することも求めていたため、多くの国連関連組織において中華民国政府は中国代表権を失い排除され、その後国連及びその専門機関が主導する各会議、システム、規約に参加することができなくなってしまい、今日の国際的な孤立に至った[27]。

２、世界人権宣言及び国際人権規約

上記で述べたように中華民国は第２次世界大戦末期において米、英、ソと共に力を合わせて国際連合を成立させた。1946 年１月 10 日第１回国連総会が英国のロンドンで開催され、中華民国は顧維鈞、傅秉常、錢泰及び張彭春を派遣し会議に参加し、張彭春が経済社会理事会の中華民国代表に任命された。経済社会理事会とは、総会や安全保障理事会など並ぶ国連の主要機関の１つであり、人権及び基本的自由に関する勧告権限がある。

1946 年２月 16 日経済社会理事会は、その補助機関として国連人権委員会を設立し、人権に関する国際的な宣言の起草に着手した。人権委員会は、政治的、文化的、宗教的背景を異にする 18 ヶ国の代表によって構成され、初代委員長には米国代表で故ルーズベルト大統領夫人のエリノア･ルーズベルトが、副委員長は中華民国代表の張彭春が就任した。

そして 1948 年 12 月 10 日の第３回国連総会において「人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものである」と明示し、「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」（全文）として、世界人権宣言を採択した[28]。

同宣言は、いわゆる「国家からの自由」に基づく自由権並びに「国家による自由」を表す社会権を定めており、国際機構並びに加盟諸国に国際的な人権基準を提示する重要な役

[26]段瑞聡『前掲論文』111－112 頁。
[27]黄昭元「台湾及び国際人権条約」『新世紀智庫論壇』第 4 期（1998 年 11 月）43-45 頁。
[28]廖福特「国際人権の基準―比較分析および台湾からの見方」『東海大学法学研究』第 17 期（2002 年 12 月）177 頁。

割を果たしているが、「宣言」自体は国連総会決議として採択された文書であり、国際法上法的拘束力のある条約ではない。そこで宣言を条約化し人権の尊重及び擁護を促進するため 1966 年の第 21 回国連総会において、３条約（社会権規約、自由権規約、同規約選択議定書、総称「国際人権規約」）が全会一致で採択された[29]。自由権規約は、身体の自由と安全、移動・居住の自由、思想・良心・表現の自由、婚姻の自由、参政権、少数民族の権利など伝統的な自由権的基本権を保障しており、社会権規約と異なり締約国が即時これらの権利を尊重し確保することを求めている。

又同規約の第 40 条に国家報告制度を定めており、自由権規約「人権委員会」が設置され締約国が提出する報告を検討している。自由権規約の第１選択議定書は、同じく 1966 年に採択され、1976 年に効力を生じ、自由権規約の義務不履行に対し「個人通報制度」を設け、規約に定める権利が侵害されたと主張する個人が直接規約人権委員会に通報することを認めている。このように自由権とは、個人の活動に国家や公権力が干渉しないこと、国家が行為しないことによって実現するという共通の特徴を持っている。それに対し、社会権規約は、労働、社会保障、身体的･精神的健康、教育の権利など社会権的基本権を保障しており、国家が積極的に行為することによって、はじめて実現するのが社会権の共通の特徴である[30]。

中華民国は 1967 年 10 月 25 日に社会権規約、自由権規約の両規約及び自由権規約の第１選択議定書に署名したが、当時はまだ批准されておらず、その後 1971 年 10 月 26 日国連総会で、第 2758 号決議（アルバニア案決議）により台湾は国際連合から除外されてしまったので両規約を含む全ての条約が無効となってしまった。

その後も国連に復帰することができず、主要な国際組織からも追放され多国間の国際条約に加盟・締約することも困難な状況が続いている。

このような状況を打破するため、蒋介石亡き後の蒋経国、李登輝、陳水扁と歴代政権は長年、国際社会における台湾の位置づけを一定の許容範囲内で明らかにしようと努めてきた。その結果 2000 年以降「非国家の特殊実体」という特殊な地位をもって、WTO、APEC などの多国間国際組織に正式に参加することができるようになった。

近年台湾は経済発展を重ね、更に様々なレベルにおいて国際社会に復帰したいと考えるようになり、特に人権保障レベルにおいて、台湾の加盟できない国際人権規約を台湾で国

[29]園田明子「国連文書にみる人権概念：普遍性と多様性」『関西学院大学人権研究』第 14 号（2010 年 3 月）2-5 頁。
[30]畑博行、水上千之『前掲書』37 頁。

内法化し[31]、台湾における人権保障基準を国際レベルまで引き上げようと試み、2009 年 3 月 31 日立法院第 7 屆第 3 會期第 6 次會議において、「社会権規約」と「自由権規約」の議案を通過させ、馬英九総統は「社会権規約」と「自由権規約」に署名した。しかし上述の通り台湾は特別の国際状態にあることから、「社会権規約」と「自由権規約」の「批准書」はそれぞれ国際連合事務総長に寄託することができず締約の手続が完成しないので一般的に条約を署名した後、又は条約批准とほぼ同時に国内法の整備を行うという流れを採ることもできず、国内法との関係が争議となった。

中華民国憲法第 141 条は、「中華民国の外交は、独立自主の精神、平等互恵の原則に基づき、親睦の厚い国交を行い、条約及び国連憲章を尊重し、以て海外居住国民の権益を保護し、国際協力を促進し、国際正義を提唱して世界の平和を確保しなければならない。」と述べている。また、司法院大法官會議釋字第 329 号解釈理由書は、「憲法上、条約というのは、中華民国が他の国又は国際組織との国際書面協定を締結することである。例えば、条約、公約又は協定とは、直接に国家の重要な事項又は人民の権利に関し、法律上の効力があるものである。批准された条約、公約又は協定は、立法院に送って審議し、可決されなければならない。ただし例外として、他の国際書面協定は、法律の授権又は立法院の承諾を受ける、又は、内容が国内法律と同じもの以外も立法院に送って審議し、可決されなければならない」と述べている。

台湾政府は、この問題を解決するため 2009 年 4 月 22 日「社会権規約及び自由権規約施行法（以下両規約施行法と称する）」を公布し、同年 12 月 10 日に施行した。この施行法第２条に「両規約が定めた人権保障の規定は、国内法と同じ効力を有する」と定め、第８条に「各級政府機関は両規約に定める内容により、所管する法令及び行政措置を検討し、両規約の規定に一致しない場合、本法施行後２年以内に、法令の制定・改正・廃止及び行政措置の改善などを完成する」とした。したがって、「社会権規約」と「自由権規約」で定められる人権保障の規定は、国内法律の効力を有するとされ、上記の国際人権条約施行法において国際人権条約を包括的に受け入れ、国内の法律、国内の法源になる。即ち個々の裁判事件において実質的に国際人権条約を根拠とすることができ台湾における人権保障基準が国際レベルと同様になるのである。

[31]蔡秀卿「台湾における国際人権条約の国内法化」『政策科学』第 25 号（2018 年 3 月）242 頁。

しかし、台湾は国際連合から追放されてしまって特殊な国際状態にあることから他の条約締約国と同様に国際連合人権理事会及び社会権規約委員会への国家報告を行うことができない。そこで両規約施行法第６条に「政府は両規約の規定により、人権報告制度を設けなければならない」と定め、国際人権専門家を台湾に招き台北にて人権審査を実施し、人権の国際基準の実効性を担保する制度を整備した[32]。

2012 年４月 20 日に最初の国家人権報告を発表し、2013 年２月 25 日台北にて国際審査会議が行われた。2016 年４月 25 日の第２回国際人権報告は、国際人権専門家が最初の報告で取り上げた「結論性意見」の執行情況について説明を行い、2017 年１月 16 日に国際審査会議を開いた。このように４年に１回国家報告の提出を行い、国内における人権向上を促進するよう努めている。

３、女子差別撤廃条約

台湾政府は経済的・社会的・文化的・市民的及び政治的権利について男女平等の原則により差別なく女性の権利を促進するため、2007 年 1 月 5 日立法院で、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の議案が通過させ、陳水扁総統は同年 2 月 9 日「女子差別撤廃条約」に署名した。「女子差別撤廃条約」の「批准書」も国際連合事務総長に寄託することができず、締約の手続が完成しないため、台湾政府は、両規約施行法を制定した経験に基づき、2011 年 5 月 20 日「女子差別撤廃条約施行法」を通過させ、2012 年 1 月 1 日施行した。

この施行法第２条に「条約が定めた性に関わる人権の保障及び平等を促進する規定は、国内法と同じ効力を有する」と定め、第８条に「各級政府機関は規約に定める内容により、所管する法令及び行政措置を検討し、条約の規定に一致しない場合、本法施行後３年以内に、法令の制定・改正・廃止及び行政措置の改善などを完成する」とした。したがって「女子差別撤廃条約」は、台湾において、男女性別の平等を促進、女性に対する差別を撤廃、女性人権の発展を健全化する法律根拠となった[33]。

政府は女子差別撤廃条約施行法の施行後、積極的にキャンペーンを行い、国内法規及び国家報告の完成を検討してきた。施行法第８条の規定及びその中の附帯決議（二）により、各政府機関は施行後３年以内に法規及び行政措置の検視と修正を完成させなければなら

[32]蔡秀卿『前掲論文』242－245 頁。
[33]蔡秀卿『前掲論文』242－244 頁。

ない。そして女子差別撤廃条約を確実に施行するため、第６条に「政府は定期的にその執行成果を検討し、４年毎に国家報告を提出した上で国連又は締約国の専門家、学者を招き、その国家報告を審査し、政府はその審査結果に基づき、引き続き改善に努めなければならない」と定めた。

又同施行法第４条では各級政府は条約の趣旨により権限行使をし性別差別を撤廃し性別上の平等の実現を積極的に推進しなければならないとされ、各級政府に女子人権保障の責務が課せられ[34]、行政院は 2012 年 6 月 21 日「男女性別平等－女子差別撤廃条約を確実に行う計画」を公表し、各政府機関の法規及び行政措置を検視し、法規の内容が直接又は間接的に男女差別の状態があるかどうか、又確実に女子差別撤廃条約の内容に沿って実施されているかの判断を行った。

各政府機関の積極的協力の下、2012 年 10 月から 2013 年 12 月までに段階的に法律及び自治体の条例計 2,248 件、命令又は自治体の規則計 8,458 件及び行政措置 22,451 件、合計 33,157 件の法規及び及行政措置を検視した。

疑わしい法規及び及行政措置に対しては、行政院の女子差別撤廃条約審査委員会の審査にかけ、女子差別撤廃条約に違反している場合は、2014 年までに修正を行った。不適格となったのは計 228 件あり、例えば家庭教育法第 14 条の未成年の妊娠した女子に対し計４時間以上の家庭教育課程を受講させる規定や、女性警察官が海外研修を望む場合は身長が 165㎝以上なければならないといった規定、軍事学校在学時に妊娠した学生に対し「体格に変化が生じた」という理由で退学処分となる規定、警察、消防及び移民機関で勤務する女性職員の夏季の制服はミニスカートとする規定などいずれも男性に対しては行わない規定などが不適格となった。

台湾は 2009 年に最初の国家報告を提出し、２回目の国家報告も 2013 年に完成し提出している。報告の中で、2009 年から 2012 年に至るまでの間に台湾でジェンダーフリーに関わるシステム及び法規を確立し、政治上の取り組み及び公共政策への参与、国際組織への参与、人身安全、教育、就業、健康、福祉、婚姻、法律など各方面に対し女性の人権を促進し、具体的な成果を上げてきた[35]。

2014 年 6 月 23 日から 26 日までの間、海外から女子差別撤廃条約に関わる専門家を台湾に招き審査及び発表会を行い、２回目の国家報告の内容について政府の代表及びＮＧＯ

[34]蔡秀卿『前掲論文』243 頁。
[35]女子差別撤廃条約-中華民国第 2 次国家報告（2013 年 12 月）（2018 年 2 月 6 日アクセス）
http://www.cedaw.org.tw/tw/en-global/download/index/1

団体とで、台湾における女性人権の進展に関し具体的な意見交流を行った[36]。その中で審査委員会は女性に対する性的暴力の問題を特に問題視した。それは家庭内暴力、性暴力、セクハラなどだが、特に年々増加している家庭内で女性が暴力に遭う事案であり、委員会がとりわけ重視したのが家庭内暴力で被害を受けた人に対して提供すべき保護措置が足りていない、裁判所が迅速に保護命令を発令していない点であった。衛生福利部の 2013 年から 2016 年までの家庭内暴力通報事案の統計によると、毎年通報件数は 11 万件を超え、中でも女性が被害者の事案が 72%を占めている。

親密関係(婚姻、離婚、同居関係を含む)で起こる暴力事案が 5 割を占め、87%の被害者が女性であり、家庭内で起こる暴力の主要な被害者は女性であることを表している。

家庭内暴力通報類型件数

年	婚姻、離婚、同居関係(%)	児童保護(%)	老人虐待(%)	その他(%)	合計
2013	60,916 (46.6%)	40,597 (31.0%)	3,624 (2.9%)	25,692 (19.6%)	130,829
2014	60,816 (53.1%)	22,140 (19.3%)	3,375 (2.9%)	28,278 (24.7%)	114,609
2015	61,947 (53.1%)	21,360 (18.3%)	5,971 (5.1%)	27,464 (23.5%)	116,742
2016	64,978 (55.3%)	16,198 (13.8%)	7,046 (6.0%)	29,328 (24.9%)	117,550

資料:衛生福祉部

審査委員会は上記の表が示す年々深刻度を増す女性に対する家庭内暴力の問題に対し、台湾政府に以下の改善点を勧告した[37]。

①家庭暴力防治法を徹底的に施行する。

②家庭内暴力一掃のために特定資源を配置する。

③家庭内暴力の現況を見直し、有効性のあるチャレンジングな政策を実施し、将来的な行動計画を提出する。

④保護命令を適時に発令する。

[36]行政院の性別平等会のホームページから得られる。(2018 年 2 月 23 日アクセス) http://www.gec.ey.gov.tw/

[37]女子差別撤廃条約-中華民国第 2 次国家報告審査委員会意見及び勧告。(2018 年 3 月 10 日アクセス) http://www.cedaw.org.tw/tw/en-global/download/index/1

その後、台湾は 2017 年 12 月に第３次国家報告を提出し、前回女子差別撤廃条約規範に符合せず不適格となった 228 件の法規又は行政措置のうち、2017 年８月までに 212 件の修正を行った。修正が完成していない法律及び自治条例（民法、刑法、優生保険法など）９件、命令及び自治体規則６件及び行政措置１件の合計 16 件については、第２次国家報告の中で審査委員会が特に注視した女性に対する家庭内暴力の議題であったため、台湾政府は以下の対応策を提出した。

①2015 年に「家庭暴力防治法」を修正し、嫌がらせ、経済的暴力、脅迫、マインドコントロールなどの行為を家庭内暴力の定義に入れ、家庭内暴力を目撃した子供及び 16 歳以上の同居していない親密関係にある暴力被害者を保護対象の範疇に入れた。

②そして被害者に対する保護措置も拡大し、保護命令の期限を２年とし延長は無期限にでき、保護命令の審査中尋問を受ける際は予め人員を同行させ、被害者のプライベートを保護する措置を求めることができるようにした。

③また国際結婚による家庭内暴力の被害者保護を強化するため、移民機関を防止ネットワークの一員に組み込むことにした。

④同年「家庭内暴力安全防護ネットワーク計画」を地方政府の実施すべき事項として定め、地方政府にある警察、社会福祉、衛生、教育などの機関を連携させ、毎月会議を行い、その中で危険度の高い又は致命的なリスクのある家庭内暴力事案を見直すことにした[38]。

このように女性の人権保障制度が有効に機能するためには、政府の迅速で適切な対応が不可欠であり、国内における履行措置の実効性の確保に引き続き努めなければならない。

台湾政府が家庭内暴力問題にどのように対峙していったのか、次の章で台湾における家庭暴力防治法の発展について紹介する。

[38]女子差別撤廃条約-中華民国第 2 次国家報告（2017 年 12 月）（2018 年 3 月 22 日アクセス）
http://www.cedaw.org.tw/tw/en-global/download/index/2

第　２　章

台湾における家庭暴力防治法の進展

家庭内で起こる暴力問題は前章で述べた通り、近年になって発生した新しい問題ではなく、長きに渡り国際社会の中に存在していたもので、近代になって女性の地位向上につれ、人権意識の高まりと共に女性が声を上げ始め表面化してきたに過ぎない。過去においては、男尊女卑の思想に支配され、男性が社会において絶対的な権利を有しており、女性や子供は男性の付属品や財産の一部に過ぎなかった。

家庭内で問題が起こり理性的に解決できない場合、結果として男性に暴力を振るわれ、肉体的又は精神的に傷つけられても、社会的地位の低かった女性はどうすることもできなかった。

又家庭内で起こった問題はその家族に任せるべきで、外部からの家庭への介入、とりわけ国家の公権力の介入は差し控えるべきであるという考え方が支配的であった。「法は家庭に入らず」の原則や、警察の「民事不介入」の原則なども、家庭の相対的独自性を反映している。それゆえ実際に、家庭内において妻への暴力が存在していても、「夫婦喧嘩は犬も喰わない」といわれ、単なる痴話喧嘩として扱われた。外部の者がいちいちその家庭内のやり方や方針に口出しすべきではないとされてきた。こうした家庭の相対的独自性に基づく密室性が家庭内における妻への暴力や虐待を外部からは見えにくく、接近し難いものにしてきた[39]。

本章では家庭内暴力の歴史を紹介し、その問題と原因を認識すると共に、台湾社会がどのように家庭内暴力と対峙し、婚姻暴力行為を犯罪化して家庭暴力防治法を法制化していったか、その過程を紹介する。

第１節　家庭内暴力の歴史

西洋又は東洋のいずれの文化であろうと男性を中心とした思考の下では女性や児童は独立した個体と見なされることはなく、夫、父親又は兄などの付属品であり家庭の中において主従関係は明確であった。

古代ギリシャやローマの時代でも、国は家長たちによって構成される共同体であり、法も家長たち相互の関係を規律するものであって、家長の家内支配には原則として介入

[39]夏刈康男・宮元和彦『児童虐待・DV－その事例と対応』(八千代出版、2004 年)165-168 頁。

しなかった。家は最も安全な避難所であるとされていたが故に家長の支配する家には何びとといえども無断で入ることはできなかった。家族は一つの団体であり、家庭構成員の生殺与奪の権利すらも家父長に握られていた。やがてキリスト教の影響を受け、中世から近世にかけて大家族は解体し、家父長と家庭構成員の間の支配関係にも変化が生じてきたが、夫の妻に対する優位は揺るがなかった。最も著名な例として古代英国の「親指の法則」がある。これは親指の太さを超えないムチであれば妻を殴打してもよいという法則である。19 世紀末法制度上では既に妻子に対する懲戒権は廃止されてはいたが、夫による妻子への暴力は依然として存在していて社会はそれを黙認していた。

同様に日本でも中世より所謂「家父長制」が始まり、明治時代では家父長による家制度が制度化された。明治民法において家制度が採用され、それは戸主と家庭構成員からなり、戸主は家父長権を持つ男性で家の代表であり、絶対的な権威と地位を有していた。家を統制し家庭構成員は戸主に服従した。家庭内の基本的な事柄は戸主又は夫婦の中の夫に統制が委ねられており、家族は国家と同様統制がとれた一つの社会の単位であった。伝統的な「法は家庭に入らず」の観念の影響により、もし父親又は夫が暴力によって家庭構成員を統治し又は家庭内の事柄を処理したとしても、国家の公権力は介入せず、その結果父親又は夫の家庭構成員に対する暴力行為を放任してきた[40]。

中国では唐朝において、唐律の規定により、男女の婚姻関係で夫の地位は西洋諸国と同様尊重され妻の地位は低かった。条文の中に男尊女卑及び不平等な法律関係が明確に表現されており、例えば夫が妻を殴打したり殺害したりしても減刑の対象となったが、反対に妻が夫を殴打または殺害した場合、刑が厳格化された。子が親に対し暴力を振るった場合は、刑が重くなるのに対し、反対に父母が子に暴力を振るったときは減刑された。

[40]床谷文雄「『法は家庭に入らず』の再考」『民商法雑誌』第 129 巻 4・5 号(2004 年 2 月) 466-468 頁。

そのような規定は一千年以上運用され、その後も伝統的な観念として中国又は台湾の社会に色濃く残り、家族において、夫は妻又は子を所属品とし、それぞれに対し処罰権を有していた[41]。

初期の台湾では、父親又は夫の家庭構成員に対する合法的な懲戒権を定める法律の規定はなかったが、父親又は夫の子又は妻に対する暴力行為は、民間では実質黙認され、酷いことに奨励までされてきた。父親又は夫の虐待又は暴力行為は合理的に「教育」や「教訓」又は「しつけ」と解釈され、一般の市民も家庭は私的領域であるため外部の人間は介入したがらず、往々にして家庭内のことと見做しあまり注意を引くことはなかった。たとえ法に訴えたとしても僅か一般の刑事傷害事案として処理されるのみで、特別の保護を与える法律はなかった。

1970 年代後半、ようやく国連を中心として父母の子に対する身体、精神、性及び経済への自由を侵害する行為を防止する活動が広がるようになるが、それまでは依然として父母は健全に子を成長させる過程の中で懲戒権を行使した。

80 年代に入ると、日本では「家庭内暴力」という言葉は、それまでの父親又は夫が家庭構成員へ振るう暴力行為から、思春期の子による両親に対する暴力行為を指すようになる。70 年代後半から 80 年代にかけて思春期の子どもが親に暴力を振るって親や祖父を殺す事件が相次いだ。1980 年に総理府が発表した「家庭内暴力に関する調査と研究」によると、家庭内における暴力の 80%が息子によるもので、被害者の 85%が母親であった。当時最も有名な事案が浪人中の息子が父母を金属バットで殺害した「金属バット殺人事件」であるが、この母親に対して向けられた子どもの暴力は社会問題化した。

1980 年代後期になると国連において「子ども権利条約」が採択され、批准国は子の最善の利益のために行動しなければならないと定めた規定を遵守しなければならなくなった。徐々に子どもの人権思想は重視されるようになり、これまで容認されてきた父母による子への行き過ぎた懲戒権又は虐待は全て人権侵害と見做され家庭内暴力の範囲に入るようになった。

しかし台湾は日本と異なり、親による子への「しつけ」と称した暴力行為は存在していたが、思春期の子による親への殺害事案や現象は見られなかったため、家庭内で発生

[41]陳惠馨「家庭暴力防治法の実施現況及び困難」第 6 回全国婦女国是会議(2001 年)。

する暴力問題といえば「男尊女卑」の思想の影響により、夫から妻に向けられるものが一般的であった。ただそれも家庭内の事と捉えられ、問題視されることはなかった。

1987 年 7 月 15 日に約 40 年間に渡って敷かれていた戒厳令が解除され、人民による集会や結社の権利が全面的に開放され、言論や思想の自由が進んだ。世界では既に 1979 年 12 月 18 日国連総会において「女子差別撤廃条約」が採択され、1981 年 9 月 3 日に発効しており、女性に対する差別は「性に基づく区別、排除又は制限」であり、「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他の如何なる分野においても」、女性が未婚･既婚を問わず、「男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と広範に定義された[42]。その差別の定義は、1992 年に女性差別撤廃委員会が第 11 回会期において発表した一般的勧告第 19 号では「性に基づく暴力、すなわち女性であることを理由として女性に対して向けられる暴力又は女性に対して過度に影響を及ぼす暴力を含む」とされたが、翌 1993 年の国連総会では女性に対する暴力撤廃宣言が採択され、ＤＶを「ジェンダーに基づく暴力」と明確に位置づけた。このような国際間の女性権利向上運動の発展に伴い、台湾国内でも婦女団体の呼びかけにより、婚姻暴力問題もようやく社会の注目を集めるようになる。1987 年 8 月学者劉可屏は「妻を虐待する問題」という論文を発表したが、それは婦女が夫から虐待を受ける原因や加害者と被害者の特性を分析した台湾学術上初の婚姻暴力をテーマとした論文であった。

1993 年 10 月 27 日に台湾社会を震撼させた妻による夫殺害事件、所謂「鄧如雯夫殺害事件」が発生した。婚姻暴力を受けた妻が、その暴力に耐え切れず加害者である夫を殺害するという台湾史上初のショッキングな事案で、これにより一気に婚姻暴力が注目を浴びるようになる。婦女団体は、反婚姻暴力運動及び様々な機関での座談会を行うという方法を通して、制度面での改革を図り婚姻暴力防止に関わる法規の制定を促した。しかしこの段階での家庭内暴力というのは、婚姻関係にある男女間の暴力が主で、一般的には夫がその配偶者に振るう暴力行為のことであった。

1996 年 7 月に現代婦女基金会は「家庭暴力法制定委員会」を成立し、米国の家庭内暴力のモデル法を基盤として、グアム島、ニュージーランドなどの家庭内暴力に関わる法律及び論文を参考にし、台湾の家庭内暴力法の草案を作った。この草案は家庭内暴力の

[42]園田明子『前掲論文』8 頁。

範囲を、それまでの配偶者間の暴力の他に、家庭内のその他の構成員間の暴力も含んでいる。

1998 年 6 月 24 日に「家庭暴力防治法」が施行され、「家庭内暴力」の定義が明文化された。「家庭暴力防治法」第２条第１号に、家庭内暴力とは、家庭構成員の間における身体、精神又は経済上における嫌がらせ、支配、脅迫及び他の不法的な侵害行為と定められた。又同法第３条に、家庭構成員の定義として、次にあげる各人員及びその未成年子を定めた。

①配偶者又は元配偶者

②現在又は過去に同居関係、家長と家族の関係又は家族間の関係を有する者

③現在又は過去に直系血族又は直系姻族である者

④現在又は過去に４親等内の傍系血族又は傍系姻族である者

このように家庭内暴力は、上記の身分の家庭構成員による家庭内で起こるすべての暴力行為を指す。配偶者・元配偶者からの暴力（ＤＶ)、親から子へ（児童虐待)、子から親へ（高齢者虐待)、長子から下の子へ（兄弟姉妹間の虐待)、孫から祖父母へ（高齢者虐待）といったものが考えられる。社会が複雑化する中、家庭内の家庭構成員間の役割も変化し、様々な種類の暴力が発生していることは否定できない。だが、台湾では毎年家庭内暴力案件に関する通報件数は 11 万件を超え、その中で親密関係における暴力(婚姻、離婚、同居関係を含む)の案件数は全体の通報件数の半数以上であり、家庭内で起こる様々な暴力の中で群を抜いている。

本節は増加の一途を辿る婚姻暴力の原因を重点的に分析し、政府機関がどのように家庭暴力防治法の法制化に繋げていったのか紹介する。

第２節　ＤＶの定義と原因

前節で述べた台湾の家庭暴力防治法だが、制定された当時は「親密な関係」という言葉はなく、適用範囲も配偶者か元配偶者、現在又は過去同居していた関係者のみが対象であった。しかし近年女性が同居関係にない交際相手から暴力を受ける事案が増加し、従来の法では保護命令などの保護措置を発令できず、救うことができなかった。そこで 2015 年２月４日に法改正が行われ、同法第 63 条の１に現在又はかつて親密関係にあった同居を

伴わないパートナーに暴力を受けた満 16 歳以上の被害者も適用対象に加えられた。この時初めて「親密な関係」という言葉が入り、同時に「親密な関係」の定義として「双方愛情を伴って交際している又は性行為を伴う関係を基礎とする」として同居の有無は必要条件ではなくなった。

それまでの「家庭内暴力」という枠組みでは家族(同居も含む)以外の「親密な関係」にある男性(恋人、男友達)などから暴力を振るわれている多くの女性達を救うことができなかった。そのため本節の家庭内暴力の定義と原因を分析するにあたり、この「家庭内暴力」という用語を用いるのは問題の本質を表す用語として違和感がある。

台湾では夫や恋人といった親密な関係にあるパートナーから受ける暴力は全て「家庭暴力」又は「婚姻暴力」という言葉を用いるが、それではあくまでも「家庭内の暴力」ということになってしまい、「妻に対する暴力行為」という意味は持つが、それ以外の様々な家庭間の暴力行為も含まれ、更には婚姻関係のない被害者は含まれないイメージを与えてしまう。日本でも「家庭内暴力」といった時、80 年代以降に社会問題化した思春期の子ども(息子)の親(母親)に対する暴力を連想する人も少なくない。よって本論文では夫や恋人といった親密な関係にあるパートナーから受ける暴力について、バタードウーマン運動の中から生まれてきたドメスティック・バイオレンスやその略称であるＤＶという用語を用いる。ではどのような社会的背景がありＤＶという言葉は生まれたのだろうか。

欧米では 1970 年代以後、第２波フェミニズム運動が起こり、人々のジェンダーへの関心が高まり、特に女性に対する暴力問題が人々の注目を浴びるようになった。第２波フェミニズム運動は、社会生活における家族の重要性を第１波フェミニズムより強調していて、家父長制的な近代家族だけを家族として承認するのではなく、家族の多様性を承認するように主張し、「家族」を「社会」の外に位置づけてきた従来の見方(公私分離規範)こそ、近代の社会における女性(や子ども)の無権利状態を正当化してきた主要なイデオロギーだったと主張した。そして女性への暴力を、男性が親密な関係にある女性を支配する手段とみなし、不均衡なジェンダー関係に根ざす社会構造を批判し、従来私的領域と考えられてきた夫婦間・恋人間の暴力を人権問題として位置づけ、「家族」の問題を「社会」と関連づけて論じた。女性の人権意識が高まるに従って、「女性の人権は人権である」という考え方が現れ、女性の「身体の自由」権を主張し、夫や恋人から暴力を受けた女性自身又は支援者を中心に女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みが起こった[43]。

[43]江原由美子「フェミニズムと家族」『社会学評論』第 64 巻第 4 号(2013 年)553-564 頁。

米国のフェミニスト団体のNOWは、殴打された女性の全国的なタスクフォースを形成し、社会の意識啓発とシェルター開設に力を入れ、被害女性のために様々な援助プログラムを立ち上げ、「殴打された女性たちの運動」(The Battered Women's Movement) を展開した[44]。その過程において、夫や恋人から女性に対する暴力を指す語に、従来使われていた「家庭内暴力(family violence)」 や「配偶者間暴力(spousal violence)」という「中立的な」言葉ではなく、自らの経験と問題意識を反映することばとして「ドメスティック・バイオレンス」ということばを選び、「ＤＶ」という用語は生まれた[45]。これより以降欧米や日本で夫や恋人、婚約者など親密で個人的な関係にある(あった)男性から振るわれる暴力を、構造的な性差別として再発見・再定義し、「自分たちの経験と問題意識を反映する言葉として」ドメスティック・バイオレンスという概念を、問題の本質を明確に示すために意識的に使うようになった[46]。

(1)定義

台湾の家庭暴力防治法で「家庭内暴力とは、家庭構成員の間(又は親密な関係にある男性から)で身体、精神又は経済上における嫌がらせ、支配、脅迫及びその他の不法的な侵害行為が行われること」と定められているが、国内外の学者はＤＶを以下のように定義付けている。

①学者 Straus et al.[47]は男性が親密な関係にある女性に対し、身体上に及ぼす攻撃行為を指すとしている。その方法は蹴る、殴る、打つ又は武器を使用した行為。

②学者 Dutton[48]は親密関係における一方が(通常は男性)、侵略的、攻撃的な行為をもう一方に(通常は女性)行うことを指すとしている。

---

[44]桑島薫「ドメスティック・バイオレンスを捉える人類学の視点」『くにたち人類学研究』第3巻(2008年5月) 50-52頁。

[45]松島京「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) という用語が持つ意味―先行研究からの考察―」『立命館産業社会論集』第36巻第1号(2000 年6月)141-142頁。

[46]戒能民江『前掲書』7頁。

[47]Murray A. Straus, Sociological Perspective on the Causes of Family Violence ,From Violence and the Family(Westview Press,1990). Murray A. Straus,”Social stress and marital violence in a national sample of American families,” Annals of the New York Academy of Sciences, Vol. 347(1980),pp.229-250. Murray Straus , Physical Violence in American Families: Risk Factors and Adaptations to Violence in 8,145 Families(Routledge, 1989).

[48]Dutton, Donald G, The domestic assault of women:Psychological and criminal justice perspectives (Boston : Allyn and Bacon,1995).

③学者周月清[49]は、ＤＶは虐待と暴力行為の一種で、婚姻関係にある又は同居している、現在親密関係にある又はかつて親密関係にあった者の間で発生した暴力又は虐待行為を指すとしている。その行為形態は押す、平手打ち、つねる、刺す、脅迫行為又は武器を用いて脅迫するなどで、身体上の虐待や暴力行為以外に言語又は非言語による威嚇、心理上及び情緒上の傷害又は相手をコントロールする行為などである。

このようにＤＶとは、夫や恋人という親密な関係にあるパートナーによる女性に対する暴力をさす[50]。「親密な関係」には法的婚姻関係や現在進行中の関係だけに限らず、夫・内縁の夫・別居中の夫・前夫・婚約者・元婚約者・付き合っている恋人又は以前付き合っていた恋人もその対象に含まれる。では、そもそも親密な関係とは何か。親密な関係性とは、互いの愛情という感情を基盤として形作られるものであると見なされている[51]。それにはまず性的関係があげられる。人が人と繋がりを持ち、親密な関係性を築いていくためには、性的な関係を外すことは難しく、性的な関係は親密な関係の象徴と見なされる。それは「挿入を伴うセックスだけが、『個人』と『個人』の間の最も『親密』な関係として特権化されるようなセクシュアリティの近代の措置」に起因する[52]。しかしその親密な関係性に暴力的な行為が存在するとは一体どういうことだろうか。相手を敬い慕う、相手を気遣う、愛しく思う感情から形作られるものが親密な関係であり、愛する（愛していた）相手に暴力を振るう行為は両者の愛情という感情から発生する恋愛関係（婚姻関係）において存在するものとは考えられない。しかし、こうした激しい暴力へとエスカレートするかもしれない暴力の芽を親密な関係性は孕んでいるのではないか。一体ＤＶは何故発生してしまうのか、又具体的にどのような暴力行為があるのか。

学者周月清が述べているように、ＤＶは、殴る、蹴るなど直接身体に危害を加える暴力以外にも、女性の言動や思考を萎縮させ、身体の安全や尊厳を脅かす行為も含まれる。例えば、言葉や身振りで暴力を振るうとほのめかすことで、女性に恐怖感や不安感を植え付け、人格を貶めたり、経済力などをかさに劣位な役割を押し付け、自由な言動を奪い、ま

[49]周玉清『ＤＶ－理論分析及び社會作業処置』（巨流図書会社、1995 年）
[50]松島京「親密な関係性における暴力性とジェンダー」『立命館産業社会論集』第 36 巻第４号（2001 年３月）77 頁。
[51]松島京『前掲論文』77 頁。
[52]戒能民江『前掲書』87-89 頁。

た望まない性行為を強要し、心身を深く傷つけるということである。以下暴力の類型を整理する[53]。

１、身体的暴力

どのような脅迫又は暴力行為か、武器を使用するか素手かは重要ではない。身体上の虐待が深刻な場合は往々にして被害女性は死に至るか重症を負ってしまうからだ。又身体による虐待は、往々にしてその他の虐待行為を併発する。多くの女性が死亡、又入院治療に至るケースが多発している。

２、心理的（精神的）暴力

侮辱する言動又は態度で女性の尊厳や自尊心を傷つける行為で、言葉による虐待は身体上に傷口を残さないが、その殺傷力は身体上の虐待に劣らない。知らず知らずのうちに女性を洗脳し、女性が自我を疑い始めるように仕向け、最終的には相手が自分を侮辱する内容を信じるようになってしまう。女性は身体上又は性虐待を受けた後、再び暴力を受ける不安になり、救助を求める術も知らず、その後引き続き起こる暴力から離れることができず、負のスパイラルに陥ってしまう。

３、性的暴力

双方の同意を得ずに行われた性行為又は尊厳を踏みにじる性接触、例えば相手を脅迫して行う性行為又は相手の意識が不明瞭で抵抗しがたい状況下で発生した性関係などをいう。性虐待の発生する比率は低くない。女性が婚姻関係にある伴侶から性侵害を受ける比率は他人に対してよりも高く、しかし多くの女性は告訴したり外部に助けを求めることを望まない。その原因は以下の通りである。

（１）夫に対し忠誠を誓うべきだと感じる

多くの夫から性虐待を受けた女性はこのような事実が発覚した場合、夫を裏切ると感じ、又夫を傷つけてしまうと考える。

（２）家庭のプライバシーは厳守するべきだと感じる

多くの人にとって家庭のプライバシーは、最も重要なものであり、よってこのような事実が発生してもプライバシーを優先してしまう。

[53]柯麗評、王佩玲、張錦麗『家庭内暴力理論政策及び実務』（巨流図書会社、2005 年）34-38 頁。

（3）自分が性虐待を受けた事実を受け入れることができない

自分の愛する人からこのような虐待を受けたことを受け入れることができず、非常に苦しむ。経済上独立することができず夫に依存する多くの女性にとって、告訴をすることは生活の質を下げ、苦しみ・状況が更に悪化するだけである。

（4）「女性の婚姻における役割」及び「婚姻に対する責任」に対する誤解

「妻の責任」は往々にして「性の義務」をも含むと誤解し、たとえしたくなくても、不同意の下、妻には「したくない」という権利がないと思い込んでしまう。

（5）多くの女性にとって「正常な」及び「脅迫された」性関係かどうか、不確かな場合が多い

夫から性虐待を受けた多くの女性からすれば、同じような経験を過去に受けたことがないため、婚姻中に起こる脅迫的な性行為も正常であるという考えに陥りやすい。

（6）性虐待は身体による暴力との合併で起こる場合が多い

性虐待は身体による暴力との合併で起こる場合が多いため、女性は更なる身体への暴力を避けるため、望まない場合でも夫に屈服してしまう。

（7）社会の文化による圧力

女性の性は、父権の伝統の下、長い間夫の付属品ととらえられてきた。

よって婚姻関係において、夫が合理的にこの付属品を使用する権利があり、脅迫的に妻と性行為を持つことに対して、長い間免罪符が与えられてきた。

４、経済的暴力[54]

必要な生活費を渡さない、土下座しないとお金をくれない、勝手に借金をしてくる、または働かずに経済的に全面依存する、そして被害者は買い物をする時に自分が欲しいから、自分が食べたいから、など自分の事よりも、常に加害者が好きかどうか、食べたいかどうか、加害者の価値判断を通して決めることを強いられ続ける内に、次第に自己喪失に陥り、自己決定をすることができなくなる人もいる。

[54]大野綾子「ドメスティック・バイオレンスとジェンダー」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』第 11 巻（2009 年）73-74 頁。

５、社会的暴力

行動範囲や交際範囲を制限する、仕事をさせない、行動を監視する、友人、実家との付き合いをさせない、PC メールや携帯電話をチェックする、外国人の場合は日本語を覚えさせない、反対に母国語を使わせないなど社会的隔離（孤立）させられることで、情報を得辛く、支援につながることが難しくなる。

ＤＶにおける暴力の類型は上記のように身体的、精神的、レイプなどの性的暴力及び経済的、社会的暴力行為などに分けることができるが、ＤＶの実態はより複雑である。なぜなら身体的、心理的、性的などの暴力を単独で受けることは少なく、被害者の多くが何らかの暴力を合わせて受けているからである。ミネソタ州ドゥールース市の虐待介入プロジェクトの「パワーとコントロールの車輪(The Power and Control Wheel)」モデルはその構造を分かりやすく図示したもので、このモデルはバタラー(加害男性)のグループや被害女性のサポートグループ、トレーニンググループなどで暴力の構造を理解するために広く利用されている。この概念図を用いることによって、目に見える暴力と見えない暴力との関係が理解しやすくなると言える[55]。

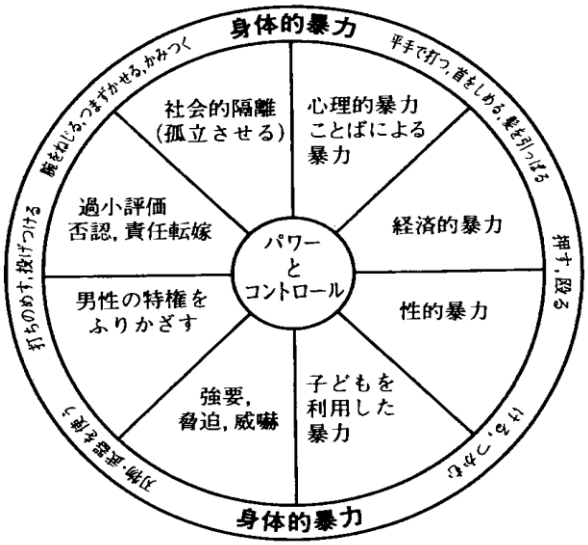

パワーとコントロールの車輪[56]

[55]松島京『前掲論文』147-148 頁。

[56]この図は、ミネソタ州ドゥールース市のドメスティック・バイオレンス介入プロジェクト作成の図を引用した「夫（恋人）からの暴力」調査研究会著「ドメスティック・バイオレンス」15 頁に掲載されている図である。松島京『前掲論文』148 頁より引用。

日本でも、1992 年の「夫(恋人)からの暴力」調査研究会の全国アンケート調査によれば、回答者 796 名中、何らかの被害にあったと答えた 613 名のうち 44.2%が、身体的、性的、心理的暴力のすべてを受けていた。また、1997 年には自治体として初の本格的な「女性に対する暴力」調査が東京都によって行われた。同調査は、ドメスティック・バイオレンスを主要なテーマに男女双方を対象とした初の無作為調査であり、夫やパートナーからの暴力の発生率推定の有力な拠りどころとなる意味深いものである。同調査中の「日常生活における女性の人権に関する調査」では、精神的暴力、身体的暴力、性的暴力の３つを重複して受けたことのある女性は 17.2%、精神的暴力と身体的暴力を合わせて受けたことのある女性は 26.7%いた。さらに、同調査の「夫やパートナーからの暴力」被害体験者面接調査のほぼすべての回答者が「殴る」などの身体的暴力と「暴言」などの精神的暴力をともに受けており、暴力が複合形態をとることを表している[57]。

このように夫から妻への暴力の種類には、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、侮辱する・罵るなどの心理的暴力や、家計の管理を独占したり、女性の就労を妨害するなどの経済的暴力なども存在する。夫や恋人からの暴力は、この暴力のうちどれか１つ（とりわけ身体的暴力）のみが起こるのではなく、いくつかの暴力の複合体である様々な暴力の組み合わせが家庭内での暴力を継続させているのである。「パワーとコントロールの車輪」の図の外輪にあたる部分が身体的暴力であり、男性から女性へ振るわれる暴力のうち、最も見えやすい暴力である。パワーとは、男性が持つ「力(社会的な影響力、経済力、体力など)」であり、コントロールとは「支配(男性による女性支配)」のことである。この誰の目にも明らかな暴力の裏に、心理的暴力や経済的暴力、性的暴力、子どもを手段とする暴力など、非身体的暴力が隠されている。非身体的暴力は、男性が女性を社会的な力により支配しているという社会構造を基に成り立っているものである。しかしこの部分は見えにくいため、暴力を振るう男性自身の性格異常や、暴力を振るわれる女性自身の落ち度など、個人的な問題として片付けられてしまうのである。しかし実際は、見えにくい非身体的暴力が身体的暴力を継続させ、その身体的暴力による威圧や恐怖により女性を支配し続けるといえる[58]。

なぜ愛情という感情を基盤とする、対等な人間関係であるはずの親密な関係性に、暴力的な行為が存在するのであろうか。暴力を振るう男性がなぜ暴力を振るうことになってし

[57]「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『「夫（恋人）からの暴力」についての調査研究報告書』(1995 年 3 月)。
[58]松島京『前掲論文』148 頁。

まったのか、暴力的な行為が発生するまでの、暴力性を孕んでいる親密な関係性が構築されてしまうその経緯は何であるのか、そしてＤＶを受けた被害女性が、なぜ加害者から逃げることができないのか、その問題の要因と背景を次に分析する。

（2）原因

台湾で家庭暴力防治法が制定される前に、増加の一途をたどる夫や恋人といった親密な関係にあるパートナーからの暴力事案に対し、ＤＶ発生の原因と背景を探ろうと数名の学者が実証研究を行った。その結果は以下の通りである。

１、1988 年に学者陳若璋は虐待を受けた８名の女性に対しインタビューを行った。原因は以下の通りである。

（1）夫は亭主関白で、妻を個人の財産と見做し意のままに扱ってもいいと思っている。

（2）家庭の中で妻を殴打する行為が習慣化してしまった。

（3）夫が浮気をし家の中で争いが絶えず衝突する中で妻を殴打してしまう、又は暴力を用いて離婚を迫る。

（4）夫に賭博又は薬物中毒など悪い生活習慣があり、妻の金銭要求に応えられず妻を殴打してしまう。

（5）夫に心理上問題がある、劣等感があり自分の地位や能力が妻より低いと感じ、暴力で自分の地位や能力を証明しようとする。

（6）自分の情緒や行為をコントロールできない。

（7）精神上の問題があり自分の行為をコントロールできない。

（8）夫が軍人で妻を部下と見做し暴力で支配しようとする。

２、1990 年に学者馮燕は台北市北区婦女福祉サービスセンターに救助を求めた 881 名の救助記録を個別に分析したところ、ＤＶの原因は半数以上が加害者の個人要素(夫のアルコール中毒、賭博など悪い生活習慣)に原因があること、夫婦双方の要素としてコミュニケーション方法、価値観、金銭感覚、子供の教育問題などの違いから衝突しＤＶに発展することが判明した。

３、1993 年に学者湯琇雅は台北市北区婦女福祉サービスセンターに救助を求めた 12 名の女性に対しインタビューを行い、ＤＶ発生の原因を探ったところ、加害者の浮気、アルコール中毒、賭博などの行為以外に、夫の育った家庭環境にも問題があるとしている。

４、1993 年に学者周清玉はＤＶ福祉機構に救助を求めた 55 名の女性を対象に研究を行い、ＤＶが発生する原因として加害者の情緒不安定、猜疑心、仕事上の問題、浮気、アルコール中毒、賭博、薬物依存、及び嫁姑問題、夫婦性格の不一致、妻が仕事で家事が疎かになり加害者を構わなくなったなども含まれるとしている。

以上の実証研究から加害者の悪い生活習慣や夫婦の生まれ育った家庭環境、加害者の経済状況、社会構造、男尊女卑などの伝統的観念など様々な要因があることが分かる。

ではそれら要因とＤＶとの間にどのような関係性があるのか、又何故暴力が「親密な」関係にある女性に向かうのか、様々な理論から分析する必要がある。

英米では 1970 年代以降、妻への暴力を含む家庭内の暴力(family violence)は主に心理学、社会学、フェミニズム理論の「レンズ」[59]でそれぞれ捉えられるようになった。特にＤＶについては「殴打された女性たちの運動」を契機に 1980 年代に研究が広がり、解決・防止すべき問題として様々な領域から議論されてきた[60]。

そこで心理学、社会学(フェミニズム理論も含む)の他に、ここでは更に生態学の観点も交えて分析する。

１、個人内の特性理論(Intraindividual Theories)

ＤＶが発生する主な要因は暴力を振るう者と振るわれる者双方の生理上、心理上又は行為上の異常からくるという考えである。その異常な特質は大きく４つに分けることができる。

(１)人格特質の欠如

自我をコントロールする能力が低い、自尊心が低い、挫折を乗り越える能力が低い、心理的に未成熟、鬱やその他精神面の障害など

(２)社会適応力の不足

コミュニケーション能力の不足、ストレスに打ち勝つ力や人間関係を処理する能力の不足など

(３)好ましくない生活習慣

アルコール中毒、薬物乱用など

[59]Loseke らは学問的視点を「レンズ」と称する。家庭内暴力についての学問間の議論は、それぞれ異なる「レンズ」で現象を捉えてきたためであるとしている (Loseke, Gelles & Cavanaugh 2005)。

[60]桑島薫「ドメスティック・バイオレンスを捉える人類学的視点」『くにたち人類学研究』第 3 巻(2008 年 5 月) 52 頁。

(４)経済力の不足

失業、経済貧困など

２、社会心理学理論(Social Psychological Theories)

社会心理学の理論により、個人とそれを取り巻く環境との相互関係を理解し、相互的に原因を解析する。社会心理学の観点は以下の通りである。

(１)欲求不満攻撃性(Frustration Aggression)

個々の攻撃行為は生まれついてのものではなく、個人が目標に向かっている際何らかの障害に遭い達成できなかった場合、攻撃という行為でその鬱憤を晴らしていると考える。

社会における様々なストレス、環境からくるストレス、経済的なストレス、人間関係のストレス、仕事のストレス、それらが累積し何らかの事情で挫折した時に一気に攻撃行為が生まれ、怒りに任せて暴力を振るって鬱憤を晴らし、挫折して得ることのできなかった満足感を得ていると考えられる。

(２)社会的学習理論(Social Learning Theory)

全ての個々の行為は観察や模倣という学習の過程で得られるという考えである。習慣的な行動が、他者の観察を通して習得されるもので、家庭環境は行為を学習する１つの場である。両親は子供にどのような行為が社会規範と社会的価値に沿うかを教え、子供もまた両親の行為を観察しそれを真似、家庭における役割を学習している。故に育った環境が、ストレスや挫折を処理する方法として理性的でないお互いを攻撃し合うような場であると、子供も幼少期からそれを学習してしまい、成長した後も同様な方法(暴力)で家庭内の揉め事やストレス又は危機を処理しようとしてしまう。

３、社会文化理論(Sociocultural Theories)

暴力行為は、社会を構成しているもの又は社会文化(規範、価値、制度又は体系)がもたらした産物という考えである。大きく４つに分けることができる。

(１)暴力文化理論(Culture of Violence Theory)

暴力使用を奨励し、且つ合法的と認め、それにより社会の目標(家庭の躾、学校秩序)を追求する社会においては、暴力行為が認められやすいという理論である。

(２)構造的暴力理論(Structural Violence Theory)

社会構造の要素からＤＶは生まれるとし、個人が低収入、失業、病気、社会資源の不足など社会経済が原因で生活上のストレスが累積し暴力行為に至るとするもの。また別の学者は現代の家庭の孤立とプライバシー文化がＤＶを生む原因と指摘している。

（3）家庭内資源配分理論(Intrafamily Resource Theory)

この理論は学者 Blood & Wolfe が提出したもので、家庭関係における権力(power in family relations)に問題があるという考えである。家庭関係における資源と権力の相互に関連があり、「権力」は家庭のその他の構成員の行為に影響する一種の潜在的な力と見なされ、「資源」は即ち家庭構成員が自己の欲求を満たしたり目的を達成する手助けとなる一種の方法である。

家庭内資源配分理論とは、個人が社会的、個人的、経済的な資源を持てば，その資源の持つ力によって他人をコントロールできるというものである。よって家庭の中で最も多く資源を提供できる者が多くの権力と強制力を持つということであり、同時にその権力を振りかざす手段として暴力を使用する可能性が高いということである。

しかしこれに対してある学者は異なる見方を示しており、家庭内で資源の少ない構成員もまた、暴力を使用し家庭における自分の優位な地位を維持しているという。特に妻の資源が充実している場合(高学歴又は社会的地位が高い)、夫の心理状態がバランスを欠き家庭における自分の地位を維持するため暴力を振るうケースもある。

（4）フェミニズム理論

フェミニズム理論は、女性への暴力を、個人病理でも社会階層でもなく、男性が親密な関係にある女性を支配する手段とみなし、不均衡なジェンダー関係に根ざす社会構造が男性支配を永続化しているとする理論である[61]。家父長的社会における伝統的な性役割分業と歴史的に非対称な男女の力関係が、長い歴史の中で男性の暴力使用を容認しそれにより女性を従え権力や地位を維持する悪しき慣習を生んでしまったとする。

社会文化規範における蔑視(社会の大衆が、男性が優先的・主導的な地位にあり、女性は男性の付属に過ぎず従属する地位にあるとする植えつけられた観念)、社会制度の不平等(社会における法律、宗教、経済制度及び就業全てが女性に対し不公平な現象を生み、女性が独立した自主的な人格を形成するのを阻み、女性に対する蔑視及び暴力行為を強化する)、又女性の経済上の弱者的地位(伝統社会において男性は外で働き、女性は家を守ると

[61]桑島薫『前掲論文』54-55 頁。

いう家庭生活形態では女性は経済上男性に依存する必要がある)など社会を構成している要素が父権社会秩序及び家庭における性別不平等などを生んでいるとする。

４、システムと生態学

初期のＤＶ発生原因の研究では、単一の要因(上記の個人、社会心理、社会文化など)ばかりに目がいき、ＤＶ発生要因を総合的に捉える視点がなかった。しかし近年総合的なシステムと生態ネットワークの観点からＤＶの起こる原因を分析する傾向が出てきた。ＤＶシステム理論(Straus)、ＤＶ原因と持続的生態学構造の分析(Carlson)、ＤＶ行為の生態ネットワークモデル(Dutton)などがある。

（1）一般システム理論（general systems theory）

学者 Straus は一般システム理論によりＤＶが起こる原因を分析し、ミクロからマクロに向かって相互に影響し合い(即ち小システムと大システム間の依存関係)、暴力行為が生まれ引き起こされる過程を探り、ＤＶは個人要素(個人の人格特質、アルコール中毒又は薬物乱用、個人の衝突を回避する能力、就業状態)、家庭要素(家庭組織、権力構造、性別役割の認識、社会地位、価値観、家庭内の問題を処理する能力など)、及び社会要素(暴力に対する社会の概念、社会機構の特質、暴力を報道する大衆メディア)[62]などのシステムが相互に鎖のように繋がって起こる持続性のあるものとしている。

(2)生態学理論

学者 Carlson はＤＶの発生とそれが持続する原因に対し生態学理論の構造を提出し、ＤＶは単一の個人生理要素又は家庭機能不全によって起こるのではなく、必ず個人(個人の家庭背景、人格、世界観及びその他アルコール及び薬物依存などの悪い習慣の有無)、家庭(個人が所属する家庭状況、演じる役割相互モデル及び夫妻関係と親戚関係の暴力発生に対する影響)、社会構成(個人が所属する社会経済状況、近所の特質、職場環境、社会価値観及び法治に関する実施)、及び社会文化(個人が所属する社会環境の文化価値観、信念、社会標準)など４つの面の要素が複雑に絡み合い相互に影響することによってＤＶが発生するとしている[63]。

[62]周清玉『ＤＶ-理論分析及び社会作業措置』(巨流図書会社、2005 年)43-44 頁。

[63]Bonnie E. Carlson, “ Causes and maintenance of domestic violence: An ecological analysis,” Social Service Review, Vol.58 (1984), pp.569-587.

（3）重層的な生態学理論

学者 Donald G.Dutton は重層的な生態学理論に基づいた相互作用アプローチを主張している。それらは、マクロシステム:文化・価値体系「家父長制」、エキソシステム:中間集団(職場・友人など)、ミクロシステム:家族、夫婦関係、暴力の前歴、インディヴィジュアルシステム:個人の発達、パーソナリティ次元、の４つの次元からＤＶの個々のケースを分析しなければならないと提言している。つまり、ＤＶの理解において大きくは、個人レベルと関係性のレベル、さらに社会のレベルでの把握が必要で、その相互作用の過程分析が有効な援助に結びつくと考える[64]。

５、心理学理論

女性が受けている頻繁で且つ深刻な暴力の実態を調べていくと、何故暴力を振るわれた女性たちはそこから逃げ出さないのか、という疑問が生じる。「何故女性は殴られる暴力的な関係に留まるのか」ということである。その問いに、米国の心理学者であるレノア・ウォーカー氏は、バタードウーマン症候群(Battered Woman Syndrome)を提唱し、暴力的な関係から逃げ出すことのできない女性の心理状態を２つの理論をもって説明している。１つは「暴力のサイクル理論」、もう１つは「学習された無力感」である。暴力のサイクル理論とは夫が妻に振るう暴力には一定の周期があるというものである[65]（下記の図を参照)。

（1）緊張が蓄積する期間

男性は、緊張度が増し、ちょっとした暴力事件がおき、ささいなことが気にかかり、ピリピリしてくる。しかし、多くの被害者は「仕事で何かあったのかも」「家で何かあったのかも」などといった事柄のせいに思い込み、事の重大性に気づいていない。その後、遅かれ早かれ、「暴力の爆発期」を迎える。

（2）「暴力の爆発期」

男性は、暴力という形で、高まった緊張を解く。何かの出来事がきっかけとなることも多いが、暴力の根本的原因ではない。暴力を振るった後の男性は、時に大げさすぎるほど謝罪したり、２度と暴力は振るわないと宣言したりして、女性に許しを乞う。

[64]関井友子「アルコール問題とドメステック・バイオレンス」『生活科学研究』第 24 巻(2002 年 3 月）23-24 頁。

[65]「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『前掲書』13-15 頁。

（3）「ハネムーン期」

男性は、女性に対し、うって変わって優しくなったり、プレゼント攻勢をしたりする。しかし、「ハネムーン期」はやがて終わり、また緊張が蓄積し始める。男性の逮捕や起訴など、外部からの決定的な介入がない限り、サイクルはなかなか止まらない。月日を重ねるごとに、サイクルの速度が増し、暴力の頻度が高まる。さらには、暴力の程度も深刻化していく。中には、「ハネムーン期」がなく、緊張と爆発のみが交互に起こる。

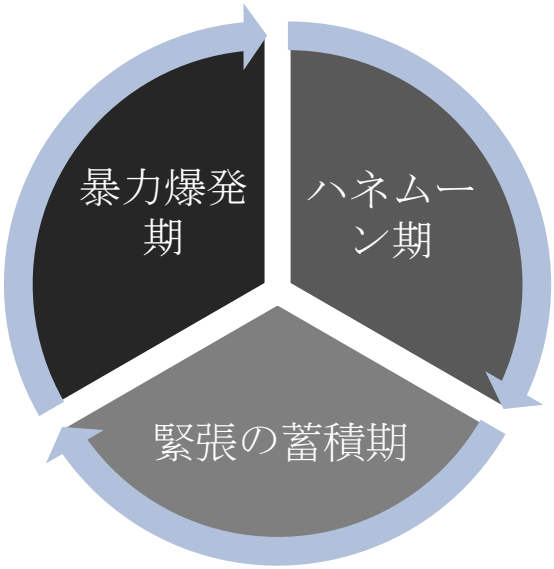

ドメスティック・バイオレンスのサイクル

このように暴力の後にハネムーン期と呼ばれる時期があり、夫が優しくなり暴力を振るったことを詫びるため、女性は許し関係を切ろうとはしなくなる。しかしそのうち又深刻な暴力が始まり、延々とこのサイクルを繰り返す。

しかしウォーカー氏は、女性たちが逃げ出さないのはもう１つの「学習された無力感」も関係があるとしている。夫から暴力を振るわれた最初のうちは女性たちも抵抗を試みる。しかし、その抵抗によって夫からの暴力は更に深刻になり、こうしたことが何度も何度も繰り返されているうちに、自分には逃げ出す力がないのだと信じ込むようになる。自分がどのように行動すればよい結果が得られるか、という人間が生活をしていく上での予測や選択ということができず、どのような状況にあっても無力であり無抵抗な状態になってしまう[66]。そして被害女性たちは、暴力を振るう夫のもとから避難し、そこから自分自身で方向性を定め、どのような生活を送るかという決定をすることも難しくなる。しかしそれ

[66]松島京「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)という用語が持つ意味－先行研究からの考察」『立命館産業社会論集』第 36 巻(2000 年 6 月)150-151 頁。

らは殴られる女性たちが本質的に無力で無抵抗なのではなく、頻回な暴力を受け続けることによって「学習された」性質なのである。そしてウォーカー氏はこのバタードウーマンの心理学的な症状が外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder, 以下ＰＴＳＤと省略)と同様の症状が見られるとし、ＰＴＳＤの中でもバタードウーマン症候群と名付けた。

以上、ＤＶの起こる原因を心理学、社会学、生態学の理論からアプローチし、ＤＶは単一の要素によって起こるのではなく、個人とそれを取り巻く環境、信念、価値観、経済、伝統、文化などの影響を受け、心理的機制として、夫婦間の葛藤として、支配・被支配の関係として、家族が本来的に持っている機能として、又は女性への抑圧として起こることが分かる。だからこそそれぞれの立場による分析が必要である。家族が構造的な暴力を生産しやすい集団であるという社会学的な分析。家庭内での女性に対する暴力は性暴力であり、家族内に存在する男性と女性の性別役割もその原因のひとつであるというジェンダーの視点による分析。そして被害女性が逃げ出せなくなり、自己決定をすることが困難になるという心理学的な分析。それぞれの視点から分析することで初めて、夫や恋人といった親密な関係にある男性からの暴力がどのようなものであるかが、明らかになるといえる。そしてこれら様々な研究分野で捉えてきたＤＶ発生の過程や暴力の多元性、バタードウーマンの置かれている立場と心理状態などを、第一線でＤＶ事案を処理する警察や裁判官、社会福祉機関なども理解を深める必要がある。それにより被害女性の視点に立ったサポート体制がとれ、救済に役立ていけるのではないかと考える。

第３節　ＤＶ議題の発展

第１節でも述べたが、ここではより詳しくどのようにＤＶ議題が発展し、その後の法制化に結びつくようになったか、その過程を分析する。

英米法系では家庭内の事柄の裁定権は一般的に教会裁判所（church court）に属し、裁判所は後に教会から離脱したが宗教教義の法律規定に基づき、妻子を殴打する行為は当然と見なされた。初期の英国コモン・ローの中には、親指の太さを超えない杖であればその

杖で妻を罰することができる所謂「親指の法則」(the rule of thumb) が定められていた[67]。

米国の法律は当初英国の慣習法を多く継受したが、米国連邦憲法制定時に親密関係に関する問題は明文で規定されなかったため、夫による妻子への伝統的懲戒法則は各州の裁判所が承認するかどうかを決定した。

1824 年ミシシッピー州 (Mississippi) の高等裁判所は正式に夫に対し妻子を殴打することができる合法的な権利を与えた。裁判所は妻を夫の財産と見做し、夫が妻子を虐待する行為に介入するのを望まなかった。1864 年ノースカロライナ州 (North Carolina) の高等裁判所は下記の陳述を証明とした。「夫が妻を殴打したからといって、刑に処されるべきではなく、妻子が永久に傷害を受けたり過度に暴力を使用したり又は夫の怨恨による報復の目的で非人道的な残酷行為を受けた場合は処置を加えてもよいが、それ以外は法律は家庭内の事柄に侵入すべきではない。」

このような婦女に対する不合理な対応は 1870 年代になって少しずつ変化を見せ始め、夫に妻子を殴打することができる権利を与える法案は残忍且つ正義に反すると社会が考えるようになり、法案の採用を拒絶する動きが出始めた。1871 年にアラバマ州 (Alabama) の最高裁判所は Falugham v. State の案の中で最初にこの夫による妻子への懲戒権を廃止する判決を下した。1874 年にノースカロライナ州においても夫による妻子を殴打することができる合法的な権利を正式に廃止した。1882 年にメリーランド州で、全米で初めて妻子を殴打することは犯罪行為であり、これを犯した者は 40 回の鞭打ちの刑又は 1 年の有期懲役に処される規定が法律として通過した。米国の裁判所は 19 世紀末期に夫による妻子への懲戒権を廃止し、その後既婚女性の法律上の地位は司法判決と解釈を経て徐々に解放を得られるようになった。表面上司法システムは夫による妻子への暴力を非合法な行為と捉えるようになったものの、家庭内のプライバシーという伝統的観念はまだまだ司法システムに根強く残っていた。そのため親密関係における暴力事案に直面した場合、警察はまだ暴力を振るった夫を逮捕することを望まなかったし、検察官もこの種の事案の起訴には慎重であった。裁判官は、夫の暴力行為が深刻でなく妻子に半永久的な傷害を負わせたり又は生命に危険がない限り、事件にふたをし公にしないことが最適と考え、夫と妻子にそれぞれ事件を忘れ、妻には夫を許す学習をさせる処理方法を取った[68]。

[67]涂秀蕊「叩くのは情、罵るのは愛？―家庭暴力防治法」『性別平等教育季刊』第 14 期 (2001 年 2 月) 67 頁。
[68]高鳳仙『家庭暴力防治法規専論』(五南出版社、2000 年)11-14 頁。

1970 年代の中期になると「暴力を振るわれた女性たちの運動(Battered Women's Movement)」が出現し、女性の人身上の安全が注目され始めるようになった。そして女性が暴力を受けた時に助けを求める初のホットラインがミネソタ州（Minnesota）のセントポール市（St. Paul）に設置され、又暴力を振るわれた女性を庇護するシェルターがはじめてカリフォルニア州（California）に置かれた。その後シェルターが全米に広がり、暴力を振るわれた女性達を保護しカウンセリングや就職サービスの提供及び問題の解決方法を討論するなど、米国社会が注目する問題に発展していった。暴力を受けた被害女性に、如何にしてより多くの救済ルートを提供できるかが重要課題であったが、1976 年ペンシルベニア州（Pennsylvania）において虐待防止法が通過し、これにより被害女性は先に離婚や婚姻解消の提出をせずとも単独で裁判所に民事保護命令を申請できるようになった。その後 31 の州で類似の法案が通過し、1989 年の年末までにはすべての州で保護命令に関連する法案が通過し、保護命令制度が被害女性の自分を守る主要なルートになっていった[69]。更に 1980 年にはミネソタ州で保護命令を違反した場合の司法による懲罰が定められた。1990 年代初期に家庭内暴力のモデル法（the Model Code on Domestic and Family Violence）が全米少年・家庭裁判所裁判官協議会の委員会に採用され、司法システムによって家庭内暴力を終結させる方向に向け大きく前進し、ようやくＤＶが個人的な問題ではなく犯罪の一種として位置づけられるようになった。

初期の台湾では中国の父権主義的な儒教文化の影響を受け、女性は「三従四徳」の教えに従わなければならなかった。その「三従」とは、女性は結婚して家を出る前は父親に従い、結婚して家を出た後は夫に従い、夫が死んだら最後は息子に従えという女性に家庭の中で従属する地位しか与えない伝統的観念のことである。

又民間の伝統的思想でも、嫁に出た娘は「潑出去的水」（あふれ出た水）と称し、もう戻らない、戻れない関係と見做し、嫁にいった娘とその実家は明確に縁を切って、夫の家が女性の残りの半生で唯一の居場所となっていた。女性を「嫁雞隨雞, 嫁狗隨狗」（嫁に行ったら夫に従うこと）、「家醜不可外揚」（家庭内の事情が公的機関に知られることは「家の恥」）のような伝統的観念で縛り、実質結婚が唯一の生きる術で一生婚姻と家庭を死守させる社会の仕組みであった。

[69]陳世杰「米台家庭暴力事件に関わる保護命令制度の比較研究」『中原財経法学』第８期（2002 年）2-3 頁。

よって女性は結婚生活の中で、暴力が発生し虐待を受けて苦しみ、夫の元から逃げたくとも四方八方から「三従四徳」や「子供に完全な家庭環境を与えるべきだ」など元に戻るよう説得され、結局耐え忍び泣く泣く夫の元に帰ることを選ぶしかなかった。

そんな中 1987 年台湾の総統蒋経国は同年 7 月 15 日零時をもって戒厳令の解除を宣言した。40 年間の長きに渡った戒厳令が解かれ真の意味で自由な時代を迎え、言論と思想の自由が解放された。その後 1988 年から 1998 年の間に現代婦女基金会、婦女救援基金会、婦女新知基金会及び励馨社会福祉基金会などの新しいタイプの女性 NGO が相次いで設立された。これらの女性 NGO は女性に援助とサービスを提供することを旨とし、その過程において婚姻の中で暴力を受けた女性の問題や彼女らが必要としている支援は何かなどを理解し、又どのように問題に介入すべきかなどを検討した。

時を同じくして 1987 年 8 月台湾で初めてＤＶ議題を研究していた学者劉可屏氏は「妻を虐待する問題」という文章を発表した。この文章は、女性が虐待される原因及び虐待者・被虐待者の特性などを検討し、はじめて学術でＤＶ議題を提出した。

それを追うように台北市は 1988 年 9 月初に北区婦女福祉センターを設立、1989 年 1 月にカーネーションホットラインを設置し、虐待を受けた女性を支援する専門の窓口を設けた。1992 年 7 月台北市政府は、善牧修女会に委任し、公費で民間が運営し、被害女性に対する一時保護及び自立支援などの援助を提供する台湾で最初の被害女性に向けた「安心家園」というシェルターを設立した。しかしこの段階では婚姻暴力の業務に従事する社会福祉機関と民間団体のスタッフの意識は高くなく、多くがそれぞれの業務だけを各自に遂行するのみで全体として相互に連携し合うという意識もマニュアルもなかった。公権力を掌握する司法と警察においても、家庭内の問題に介入して解決するという意識もＤＶ基礎知識すらなく、個人的な思い込みや社会通念だけでＤＶ事例に対応していたし、最低限必要な社会サービスの提供義務さえ規定されておらず、社会福祉機関や民間団体とのネットワーク間の協力などは夢のまた夢という時代であった。

そんな中、否応なしに政府が重い腰を上げ法整備を行い、官民が一体となって婚姻暴力の発生を予防しなければならないような事件が起こった。1993 年 10 月 27 日の台湾で最初の妻による夫殺害事件「鄧如雯氏の夫殺害事件」である。この事件は当時の台湾社会を震撼させた。この事件の背景は以下の通りである。

妻鄧如雯と夫林阿棋は夫婦であったが、平日より仲が悪く夫は常日頃妻を手で殴打していた。夫は酒癖も悪く、飲酒後妻を罵り又侮辱したり暴力を振るったりした。妻や姉妹を

強姦し、又家族を脅迫したり、挙句の果てに子供を洗濯機の中に入れ回すという非人道的な虐待を繰り返し、妻は長期間恐怖や怒り又緊張にさらされ、そんな日常に耐え切れず、ある日妻は夫婦喧嘩の後寝室に行き、夫が寝ているところをハンマーで殴打し、果物ナイフによって頭、胸部、背中、肩、足など数ヵ所に渡り刺しまくり、出血多量により夫を死亡させた。

その後妻は警察に自首した。板橋地方裁判所は、妻は長期に渡る非人道的な虐待を受けた末事件を起こしたが、自ら警察に自首しているとして、懲役５年６ヵ月の実刑判決を言い渡した。その審理の過程で女性 NGO の支援もあり、最終的に高等裁判所で正当防衛は認められなかったが、心神耗弱を認めて、３年６ヵ月に減刑された。

この事件での夫の暴力は、妻の家族への強姦や脅迫、子供への危害も加わった相当深刻なものである。妻はぎりぎりまで我慢し、追い詰められたあげく夫を殺害したのだ。しかし最高裁判所は正当防衛を認めなかった。最高裁判長は女性が暴力を我慢せずに早く離婚請求をしていたなら殺人事件にまでなることはなかったと述べている。だが当時はＤＶを理由に離婚請求しても裁判所で認められず、被害者が耐えかねて家を出ると、逆に加害者である夫から「悪意の遺棄」で離婚請求されることに成りかねなかった。暴力夫を傷害で告訴したとしても、有罪率は低く、有罪となっても罰金刑が多かった。結局刑罰による制裁の意味も犯罪防止の効果も見られず、反って被害者が加害者からの報復の恐怖にさらされる結果をもたらした。そのような時代背景や、離婚裁判の現状、社会サービスの不備などを考慮すれば、女性の側に問題があるのではなく、むしろ司法制度を含めた社会の側に問題があることは明白であった[70]。

1993 年に「鄧如雯氏の夫殺害事件」が起こる前は、ＤＶ問題は一般市民及び政府機関から重視されておらず、単なる夫婦喧嘩の延長としてしか捉えられてこなかった。だが「鄧如雯氏の夫殺害事件」発生後、丁度米国で起きた 0. J. シンプソン事件と共にメディアで大々的に取り上げられ、多くの女性たちが同情を持って裁判の経過を見守り、ＤＶ問題の検討が政府内外で開始されるきっかけとなった。この事件によって、台湾社会の「法は家庭に入らず」観念は大きく変更を迫られることになったのである。

1989 年 1 月に設置された台北市社会局のカーネーションホットラインにも多くの家庭内暴力やＤＶに苦しむ人たちから被害を訴える電話が相次ぐようになった。1993 年 7 月から 1994 年 6 月にかけてこのホットラインが受けた電話は 3,560 回で、以前は月平均 100

[70]高鳳仙『前掲書』74 頁。

～200 回だけであったのが事件後は月平均 400～500 回に増加した。事件の反響は大きく、それまで抑えられ虐げられてきた被害女性たちの声が爆発し、密室の中で行われていた暴力が徐々に表面化してきた。

1992 年に学者馮燕氏は 1,316 名の女性を対象に調査を行い、その中で 460 名もの女性が夫からの虐待を受けたことがあると回答した。同年台湾省社会処も国内の 16 歳以上の女性に対し「台湾婦女生活状況調査」を行ったところ、調査を受けた女性の 17.8%が過去に夫から暴力を受けたことがある事実が発覚した。1995 年フォルモサ基金会も「1995 年台湾婦女動向調査」を行い、その報告書の中でも 17.8%の女性が過去に夫からの体に対する暴力を受けたことがあると記されている[71]。同年の内政部が公表した 15 歳以上の既婚女性人口 4,696,952 人のうち、約 836,057 名の婦女が過去１年の間に夫からの暴力を受けたことになる。しかし以上の数字は精神虐待や経済的なコントロールなどの種類の暴力の数字は含まれておらず、ＤＶ問題が当時から社会において深刻な問題であったことが窺える。

鄧如雯氏の夫殺害事件發生後、多くの女性 NGO は積極的にＤＶ防止活動に参加するようになり、以前は「男性暴力及び父権体制に反抗する」ことを婦女運動のテーマとしてきたのに対し、「婦女の人身安全」、「婦女人権」などの保障を新たに加え、より激しく全面的に反ＤＶ運動を訴えるようになった。

1987 年から 1990 年代初めにかけて、多くの女性 NGO が設立されたが、これら女性 NGO は民法改正や労働条件の改善を目指した労働法改正に加えて、いち早く女性に対する暴力問題を法改革のテーマに取り上げている。1987 年には山岳民族の少女の人身売買と強制売春を問題にした「レインボープロジェクト」が展開し、1994 年には台湾大学の事件をきっかけに大規模な反セクシュアル･ハラスメントデモが行われた。有力な女性 NGO の１つである台北市現代婦女基金会は 1987 年の設立当初から性暴力問題に取り組み、設立と同時に女性保護センターを設けて、医療援助や法律援助などの被害者援助活動を始めている。

更に注目すべきは、女性 NGO が積極的に国会議員を送り出していることである。ＤＶ立法化の推進力となったのは、現代婦女基金会理事長で国会議員でもある潘維剛である。現代婦女基金会はＤＶ防止法に先駆けて、1997 年には性侵害(性暴力)防止法制定に成功している。このような女性 NGO の運動の蓄積と活動基盤、及び政策実現のための政治的チャ

[71]内政部家庭内暴力防止委員会『家庭暴力防治ネットワークの構築－警察システムの反応と成果における評価』(2001 年 12 月) 9 頁。

ンネルがあったからこそ、具体的な事件を即座に立法運動へと結びつけることができたと考えられる。

第４節　家庭暴力防治法の法制化

女性NGOの長期に渡る反ＤＶを訴える運動の下、政府機関は当時の法律においてＤＶ被害者を保護できないか検討を始めるようになった。

家庭暴力防治法が制定される前は、全てのＤＶに関わる問題は伝統的な法律規定を規範とし、民法(同居義務履行の拒否、離婚請求、子の監護権、子の養育費など)、刑法(傷害、恐喝、自由妨害など)などの法規によって処理されるしかなく、しかしそれらはＤＶに特化した法律ではないためＤＶ被害者を完全に保護していたとはいえなかった。以下、過去にどのように救済されていたかと、その問題点を整理する[72]。

１、民事による救済ルート

（１）同居義務履行の拒否

民法第 1001 条「夫婦はお互いに同居の義務を負う。但し同居できない正当な理由がある場合はこの限りでない。」と規定するが、何をもって「同居できない正当な理由」とするのか。最高裁 1929 年上字第 2129 号の判例によると「妻は夫と同居する義務があるが、婚姻関係を継続する上で同居に耐えられない虐待又はその他正当な理由があれば別居を請求できる。」とあり、もし妻が同居に耐えられない虐待の状態が存在することを証明できれば、同居義務履行を拒否する正当な理由となる。

（２）離婚請求

虐待を受けた女性が夫と協議離婚ができない場合、もし民法第 1052 条第１項第 3 号に定められた離婚事由「夫婦の一方が他方に対し同居に耐えられない虐待を行っている。」に該当すれば、裁判所に離婚を請求できる。

最高裁 1934 年上字第 678 号の判例によると「同居に耐えられない虐待とは、身体上又は精神上我慢できないほどの苦痛を受けることを指し、同居を継続することができない状態をいう。」とある。

[72]高鳳仙『前掲書』54-61 頁。

又最高裁 1945 年上字第 3968 号の判例では、「同居に耐えられない虐待とは、身体上又は精神上我慢できないほどの苦痛を受けることを指し、同居を継続することができない状態をいう。もし客観的にこの程度に達していなければ、夫婦の一方は主観の見解により勝手に他方に対し離婚を請求することができない。」とされている。

又最高裁 1948 年上字第 6882 号の判例では、「夫婦の一方が他方から同居に耐えられない虐待を受けた場合、離婚を請求できるが、離婚を請求している原告はこの虐待の事実に対し法律の規定で挙証せずに済む場合を除き、挙証の責任を負わねばならない。」とされている。

上記の最高裁の各判例から分かるように「同居に耐えられない虐待」とは身体上又は精神上の虐待を含むが、原則として虐待の事実が「客観的」に認定されなければならず、客観的に同居を継続するに耐えられないレベルに達している必要があり、且つ被害女性は虐待の事実を法律の規定により挙証をしなくてもよい場合を除き、挙証の責任を負わねばならない。

（3）子監護権の請求

虐待を受けた女性が協議又は裁判で離婚した後、民法第 1055 条の規定「未成年子に対する権利義務の行使又はその負担は、協議により一方又は双方が共同でこれを行う。」により子監護権の帰属に関して、離婚当事者双方の協議により決定し、もし協議できない場合は被害女性が裁判所に判決を求めることができる。

（4）慰謝料の請求

被害女性が裁判により離婚後、生活に困難をきたした場合、民法第 1057 条の規定「夫婦の過失のない一方が離婚の判決により生活が困難に陥った場合、他方に過失がなくても適切な慰謝料を与えなければならない。」により夫に適切な慰謝料を請求することができる。但し双方が離婚を希望している場合、最高裁 1939 年上字第 487 号の判例では、「民法第 1057 条の規定は、夫婦の過失がない一方に限り離婚判決後生活が困難に陥った場合適用することができる。但し夫婦双方が離婚を希望している場合、同上の規定は適用されず、よって他方に慰謝料の請求はできない。」とされており、被害女性には慰謝料の請求権がない。

（5）子養育費の請求

民法では夫婦の離婚後子の養育費に関し、誰が負担すべきかについて規定がない。協議離婚の際は虐待を受けた女性とその夫は子監護権の帰属及び養育費の負担方法を話し

合わねばならない。最高裁 1967 年台上字第 419 号の判例によると、監護は養育も含み、虐待を受けた女性に監護権がある場合には子の養育費を負担せねばならず、夫に負担を請求できない。

（６）損害賠償の請求

民法第 184 条は「故意又は過失によって他人の権利を不法に侵害したものは損害賠償の責任を負う。故意に公序良俗を乱す場合も他人に損害を与えると同等である。」と規定しており、夫婦の婚姻関係継続中に権利侵害行為が成立した場合に、損害賠償請求は民法上禁じられてはいない。

最高裁 1966 年台上字第 2053 号の判例は、「婚姻とは夫婦が共同生活を行うことをその目的としており、配偶者は相互に協力し合い、共同生活が円満且つ幸福であるよう努力せねばならず、夫婦はお互いに誠実であることが共同生活を円満且つ幸福に送る必要条件且つ契約義務となり、故に配偶者の一方の行為が不誠実であればその共同生活の円満且つ幸福が破壊され、婚姻契約の義務を違反することになり、他方の権利を侵害するといえる。」とする。

よって虐待を受けた女性が夫による権利侵害行為によって財産又は非財産上の損害を被った場合には、原則として夫に損害賠償を請求できる。

２、刑事による救済ルート

（１）告訴の提起

刑事訴訟法第 232 条は「犯罪被害者は告訴することができる。」と規定しており、「告訴」とは犯罪の被害者が犯罪捜査機関（警察、検察機関）に犯罪の事実を申告することを指す。又同法第 319 条は「犯罪被害者は自訴を提起することができる。」と規定しており、「自訴」とは犯罪の被害者が直接裁判所に刑事上の訴訟を提起することを指す。

直系尊属又は配偶者に対し訴訟を提起することは伝統道徳及び善良な風紀を乱すため、同法第 321 条は「直系尊属又は配偶者に対しては訴訟を提起することができない」と規定している。よって虐待を受けた被害女性は夫の暴力行為を受け裁判所に自訴を提起することはできず、捜査機関に告訴をすることができるだけである。

（２）逮捕の請求

犯罪行為を行う者が暴力を実施する現行犯であった場合、刑事訴訟法第 88 条の規定「現行犯であれば、何も問わず直ちにこれを逮捕することができる。」により、如何なる場合で

あってもこれを直ちに逮捕することができる。又同法第 88 の１条の規定により、検察官、犯罪を捜査する司法警察官又は司法警察は切迫した状況にある場合は直ちに容疑者を勾引することができる。検察官が自ら執行する場合には、勾引状は必要ない。司法警察官又は司法警察が執行する場合には、切迫した状況で検察官に報告が間に合わない場合に限り勾引できるが、執行後検察官に勾引状を発令してもらわねばならない。検察官が勾引状を発令しない場合は直ちに容疑者を釈放しなければならない。

警察又は検察官はＤＶ事案を処理する場合、切迫した状況があれば法により虐待を行っている夫を勾引又は逮捕することができるが、逮捕できるというだけで「逮捕せねばならない」という規定ではないため、警察又は検察官は逮捕の権利はあるが、逮捕の義務は負わない。

以上のように家庭暴力防治法が制定される前は、民法及び刑法などの法規によって虐待を受けている被害女性に救済の道は提供されていたが、実際には法律上に多くの不備があった。以下にその問題点を整理する。

１、予防措置の欠乏

民法及び刑法におけるＤＶの救済ルートは一見完備しているように感じられるが、被害女性の多くは夫による暴力行為に耐えられなくなってから初めて法律上の救済を請求できるようになる。ＤＶは殺人、傷害、自由妨害、恐喝又は強姦などの罪に波及しているが、家庭暴力防治法が制定された現在は「保護命令」という被害女性を守る「壁」があるため、暴力を振るった加害者である夫が「保護命令」に定められた行為に違反すれば自動的に捜査が始まるが、当時の法律には「保護命令」のような予防的な制度はなかったため、傷害又は強姦などの犯罪が発生した場合、これらは全て親告罪であり被害女性が告訴することが必要で、さもなければその犯罪の事実は捜査されることはなかった。よって被害女性は家庭や子供の教育又は経済的圧力に直面し、自ら自分の夫を告訴することは更なる精神的苦痛を伴うことでもあった。

又伝統社会に色濃く残る家族や親族からの「和解の勧め」的態度もあり、更に心理学者レノア・ウォーカー氏が提唱したように「暴力のサイクル」「学習された無力感」などにより被害女性は結局暴力を振るった夫を許すことを選択してしまう。たとえ被害女性が民事又は刑事訴訟を起こしても、その訴訟の道のりは長く、その間も親族からのプレッシャーは続き、途中であきらめて法律による救済ルートを放棄してしまう女性も少なくなかった。又訴訟期間中は法廷に赴いて夫の暴力行為を証言しなければならないが、当時は訴訟期間

中の被害女性を保護する特別な法律がなく、被害女性の人身面及び精神面は危険に晒されていた。

２、執行成果に疑問符

家庭暴力防治法が制定される前は、被害を受けた女性が虐待を受け続ける環境から逃れるには、主要な法律による救済ルートは次の２つしかなかった。

（１）刑事上の告訴、（２）民事上の「同居義務履行の拒否」に訴える及び離婚

しかし、まず（１）の刑事上の告訴においてだが、伝統的に警察はＤＶを「家庭内の問題」と見做し、和解を勧めることはあっても公権力によって介入することは望まなかった。現在ですら介入したがらない警察も存在するのだから、当時の状況は言わずもがなである。刑事訴訟法で警察には、逮捕又は加害者を直ちに勾引する権利が与えられているが、「切迫した状況」に対する警察個々の認定基準が一致していないことや、判断ミスで加害者に逆に自由妨害などで告訴されることを心配し、たとえＤＶの発生を目撃しても加害者を逮捕したり捜査に移送することを望まなかった。又警察が告訴を受理し、検察官が公訴を提起したとしても、多くの場合裁判官は加害者に対し減刑又は罰金刑を宣告するだけであった。このように暴力を振るった夫が刑務所に入らないような状況下では、妻は引き続き夫と同居しなければならず、夫による更なる虐待が報復となって起こる恐れがあった[73]。

次に（２）の民事上の「同居義務履行の拒否」及び「離婚」についてだが、最高裁の判例により、両者とも「同居に耐えられない虐待」の事実を証明しなければならない。

但し最高裁 1934 年台上字第 4554 号の判例では「夫婦の一方が他方から同居に耐えられない虐待を受けている場合、離婚を請求することができる。」とされているが、「但し一方の素行不良が原因で他方が一時的な怒りで振るった行為であれば、行き過ぎたとしてもそれは同居に耐えられない虐待とはいえない。」という続きがある。

実務上は上記のように「相手に暴力を振るわれる理由がある」とされ、夫が殴る行為は「同居に耐えられない虐待」とは認識されなかった[74]。

又大法官会議釈字第 372 號は「同居に耐えられない虐待」を解釈しているが、「夫婦の一方が他方から受けた虐待の深刻さを計り、又当事者の教育レベル、社会的地位及びその

[73]劉宏恩「わが国の裁判所における DV 問題に対する態度－台湾における虐待を受けた女性は『同居に耐えられない虐待』で離婚訴訟を行う司法上の実務」『万国法律双月刊』第 88 期（1996 年 8 月）41-42 頁。

[74]劉宏恩「前掲論文」51-54 頁。

他のことを全体的に考量した上で、婚姻関係の継続が可能かどうか判断するものである。もし他方からの虐待が既に通常の夫婦の容認できるレベルを超え、人格の尊厳や人身の安全を侵害するものであれば、それは同居に耐えられない虐待といえる。」とある。

しかし「素行不良」「一時の怒り」はあまりにも不確定さを孕んだ用語であり、又ＤＶの認定が当事者の教育レベルや社会的地位によって異なるのはおかしな話である。

一体どの種のレベルの傷害をもって「同居に耐えられない虐待」とするのか、適切な基準が欠乏しており裁判所は有効な解決策を示しているとはいえなかった。実際裁判所は「傷害証明書をもって認定の基準とする」としているが、これでは多くの精神虐待を受けた女性又は明確な外傷がない被害女性は自身の虐待を受けたことを証明できず、「同居に耐えられない虐待」という理由では離婚の請求ができなかった。又たとえ外傷があっても病院や診療所がトラブルに巻き込まれることを恐れ、傷害証明書を出すことに積極的ではなかった。

運よく傷害証明書が取れたとしても、被害女性は夫が反省して改心してくれることを信じ、又は子供から離れられなかったりで、結局「同居義務履行の拒否」や「離婚」を訴えず長期に渡り耐え忍ぶ道を選んでしまう[75]。

家庭暴力防治法が制定される前は、上記のように民法又は刑法にはＤＶ問題に対する特別な規定がなく、政策、法令又は実務上においても制度上の総合的な企画が欠乏していた。僅かに社会福祉機関が虐待を受けた被害女性に対し、保護措置を提供していた他は、警察機関の態度も保守的で且つＤＶに対する知識も解決しようという意欲も欠如していた。医療従事者も法廷で証言させられるのではと傷害証明書を出すことに消極的であった[76]。

「同居に耐えられない虐待」という理由で離婚したくとも、裁判官が厳格な認定基準を要求しているため離婚することも容易ではなく、離婚できなければ被害女性は引き続き加害者と生活を共にしなければならない。加害者の処遇についても、刑罰をもって処罰するのみで補導や治療といった総合的に加害者をケアする制度も当時はなく、被害者の居住地の安全、子の監護権、財産の帰属及び養育費の分担問題などの有効な法律救済手続も欠けていた。

[75]陳昭如「権利、法律改革及び本土婦女運動－台湾における離婚の権利の発展を例として」、『政大法学評論』第 62 期（1999 年 12 月）25-74 頁。

[76]呉素霞、張錦麗「わが国の家庭内暴力の防止業務の回顧及び展望」『社区発展季刊』第 133 期(2011 年 3 月)330-331 頁。

上記のように既存の法律ではＤＶ被害者を完全に救済することはできないため、女性NGO及びＤＶ意識が高まってきた一般市民から、ＤＶ問題に特化し且つＤＶを徹底的に防止し被害女性を保護する法案の制定が強く望まれていた。

そこで内政部は婦人新知基金会に委託し、1994 年 12 月から 1995 年６月までに当時の法律、警察、医療、社会福祉などにおける領域の欠点を検討し、女性に対するＤＶ防止の研究報告を行い、ＤＶ防止に対する短期・中期・長期の計画を提出した。この中期計画に基づき、ＤＶ防止に関する保護命令、子の監護権、逮捕法規、仲裁法規、損害賠償法規及び社会福祉支援などの法律が制定された[77]。

留学先の米国で先進的なＤＶ防止法を研究していた(高裁)裁判官高鳳仙氏は、1993 年米国各州の家庭内暴力に関する法規及び論文を集め、1995 年に司法院から選ばれグアム島へ第 11 回南太平洋裁判官会議に台湾代表として参加し、同時にグアム島の裁判官の協力により、1994 年米国が施行した家庭内暴力のモデル法を基盤として、グアム島、ニュージーランドなどの家庭内暴力に関わる法律及び論文を参考にし、台湾の家庭内暴力法の第１次草案を作成した[78]。(高裁)裁判官高鳳仙氏は、現代婦女基金会に所属する女性問題活動家でもあり、国会議員潘維剛氏と共に立法作業をリードした[79]。

1996 年 7 月現代婦女基金会は、「家庭暴力法制定委員会」を設立し、教授・裁判官・弁護士・公務機関及び民間の援助機関における家庭暴力に関心をもつ専門家及び学者など約 50 人が参加して、民事・刑事・家事事件及び防止支援など４つの委員会に分かれ、それぞれ共同で委員を担当し、高鳳仙氏が作った家庭内暴力法の草案を逐条的に討論及び修正し、合意の形成と法案改善に努めた[80]。

第２次草案の修訂手続において、民事の委員会は、「家庭暴力法」の名称を「家庭暴力防治法」に変更した。1996 年 11 月 29 日に内政部は、現代婦女基金会に委託し、「ＤＶ防治ネットワーク会議」を開催し、海外の家庭内暴力防止対策を参考にし、又家庭内暴力防止活動を行っている実務者と交流した。1996 年 7 月から 1997 年 1 月までに 20 回余りの会議を開催し、1997 年 1 月に「家庭暴力防治法第２次草案」を発表した。

現代婦女基金会は、第２次草案を制定した後、1997 年３月から８月までに学者、専門家、学識経験者及び現場に携わっている有識者から５回のヒアリングを行い、各意見をまとめ、

[77]高鳳仙『前掲書』74-75 頁。
[78]高鳳仙『前掲書』60-61 頁。
[79]戒能民江『前掲書』148 頁。
[80]高鳳仙『前掲書』60 頁。

1997 年 9 月 16 日に第３次草案を起草した。1997 年 9 月 23 日に草案を立法院に提案し、立法院第４会期第７回会議の決議で、司法、内政及び教育委員会が審査を行い、1997 年 10 月 20 日第６回の協議版が司法委員会を通過し、この草案は 1998 年５月 28 日立法院を通過し、同年６月 24 日に施行された。この時通過した法案は全て学者及び有識者などにより起草されたものであるため、当時の政府機関に各制度の執行準備の期間を与えなければならず、その家庭暴力防治法第 54 条第２項の規定において第２条の保護命令制度を含む 35 ヵ条の条文に対し１年の準備期間が与えられた。その後家庭暴力防治法の全条文は 1999 年６月 24 日に全面的に施行された。これは 1987 年に戒厳令が解除されて以来、設立が続いた女性 NGO による運動の蓄積と、NGO とのパートナーシップを進めてきた台北市の先駆的な試みがあったからこそといえる。更に女性に対する暴力防止のための一連の法改革が、家庭暴力防治法と同時進行したことも指摘しなければならない。1997 年に性侵害防治法が制定され、家庭暴力防治法施行後、行政レベルでは両法の統一的な対応が行われている。また 1999 年には刑法が改正され、強姦及び強制猥褻の保護法益を「個人の性的自由」に転換した上で、強姦を「強制性交」として、構成要件を「被害者の意思に反する性行為」と改正した。このように家庭暴力防治法が女性に対する暴力防止の一環として法制化され、法律全体に「女性に対する暴力」防止の視点が明確に貫かれた[81]。

第５節　家庭暴力防治法の改正

1999 年６月 24 日に全面的に施行された家庭暴力防治法は、各行政機関の相互の連携及び行政と NGO との連携を強化し、総合的なＤＶ防止システムを作り、ＤＶ問題の根本的な解決と被害者の安全確保と救済を目指した。家庭暴力防治法が施行されてから政府機関が積極的にＤＶに介入する義務が規定として明文化され、伝統的な「法は家庭に入らず」の観念は徐々に改善が見られるようになった。例えば警察はＤＶ事案を処理する際、被害女性の保護を第一に考え、被害女性に代わって主体的又は協力的に保護命令の申立てを行い、又加害者を逮捕又は勾引できるようになった。検察官や裁判官は加害者に対し、被害者に継続して暴力を振るうことや嫌がらせを禁ずる命令が出せるようになった。

[81]戒能民江『前掲書』149 頁。

又総合的にＤＶ防止業務を行うため、内政部及び各自治体がそれぞれ「家庭暴力防治委員会」を、又各自治体が「家庭暴力防治センター」を設立し、ＤＶ防止ネットワークを確立させ業務の向上に努めた。そして海外の「保護命令制度」を取り入れ、警察機関、検察官、各自治体の主管機関が被害女性の状況に応じて緊急保護命令、一時保護命令及び通常保護命令を申し立てることができ、被害女性が家出をせずともＤＶの再発を防止できる新たな救済ルートを提供できるようになった。第３章「家庭暴力防治法における保護命令制度」で詳しく述べるが、保護命令には、被害女性をＤＶから守る多項目に渡る命令の種類があり、暴力禁止令、接触禁止令、退去命令などは被害女性を保護命令で定められた期間内保護することができ、加害者はもし保護命令で定められた内容を違反した場合刑事処罰を受けなければならないため、被害女性は家を出ずとも安全な居住環境を確保できるようになった。

本節では家庭暴力防治法の主な内容とその後に続く法改正について紹介する。

１、立法目的と定義

当初「ＤＶの予防及び終結」とされていた法目的であるが、保守派の立法化反対論との妥協の結果、「家庭平和の促進」という条文を付け加えることで決着した。法の対象範囲は「家庭構成員」である。第１節で既に述べたが家庭構成員の定義とは以下の通りである。

（１）配偶者又は元配偶者

（２）現在又は過去に同居関係、家長と家族の関係又は家族間の関係を有する者

（３）現在又は過去に直系血族又は直系姻族である者

（４）現在又は過去に４親等内の傍系血族又は傍系姻族である者

そして本法の対象となる暴力の形態であるが、家庭暴力防治法第２条第１号で、家庭内暴力とは「家庭構成員の間において身体、精神又は経済上における嫌がらせ、支配、脅迫及びその他の不法的な侵害行為」と定められている。

ＤＶの定義については第２節で既に述べたが、本法の適用対象となる具体的な侵害行為は以下の通りである。

身体に対する侵害行為とは、虐待、遺棄、人身売買、親権濫用行為、不正な職業へ従事させること、殺人、傷害、自由の妨害、性的侵害を指す。精神的侵害とは、脅迫、侮辱、騒擾、器物損壊、精神的虐待を指す。

２、保護命令制度

家庭暴力防治法の「目玉」は、民事保護命令制度と家庭暴力罪の導入である。本法は、家庭構成員間の暴力に刑事法規定を他人間の場合と同様に平等適用する「家庭暴力罪」を規定して、ＤＶが犯罪であることを明記し、ＤＶの再発や被害の拡大防止、更には犯罪抑止効果を狙った。と同時に、ＤＶ被害者の安全確保と暴力防止のために「民事保護命令制度」を創設した。この保護命令制度については第３章で詳しく述べることとする。

３、「家庭暴力防治委員会」と「家庭暴力防治センター」

家庭暴力防治法では、総合的なＤＶ被害への対応と防止の施策を進めるために、専門機関を設置し、関連機関相互のネットワークによる対策の仕組みを制度化した。

内政部及び各自治体には家庭暴力防治委員会の設置が義務付けられた。内政部家庭暴力防治委員会のメンバーの内、NGO 代表、研究者、専門家は半数以下となってはならない。各自治体に設置を義務付けられた家庭暴力防治センターは、警察、教育、保健、社会福祉、戸籍、司法などの関連機関と共同で以下のような業務を行う。①24 時間ホットライン、②24 時間緊急救援、けがの治療、診察の援助、証拠の取得、③シェルターへの送り届け、④被害者へのカウンセリング、職業訓練、住宅の照会や法律援助、⑤保護命令申立てと申し立て援助、⑥加害者の強制治療の照会、⑦教育、訓練、広報などである。

４、警察の役割

家庭暴力防治法制定のねらいは、警察の積極的な介入に法的根拠を用意することにあった。警察はＤＶ防止と被害者保護の役割を担うが、その任務は以下の通りである。①被害者の緊急の安全確保、②被害者のシェルター及び医療機関への送り届け、③被害者の住まいと生活の安全の確保、④被害者の権利の告知と事件記録の作成などが法律上定められている。加えて本来業務として、加害者の逮捕、保護命令申立ての援助や申立て、事件資料の収集と保全、保護命令の執行、刑事裁判への協力などの任務を負う。この警察の役割については、第５章で詳しく述べることとする。

このように民事法と刑事法の統合だけでなく、行政的対応をも含めて総合的な対応が、ＤＶ防止のためには必要であるという認識で出発した家庭暴力防治法であるが、本法が施行され 24 年が経過し、徐々にＤＶ問題の実態と法律がかみ合わないケースが出てきた。政府及びNGOは、ＤＶ問題の実態を踏まえ、より女性権利を保護し、且つ時代に適合した制度にするため、2007 年から段階的に５回に渡り法案改正を行った。以下にどう修正されたのかを整理する。しかし 2007 年３月 28 日の第１次修正及び 2015 年２月４日の第５次

修正を除き、その他３回行われた修正では１条ずつ修正されたのみであるため、本節では第１次及び第５次の修正案を紹介する。

１、第１次修正案

第１次修正案は家庭暴力防治法通過後、最初に行われた修正であり、規模も大きい。以下重大な条文のみ説明する。

（1）「家庭平和の促進」の条文内容を削除

前家庭暴力防治法第１条に「家庭平和の促進」という条文が定められていたが、家庭暴力防治法の立法の目的は「ＤＶの予防及び終結」であり、家庭暴力防治法を推し進める中で家庭全体の平和と個人の人権を確保するという内容を同時に行うことはできない。よって「家庭平和の促進」という条文を削除することとした。

（2）「同居関係」を保護範囲に入れる

前家庭暴力防治法第３条第２号の規定では、家庭構成員は、「現在又は過去に事実上の夫婦の関係を有する者」であったが、修正後は「現在又は過去に同居関係にある者」という文言が加えられ、「事実上の夫婦の関係を有する者」という部分が削除された。関係性は裁判所が各事案の事実によって判断する。それにより家庭暴力防治法の適用範囲を拡大でき、全ての「同居関係」を有する被害者が、保護命令申立てにより家庭暴力防治法の保護を受けられるようになった。

（3）家庭暴力防治基金を設立

前家庭暴力防治法第６条に家庭暴力防治委員会の組織に関する規定が定められていたが、人員を配置するための予算が不足していたため、条文を修正し、中央の主管機関は家庭暴力防治基金を設立した。

（4）被害者出廷保護措置

家庭暴力防治法の旧第 13 条は「通常保護命令の申立てを受理した後、条件に合わないものは却下し、それ以外は審理終結後ＤＶの事実があると認められた場合に、裁判官は申立て又は職権により通常保護命令を発令しなければならない。」であった。そして修正後の条文では、「通常保護命令の手続又は要件に欠陥がある場合、裁判所はこれを却下しなければならないが、補正できる場合には定められた期間内に補正を命じなければならない。裁判所は職権により証拠を調査でき、必要であれば個別に尋問できる。個別の尋問は必要があれば申立て又は職権により法廷外でも行うことができる。」とあり、より被害者に寄り沿う内容になっている。又確実に被害者を保護するために、家庭暴力防治法第 13 条第

３項「被害者は審理手続において、その親族又は各事案の社会福祉スタッフ、心理カウンセラーを伴い出廷し、意見を陳述することを申し立てることができる。」、第４項「保護命令事案の審理を非公開とする。」を追加した。それにより被害者の人身の安全を確保でき、何よりも被害者に対し、支援し庇護されているという安心感を提供することができるようになった。

（５）裁判所による家庭暴力サービスセンターの設置

家庭暴力防治法の旧第 18 条は、「裁判所は被害者又は証人に安全に出廷してもらう環境と措置を提供せねばならない。」と規定していた。しかし具体的にどのような環境と措置を提供するかは定められていない。そこで修正後は旧第 18 条を第 19 条に移し、最も重要な政策として「各自治体の主管機関は、裁判所において自ら又は民間団体に委託し家庭暴力サービスセンターを設置しなければならない」との条文を追加した。裁判所に「家庭暴力サービスセンター」を設立することで専門家によるカウンセリングなどが受けられる。その結果、被害者又は支援が必要な加害者に対して、等しく直接的に支援を提供することができるようになった。

（６）保護命令制度の修正

家庭暴力防治法の旧第９条は、保護命令の種類及び保護命令を申し立てる人物及び機関を定めている。旧第９条第１項で保護命令は通常保護命令及び一時保護命令に分類され、一時保護命令に関する旧第 11 条第１項但書及び旧第 15 条第１項では、緊急性一時保護命令及び一般性一時保護命令について定められている。

しかし修正後は保護命令を通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令の３種類に分けた。旧第 14 条前条文は保護命令の有効期間を定めていたが、修正後はそれを第 15 条に移し、旧第 13 条に定められていた 12 項目からなる細かい保護命令の内容を第 14 条に移した。その上で同条に「相手方が、被害者及び被害者が監護権を有する未成年子の戸籍、学籍、収入源に関する資料を閲覧することを禁止する」及び「相手方が被害者に対しストーカー、接触行為を行うことを禁止する」という項目を加え、被害者及びその監督する未成年子の保護を強化する内容に修正した。

（７）保護命令執行手続の修正

家庭暴力防治法の旧第 20 条第１項では、「保護命令の執行は警察機関が行う。但し金銭給付の保護命令に関しては被害者が裁判所に強制執行を申し立てることができる。」と定められていた。しかしこれでは警察機関は金銭給付の保護命令を執行する機関にあらずと定めているだけで、関連手続及び執行方法についての詳しい規定がなかった。司法院大法

官会議釈字第 559 号の解釈では、旧第 20 条第 1 項で警察機関の保護命令を執行する手続及び方法について具体的に明確な規定がないことは憲法に抵触しないが、保護命令は人身の処置又は財産の強制施行に及ぶため、関連手続及び方法については法律又は命令において明確に定めるべきであり、それにより国民の権利及び金銭給付の保護命令の強制執行手続が保障され、憲法と適合するとされている。

保護命令の執行内容は警察、社会福祉、衛生、裁判所など広範囲に及ぶため、保護命令を執行する帰属機関を明確にし、発令後被害者が執行機関を探しやすくする必要がある。よって修正後の第 21 条は、保護命令の内容に従って執行機関を明確に定めた。又旧第 24 条では、勾留の必要がない加害者が検察官又は裁判官が命じた遵守すべき保護命令の内容を違反した場合、検察官又は裁判官が行使できる処分内容について定めていた。しかし修正後はそれを第 32 条に移し、その上で第 22 条から第 27 条において、如何にして被害者が安全にその住居地に居られるか、車、バイク又はその他の個人の必需品を所有できるか、如何に期限内に未成年子の引渡しをさせるか及び未成年子との面会などの規定を定めた。義務者が保護命令に従って未成年子を引き渡さない場合、権利者は警察機関が命じた期限内に義務者が引き渡すように申し立てることができる。期限内に引渡しが行われない場合には、権利人は裁判所に強制執行を申し立てることができる。

（８）警察及び検察官の勾引権限の拡大

家庭暴力防治法の旧第 22 条では、警察人員が家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した現行犯を発見した場合、直ちに逮捕しなければならないと定められていた。又、現行犯でなくとも家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した疑いがあると判断し、且つ引き続き家庭構成員の生命、身体、又は自由の危険を犯し、刑事訴訟法に定められた勾引の要件に該当する場合は、直ちに勾引しなければならないとされていた。しかしＤＶは通常夜間に、しかも家庭という密室の中で発生することが多く、刑事訴訟法第 88 条の１第 1 項に規定された勾引の要件とＤＶの特性を符合させることは難しい。よって修正後の条文では「刑事訴訟法に定められた勾引の要件に該当する場合」という部分が削除され、第 29 条第２項・第３項で検察官又は警察が、加害者が家庭暴力罪を犯したか又は保護命令違反罪の嫌疑が重大だと認め、且つ家庭構成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害する虞があり危険が切迫したと判断した場合、直ちに勾引することができるという部分が追加された。それにより検察官及び警察に直ちに逮捕できる権限が与えられた。

（9）小、中学校における家庭暴力防止課程の義務化

小、中学生が正しい家庭暴力防止知識を学習するため、家庭暴力防治法の旧第 49 条では、小、中学校で毎年家庭暴力防止課程を設けなければならないと定められていた。しかし具体的な時間数についての規定はなかった。修正後は第 60 条において、小、中学校における毎年４時間以上の家庭内暴力防止課程の義務化を定めた。

２、第５次修正案

2012 年 1 月 1 日に「女子差別撤廃条約施行法」が施行された。この施行法第８条には、「各級政府機関は規約に定める内容により、所管する法令及び行政措置を検討し、条約の規定に一致しない場合、本法を施行後３年以内に、法令の制定・改正・廃止及び行政措置の改善などを完成する。」と定められている。

よって 2015 年 1 月 23 日家庭暴力防治法は、「女子差別撤廃条約」に関わる規定を参照し、第５次修正案が通過した。その修正内容は、本法の対象範囲に 16 歳以上の性的関係がある交際相手や恋人（元を含む）を含み、ＤＶ被害者を保護するため、通常保護命令の保護期間を２年に延長し、延長回数は１回に限らないとした。第５次修正案の修正要点は以下の通りである。

（1）保護対象及び範囲の拡大

第２条における「家庭内暴力」の定義及び範囲を拡大し、家庭構成員間の経済上のコントロール、脅迫も家庭内暴力に属するとした。又心身の発達が未熟な児童及び未成年に対し、家庭内暴力を目撃したことで心身に与えるマイナス面や影響を鑑み、これら潜在的な被害者を保護するため、家庭内暴力目撃の定義に関し第３項を加え、家庭内暴力を目撃した児童及び未成年を家庭暴力防治法適用の対象とした。

又「ストーカー」の定義もそれまでの持続性の監視及び後をつけ回す行為の他に他人の行動や活動を把握する行為も含め、範囲を拡大した。

（2）保護命令期限の延長

家庭暴力防治法の旧第 15 条では、「通常保護命令の有効期間は 1 年以下で、裁判所は当事者又は被害者の申立てにより保護命令を延長することができる。延長期間は 1 年以下で 1 回限りとする。」とされていた。しかし、ＤＶの被害者は暴力を振るわれる環境から逃れるため、不慣れな司法案件と向き合わねばならず、住居地及び仕事の変動などストレスを考慮すると、1 年の保護命令の期間では十分といえず、よって修正後の第 15

条では、通常保護命令の有効期間を２年以下とし、延長期間も２年以下で延長回数の制限をなくした。当事者又は被害者が保護命令の延長を申し立てできる以外に、検察官、警察又は各自治体の主管機関もこれを申し立てできるようになった。

（３）保護命令抗告の手続[82]

家庭暴力防治法の旧第 19 条では、「保護命令の裁定に関しては、特別な規定がある場合を除き、抗告することができる。保護命令の手続は、本章において特別な規定がある場合を除き、非訟事件法に関する規定を準用することができる。非訟事件法に規定のない場合は、民事訴訟法に関する規定を準用する。」と規定されていた。

しかし保護命令事件は家事事件法の中の家事非訟事件に属し、家事非訟手続に関する規定を適用し処理すべきであり、よって修正後の第 20 条では、保護命令の手続は、家事事件法に関する規定を適用することを明文化し、又裁判所は通常保護命令の審理中は職権により一時保護命令を発令することができ、又その執行は加害者が抗告したとしても停止されないことを定めた。

（４）加害者釈放通知の義務化

家庭暴力防治法の旧第 34 条では、検察官又は裁判所が刑事司法手続により家庭暴力を犯した加害者を釈放した後、その事実を被害者に通知しなければならない。但し被害者の所在が不明の場合はこの限りではない、と規定されていた。そのため被害者がその事実を知らされず、避難や防護の措置が取れずに殺害されるという事件が相次いだ。この事態を重く受け止め、米国メリーランド州の立法を参考にし、被害者の安全を確保するため関連する司法機関に加害者釈放の事実を通知することを義務化した。よって修正後の第34条の１では､裁判所が勾留する必要がないと認めた加害者が釈放された場合、裁判官は直ちに被害者及び被害者の居住地にある警察本部勤務指揮センター及びＤＶ防止センターに通知しなければならない、とされている。

[82]非訟事件法第 46 条「抗告及び再抗告は本法に特別な規定がある場合を除き、民事訴訟法の抗告手続に関する規定を準用する。」
民事訴訟法第 491 条「抗告は特別な規定がある場合を除き、執行の効力は停止されない。原裁判所、裁判官又は受訴裁判所は抗告事案を裁定する前に、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。」
家事事件法第 91 条「暫定的処分の裁定は、法律に特別の規定がある場合を除き、本件の請求の裁定に対し抗告権を有する者のみが抗告することができる。抗告中、執行は停止されない。但し原裁判所又は抗告裁判所が必要と認めた場合は、担保の有無を命ずることを裁定した後、執行を停止することができる。」

又同法第 31 条第 1 項の規定において、家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した被告人が、検察官又は裁判所の尋問の後、勾留の必要がないと判断され、保釈、親族や支援団体への委託、居住制限、釈放を命じられた場合には、被告人に対し、同条項各号の１つ以上の条件の遵守が命じられる。裁判所の裁定により勾留中の被告人の勾留が停止する場合には、第 33 条により、被告人に対して第 31 条及び第 32 条第 1 項の規定が準用される。

（５）被害者法廷での権利保護

家庭暴力防治法の旧第 36 条では、「被害者を尋問又は詰問する場合は、申立て又は職権により、法廷外にてこれを行い又は適切な隔離措置を採用することができる。」と規定されていた。しかし警察機関による被害者のプライベート及び人身の安全確保を強化するため、修正後の第 36 条第２項では、警察は被害者に被害状況を聞く場合、適切な保護及び隔離措置を採らねばならないという規定が新たに加えられた。又家庭暴力事件が被害者の心身に与える影響は計り知れず、被害者が審理手続中に行う意見陳述をサポートするため、第 36 条の１により、被害者が審理の際の尋問を受ける場合、被害者自身で親族、医師、心理カウンセラー、社会福祉スタッフなどを指定し、同行させることができ、同行者も意見陳述ができるとした。被害者が法律に詳しくなく、同行者にも意見陳述の権利があることを知らず又は知らされず不利益を被ることを避けるため、検察機関に告知の義務があることを定めた。

（６）非同居関係にある恋人の保護

婦女救援基金会が 2012 年８月から同年 12 月まで調査した結果によると、23.8％の被害者が同居関係にない状態で恋人から暴力を受けており、48.9％の人が外部に助けを求められず耐えていることが分かった。９割の被害者が、同居していない親密関係で発生した事案でも家庭暴力防治法を適用して救済すべきとしていたが、それまでの家庭暴力防治法の規定では家庭構成員の定義に同居関係にない被害者は含まれておらず、そのため保護命令発令など同法の法律の保護を受けることができずにいた。

このような痴情のもつれで起こる暴力やストーカーなどで発生する殺人事件を少しでも減らすべく、修正後の第 63 条の１に、16 歳以上で同居していない親密関係にあるパートナーが被害を受けた場合にも保護命令制度の範疇に入るという規定を新設した。

以上長い間男尊女卑の影響を受けてきた台湾社会で、1999 年ようやく施行された家庭暴力防治法の立法化までの流れを見てきたが、家庭暴力防治法制定の直接のきっかけとなったのは、既に述べたように 1993 年に起こった「鄧如雯氏のＤＶ夫殺害事件」であろう。しかしこの衝撃的な事件の発生を立法化に結びつけることができたのは、やはり 1987 年戒厳令解除後に設立が続いた女性 NGO の運動の蓄積によるところが大きい。

なぜ女性 NGO がこのような運動を展開することができたのか。それはやはり教育を重視する風土と経済発展後に進んだ女性の社会進出による。教育を重視する風土は日本も変わりないが、台湾が日本と決定的に異なるのは、多くの教育を受けた女性が結婚や出産を経ても仕事を続ける継続型が多いということである。台湾では 1992 年に既に外国人家内労働者の自由化を行っており、12 歳以下の子供のいる共働き家族は外国人のメイドを雇用できる。元々日本と違い女性の戸外労働への忌避観が弱く、女性が働くことは家計への貢献を高めることであり、むしろ望ましいことと考えられてきた。高学歴化と女性に対して家事要求が高くないこと、母親役割の拘束が弱いことが結びついて、女性の大幅な社会進出を生み出し、その中で欧米思想を身に付けた高学歴女性がソーシャルワーカーや NGO の常勤スタッフ、弁護士、裁判官、検察官などの専門職として活動することで、女性の人権確立を目指す法改革運動が一気に進み、家庭暴力防治法の設定に繋がったのである[83]。

本法は制定されて今年で 23 年が経過し、５回の修正を経て、それぞれの規定に関連する措置も改善を図りながら、より時代と実態に適合したものに成熟してきた。中でも本法の最重要制度と位置づける「保護命令制度」はＤＶ被害者にとって、最も直接的且つ迅速に安全を確保できる重要な救済措置として申立件数も増加している。第３章「家庭暴力防治法における保護命令制度」では、この制度を詳しく分析する。

[83]戒能民江『前掲書』150-151 頁。

第　3　章

家庭暴力防治法における保護命令制度について

第１節　保護命令制度の概要

前章で述べたように 1998 年に施行された家庭暴力防治法であるが、最大の目玉は保護命令制度の導入である。保護命令制度（protection order, order of protection, protective order）とは、侵害又は虐待から被害者を保護し真実を発見するために裁判を行い、裁判所が特定な人に対し命令を出す制度のことで、英米法体系における国家の民事訴訟法、刑事訴訟法、被害者及び証人保護法、ＤＶ防止法などに定められている。ＤＶ事案においては、民事裁判官がＤＶ被害者の申立てに基づいて裁判を行い、加害者に対しＤＶを継続して行えないような特定の行為を厳守させる命令を出す制度として、それまでの手間のかかる伝統的な刑事訴訟と異なり、ＤＶ事案の被害者を迅速且つ直接に保護し、加害者を制裁することができるため諸外国で採用されている。

保護命令制度の起源は 1976 年ペンシルベニア州で制定された「虐待保護法案」（The Pennsylvania Protection from Abuse Act）であり[84]、1980 年代に各州に相次いで制定された。米国では 70 年代「暴力を振るわれた女性たちの運動(Battered Women’s Movement)」が高まり、ＤＶ被害女性のためのシェルターが全米各地に設立されたことは既に述べたが、この「虐待保護法案」が制定される以前の 1960 年代末までの米国でも警察のＤＶ対応方針は基本的に調停であり、家庭内の紛争に対する逮捕の執行は最後の手段とされていた。フェミニズム運動によって女性に対する暴力が深刻な社会問題として認知されるようになったものの警察や司法関係の対応は旧態依然のままであった。当時は警察が介入して被害者を保護し加害者を逮捕する権限も法的根拠もなかったのでいたしかたない面もあるが、警察にとって犯罪捜査の優先的対象は社会的な重大犯罪であり、そのような捜査で成果を挙げることが昇進に繋がると考える組織文化があったことは否めない。又ステレオタイプ的な性役割概念や警察官個人の結婚生活の経験から女性被害者に対する偏見を持っていることがあり、暴力発生の原因を被害者に帰する傾向もあった。さらには被害者の通報を受けて警察官が駆け付けたものの、争いが鎮静すれば危険はなくなったとして帰ってしまうことがほとんどで、ただの夫婦喧嘩としてしかとらえず、警察が帰った後の暴力が報復として激化することや、家庭の密室性を利用し継続的でエスカレートするというＤＶの特質は理解されていなかった。いずれにせよ女性被害者への理解を阻む警察官個人のジ

[84]柯麗評、王佩玲、張錦麗『前掲書』254 頁。

ェンダーバイアスだけでなく、犯罪の重大性やＤＶの特質に関する警察組織の考え方にも、女性被害者への差し迫った危険や被害を軽視するジェンダーバイアスが存在していた[85]。しかし様々なジェンダーバイアスに影響を受けるとしても、警察の逮捕回避政策はＤＶを非犯罪的行為と見なすとともに警察官の安全を優先する警察責任の放棄であるとして、研究者や弁護士、被害者支援団体から非難を浴びた。そしてこれら被害者を支援する団体は、被害者を保護する制度の法整備を要求して州議会でのロビー活動を活発に行い、ついに民事法上の保護命令制度の改革として 1976 年「虐待保護法案」がペンシルベニア州で制定されたのであった。それは被害女性が先に離婚又は婚姻解消の請求を提出しなくとも、単独で民事裁判所に民事保護命令を申請できるというものであった。その後 31 の州で類似の法案が通過し、1989 年の末までには全ての州で保護命令に関する法案が通過し、米国において保護命令制度が立法化されたのである。

民事保護命令の創設時、米国の各州で既にＤＶの本質はただの怒りにまかせて引き起こされる暴力ではなく、もっと複雑な、加害者が家庭構成員をコントロールする手段として行われる心理的な性質をはらんでいる危険なものと認識されていた。特に被害女性が暴力を受け続ける関係を終わりにしようと加害者から離れる決断を下した時からが被害者の本当の恐怖の始まりであったのだが、警察がＤＶ事案に積極的に介入し被害女性を保護する政策に変更するのはもう少し先の話なので（この警察の政策転換については「第５章警察のＤＶ事案における役割」にて詳しく述べることとする）、とにかく暴力を受ける被害女性（及びその子）の安全と自主性を法によって迅速に保護する必要があった。又被害女性の安全確保と同時に重要なことは、加害者が継続して暴力を振るわないよう抑制させることで、民事裁判官が被害状況を審査し、必要に応じて単独又は複数の命令を加害者に出し、遵守させるようにした。被害女性の安全確保と加害者の暴力の再発を防止することが、保護命令制度が制定された目的である。

ただ民事保護命令の申立ては、その他の民事又は刑事の救済手続を排除しておらず、多くの州で被害女性は刑事告訴や離婚訴訟も選択できた。しかし被害女性の中には加害者と婚姻関係にない者もおり、また多くの女性は加害者であっても配偶者やパートナーを刑事告訴することを躊躇したので、結果的に民事保護命令が被害女性にとって使いやすい救済方法となった。

[85]吉川真美子「アメリカ刑事司法におけるＤＶ加害者逮捕政策―『ジェンダーに基づく暴力』への対応として」『法社会学』2001 巻 55 号(2001 年 9 月)161－165 頁。

しかし台湾は大陸法体系の国家に属し、伝統的な法制の中に保護命令制度は存在しなかった。家庭暴力防治法が制定される前は、前章で述べたように全てのＤＶに関わる事案は民法（同居義務履行の拒否、離婚請求、子の監護権、子の養育費など）、刑法（傷害、恐喝、自由妨害など）等の法規によって処理されるしかなく、ＤＶの脅威がある場合は一時的な規制及び保護を受けられるのみで、ＤＶ被害者を完全に保護できていなかった。それ故女性NGOは積極的にこの欧米国家にある保護命令制度を導入し、家庭暴力防治法の中に規定として明文化することを試み、被害者に新しい救済ルートを提供しようと家庭暴力防治法の立法化に向けて草案作成に奔走したわけだが、当初政府諸機関は家庭暴力防治法の立法化に対し消極的な態度であった。まだアジアではこのようなＤＶ防止法を設けている国はなく、法制化にあたっては米国の場合と同様警察や司法の改革は避けられず、組織全体に混乱をきたしかねないからであった。とりわけ警察機関は長きにわたり日本の学者美濃部達吉が主張する「警察公共原則」の影響を受け、伝統実務上「警察は民事不介入」の考えが常にあった。それは、警察は公共社会の秩序を維持するのが発動の目的であり、家庭という私的空間における行為は公共の安全や秩序に与える影響とは直接関係なく重大な傷害事件が起きない限り積極的に介入することは控えるべきという考えである。しかし本法を推し進める上で警察の積極的介入は欠かせず、特にその目玉である保護命令制度を導入するにあたってＤＶ防止と被害者保護の上で大きな役割を担わねばならず、警察全体の意識や政策を転換しなければならない。それには警察権乱用や憲法問題などが絡み、混乱は目に見えていた。

また国会議員の中には保護命令制度を本法に組み入れることに反対意見を持つ者もいた。その立場によれば、そもそも台湾と欧米国家では法体系が異なっており、欧米国家の保護命令は当事者進行主義を採用していて、台湾の裁判所が公権力によって当事者に介入する職権進行主義とは相いれず、もし保護命令を唐突に組み込めば台湾固有の伝統法制が破壊され、裁判官に過重な任務を強いるもので適応に難しいこと、ＤＶが発生した時は家庭内の長か各地方自治体の調停委員会が仲裁すればよいこと、又は従来の刑法の規定を活用したり補強したりすればよく、保護命令制度をわざわざ制定する必要はないとのことだった。また被害者としても虐待を受けた事実を確実に証明できるとは限らず、もし被害者の一方だけの主張のみで加害者が住居を追われたり、被害者への接近を禁止されたりする保護命令を発令される事態になれば、社会全体に離婚率が増加したり家庭が破壊したりす

る恐れがあり、保護命令制度の導入は慎重に考慮すべきというのが保守的な反対派の意見であった[86]。

しかしこれらの反対論も、1993 年台湾社会を震撼させた「鄧如雯氏のＤＶ夫殺害事件」発生後、ＤＶ議題が台湾伝統社会のタブーを打ち破り、一気に注目されるようになると影をひそめ、政府も世論を無視することはできなくなった。そして女性の活発な社会参加という歴史的流れの中で設立が続いた女性 NGO による運動の蓄積によって示された新たな視座が、政府の立法論や警察の政策論に影響を与えたことは間違いがなく、1998 年６月 24 日に保護命令制度を導入した家庭暴力防治法がアジアで初めて施行されたのである。

この時施行された家庭暴力防治法は女性 NGO が提出した草案をもとに作成されたもので政府主導ではなかったため、政府諸機関に各制度の執行準備として１年の期間が与えられ、翌 1999 年６月 24 日家庭暴力防治法は全面的に施行された。

家庭暴力防治法が実施された１年後、内政部及び司法院は家庭内暴力の受理及び保護命令の申立ての施行状況の統計をとった。内政部の家庭暴力防治委員会の統計資料によると、1999 年 6 月 24 日の保護命令制度施行時点から 2000 年 5 月末まで全国の警察機関が受理した家庭内暴力事案は計 9,803 件あり、全国の各地方裁判所が受理した保護命令申立て事案は計 8,673 件[87]であった。司法院の統計資料によると、1999 年 6 月から 2000 年 12 月まで各に地方裁判所が終結した保護命令申立ての事案は計 14,486 件[88]である。以上の統計資料によると、保護命令制度が施行開始後、家庭内暴力被害者に対して重要な救済ルートになっている。

家庭暴力防治法は全７章からなり、第１章「通則」は、ＤＶも含めて家庭内暴力に関する定義及び適用対象並びに関係する政府機関の処理すべき事項を規定している。第２章「保護命令」は、本法において最も重要な部分の保護命令の申立て、審理及び施行等に関する規定を定めている。第３章「刑事手続」は、警察、検察官及び裁判官が家庭暴力罪又は保護命令違反罪を処理又は審理する際に採用する刑事手続を定めている。第４章「父母子」は、家庭暴力の加害者と未成年子の権利義務及び面会交流等を規定している。第５章「予防及び処遇」は、警察、医療、社会福祉等家庭暴力防止の関連機関が家庭暴力行為に対して採るべき予防政策及び加害者に対して行う処遇計画の規範を定めている。第６章

[86]『立法院公報』第 86 巻第 39 期（1997 年 10 月）315-317 頁。
[87]内政部家庭内暴力防止委員会『保護命令制度施行周年検討』（保護命令制度施行一周年検討会資料、2000 年 6 月 23 日）2 頁、14 頁、15 頁。
[88]司法院統計処『司法院統計提要』（2000 年 6 月 23 日）308 頁。

「罰則」は、家庭暴力防治法を違反した際の罰則を定めている。第７章「附則」は、本法の付録である。

このように保護命令制度は家庭暴力防治法の中で重要な地位を占めていることは明らかで、第２章「保護命令」には計 20 ヵ条の規定があり、深刻な傷害事案が起こる前に、迅速且つ直接的に被害者を保護し、加害者に対しＤＶを継続して行えないように命令を出す。そして保護命令を違反した加害者に対して第６章「罰則」で定められている刑事処罰を科し、その実効性が確保される仕組みとなっている。以下では、保護命令の種類、内容、申立手続、要件及び違反した際の民事、刑事上の責任について説明する。

１、保護命令の種類

家庭暴力防治法の草案では、当初現行法どおり「通常保護命令」、「一時保護命令」及び「緊急保護命令」の３種があったが、国会で与野党の協議を経て、「通常保護命令」及び「一時保護命令」の２種に簡素化が望ましいとされ、「緊急保護命令」は「一時保護命令」の中に入れられた。しかし適用上の混乱を防ぐため、2007 年３月 28 日の家庭暴力防治法第９条の修正案において、保護命令の種類を「通常保護命令」、「一時保護命令」及び「緊急保護命令」の３種に明確に分けた。以下「通常保護命令」、「一時保護命令」及び「緊急保護命令」について説明する。

（１）通常保護命令

通常保護命令は、裁判所が被害者、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関の申立てによって、相手方に出廷するよう通知し、しかし相手方が出廷するかどうかにかかわらず、裁判所が審理手続を終結後家庭暴力防治法第 14 条第１項の規定[89]により発令する保護命令のことである。その救済範囲は他の２つの保護命令と比べて広く、また存続期間も長い。もし被害者が未成年、心身の障害を有する者又は代理人を委任することが困難な事情がある場合は、その法定代理人、３親等内の血族又は親族が裁判所に保護命令を申し立てることができる[90]。

[89]家庭暴力防治法第 14 条第１項「裁判所が審理終結後、家庭内暴力の事実があり且つ必要があると認めた場合、申立て又は職権により、以下の一項目又は多項目を含む通常保護命令を発令することができる。」

[90]家庭暴力防治法第 10 条第１項「被害者は裁判所に、通常保護命令、一時保護命令を申し立てることができる。もし被害者が未成年、心身の障害を有する者又は代理人を委任することが困難な事情がある場合には、その法定代理人、３親等内の血族又は姻族が裁判所に保護命令を請求することができる。」

(2)一時保護命令

一時保護命令は、被害者がＤＶを受け急迫した危険がある場合に、被害者及びその未成年子の安全を確保するため、被害者、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関の申立てによって、裁判所が審理の手続を経ずに発令することができる保護命令である。

一時保護命令の申立人は、家庭暴力防治法第 10 条第２項の規定[91]により被害者の他に、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関と定められている。又、家庭暴力防治法第 16 条第１項、第２項の規定[92]により、被害者が通常保護命令を申し立てる前に、又は通常保護命令を申し立てたが、その審理が終結するまでの期間に、裁判所が被害者が加害者に危害を加えられる可能性があると認めた場合には、被害者、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関の書面による申立てにより、又は裁判官の職権により、審理手続を経ずに一時保護命令を発令する。

一時保護命令はその性質上、通常保護命令が発令されるか否か審理終結までの一時的に救済する意味あいが強い。なぜなら申立人が一時保護命令を申し立て、裁判所が発令を許可した場合、既に通常保護命令を申し立てたと見なされ、審理手続が始まるからである。そして審理終結後、通常保護命令の発令か申立ての却下によって一時保護命令はその効力を失う[93]。

(3)緊急保護命令

緊急保護命令は、被害者がＤＶを受け、生命の危険があり、緊急性がある場合、被害者及びその未成年子の安全を確保するため、家庭暴力防治法第 12 条第 1 項の規定[94]により検察官、警察機関又は各自治体の主管機関が口頭、ファクシミリその他の科学技術

---

[91]家庭暴力防治法第 10 条第２項「検察官、警察機関又は各自治体の主管機関は裁判所に保護命令を申し立てることができる。」

[92]家庭暴力防治法第 16 条第１項「裁判所は、審理手続を経ずに、一時保護命令又は緊急保護命令を発令することができる。」
同法第 16 条第２項「裁判所は、被害者を保護するため、通常保護命令の審理を終結する前に、申立て又は職権により、一時保護命令を発令することができる。」

[93]家庭暴力防治法第 16 条第６項「一時保護命令、緊急保護命令は発令時から有効であり、申立人が通常保護命令の申立てを撤回し、又は、裁判所が、審理終結後、通常保護命令を発令し若しくはその申立てを却下した時に、その効力を失う。」

[94]家庭暴力防治法第 12 条第１項「保護命令の申立ては、書面でしなければならない。但し、被害者に家庭内暴力危害が与えられる虞があり、且つその危害が切迫している場合は、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関は、口頭、ファクシミリその他の科学技術設備によって、緊急保護命令を申し立てることができる。なお、夜間又は休日でも保護命令を請求することができる。」

設備によって申し立て、一時保護命令同様裁判所が審理の手続を経ずに発令することができる保護命令である。

被害者の一方的な陳述により緊急保護命令を発令し、加害者の権益を害することをさけるため、緊急保護命令は一時保護命令と違い被害者は申し立てることができない。そして家庭暴力防治法第 16 条第４項の規定[95]により、裁判所は緊急保護命令の申立てを受理した後、申立人に出廷させるか又は電話によってＤＶの事実を陳述させるかにより、被害者にＤＶの切迫した危険があると認めた場合は、４時間以内に書面によって緊急保護命令を発令し、ファクシミリその他の科学技術設備によって緊急に警察機関に転送しなければならない。

又家庭暴力防治法第 16 条第１項、第２項の規定により、被害者が通常保護命令を申し立てる前に、又は通常保護命令を申し立てたが、その審理が終結するまでの期間に、裁判所が、被害者が加害者に危害を加えられ、生命の危険があり緊急性が高いと認めた場合、審理手続を経ずに発令するものである。

緊急保護命令も一時保護命令と同様、申立人が通常保護命令を申し立てる前に緊急保護命令を申し立て、裁判所が発令を許可した場合、既に通常保護命令を申し立てたと見なされ、審理手続が始まる。審理終結後通常保護命令の発令又は申立ての却下によって緊急保護命令はその効力を失う。

２、保護命令の救済範囲

保護命令の救済範囲とは、裁判所が申立人の申立て又は職権により発令した保護命令の内容又は範囲を指す[96]。通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令の救済範囲は、家庭暴力防治法で以下のように定められている。

[95]家庭暴力防治法第 16 条第４項「裁判所は緊急保護命令の申立てを受理した後、申立人に出廷させるか又は電話によってＤＶの事実を陳述させるかのいずれかにより、被害者にＤＶの切迫した危険があると認めた場合は、４時間以内に書面によって緊急保護命令を発令しファクシミリその他の科学技術設備によって緊急に警察機関に転送しなければならない。」

[96]高鳳仙『前掲書』68 頁。

（1）通常保護命令

通常保護命令は、裁判所が審理手続終結後ＤＶの事実があると認めた場合、本法第14条第１項[97]に基づき、申立て又は職権により、以下の保護命令を発令する（第14条第１項各号を参照）。

①暴力禁止令−相手方に被害者に対する暴力行為を禁止すること

裁判所は、ＤＶが起こった事実且つ引き続き暴力行為が行われる可能性があると認められる場合、即時暴力禁止令を発令することができる。

ＤＶ行為は、刑法上の殺人罪、傷害罪、脅迫罪又は監禁罪を犯すことにもなるため、もし相手方が保護命令を違反し、引き続き被害者に暴力を振るった場合、相手方は「保

[97]家庭暴力防治法第14条第１項「裁判所が審理終結後、家庭内暴力の事実があり且つ必要があると認めた場合、申立て又は職権により、以下の一項目又は多項目を含む通常保護命令を発令することができる。
１、相手方に、被害者、ＤＶを目撃した児童及び未成年又は特定家族構成員に対する家庭暴力を禁止すること
２、相手方に、被害者、ＤＶを目撃した児童及び未成年又は特定家族構成員に対する嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止すること
３、相手方に、被害者、ＤＶを目撃した児童及び未成年又は特定家族構成員の住居からの転出を命令すること。なお、必要な場合は、相手方に、当該不動産の使用、収益又は処分を禁止すること
４、相手方に対して、次に掲げる特定の場所から離れるように命令すること。被害者、ＤＶを目撃した児童及び未成年又は特定家族構成員の住居・学校・職場若しくはその他のよく出入する場所
５、自動車、バイク及びその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用権を定めること。必要な場合は、その交付を命令すること
６、未成年子に対する権利義務の一時的な行使又は負担について、当事者の一方によるか双方の共同によるか、行使又は負担の内容及び方法を定め、必要な場合は、子の引渡しを命令すること
７、相手方とその未成年子の面会及び時間、場所、方法を定めること。必要な場合は、その面会を禁止すること
８、相手方に、被害者住居の家賃又は被害者及びその未成年子に対する扶養費の給付を命令すること
９、相手方に、被害者又は特定家族構成員の医療、補導、庇護所又は財物損害などの支出費用の交付を命令すること
10、相手方に、加害者の処遇計画を完成することを命令すること
11、加害者に相当の弁護士費用の負担を命令すること
12、相手方に、被害者及び一時監護の未成年子の戸籍、学籍、収入源などに関する資料の閲覧を禁止すること
13、その他の被害者、ＤＶを目撃した児童及び未成年又は特定家族構成員を保護するための必要な措置を命令すること」

護命令違反罪[98]」となるが、それ以外に被害者が傷害罪の告訴をすれば「傷害罪」にもなる[99]。

②接触禁止令－相手方に、被害者に対し嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止すること

家庭暴力防治法第２条第４号の規定により、「嫌がらせ」とは、迷惑、警告、いじめ又は侮辱する言動、動作又は他人に恐怖感を与える行為をいう。第２条第５号の規定により、「ストーカー」とは、人、車両、道具、設備、電子通信又はその他の方法による持続的な監視、つきまとい又は他人の行動や活動を掌握する行為をいう。

裁判所がＤＶの状況が深刻であるか隔離させる必要があると認めた場合、相手方と被害者が、同一住居であるか否かにかかわらず、接触禁止令を発令することができる。もし被害者と相手方の住居が同一の時は、接触禁止令の執行を順調に行うため、退去命令を発令しなければならない[100]。

③退去命令－相手方に、被害者の住居からの転出を命令すること。なお、必要な場合は、相手方に、当該不動産の使用、収益又は処分を禁止すること

「住居所」とは住居及び居所を指す。民法第 20 条の規定により、「住所」とは一定の事実により長く住む意思が認められ、一定の地域に住んでいる場合、その場所を住所とする。最高裁判所 27 年上字第 2452 号判例により、「居所」とは事務又は業務のためある地域に滞在し、長期に住む意思がない場合を指す。

裁判所がＤＶの状況が深刻であるか隔離させる必要があると認めた場合、又は相手方が被害者の住居を使用している場合は、退去命令を発令することができる。退去命令が発令される場合、その住居の所有権が被害者又は相手方のどちらにあるのかは関係なく、被害者を保護するための保護命令の有効期間内は、被害者がその住居の使用権を有する。

---

[98]家庭暴力防治法第 61 条「裁判所は、第 14 条第 1 項、第 16 条第 3 項による以下の命令に違反した者を保護命令罪に違反した者と見做し、３年以下の懲役、禁固又は 10 万元の罰金に処する。
１、家庭内暴力行為の実施の禁止
２、嫌がらせ、接触、通話又はその他の必要のない連絡行為の禁止
３、住居からの転出命令
４、住居、職場、学校又はその他の特定な場所から離れること
５、加害者に対する処遇計画の完了」

[99]高鳳仙『前掲書』69-70 頁。

[100]高鳳仙『前掲書』70-72 頁

④接近禁止令－相手方に対して、次に掲げる特定の場所から離れるよう命令すること。

ⅰ.被害者の住居　ⅱ．被害者の学校　ⅲ．被害者の職場　ⅳ．被害者及びその他の家庭構成員がよく出入する場所

裁判所がＤＶの状況が深刻であるか隔離させる必要があると認めた場合、被害者と相手方が同一の住居に住んでいるか否かにかかわらず接近禁止令を発令することができる[101]。もし相手方が被害者と仲直りし被害者の同意によって退去又は隔離しない場合であっても、相手方は被害者の住居からの退去又は接近禁止の命令を遵守しなければならない。

⑤物品使用権令―自動車、バイク、その他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用権を定めること。必要な場合は、その交付を命令すること

物品使用権令とは、被害者が個人の必需品と見なした物を、その所有権が相手方、被害者又は第三者にあるかは関係なく、裁判所はその使用権を定め、発令することができる[102]。

⑥一時監護権令―未成年子に対する権利義務の一時的な行使又は負担について、当事者の一方によるか双方の共同によるか、行使又は負担の内容及び方法を定め、必要な場合は、子の引渡しを命令する

家庭暴力防治法において、当事者が婚姻した後、すでに離婚しているか別居６ヵ月以上経過しているかに関係なく、裁判所は一時、緊急又は通常保護命令の発令によりその未成年子の一時監護権を定めることができる。しかし民法第 1055 条の規定[103]では、未成年子の監護権は離婚後に夫妻の協議又は裁判所の決定によるとされており、本法とは異なる。

民法第 1089 条の規定[104]は、未成年子の監護権に関し、父母が共同で行使又は負担すると定めている。しかし裁判所は保護命令を発令し、一時監護権を当事者の一方又は双

[101]高鳳仙『前掲書』75 頁。
[102]高鳳仙『前掲書』75-76 頁。
[103]民法第 1055 条第１項「夫妻が離婚した場合、未成年子の権利義務の行使又は負担については、協議により、一方又は双方が共同で行う。協議がなく又は協議不成立の場合には、裁判所は、夫妻の一方、主管機関、社会福祉機構又はその他の利害関係者の請求又は職権により、決定することができる。」
[104]民法第 1089 条第１項「未成年子の権利義務は、法律に特別の規定がある場合を除き、父母が共同で行使又は負担する。父母の一方が権利を行使できない場合は、他方がこれを行使する。父母が共同で義務を負担できない場合は、能力のある者がこれを負担する。」

方共同に与えることを定めることができ、その内容及び方法を決定し、必要な場合未成年子を引き渡すことを命令できる。

家庭暴力防治法第43条の規定[105]により、裁判所は一時監護権を定める場合において、もし当事者の一方が加害者で、その未成年子に不利益を与えることが推定でき、最適な利益を与えることを証明できないときは、他方に監護権を与えなければならない。

⑦一時面会権令―相手方とその未成年子が面会する場合の時間、場所及びその方法を定めること。必要な場合は、その面会を禁止する

裁判所は、一時面会権令を発令し、相手方と未成年子の面会時間、場所及び方法を定めることができる。必要な場合は、面会を禁止することができる。しかし父母が子に面会することは基本権利であるため、監護権のない一方が未成年子の意思に反せず、又は日常生活を妨害しない状況下であれば、自由に子に面会することができる。

家庭暴力防治法の規定は、被害者が未成年子に面会をする際の制限又は禁止について定めていないので、被害者が未成年子に面会する権利を制限又は禁止をすることはできない[106]。

⑧給付令―相手方に、被害者住居の家賃又は被害者及びその未成年子に対する扶養費の給付を命令すること

被害者又は未成年子の生活の安泰を確保し、その居住環境と生活の品質をある程度保障するため、裁判所は双方当事者の財力、被害者及び未成年子の需要を判断し、被害者住居の家賃又は被害者及びその未成年子に対する扶養費の給付を命令する[107]。

⑨損害賠償令―相手方に、被害者の医療、補導、シェルター又は財物損害など支出費用の交付を命令すること

損害賠償令に定められている被害者の医療、補導、シェルター又は財物損害などの支出にかかった費用は、全て加害者がＤＶ行為を行った結果支出しなければならなくなった費用であり、損害賠償の性質を有する[108]。

---

[105]家庭暴力防治法第43条「裁判所は、未成年子のための権利義務の行使者又は負担者を選任又は変更する場合に、家庭内暴力を行った者について、裁判所は加害者による未成年子のための権利義務の行使又は負担はその子に不利益を与えると推定することができる。」

[106]高鳳仙『前掲書』81-85頁。

[107]高鳳仙『前掲書』85-86頁。

[108]高鳳仙『前掲書』88-89頁。

⑩加害者処遇計画令―相手方に、加害者処遇計画を完成するよう命令すること

家庭暴力防治法第２条第６号の規定により、加害者処遇計画は加害者に対し認知教育カウンセリング、心理カウンセリング、精神治療、薬物中毒治療又はその他のカウンセリング、治療を行うことを定めている。

統計資料によると、ＤＶ事案においてアルコール中毒又は薬物中毒者が52%から85%を占めており、飲酒と薬物が裁判所の定める加害者処遇計画の中でも重要なテーマとなっている。しかし飲酒と薬物だけではなく、その他カウンセリングなども組み込みトータルで治療を行わなければ暴力を防止することは難しい。

保護命令制度における加害者処遇計画は外国の制度を導入しており、飲酒と薬物の治療はもちろんのこと、精神治療、心理カウンセリングなどを包括的に行い、暴力の再発を防止する仕組みになっている。

この加害者処遇計画令の目標は、加害者が適切な治療を受けることにより、暴力行為に対する責任の自覚や、建設的なコミュニケーション能力の強化や、暴力以外の行動や行為で対人関係を発展させる方法を学習することで、暴力の再発を防止し社会復帰を促すことにある。

⑪給付令（弁護士と訴訟にかかる費用）―加害者に対し相当の弁護士費用の負担を命令すること

ＤＶの加害者は、通常家庭経済を支配しており、弁護士費用を負担できるが、被害者はそうでない場合が多い。保護命令制度に関する規定、特に訴訟手続、非訟手続など繁雑な法律問題に不慣れな被害者は、弁護士費用を負担できないため放棄してしまう場合が少なくない。よって裁判所は相手方に被害者の弁護士費用を負担することを命令できる。

⑫閲覧禁止令―相手方に、被害者及び一時監護の未成年子の戸籍、学籍、収入源などに関する資料の閲覧を禁止すること

被害者の保護を強化するため、裁判所は閲覧禁止令を発令することができる。被害者がその禁止令に基づき関連機関に申請することで、相手方が被害者及び一時監護している未成年子の戸籍、学籍及び所得などに関する資料を閲覧することを禁止する。

⑬その他の必要命令―被害者を保護するためのその他必要な措置を命令すること

「必要な命令」とは、裁判所が被害者を保護するために発令する家庭暴力防治法第 14 条第１項第１号から第 12 号以外の命令のことをいう。

例えば、当事者の一方が未成年子を連れて出国することを禁止すること。これは一時監護権又は面会権の執行が困難になることを避けるためであり、子の利益を保障するのに必要な命令といえる。又相手方に被害者の住居のローンの支払いなどを命令することなども「必要な命令」に属する。

（２）一時保護命令

前述したように、一時保護命令は、被害者がＤＶを受ける急迫した危険がある場合、被害者又はその未成年子の安全を確保するため、裁判所は、被害者、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関の申立て又は職権により、以下の８種類の保護命令を発令することができる[109]。

①暴力禁止令－相手方に被害者に対する暴力行為を禁止すること

②接触禁止令－相手方に、被害者に対し嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止すること

③退去命令－相手方に、被害者の住居からの転出を命令すること。なお、必要な場合は、相手方に、当該不動産の使用、収益又は処分を禁止すること

④接近禁止令－相手方に対して、次に掲げる特定の場所から離れるよう命令すること

ⅰ．被害者の住居　ⅱ．被害者の学校　ⅲ．被害者の職場　ⅳ．被害者及びその他の家庭構成員がよく出入する場所

⑤物品使用権令―自動車、バイクその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用権を定めること。必要な場合は、その交付を命令すること

⑥一時監護権令―未成年子に対する権利義務の一時的な行使又は負担について、当事者の一方によるか双方の共同によるか、行使又は負担の内容及び方法を定め、必要な場合は、子の引渡しを命令すること

⑦閲覧禁止令―相手方に、被害者及び一時監護の未成年子の戸籍、学籍、収入源などに関する資料の閲覧を禁止すること

[109]家庭暴力防治法第 16 条第３項「裁判所は、一時保護命令又は緊急保護命令を発令する場合は、申立て又は職権により、第 14 条第１項第１号から６号まで及び第 12 号、第 13 号の命令を発令することができる。」

⑧その他の必要命令―被害者を保護するため、その他必要な措置を命令すること

（３）緊急保護命令

緊急保護命令は、被害者がＤＶを受け、事態がより緊急であると認められる場合に、被害者又はその未成年子の安全を確保するため、通常保護命令の申立て前に、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関の申立てによってのみ、裁判所が審理手続を経ずに又は通常保護命令の審理が終結する前に、発令することができる保護命令である。一時保護命令と違い、被害者自身は申し立てることができない。

裁判所は、家庭暴力防治法第 16 条第３項の規定に基づき、申立て又は職権により、以下の保護命令を発令する。

①暴力禁止令－相手方に被害者に対する暴力行為を禁止すること

②接触禁止令－相手方に、被害者に対し嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止すること

③退去命令－相手方に、被害者の住居からの転出を命令すること。なお、必要な場合は、相手方に、当該不動産の使用、収益又は処分を禁止すること

④接近禁止令－相手方に対して、次に掲げる特定の場所から離れるよう命令すること。ⅰ．被害者の住居　ⅱ．被害者の学校　ⅲ．被害者の職場　ⅳ．被害者及びその他の家庭構成員がよく出入する場所

⑤物品使用権令―自動車、バイクその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用権を定めること。必要な場合は、その交付を命令すること

⑥一時監護権令―未成年子に対する権利義務の一時的な行使又は負担について、当事者の一方によるか双方の共同によるか、行使又は負担の内容及び方法を定め、必要な場合は、子の引渡しを命令すること

⑦閲覧禁止令―相手方に、被害者及び一時監護の未成年子の戸籍、学籍、収入源などに関する資料の閲覧を禁止すること

⑧その他の必要命令―被害者を保護するため、その他必要な措置を命令すること

以上、保護命令の種類とその救済範囲を説明してきたが、それぞれの主要な区別は以下の通りである。

１、通常保護命令と一時保護命令・緊急保護命令との違い

（１）通常保護命令は裁判所の審理手続終結後に発令されるが、一時保護命令及び緊急保護命令は裁判所の審理手続を経ずに、又は審理終結前に発令することができる。

（２）通常保護命令の救済範囲は比較的広いが、一時保護命令及び緊急保護命令の救済範囲は狭い。

（３）通常保護命令の存続期間は長いが、一時保護命令及び緊急保護命令の存続期間は短い。

２、緊急保護命令と通常保護命令・一時保護命令との違い

（１）緊急保護命令は書面又は口頭のどちらでも申立てをすることができ、裁判所の勤務期間外でも申立てをすることができる。通常保護命令・一時保護命令は書面により申立てしなければならず、裁判所の勤務時間内に行わなければならない。

（２）緊急保護命令は、被害者本人は申し立てることができず、検察官、警察機関又は地方自治体の主管機関のみが申し立てることができる。通常保護命令・一時保護命令は、被害者、検察官、警察機関又は地方自治体の主管機関が申し立てることができる。

（３）緊急保護命令の発令要件として、申立人が出廷するか又は電話で裁判所にＤＶの事実を証言しなければならない。しかし通常保護命令・一時保護命令の発令についてはそのような要件は必要ない。

（４）裁判所は緊急保護命令の申立てを受理した後、緊急保護命令の発令を許可する場合には、４時間以内にこれを行わなければならない。通常保護命令・一時保護命令の発令に関し時間の制限は定められていない。

（５）裁判所が緊急保護命令を発令する時、ファクシミリその他の科学技術設備によって警察機関に転送することができるが、通常保護命令・一時保護命令についてはそのような転送方法は認められていない。

又、通常、一時保護命令及び緊急保護命令の救済範囲であるが、既に述べたようにこの３種類の保護命令には、通常保護命令特有のものと３種類共同のものがある。

共同の救済範囲としては以下のものがある。

①暴力禁止令　②接触禁止　令③退去命令　④接近禁止令　⑤物品使用権令　⑥一時監護権令　⑦閲覧禁止令　⑧その他の必要命令

そして通常保護命令特有の救済として、①一時面会権令、②給付令、③損害賠償令、④加害者処遇計画令、⑤給付令(弁護士と訴訟にかかる費用)がある。一時保護命令及び緊急保護命令にこのような救済はない。これらは共同の救済範囲と比べ調査及び審理する上で時間がかかり複雑なため、当事者双方を出廷させ審理手続を経て調査をした後に発令するか却下するかを決定すべきものであることから、裁判所が審理手続を経ずに又は審理終結前に発令することができる一時保護命令及び緊急保護命令の救済範囲には含まれないのである。

それでは次の節で、これら３種類の保護命令がどこの裁判所でどのような手続を経て発令されるのか詳しく紹介する。

第２節　保護命令の管轄裁判所及び関連する手続

保護命令の種類は様々あり、その申立ては被害者、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関によってなされることは第１節で述べたが、通常保護命令であれ、一時保護命令又は緊急保護命令であれ、その申立てを受理し、審理及び発令をするのは裁判所である。よって保護命令の制度上、裁判所は特に重要な地位を占めるもので、裁判所と保護命令の関係を説明する必要がある。本節では裁判所が保護命令を発令するまでの流れ（管轄権、申立て、審理手続、発令手続など）を説明し、更には保護命令を申し立てる際の挙証責任及び保護命令の存続期間、延長手続など関連する規定を詳しく紹介する。

１、裁判管轄

裁判所の管轄権に関し、民事訴訟法第１条第１項の規定[110]は、一般の訴訟と非訟事件において、原告が告訴を濫用することを防ぎ、且つ被告の利益を保護するため、被告の住居地を原則としている。この原則によると、被告の住居地にある裁判所に管轄権があり、原告の住所地にある裁判所には管轄権がない。

家庭暴力防治法第 20 条により、保護命令の手続は家事事件法に関する規定を準用し、もし家事事件法や非訟事件法に規定がない場合は、民事訴訟法の規定を準用するとしている。しかし民事訴訟法第１条第１項によると、家庭内暴力事案において被害者に不利益が

[110]民事訴訟法第１条第１項「訴訟は被告の住所地にある裁判所が管轄する。しかし被告の住所地にある裁判所が職権を行使できない場合は、その居所地にある裁判所が管轄する。又訴えられた原因が被告の居所地で発生した場合は、その居所地の裁判所が管轄する。」

生じてしまう。そこで家庭暴力防治法は被害者が容易に保護命令を申し立てられるように、民事訴訟法の原則には固執せず特別に裁判所の管轄範囲を拡大することとし、家庭暴力防治法第 11 条第１項で、「保護命令の申立ては、被害者の住居所地、相手方の住居所地、又は家庭内暴力発生地の地方裁判所が管轄する。」と定めている。

よって以下の裁判所がＤＶ事案に対し、管轄権を有する。

１、被害者の住所地にある裁判所

２、被害者の居所地にある裁判所

３、相手方の住所地にある裁判所

４、相手方の居所地にある裁判所

５、ＤＶ発生地にある裁判所。

これにより、被害者は保護命令の申立てを容易にできることになり、例えば、被害者が加害者との共同の住所から逃げて、他の場所で居住している時は、現住居所地の裁判所に保護命令を申し立てることができる。又は危険が切迫している状況下においては、侵害を受けている場所の裁判所に保護命令を申し立てることができる。

被害者又は他の申立人が、同一の当事者又は同一の侵害行為に対し、多数の裁判所に申立てをしている場合は、保護命令の内容が重複する可能性がある。家庭暴力防治法第 20 条第１項は「保護命令の手続は、本章に特別の規定がある場合を除き、家事事件法の関連規定を適用する。」と定めるが、家事事件法第５条の規定によると「家事事件の管轄は、本法に特別の規定がある場合を除き、非訟事件法に関する管轄の規定を準用する。非訟事件法に規定されていないものは、民事訴訟法に関する管轄の規定を準用する。」と定められており、非訟事件法第３条の規定に「多数の裁判所が、管轄権を有する場合、先に受理した裁判所が管轄権を有する。但し、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。」とある。故にＤＶ事案において申立てが重複した時は、先に受理した裁判所が管轄権を有する。裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄権のある裁判所に移送する。

保護命令を申し立てる場合は、管轄権を有する裁判所に提起しなければならないが、もし誤って管轄権のない裁判所に申立てを行った場合は、申立てを受理した裁判所は、家事事件法第６条第１項の規定により、「裁判所が、受理した家事事件の全部又は一部につい

て自らの管轄に属していない場合、当事者に管轄の合意がある場合を除き、申立て又は職権により、管轄権を有する裁判所に移送しなければならない。」とある。

保護命令を受理した管轄権がある裁判所は、家庭暴力防治法第11条の規定に「(第１項) 保護命令の申立ては、被害者の住居所地、相手方の住居所地、又はＤＶ発生地の地方裁判所が管轄する。(第２項) 前項の地方裁判所とは、少年裁判所及び家事裁判所を設けている地区の少年裁判所及び家事裁判所を指す」とあり、又、「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第１条第１項に「保護命令事案は少年裁判所及び家事裁判所により処理する。又少年裁判所及び家事裁判所を設けていない地区は、地方裁判所の家事法廷が処理する」とあるので、保護命令事案は原則上家事事件の専門法廷又は専門人員が処理することになる。

２、申立手続

（１）申立人

①通常保護命令及び一時保護命令

家庭暴力防治法第 10 条の規定により、通常保護命令及び一時保護命令の申立人はＤＶの被害者、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関[111]である。2014 年１月から８月まで通常保護命令及び一時保護命令の申立ては計 14,705 件であった。被害者本人の申立てによるものは計 13,034 件で申立て事案全体の 89％を占める。その次は警察機関の計 1,165 件で約８％を占め、その次は、検察官、各自治体の主管機関、３親等内の血族又は姻族、法定代理人である[112]。

②緊急保護命令

家庭暴力防治法第 12 条の規定により、ＤＶ被害者本人は、緊急保護命令を申し立てることができない。なぜなら裁判所は、電話、ファクシミリその他の科学技術設備によって被害者と確認することが困難であり、被害者からの一方的な言動によって発令することが

[111]家庭暴力防治法第 10 条第１項「被害者は、裁判所に、通常保護命令及び一時保護命令を申し立てることができる。被害者が、未成年若しくは心身の障害を有する者である場合又は代理人を委任することが困難な事情がある場合には、その法定代理人、３親等内の血族又は姻族が、裁判所に、保護命令を申し立てることができる。」
同法第 10 条第２項「検察官、警察機関又は各自治体の県(市)主管機関は、裁判所に保護命令を申し立てることができる。」

[112]司法院のウェブサイトー性別統計－民事保護命令統計(2014 年 11 月５日アクセス)
http：//www.judicial.gov.tw/juds/report/Sf-11.htm

できないからである。よって検察官、警察機関、各自治体の主管機関のみが、ＤＶ暴力を受ける切迫した危険があると認めた場合に限り申立てを行うことができる[113]。

なお緊急保護命令は夜間、休日でも、電話、ファクシミリその他の科学技術設備で申立てをすることがきる。

2014 年１月から８月までの緊急保護命令の申立ては、計 183 件であった。警察機関による申立ては計 141 件で、申立て事案全体の 77%を占める。次に検察官、警察機関、各自治体の主管機関である[114]。

（２）申立時間

①通常保護命令及び一時保護命令

家庭暴力防治法は通常保護命令及び一時保護命令に関する申立時間について特別な規定を置いていない。しかし家庭暴力防治法第 12 条及び「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第７条但書を反対解釈すれば、通常保護命令及び一時保護命令の申立ては、一般の民事訴訟又は非訟事件の申立時間と同じになる。よって、裁判所の出勤時間において行われなければならない。申立人は郵送で申立書を提出し、裁判所が出勤時間の開始から処理する。

②緊急保護命令

家庭暴力防治法第12条及び「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第７条[115]但書からわかるように、裁判所は夜間、休日に関係なく、いかなる時も緊急保護命令の申立てを受理し、24 時間のサービスを提供しなければならず、当事者は緊急時にいつでも緊急保護命令の申立てを行うことができる。

---

[113]家庭暴力防治法第 12 条第１項「保護命令の申立ては、書面でしなければならない。但し、被害者に家庭内暴力危害が与えられる虞があり、且つその危害が切迫している場合は、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関は、口頭、ファクシミリその他の科学技術設備によって、緊急保護命令を申し立てることができる。なお、夜間又は休日でも保護命令を請求することができる。」

[114]司法院のウェブサイトー性別統計－民事保護命令統計(2014 年 11 月５日アクセス)
http：//www.judicial.gov.tw/juds/report/Sf-11.htm

[115]裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項第７条「保護命令の申立ては、原則として書面により勤務時間内にしなければならない。但し、被害者に家庭内暴力危害が与えられる虞があり、且つその危害が切迫している場合は、検察官、警察機関又は各自治体の主管機関は、口頭、ファクシミリその他の科学技術設備によって、緊急保護命令を申し立てることができる。なお、夜間又は休日でも保護命令を請求することができる。」

（3）申立ての方式

①通常保護命令及び一時保護命令

通常保護命令及び一時保護命令の申立ては、家庭暴力防治法第 12 条第１項前段本文[116]の規定により、書面によってしなければならない。

②緊急保護命令

緊急保護命令の申立ては、家庭暴力防治法第 12 条第１項前段但書により、口頭、ファクシミリその他の科学技術設備によってすることができる。

（4）住居所の守秘

家庭暴力防治法第 12 条第２項に「前項の申立ては、申立人又は被害者の住居所を記載せず、送達場所のみを記載する。」とあり、よって申立人は保護命令の申立てをする場合、どの種類の保護命令の申立てをしても、どの方法で申立てをしても、申立書、調書、ファクシミリその他の科学技術設備による転送方法には、申立人又は被害者の送達場所のみが記載され、その住居所は記載されない。

（5）申立費用

旧家庭暴力防治法では、保護命令の申立費用は規定されておらず、地方裁判所は、保護命令事案を「非財産関係による申立て」事案と見なし、旧非訟事件法第 103 条第１項及び「台湾高等裁判所民事訴訟、非訟事件、公証費用徴収額標準」の規定により、台湾ドル 135 元の申立費用を徴収し、申立人は、申立時に支払っていた。しかし 2005 年２月５日の非訟事件法第 14 条第１項の修正で、「非財産関係による申立てを行う場合は、費用は 1000 元とする。」、又非訟事件法第 198 条の規定により「公布の日から６ヵ月以内に施行する。」とされたが、各界から徴収費用が高すぎるとの批判があり、ＤＶ被害者の負担になるため、2007 年３月 28 日に修正した家庭暴力防治法第 10 条第３項の規定により、「前２項の申立ては、裁判費用を徴収せず。」ということになった。この規定により、保護命令の申立ては、費用を徴収されない。

なお保護命令の抗告費用について規定されていなかったため、地方裁判所が抗告費用を徴収するか否かが争われたが、2008 年１月９日に家庭暴力防治法第 10 条第３項が「保護

[116]家庭暴力防治法第 12 条第１項前段本文「保護命令の申立ては、書面でしなければならない。」

命令の申立て、撤回、変更、延長及び抗告について裁判費用は免除され、民事訴訟法第 77 条の 23 第４項の規定を準用する。」と修正された結果、保護命令の申立て、撤回、変更、延長及び抗告に関わる全ての裁判費用は徴収されない。

（６）申立ての擬制

家庭暴力防治法は、保護命令の申立てにつき当事者主義を採択しており、当事者が通常保護命令、一時保護命令若しくは緊急保護命令、又は３種類全ての保護命令を選択し、申し立てることができる。裁判所は、原則として当事者が申し立てた保護命令の種類により、審理手続行う。

家庭暴力防治法第 16 条第５項[117]に上記の原則に例外の規定を設け、当事者が一時保護命令又は緊急保護命令のみを申し立て、通常保護命令を申し立てていない場合、裁判所が一時保護命令又は緊急保護命令を発令した際に自動的に、通常保護命令を申し立てたと見なし、裁判所は通常保護命令事案として処理しなければならない。但し、裁判所が一時保護命令又は緊急保護命令の申立てを却下した場合は、通常保護命令を申し立てたと見なすことはできず、裁判所は通常保護命令事案として処理しない。

３、発令手続

（１）適法要件

家庭暴力防治法第 13 条第１項[118]の規定により、保護命令の申立ては、まず適法要件を揃えなければならない。裁判所は、保護命令の申立てを受理した後、通常保護命令又は一時保護命令のいずれかにかかわらず、全て手続審査を行わなければならない。裁判所の審査の内容は、管轄権の有無、申立人の申立権の有無、申立手続に合致するかどうかなどである。申立手続に不備がある場合、裁判所は、申立人にある期間内において補正することを命じ、期間内に補正しない場合、申立てを却下することができる。

---

[117]家庭暴力防治法第 16 条第５項「申立人が通常保護命令を申し立てる前に一時保護命令又は緊急保護命令を申し立て、裁判所がその発令を承認した場合には、通常保護命令を申立てしたものと見なす。」

[118]家庭暴力防治法第 13 条第１項「保護命令申立ての手続要件が欠如している場合には、裁判所は、これを却下する。但し、補正できる場合は、あらかじめ定められた期間内に補正を命じる。」

（2）発令要件

保護命令の申立は、適法要件を揃える以外に、また発令要件を揃えなければならない。通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令の発令要件はそれぞれ異なる。

①通常保護命令

家庭暴力防治法第 14 条第１項[119]の規定により、通常保護命令の発令要件は、「家庭内暴力の事実があること」と「通常保護命令を発令する必要性があること」である。

「ＤＶの事実があること」とは、相手方が被害者にＤＶを行った事実があることを指す。「通常保護命令を発令する必要性があること」とは、被害者が相手方のＤＶ行為を受け続ける危険があることを指す。

②一時保護命令

家庭暴力防治法第 16 条第２項[120]の規定により、一時保護命令の発令要件は、「被害者を保護する必要性があること」と「通常保護命令の審理を終結する前であること」である。

「被害者を保護する必要性があること」とは、被害者が相手方のＤＶ行為を受け続ける危険があることを指す。「通常保護命令の審理を終結する前であること」とは、裁判所が通常保護命令を発令するため行う審理手続終結まで待てない場合に一時的に保護することを指す。

③緊急保護命令

家庭暴力防治法第 16 条第４項[121]の規定により、緊急保護命令の発令要件は「申立人が出廷又は電話で家庭内暴力の事実を述べること」と「被害者が家庭内暴力を受ける切迫した危険があること」である。

「被害者がＤＶを受ける切迫した危険があること」とは、被害者が相手方のＤＶを受け、引き続き危険が迫っていることを指し、裁判所が通常保護命令又は一時保護命令を発令する審理手続終結まで待てない場合、法により申立て後４時間以内に発令しなければならない。

---

[119]家庭暴力防治法第 14 条第１項「裁判所が審理終結後、家庭内暴力の事実があり且つ必要があると認めた場合、申立て又は職権により、以下の一項目又は多項目を含む通常保護命令を発令することができる。」

[120]家庭暴力防治法第 16 条第２項「裁判所は、被害者を保護するため、通常保護命令の審理を終結する前に、申立て又は職権により、一時保護命令を発令することができる。」

[121]家庭暴力防治法第 16 条第４項「裁判所は緊急保護命令の申立てを受理した後、申立人に出廷させるか又は電話によってＤＶの事実を陳述させるかのいずれかにより、被害者にＤＶの切迫した危険があると認めた場合は、４時間以内に書面によって緊急保護命令を発令しファクシミリその他の科学技術設備によって緊急に警察機関に転送しなければならない。」

４、審理手続

通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令の審理手続はそれぞれ規定が異なる。

①通常保護命令

裁判所は通常保護命令事案を受理した後、申立手続が適法か否かを審査し、申立てが不適法である場合、裁判所は申立人にあらかじめ定められた期間内に補正するよう命じ、期間内で補正しない場合、申立てを却下することができる。

申立てを適法と審査した場合、裁判所は一定の期間内に双方の当事者を出廷させ、審理手続を行うよう通知しなければならず、双方の当事者が審理手続の適法な通知を受けられない場合は、裁判所は通常保護命令を発令することができない。但し、双方が適法な通知を受けた場合は、当事者が審理期日の日に出廷しなかったとしても、裁判所は通常保護命令を発令することができる。

②一時保護命令及び緊急保護命令

家庭暴力防治法第 16 条第１項により、「裁判所は、審理手続を経ずに、一時保護命令又は緊急保護命令を発令することができる」。又、同条第２項により、「裁判所は、被害者を保護するため、通常保護命令の審理を終結する前に、申立て又は職権により、一時保護命令を発令することができる」。

裁判所は一時保護命令及び緊急保護命令の申立てを受理した後、もし被害者にＤＶの危険が迫っていると認める場合は、被害者及びその子を保護するために審理の日時を決めず、申立て又は職権により、一時保護命令及び緊急保護命令を発令することができる。

裁判所は、通常保護命令の定期審理を行っているとしても、その審理が終結する前に申立て又は職権により、一時保護命令及び緊急保護命令を発令することができる。

５、挙証責任

①通常保護命令

家庭暴力防治法及び「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」には通常保護命令の挙証責任に関する規定はない。しかし家庭暴力防治法第 20 条第１項では、「保護命令の手続は、本章に特別の規定がある場合を除き、家事事件法の関連規定を適用する。」と定められている。

又、家事事件法第 13 条第１項では、「裁判所は家事事件を処理する時、当事者又は法定代理人本人に出廷を命じ、事件の性質により適切な方法でこれに陳述又は尋問を命じる。」と定められている。

よって通常保護命令は、当事者双方に通知し、審理手続を行うのであるから、申立人は原則上自分に対して有利な事実を主張し、それを挙証する責任を負う。例えば、申立人は、相手方が被害者にＤＶ行為を行ったこと、相手方が被害者にＤＶ行為を行い続ける危険があることなどを、「疎明」でなく「証明」しなければならない。

②一時保護命令及び緊急保護命令

家庭暴力防治法第16条第４項の規定に、「裁判所は緊急保護命令の申立てを受理した後、申立人に出廷させるか又は電話によってＤＶの事実を陳述させるかのいずれかにより、…。」という文言がある以外に、一時保護命令又は緊急保護命令の挙証責任に関して定める規定はない。しかし、「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第 13 条では、「裁判所は一時保護命令又は緊急保護命令の申立てを受理する時、もし申立人が正当、合理的な理由で家庭内暴力が発生したと認められると疎明でき、被害者が加害者から虐待、脅迫、傷害又はその他の身体上、精神上及び経済上の危害を受け続ける危険がある場合、又は一時的に保護命令を発令しないと回復しない損害を被る場合、相手方に通知せず又は審理手続も経ず書面によって一時保護命令又は緊急保護命令を発令することができる。」と定められている。したがって、一時保護命令又は緊急保護命令の申立人は、「証明[122]」の責任を負う必要がなく下記の事実を「疎明[123]」する責任を負うのみである。

ⅰ．すでにＤＶ事案が発生したこと

ⅱ．被害者が加害者から虐待、脅迫、傷害又はその他の身体上、精神上及び経済上の危害を受け続ける危険があること、又は一時的に保護命令を発令しないと回復しない損害を被ること

[122]「証明」とは、証拠を提出し、裁判所に心証の行為を強固なものにさせ、事実上主張が真実だと確信させることである。

[123]民事訴訟法第 284 条「事実上の主張を疎明する者は、裁判所に主張する真実の一切の証拠を信じさせることができる。但し、証拠の性質上即時調査できない場合は、それに限らず。」

６、存続期間及び延長手続

①通常保護命令

家庭暴力防治法第 15 条第１項は、「通常保護命令の有効期間は２年以下とし、発令時に効力が発生する。」と定めている。又、同条第２項は、「通常保護命令が失効する前に、裁判所は当事者又は被害者の申立てにより、保護命令の取消し、変更又は延長をすることができる。保護命令の延長期間は、毎回２年以下とする。」と定める。

通常保護命令の存続期間は、裁判所が通常保護命令の審理を行い、審理終結後発令してから２年以下で、毎回２年以下で延長できる。回数の制限はなく、期間の期日前に他の判決が確定した場合、その効力を失うことがある。故に通常保護命令の存続期間は、最長では数年にも達し、反対に最も短い期間は数ヵ月になる可能性がある。

「発令時に」効力が発生し、保護命令を適法に当事者に送付できるかにかかわらず、発令された保護命令の効力は害されることがない。裁判所は迅速に保護命令を送付し、当事者及び関係機関に通達し、被害者を即時に保護するものである[124]。

②一時保護命令及び緊急保護命令

家庭暴力防治法第 16 条第６項は、「一時保護命令及び緊急保護命令は発令時に効力が発生するが、申立人が通常保護命令の申立てを取り下げた時、又は裁判所が審理を終結し、通常保護命令を発令した時、又は申立てを却下した時、その効力を失う。」と定める。

一時保護命令及び緊急保護命令の存続期間は不定期であり、その長短は原則上裁判所が通常保護命令期間の長短を審理することから短いものは数日、長いものは数ヵ月に達する可能性がある。一時保護命令及び緊急保護命令の存続期間は確定していない。裁判所は通常保護命令の審理に時間がかかり、即時に発令することができないため被害者の保護に空白期間が生じるが、一時保護命令及び緊急保護命令を発令することで、この空白期間における保護を提供することができる。

[124]家庭暴力防治法第 18 条第 1 項「緊急保護命令を除き、保護命令は、発令後 24 時間以内に当事者、被害者、警察機関及び各自治体の主管機関に送付しなければならない。」

７、保護命令の変更・取消し、抗告手続

（１）変更・取消しの手続

①通常保護命令

家庭暴力防治法第 15 条第２項前段は、「通常保護命令が失効する前に、裁判所は当事者又は被害者の申立てにより、保護命令の取消し、変更又は延長をすることができる。」と定める。よって通常保護命令の変更又は取消しを行うときは、下記の要件が備わらなければならない。

１、当事者又は被害者の申立てによること

２、裁判所が変更又は取消しをする時、通常保護命令が有効に存在していること

裁判所は、職権によって通常保護命令の変更又は取消しを行うことはできない。通常保護命令が期限に達し消滅した場合も、裁判所は変更又は取消しの判決を行うことができない。

②一時保護命令・緊急保護命令

家庭暴力防治法第 16 条第７項の規定により、「一時保護命令、緊急保護命令が失効する前に、裁判所は当事者若しくは被害者の申立て又は職権により、これの取消し又は変更をすることができる。」と定められている。よって一時保護命令及び緊急保護命令を変更又は取り消すときは、下記の要件が備わらなければならない。

１、当事者若しくは被害者の申立て又は職権によって行われること

２、裁判所が変更又は取消しをする時、一時保護命令又は緊急保護命令が有効に存在していること

裁判所は申立て又は職権により、一時保護命令及び緊急保護命令を変更又は取り消すことができる。この点は当事者及び被害者の申立てによってのみ変更又は取消しが行われる通常保護命令と異なる。一時保護命令及び緊急保護命令は、申立人が通常保護命令の申立てを撤回した時、又は裁判所が通常保護命令を発令した時若しくは申立てを却下した時に、家庭暴力防治法第 16 条第６項の規定により、その効力を失うので、裁判所は一時保護命令又は緊急保護命令の変更又は取消しをすることができない。

(2)抗告手続

家庭暴力防治法第 20 条第2項は、「保護命令の決定に対しては、特別な規定がある場合を除き、抗告をすることができる。抗告中、執行は停止されない。」と定める。

上記の規定によると、保護命令の決定に関して特別な規定がある場合を除き、当事者は保護命令に対して抗告することができる。しかしどの種類の保護命令に対して抗告できないのかが明確に規定されていない。そのため一時保護命令に対して抗告できるかどうかについて賛否が分かれていた。

「台湾高等裁判所及びその所属する裁判所 89 年度法律座談会」及び「台湾高等裁判所 90 年度第 1 次民事法廷裁判長法律問題研究会」では共に肯定の見解が採られた。学者高鳳仙氏は一時保護命令に対して抗告できる理由として下記の意見を述べている。

①家庭暴力防治法第 20 条第２項に、すでに保護命令の決定に対し特別な規定がある場合を除き、抗告できると定められており、一時保護命令の決定に対し抗告できないとは定められておらず、よってこの規定により一時保護命令も抗告できると解すべきである。

②一時保護命令の存続期間は、家庭暴力防治法第 16 条第６項の規定により発令時に効力が発生し、それは通常保護命令が発令されるか、通常保護命令の申立てが却下される時に効力を失う。そのため、人によっては一時保護命令の存続期間が数ヵ月となり、1 年を超えるケースもあり長期にわたって続くので、当事者の権益に重大な影響が出ることから、この決定に対し自身の権益を守るため抗告が許されるべきである。

また、抗告権者については、家事事件法第 92 条は、「決定によって権利が侵害される関係者は抗告できる。判決によって公益が影響を受けるときは、事件に関係する主管機関又は検察官は抗告できる。関係者が処分できる事項につき申立てにより決定がなされた場合において、申立てが却下されたときは、申立人のみが抗告できる。」と定めている。

この規定によると、抗告権があるのは以下の者である。

①裁判所が、申立人の全ての申立て若しくは一部の申立て又は職権により、発令した保護命令に対し、加害者は抗告することができる。

②裁判所が、申立人の全ての申立て又は一部の申立てを却下した場合には、裁判所が職権によって発令した保護命令かどうかに関わらず申立人は抗告することができる。

例えば、申立人は３項目の保護命令を申し立てたが裁判官に全て却下された場合、申立人は却下された決定に対し抗告できる。また、裁判官が１項目の保護命令しか許可せず、他の２項目の申立てを却下した場合には、申立人はその却下された部分の決定に対し抗告することができる。

③裁判所が出した保護命令の判決が公益に影響を与える場合、例えば未成年子の利益に符合しない、又は被害者の安全を確保できないなどのケースでは、申立てが却下され

た、又は許可された、又は職権によって行われた場合であっても、関連する主管機関又は検察官は抗告することができる。

そして抗告できる期間については、家事事件法第 93 条が定めており、抗告権者は決定の送達後 10 日以内に抗告しなければならない。

最後に抗告の効力であるが、保護命令の決定の効力が抗告中に停止されることを防ぐため、2015 年に修正された家庭暴力防治法第 20 条第２項後段で「抗告中、執行は停止されない。」と明確に定められた。よって家庭暴力防治法第 15 条、第 16 条第６項による保護命令は、裁判所による発令時に効力が発生し、相手方が従わない場合には、裁判所又は警察機関に強制執行を申し立てることもできる。

そして上記の３種類の抗告権者が、たとえ適法的に抗告状を提出したとしても、保護命令の執行は停止されることはない。もし相手方が保護命令の執行を停止したい場合は、裁判所が抗告事案に対し許可又は却下の判決を下す前に、裁判所に執行停止の申立てを提出しなければならない。

以上、申立人が保護命令を申し立てる際の手続、保護命令の管轄裁判所及び裁判所が保護命令を発令する際の適法要件や有効要件、又発令された後の保護命令の変更や延長及び抗告手続を詳しく述べてきたが、それではその裁判所が審理し、発令した保護命令がどのように執行されるか、次の節で保護命令の執行機関を詳しく紹介する。

第３節　保護命令の執行

保護命令は確実に執行されるべきであり、さもなくば相手方にとり制裁の意味をなさず、無視できる只の一枚の紙に過ぎない。執行されない又は十分に執行されない保護命令は、十分な保護を提供できず、最悪の場合は、被害者に偽りの安全をイメージさせ、却って被害者の危険を増幅させる。保護命令の執行は全てのＤＶ防止の成果に影響を与え、保護命令の執行を確実に執行すれば、保護命令の機能は十分に発揮でき、被害者の権利を保護できる。

裁判所が発令した保護命令を確実に執行させるため、国会は 1998 年５月 28 日の家庭暴力防治法制定時に、第 20 条旧第１項[125]に保護命令の執行機関は裁判所及び警察機関と明確に定めた。

その中で金銭給付に関する保護命令の執行については、当事者が強制執行法に基づいて裁判所に強制執行を申し立てることにより強制的に執行できるとし、金銭給付でない保護命令に関しては当事者が警察機関に強制執行を依頼し、警察機関がこれを行うとした。しかし保護命令執行に関する手続や方法については、旧第 52 条に「警察機関が保護命令の執行及び家庭内暴力事案の処理を行う方法は、中央主管機関がこれを定める。」とあるだけで、その方法や内容について具体的に定められておらず、明確に権限が与えられていなかった。

しかし保護命令は人身の自由の制限又は財産の強制執行にまで及ぶため、2003 年５月２日司法院大法官会議釈字第 559 号の解釈で、旧第 20 条第１項に警察機関が金銭給付でない保護命令を執行する際の手続及び方法が明確に定められていないことについて、憲法に抵触しないものの速やかに関連する法律を修正して、人民の権利を保障する憲法の基本原則との適合性を図らねばならないとされていた。

前述の大法官会議解釈の意見に対応するため、国会は 2007 年３月５日に家庭暴力防治法第２章民事保護命令の部分を一部修正し、保護命令の執行機関を拡大した。その結果、家庭暴力防治法第 21 条[126]及び家庭暴力防治法執行細則第 12 条[127]において、裁判所と警察

[125]旧家庭暴力防治法第 20 条第 1 項「保護命令の執行は警察機関がこれを行う。但し、金銭給付の保護命令に関しては、当事者が裁判所に強制執行を申し立てることができる。」

[126]家庭暴力防治法第 21 条「保護命令が発令された後、当事者及び関連機関は確実に遵守し、且つ、下記の規定に従う。
１、不動産の使用、収益又は処分行為の禁止及び金銭給付の保護命令は、強制執行名義となり、被害者は強制執行法に従って裁判所に強制執行を申し立てることができ、執行費用は一時的に免除される。
２、各自治体の主管機関が設けた場所で未成年子と面会交流し、各自治体の主管機関又はその所属人員が未成年子との面会交流を監督する保護命令は、相手方が各自治体の主管機関にその執行を申し立てる。
３、加害者処遇計画の保護命令を完成させる保護命令は、各自治体の主管機関がこれを執行する。
４、関連資料の閲覧禁止の保護命令は、被害者が関係機関に執行を申し立てる。
５、その他の保護命令の執行は警察機関が行う。
前項第２号及び第３号の執行は、必要があるときは、警察機関に協力を請求することができる。」

[127]家庭暴力防治法施行細則第 12 条「被害者が、本法第 21 条第１項第４号の規定により、本法第 14 条第１項第 12 号の保護命令の執行を申し立てるときは、下記の機関、学校に提出するものとする。
１、各自の戸籍機関：被害者及び一時監護を受ける未成年子の戸籍に関する資料の閲覧を相手方に禁止する保護命令の執行を申し立てる。

機関以外に、新たに社会福祉機関、戸籍機関、学校及び税務機関が保護命令の執行機関として加えられた。

そして家庭暴力防治法第 22 条[128]、第 23 条[129]及び第 24 条[130]において、警察機関による保護命令を執行する際の手続と方法が詳しく定められた。

１、裁判所

裁判所は家庭暴力防治法において、申立て又は職権によって保護命令を発令する役割以外に、それら保護命令の執行も受け持つ。家庭暴力防治法第 21 条第１項第１号、第 24 条及び第 25 条[131]の規定により裁判所が執行する項目は以下である。

１、不動産の使用、収益又は処分行為の禁止命令

２、金銭給付の命令

３、未成年子の引渡し命令

４、一時面会権の執行

「金銭給付の命令」とは、家庭暴力防治法第 14 条第１項第８号の家賃又は扶養費の給付令、第９号の損害賠償令及び第 11 号の弁護士費用の給付令をいう。但し、裁判所が第 13 号により金銭給付に関わる命令をした場合もこれに属する。

２、学籍がある学校：被害者及び一時監護を受ける未成年子の学籍に関する資料の閲覧を相手方に禁止する保護命令の執行を申し立てる。

３、各地区の税務局：被害者及び一時監護を受ける未成年子の収入源に関する資料の閲覧を相手方に禁止する保護命令の執行を申し立てる。」

[128]家庭暴力防治法第 22 条「警察機関は、保護命令に従い、被害者又は相手方の住居所まで被害者を保護し、住居、車、バイクその他個人が生活上、職業上又は教育上必要な物の安全な占有を確保しなければならない。

前項の車、バイク又はその他個人が生活上、職業上又は教育上必要な物は、相手方が保護命令に従い交付しなければならず、それを交付しない場合は警察機関が被害者の請求により、住宅、建築物又はその他の物の所在地に進入して、相手方の占有を解き被害者に引き渡すことができる。」

[129]家庭暴力防治法第 23 条「前条の定める必要な物について相手方は関連する免許証、証明書類、印鑑又はその他の証書を一括交付しなければならず、交付しない場合は、警察機関がこれを取り上げ被害者に引き渡すことができる。

前項の証書が引き渡されない場合において、被害者が所有者であるときは、関係主管機関に変更、無効又は再発給を申請することができる。相手方が所有者であり、且つ行政機関が発行したものについては、被害者は原発行機関に保護命令有効期間に代用できる証書の発給を請求できる。」

[130]家庭暴力防治法第 24 条「義務者が保護命令に従い未成年子を引き渡さないときは、権利者は警察機関に、期限内に引き渡すように義務者に命じる申立てを行うことができ、期限内に引き渡さない場合は、未成年子を引き渡す保護命令を強制執行名義とし、権利者は裁判所に強制執行を申し立てることができる。執行費用は一時的に免除される。」

[131]家庭暴力防治法第 25 条「義務者が保護命令の内容に従わずに未成年子との面会交流を行う場合は、執行機関又は権利者は前条の規定に準じて処理することができ、且つ、裁判所に保護命令の変更を申し立てることができる。」

「不動産の使用、収益又は処分行為の禁止命令」及び「金銭給付の命令」の執行に関し、権利者は直接裁判所に強制執行を申し立てることができる。

「未成年子の引渡し命令」とは、当事者の一方が家庭暴力防治法第 14 条第１項第６号の「一時監護権令」を取得した後、相手方に未成年子の引渡しを要求できることである。もし相手方が保護命令に従わずに引き渡さない場合は、家庭暴力防治法第 24 条の規定により、警察機関に申し立てることができ、警察機関が相手方に期限内に引き渡すよう命じる。それでも相手方が引き渡さない場合は、再度裁判所に強制執行を申し立てる。

「一時面会権の執行」とは、「一時監護権令」を有する一方が、保護命令の内容どおり未成年子との面会交流を行わない場合、相手方又は執行機関が家庭暴力防治法第 25 条の規定により、裁判所に保護命令の変更等を申し立てる。

２、社会福祉機関

社会福祉機関はＤＶ防止業務を行う主管機関であるが、家庭暴力防治法の旧規定では、社会福祉機関の保護命令執行に関する規定は明確に定められていなかった。そこで保護命令執行業務を分業化することを明確にするため、家庭暴力防治法修正後の第 21 条第１項第２号・第３号において、社会福祉機関が執行する項目は以下と定めた。

１、一時面会権の執行を行う

２、加害者処遇計画の完成

「一時面会権の執行を行う」とは、相手方が社会福祉機関に一時面会権の執行を申し立てた後、設けられた場所で社会福祉機関又はその所属人員が未成年子との面会交流の保護命令を監督する。

「加害者処遇計画の完成」は、裁判所が保護命令事案を審理終結する前に、社会福祉機関に相手方が加害者処遇計画を行う必要性があるかどうかの鑑定を依頼し、社会福祉機関はこの鑑定を依頼された後、精神科の医師、心理カウンセラー、社会福祉スタッフ、少年調査官、少年保護官又は保護観察官、加害者処遇計画の実務経験が３年以上ある者などに依頼し、２人以上の調査チームを指定し、面接や電話訪問、又は書面の資料などの方法で検査し、加害者が処遇計画を受ける必要性の有無及びその建議書を作成し、７日以内にそれを裁判所に提出しなければならない。

そしてその建議書を基に、裁判所が加害者に対し加害者処遇計画を命じる保護命令を発令したときは、保護命令に記載された処遇内容にそって社会福祉機関は処遇計画を執行す

る機関や処遇計画を開始する期日を手配し、同時に加害者、被害者及び検察機関にその旨を通知しなければならない。そして加害者は指定された期日に処遇計画を執行する機関に行き、処遇計画を完成しなければならない。

「家庭暴力加害者処遇計画規範」第２点、第３点の規定によると、現在加害者処遇計画の項目は認知教育、親教育、心理カウンセリング、精神治療、アルコール中毒（依存症）の治療又は各自治体の指定する機関及び団体など多岐にわたり、加害者が受けなければならない処遇の内容により、個別に精神科がある病院、アルコール又はドラッグ中毒の治療機関又は各自治体が指定する機関及び団体を手配し、それら各々の機関が治療及びカウンセリングを行う仕組みとなっている。これら加害者処遇計画を執行する機関は、加害者が加害者処遇計画を完成したときは、10 日以内に社会福祉機関に通知しなければならない。

もし加害者が処遇計画を受けなかったり、又は受けても時間数が不足し又は処遇計画の内容を遵守しなかった場合には、家庭暴力防治法第 61 条の保護命令違反罪により検察庁に送検される。

３、戸籍機関

戸籍機関は保護命令執行に関して新しく追加された機関で、加害者が戸籍機関に被害者の住居所を調べ、被害者に不法侵害又はストーカー行為を行い重大事件に発展するのを防ぐため、家庭暴力防治法第 21 条第１項第４号及び家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第１号[132]の規定において、戸籍機関が執行する項目を以下と定めた。

１、戸籍変更の登記を行う

２、相手方に戸籍資料の閲覧を禁止する

「戸籍変更の登記を行う」とは、保護命令により「一時監護権」を有する一方は、家庭暴力防治法第 26 条の規定により、戸籍機関に未成年子の戸籍変更の登記を申し立てることができることである。

「相手方に戸籍資料の閲覧を禁止する」とは、保護命令により「資料閲覧禁止令」を取得した一方は、家庭暴力防治法第 21 条第１項第４号及び家庭暴力防治法施行細則第 12 条

[132]家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第１号「被害者が、本法第 21 条第１項第４号の規定により、本法第 14 条第１項第 12 号の保護命令の執行を申し立てるときは、下記の機関、学校に提出するものとする。
１、各自の戸籍機関：被害者及び一時監護を受ける未成年子の戸籍に関する資料の閲覧を相手方に禁止する保護命令の執行を申し立てる。」

第１項第１号の規定により、戸籍機関に執行を申し立て、相手方が被害者及び一時監護を受ける未成年子に関する資料を閲覧することを禁止することである。

４、学校

上記の戸籍機関が新たに保護命令を執行する機関に加えられたように、未成年子を加害者の不法侵害やストーカー行為から保護するため家庭暴力防治法第 21 条第１項第４号及び家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第２号[133]の規定において、学校もその役割を果たすべく保護命令を執行する機関として加えられた。そして学校が執行する項目は、相手方が学籍資料を閲覧することを禁止することである。

「相手方が学籍資料を閲覧することを禁止する」とは、保護命令により「閲覧禁止令」を取得した一方は、家庭暴力防治法第 21 条第１項第４号及び家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第２号の規定により、被害者及び一時監護を受ける未成年子の学籍がある学校に対し執行を申し立て、相手方が被害者及び一時監護を受ける未成年子の学籍に関する資料を閲覧することを禁止できる。

５、税務機関

加害者が税務機関で被害者の所得に関する資料を調べることを防止するため、家庭暴力防治法第 21 条第１項第４号及び家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第３号[134]の規定により、税務機関が執行する項目として、相手方が所得に関する資料を閲覧することを禁止することを定めた。

「相手方が所得に関する資料を閲覧することを禁止する」とは、保護命令により、「閲覧禁止令」を取得した一方は、家庭暴力防治法第 21 条第１項第４号及び家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第３号により、各地区の税務機関に執行を申し立て、相手方が被害者及び一時監護を受ける未成年子の所得に関する資料を閲覧することを禁止できる。

---

[133]家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第２号「被害者が、本法第 21 条第１項第４号の規定により、本法第 14 条第１項第 12 号の保護命令の執行を申し立てるときは、下記の機関、学校に提出するものとする。
２、学籍がある学校：被害者及び一時監護を受ける未成年子の学籍に関する資料の閲覧を相手方に禁止する保護命令の執行を申し立てる。」

[134]家庭暴力防治法施行細則第 12 条第１項第３号「被害者が、本法第 21 条第１項第４号の規定により、本法第 14 条第１項第 12 号の保護命令の執行を申し立てるときは、下記の機関、学校に提出するものとする。
３、各地区の税務局：被害者及び一時監護を受ける未成年子の収入源に関する資料の閲覧を相手方に禁止する保護命令の執行を申し立てる。」

６、警察機関

すでに述べたように家庭暴力防治法の旧規定では、警察機関が金銭給付でない保護命令の執行を担ってきた。家庭暴力防治法修正後は、社会福祉機関、税務機関、戸籍機関及び学校など保護命令を執行する機関が増設されたが、保護命令を執行する上でやはり警察機関の重要性に変わりはなく、それに取って代わる機関はない。なぜなら関連する資料の閲覧を禁止する保護命令を除き、関連機関が金銭給付でない保護命令(例えば、一時面会権又は加害者処遇計画など)を執行する上で困難な局面に遇った場合、警察機関に協力を要請できるからである。保護命令を執行する機関が増えても警察機関の負担は減少するわけではない。

修正された家庭暴力防治法は、司法院大法官会議釈字第 559 号の解釈に応え、警察機関による保護命令執行の際の規定をより詳細に定めた。家庭暴力防治法第 21 条第１項第５号の規定により、同項の第１号から第４号の保護命令を除き、全ての保護命令の執行は警察機関によって行われる。同条第２項により、第１項第２号（一時面会権の執行）及び第３号（加害者処遇計画の完成）の保護命令の執行について必要な場合は、警察機関に協力を要請することができる。警察機関が執行する項目は、１暴力禁止令、２接触禁止令、３退去命令、４接近禁止令、５物品使用権令、６一時監護権令、７一時面会権令、８加害者処遇計画令、９その他の必要命令の９つである[135]。

家庭暴力防治法の保護命令の内容は 13 項目あるが（第 14 条第１項)、金銭給付及び閲覧禁止の保護命令を除き、警察機関が直接又は間接的に執行する項目は９つに上る。保護命令の内容は被害者の人身安全、物品使用権、未成年子の一時監護権及び加害者が処遇計画プログラムに確実に参加しているかなど多岐に及び、重要な地位を占めているのがわかる。しかし警察機関が保護命令を執行するということは被害者を保護する以外に、反対に加害者の権利を制限することに繋がる。そのため警察機関は保護命令を執行する際、その執行時の手続の正義をより重視する必要がある。警察機関が保護命令を執行する上で遵守すべき手続を以下に説明する。

（１）暴力禁止令、接触禁止令、退去命令、接近禁止令及び加害者処遇計画令

保護命令の目的は被害者が再び不法侵害に遭わないための加害者からの保護であるが、全ての加害者が皆、裁判所が発令した保護命令の内容を確実に遵守するわけではない。加害者が保護命令を遵守しない場合に、その保護命令違反の行為が、被害者の受けた侵害に

[135]高鳳仙『家庭暴力法規の理論及び実務』（五南図書会社、2017 年）151-154 頁。

対応するのか、刑罰の対象となるのか、逮捕や勾引ができるのか、などが、警察機関が執行上直面する難題である。そこで保護命令の内容が加害者の権利を過剰に制限するのを防ぐため、家庭暴力防治法第 61 条において、被害者の人身安全に大きく関わる「暴力禁止令」、「接触禁止令」、「退去命令」、「接近禁止令」及び「加害者処遇計画令」などに限って「保護命令違反罪」を適用すると定めた。

上記の禁止令に違反した場合は、保護命令違反罪が適用されると同時に家庭暴力防治法第２条第２号の家庭暴力罪にもなり、３年以下の懲役、拘留又は新台湾元 10 万元以下の罰金が併科されうる。

警察機関が家庭暴力罪の現行犯を発見したときは、同法第 29 条第１号により、直ちに逮捕しなければならない。そして刑事訴訟法第 92 条の規定により処理し、令状なく検察庁に送検することができる。家庭暴力罪又は保護命令違反罪の嫌疑を重大と認めた場合において、家族構成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害する虞があり、危険が切迫しているときは、同法第 29 条第２項の規定により、警察機関は直ちに勾引することができる。勾引後、速やかに検察官に令状を請求しなければならず、検察官が令状を発令しない場合は、直ちにその者を釈放しなければならない（同法第 29 条第２項)。

退去命令を執行するときは、警察機関は、同法第 22 条第１項により、保護命令に従い、被害者又は相手方の住居所まで被害者を保護し、安全に居住できる場所を確保しなければならない。

（２）物品使用権令

警察機関は、物品使用権令を執行する場合には、同法第 22 条第１項により、被害者又は相手方の住居所まで被害者を保護し、住居、車、バイクその他個人が生活上、職業上又は教育上必要な物の安全な占有を確保しなければならない。相手方が引き渡さない場合には、警察機関は被害者の請求により、住宅、建築物又はその他の物の所在地に進入して、相手方の占有を解き被害者に引き渡すことができる。加害者が第 22 条の定める必要な物に関連する免許証、証明書類、印鑑又はその他の証書を引き渡さないときは、警察機関は同法第 23 条第１項の規定により、これらを被害者に引き渡すことができる。

（３）一時監護権令及び一時面会権令

義務者が保護命令に従わず未成年子を引き渡さないときは、権利者は同法第 24 条により、警察機関に、期限内に引き渡すように義務者に命じる申立てを行うことができる。

義務者が保護命令の内容に従わずに未成年子との面会交流を行う場合は、執行機関又は権利者は同法第 25 条により、警察機関に、保護命令の内容に従い面会交流を行うように義務者に命じる申立てを行うことができる。

（4）その他の必要命令

警察機関は金銭給付に属さないその他の必要命令を執行するときは、必要命令の内容に従って執行しなければならない。司法院大法官会議第 559 号の解釈に基づき、警察機関がその他の必要命令を執行するときは、行政執行法に定められた手続を準用し、適切に執行しなければならない。

保護命令の執行を確実に行い、その機能を十分に発揮させるため 2007 年に家庭暴力防治法を修正し、保護命令の項目によって執行する機関をそれまでの裁判所及び警察機関以外に、新たに社会福祉機関、戸籍機関、学校及び税務機関を加え分業化することを定めた。それによって被害者を保護するという目的を達成すると同時に加害者のケアにも力を入れることができるようになり、暴力の連鎖を絶つ上で大きな前進となった。

よって本来であれば加害者に確実に保護命令の内容を遵守させることができ、それと共に保護命令もよい成果を挙げられるはずであった。しかし法務部各地方検察庁が行った保護命令違反罪案件の統計によると、2007 年に保護命令の執行機関を分業化する前は、保護命令違反罪の人数は毎年平均 1100 人ほどであったのが、修正後は減少するどころか、上昇を続け、特に 2017 年以降は毎年平均 4200 人以上に上るようになった。

この数字は一体何を意味するのだろうか。執行機関を分業化することで、よりきめの細い、被害者によりそったサービスを提供でき、加害者の更生に力を入れることができるようになり、保護命令の目的は達成できるはずではないのか。それとも保護命令の成果に影響を及ぼす、他の要素があるのか。次節では保護命令が直面する様々な問題を分析する。

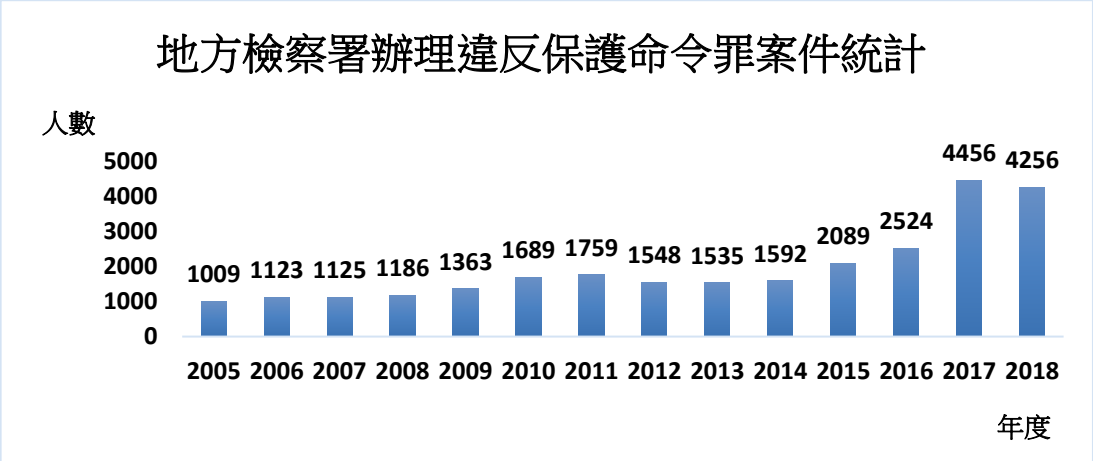

第４節　保護命令における問題点

紆余曲折を経て欧米国家の保護命令制度を台湾の家庭暴力防治法に導入してから数年が経過した後、執行上、その種類、内容、発令及び執行手続の全ての分野に次々と問題が出てきた。それらの様々な問題を解決するため内政部は 2002 年 10 月 24 日より 13 回にわたって草案修正検討会議を開き、2007 年３月５日、家庭暴力防治法第１次修正案が国会を通過し、その後家庭暴力防治法は現在に至るまで５回修正された。しかしこの第１次修正が一番大規模で、特に第二章保護命令制度の部分をより重点的に整理し、それまで保護命令の種類が通常保護命令と一時保護命令だけであったのを、緊急保護命令を加え適用上の混乱を防ぐと共に被害者を確実に保護できるよう改善した。また通常保護命令の救済範囲を拡大し、被害者に対する接触又はストーカー行為の禁止令、被害者に関する資料の閲覧禁止令などを加えた。そして第３節で述べたように保護命令の執行を行う機関を分業化することを明文化し、それぞれの組織とネットワークを構築し連携させることで、より包括的にＤＶ問題に取り組めるようになった。

しかし第３節の最後に述べたように、実態は保護命令違反罪案件の人数は減少するどころか増加の一途を辿っている。これにはＤＶ事案そのものの件数が増加したことなどが考えられるが、その他の要因として、例えば裁判官の保護命令を発令する速度が依然として遅いことや、裁判官が加害者処遇計画を発令する意識が低いこと、又執行する機関を増やしたもののそれぞれの執行機関がその業務管轄を丸投げし合い、結果的にネットワークが機能しないなど、当初設計した通りに保護命令を運用できていないのが実情である。一体

どこに問題があるのか、執行の成果に限りがあるのは何故なのか。本節では、保護命令が直面する問題の要因を手続の諸段階に分けて紹介し分析する。

１、申立てについて

家庭暴力防治法第 10 条により、保護命令の申立ては被害者だけでなく、警察機関、各自治体の主管機関又は検察官も行うことができると定められている。2018 年の各地方裁判所による保護命令審理終結案件の統計によると、全部で計 25,936 件のうち被害者自身の申立てによるものが 24,308 件、警察機関による申立てが 588 件、各自治体の主管機関による申立てが 388 件、検察官が 19 件、その他の法定代理人又は３親等以内の血縁者又は親戚によるものが 633 件であった。

上記の統計によると被害者自身の申立てによるものが 94%を占めるが、大部分の保護命令の申立ては、直接又は間接的に警察機関及び各自治体の主管機関による協力があって行われている。

いずれにせよ 98%が被害者及び第一線でＤＶ事案の処理に当たる警察機関及び各地方自治体の主管機関による申立てであることがわかる。よって被害者とこれら２つの機関に絞って、保護命令の申立てに関してどのような問題があるのかについて分析する。

（1）被害者が保護命令を申し立てることに躊躇する

2018 年の全国家庭内暴力通報事案件数は 138,637 件[136]であるが、各地方裁判所が受理した保護命令事案件数は 25,954 件であった。この数字から分かるように、僅か 19%の家庭内暴力事案の被害者のみが保護命令の申立てしただけで、申立ての比率は決して高くはない。

学者黄翠紋氏は、被害者が保護命令の申立てをためらう理由として、被害者自身が受ける伝統的観念及び親戚からの圧力であったり、経済上の問題で加害者から離れられなかったり、夫からの報復を恐れ逃げられなかったり、子供の親権などを理由に、保護命令を申立てることに対し、二の足を踏んでしまうと指摘している[137]。

[136]衛生福祉部のウェブサイトー統計インフォメーシ(2019 年 4 月 21 日アクセス)http://www.judicial.gov.tw/juds/index1.htm

[137]黄翠紋『DV における調停措置の研究』(中央警察大学出版社、2001 年 6 月)32-39 頁。

（2）警察機関及び社会福祉機関の職員の対応が被害者の意欲に影響する

なぜなら警察機関及び社会福祉機関はＤＶ防止ネットワークにおいて直接被害女性(被害者)に接し、保護や生活援助にあたるため、それら職員の態度や対応が被害者に与える影響は大きい。

せっかく被害者が保護命令を申し立て、加害者から逃れ、立ち直りたいと思っても、警察機関及び社会福祉機関の職員の対応が消極的だったり、親切でなかったり、プロ意識や専門知識が欠如してたりすると、被害者も不安を感じてしまい、保護命令を申し立てる意欲をなくしてしまう。

（3）第一線でＤＶ事案の処理にあたる警察機関及び社会福祉機関に影響する要素

上記（1）と（2）の問題は被害者自身が申立てを行う際のものだが、（3）の部分は警察機関及び社会福祉機関自体が抱える問題である。しかし保護命令の申立て事案の中で、被害者と警察機関又は各地方自治体の主管機関はお互い緊密な関係にあり、特に被害者はＤＶを受けた際、まず警察機関又は社会福祉機関に通報しこれらの機関の職員が処理に当たるため、その態度や保護命令に対する専門知識は非常に重要である。その対応１つで被害者の警察や社会福祉機関に対する信頼や保護命令を申し立てる意欲に影響を与えるからである。

しかし現行の制度の下では、全ての警察機関及び社会福祉機関の職員がＤＶ事案を処理する際、高い意識を持って職務を遂行しているとはいえない。ではこれら警察機関及び社会福祉機関の職員の意識に影響を及ぼしている要素は何なのか、以下で説明する。

①警察機関

家庭暴力防治法の制定により、ＤＶ事案を処理する警察機関の権利と義務が拡大し、積極的にＤＶ事案に介入しなければならなくなった。なんといっても警察はＤＶ被害者が最初に接触する機関であり、又被害者も公権力による介入を望んでいる。

よって警察は法の規定又は被害者の要求に関わらず、本来皆主動的、積極的な態度でＤＶ事案を処理し、被害者の権益を保護することによりＤＶの負の連鎖を断ち切るよう努めなければならない。以下、警察が保護命令を執行する上での問題点を５つにまとめた。

ｉ．根強く残る伝統的価値観

家庭暴力防治法が正式に施行されて以後は、警察の人員もさすがにＤＶを単なる夫婦喧嘩と見なす傾向は減ったが、第一線で働く警察の中には男性が多く、やはり「男尊女卑」

などの伝統的価値観を持つ者は今も存在する。こうした価値観に基づき、被害者に対し家庭の平和又は子のためにと和解を勧め、法的な手続の前段階で済まそうとすることにより、被害者の積極的に問題を解決したいという意欲を打ち消してしまう。

ⅱ．第一線で処理にあたる警察にとりＤＶ事案は最重要事案にならない

警察機関の現行の昇任制度は、成果至上主義を重んじ、検挙件数の数字が全てであり、刑事事案の捜査及び犯人を逮捕することが何より重要となっている。ＤＶ事案を処理することは、どうしても夫婦間、又は男女間で生じたトラブルの対応といった感がぬぐえず、警察の伝統的な成果至上主義の制度の下では、刑事事案と比べ高評価を得られず、又表彰を受ける機会も少ないのである。よって警察官のモチベーションも低下し業務遂行に影響をきたしてしまう。

ⅲ．ＤＶ防止官の人事異動が頻繁

ＤＶ防止官とは、年々増加するＤＶ事案の処理に専門的にあたるスタッフとして 2013 年８月９日に警察庁が定めた警察機関における被害者、加害者及び関連する機関との間のネットワークを繋ぐ役割を担う人材のことで、全国の警察機関には 259 名(2013 年当時)のＤＶ防止官がそれぞれの警察署に配置されている。警察庁が定めているＤＶ防止官の設置原則は、管轄区の居民数が 10 万未満であれば１名、10 万から 20 万であれば２名、20 万から 30 万であれば３名、30 万以上の場合は４名を設置するとしている。しかしＤＶ事案の処理に関わる業務は繁雑であるのに、他の業務との兼任を余儀なくされるため、ＤＶ防止官にはプレッシャーが重く圧し掛かる。そのためＤＶ防止官の異動の願い出は頻繁で、結果として人員が不足する事態に陥っている。

例えば台北市では、設置基準に基づくと、各警察署において少なくとも１名から４名のＤＶ防止官が配置されなければならないが、人事の異動が頻繁で１人のＤＶ防止官もいない警察署もあり、代理人がＤＶに関わる業務を担当せざるを得ない状況になっている。

ⅳ．揺れ動く被害者の意識

ＤＶ被害者の加害者に対する態度は、親戚の介入又は友人の勧告、子への影響、経済負担などの要因により、しばしば矛盾が見られる。申し立て後に撤回したり、又申し立て後に、申立てを後悔して裁判所に出廷しなかったり、証拠の提出をしたがらなかったりということが起こる。結果、裁判官は保護命令の申立てに対して却下する決定を下さざるを得ない。そのため加害者のＤＶ行為は抑止されることがなく、再度被害者は身体的又は精神的に暴力を受けることになり、またＤＶの通報があれば警察は再度ＤＶの事案を処理しな

ければならず、一向に解決しない堂々めぐりになってしまう。このような悪循環が警察の保護命令の処理する意欲に影響を及ぼす。

ｖ．専門知識の欠如

警察機関は、被害者が司法機関に救助を求める過程において最初に接触する機関であり、警察の最初の処理の態度及び法律の専門知識が、後の裁判官の審理及び当事者の人身の安全を保護する上で、非常に重要になってくる。警察の専門知識が豊富で、ＤＶの特質を深く理解し、保護命令制度を熟知していれば、積極的にＤＶ事案を処理することができる。しかし現状では、警察学校は２年間の教育期間において、婦幼に関する課程（性別平等法、性侵害防止法及び家庭暴力防治法を含む）が２単位、警察大学では婦幼に関する課程（性別議題、家庭及び婚姻コーディネート、婦幼安全及び警察実務を含む）が毎年２単位しかなく、しかもその中で、保護命令制度については家庭暴力防治法に定められている条文を学ぶだけである。刑事事案や交通事故処理のように実務的なことを学ぶ課程は、保護命令を含む婦幼の課程には殆ど含まれていないのである。ＤＶを処理する実務上の手続、ネットワーク間の協力の仕方、保護命令の申立て、執行に対する実務問題、被害者の保護及び加害者の処遇計画など、実務上で遭遇することは多岐に渡るため、専門知識が必要となるが、警察学校又は警察大学の課程ではわずかにしか触れられていないのが実態である。

警察学校又は警察大学で学ぶ婦幼に関する課程は、家庭暴力防治法などの法規条文が中心で、実際にＤＶを処理する実務経験の課程は乏しい。警察学校又は警察大学を卒業した新米の警察官は、実際に保護命令事案に直面したときは、派出所の他の同僚の保護命令事案を処理する方法をまねたり、警察署のＤＶ防止官に習ったりするしかないが、そのＤＶ防止官も内勤の仕事に属しているので 24 時間のサービスを提供することはできない。派出所は 24 時間開いており警察官はいるが、ＤＶ防止官以外の警察官はＤＶに関する専門の訓練を受けているわけではないので、もしＤＶ事案を処理しなければならないときは個人のＤＶに対する認知によって行われていることが多く、個人によって対応に違いが出てしまう。

そのため現場において警察が保護命令事案を処理するとき、専門知識が足りず、警察は自信がないので、正しく被害者を指導できずに保護命令の申立て又は証拠の収集に対し積極的な態度で処理することができない。マニュアルなどを参考にしながら、警察も手探りで解決策を探しているというのが正直なところである。

②社会福祉機関

社会福祉機関も警察機関と同様、被害者が最初に接する機関の１つである。以下は社会福祉スタッフが直面する問題点である。

ⅰ．人員不足

全国で家庭内暴力及び性侵害防止に関する業務を行う社会福祉スタッフは 2005 年の時点で 649 人しかおらず、又その人員はＤＶ問題が多様化するにつれて、様々な問題を処理しなければならず、短期間で解決することが困難な状況になっている。個々の複雑なＤＶ事案に対処しなければならないため、社会福祉スタッフは疲弊し、積極的に処理したいという意欲は低下している[138]。

例えば台北市ＤＶ防止センターの現在の人員は 130 人であるが、その 130 人で全台北市の家庭内暴力防止、予防、児童、少年の保護及び性侵害の予防などの全ての業務を担当しなければならない。家庭内暴力業務については、2014 年に各機関からＤＶ防止センターに通報があった家庭内暴力事案は 13,908 件にもなり、家庭内暴力加害者に執行した処遇計画事案も 123 件[139]であったことから、それら全てをこの人数でこなすことは困難である。このように社会福祉機関は長年人員不足が続いているが、ＤＶ事案は年々増加しており、スタッフに対する精神的負担は相当なもので、これが社会福祉スタッフを疲弊させ、積極的且つ熱心にＤＶ事案に介入する意欲を削いでしまう結果となっている。

ⅱ．適切に社会福祉スタッフを保護できていない

警察がＤＶ事案を処理するとき、被害者の安全のため、社会福祉スタッフに通知し被害者の安全確保に協力してもらうことになっている。例えば被害者が保護命令申立ての際出廷するときも、社会福祉スタッフが被害者に付き添い一緒に裁判所に向かう。いずれにしても常に被害者に付き添うため、加害者から家庭を崩壊する敵と見なされ、時として加害者から言葉や行為などで脅迫を受ける場合もある。社会福祉スタッフの多くは女性であり、常に危険が付きまとうが現在の法律では彼女らに対する安全予防措置は全く取られておらず、結果、精神的圧力を受け、ＤＶ事案を処理する意欲も低下してしまう[140]。

[138]林慈玲「社会福祉の観点から見る家庭内暴力及び性侵害法規の実施と推進」『2005 年度全国暴力防止会議』(2005 年)130-131 頁。
[139]台北市政府社会局のウェブサイトー統計資料ー相關業務年度統計(2015 年 5 月 5 日アクセス)http://www.dosw.gov.taipei/public/Data/581016191671.pdf
[140]林慈玲「前掲論文」130-131 頁。

ⅲ. ＤＶ事案を処理する際の強制力不足の問題

ＤＶ事案を処理する際、社会福祉機関のスタッフが直面する問題として強制力不足がある。家庭暴力防治法第 12 条に被害者がＤＶを受け切迫した危険があるときは社会福祉機関のスタッフが緊急保護命令を申し立てることができると規定がある以外は、強制力がない。よって被害者が上記のような切迫した危険がなく、更には社会福祉機関スタッフの救助を望まないケースでは、強制力がないため即時に被害者の安全を確保できない。

２、発令について

（１）申立人による保護命令申立時のトラブル

家庭暴力防治法が施行されてから 21 年が経ち、政府及び民間団体によるキャンペーンの下、国民のＤＶに対する認知は向上したが、保護命令制度の規定について知っている人は少ない。内容も複雑なため、一般市民は簡単に理解できず、手続の際にトラブルが発生することも少なくない。申立人による申立時によくあるトラブルは以下の通りである。

①保護命令申立書を正しく記入していない

現行の保護命令の申立書は司法院により設計されたもので、申立人がチェック方式により簡単に記入できるようになっている。しかし項目が多すぎて、又説明も不足しているため、申立人が誤って又は故意に全ての項目をチェックしたり、自身の状況によらない内容を選択したりする場合がある。そのため、裁判官は申立ての内容を審理するのに時間がかかり、結果、保護命令の発令が遅れてしまう。

②申立人が関連する証明資料を提出しない

裁判官が保護命令を発令する場合、申立人にＤＶ被害を受けた証明資料を提出させる必要があり、且つ加害者に引き続き不法に侵害を受ける恐れがあることが判断基準となる。申立人によっては保護命令を申立てするとき、関連する証拠資料を全くあるいは不十分にしか提出しないため、裁判官は申立人に関連する証拠資料の再提出を求めた後に審理を再開するので、保護命令を発令する時間が遅れてしまう。

（２）関連する証拠が取りにくい

ＤＶは往々にして私的領域において発生するため、発生時には当事者又は親戚以外に誰もいない状態がほとんどである。よって第三者は発生時の状態が分からず、又たとえ親戚が目撃したとしても伝統観念の下、証人にはなりたがらず目撃証人が不足してしまう。

そして精神上の不法侵害行為は被害者の傷害として身体上の不法侵害より軽いとは限らないが、精神上の不法行為は往々にして具体的な証拠取得が困難なため、結果として被害者が受けた侵害を証明することができない場合が多い。

又身体上の不法侵害行為は精神上の不法侵害行為より証拠取得が容易なように思えるが、それをＤＶ発生時の証拠資料として立証することが困難という問題がある。被害者はＤＶを受けた後、病院で傷害証明診断書を取るが、目撃証人がいない場合、この診断書とＤＶを受けた関連性を立証することが難しい。

（3）裁判所が保護命令を発令する速度が遅い

保護命令を発令するか否かは裁判官の心証裁量によって判断されるわけだが、保護命令を発令するか否かの決定までの期間は、ＤＶを受けた女性に対して最も危険な期間である。

家庭暴力防治法第 16 条の規定によると、裁判官は審理手続を経ず、被害者の実際の状況によって緊急保護命令又は一時保護命令を発令することができる。裁判官は緊急保護命令の申立てを受理した後、申立人の出廷又は電話でＤＶの事実を陳述させることによって、被害者のＤＶの切迫した危険を認め、４時間以内に書面にて緊急保護命令を発令しなければならない。緊急保護命令を発令する事案でなく、通常保護命令の申立てがあった時も裁判官は被害者を保護するため、通常保護命令の審理が終結する前に申立て又は職権により一時保護命令を発令することができ、それにより被害者は一時的に保護される仕組みになっている。

しかし司法院の 2015 年の統計[141]によると、裁判官が緊急保護命令を発令するのに平均して１日を必要とし、一時保護命令を発令するには平均 21.99 日かかり、通常保護命令に至っては 49.29 日が必要という結果が出ており、保護命令が発令されるまでの空白期間が生じてしまっている。この空白期間は、被害者が再度心身に暴力を受ける恐れがある危ない期間である。

裁判官の保護命令発令の遅れにより、被害者が再度加害者に暴力を加えられる可能性があるばかりでなく、加害者の脅迫に遭ったり、又恐怖心から保護命令申立てを撤回してしまう可能性もある。なぜ保護命令の発令まで、長い時間が必要なのか、もっと早く発令して被害者を保護することはできないのか。

[141]司法院のウェブサイト－地方裁判所が保護命令申立事案に有する時間統計(2016 年 2 月 14 日アクセス)
http://www.judicial.gov.tw/juds/report/sf-33.htm

裁判官が保護命令を発令するのに影響を及ぼす主な原因は以下の通りである。

① 裁判官の個人の心証により保護命令を審理するため、証拠が必要となるが、被害者が自分で保護命令を申し立てるとき、ＤＶ時に第三者がいないなど突発的な状況でＤＶを受けた証拠を取得するのが困難であるか証拠はあるが不足しているなどの事態が起こる。そのため、裁判官が審理の結果、証拠不十分により保護命令を発令できず、あるいは関連する証拠を集めるのに時間がかかり、結果として保護命令の審理にかかる時間も長くなってしまう。

② 裁判官のＤＶに対する価値観も保護命令の発令に影響を及ぼす。例えば裁判官の保護命令に対する観点が、単純な夫婦喧嘩か、又は保護命令を発令することによって加害者の怒りが増幅し被害者に対し更なる暴行を加えたりしないかということであれば、保護命令を発令しないほうがよいという結論に陥り、保護命令の発令基準も厳しくなる。

③ 第一線でＤＶの処理に当たる警察又は社会福祉機関のスタッフのＤＶに対する認識又は専門の訓練を受けているかどうかが、その後の裁判官の審理に影響を及ぼす。十分な対ＤＶの訓練を受けていない警察がＤＶ処理したために証拠収集不足で、裁判官が保護命令を発令する心証を確立することができず、直ちに保護命令を発令することができない結果になってしまう。

（4）発令した保護命令の内容が被害者の実情に合ってない

保護命令には多岐にわたる救済項目があり、裁判官は１つ又は複数の救済項目を発令することができる。例えば 2014 年地方裁判所が発令した保護命令の総件数 14,365 件の内、発令した救済項目は 36,751 であったが、その内容を分析すると、暴力禁止令が 14,333、被害者に対する騒がす禁止令が 13,050、退去命令が 3,232 であった[142]。上記の３の項目は全ての発令項目の 83%を占め、従って裁判官が発令した保護命令救済内容は、主に被害者の人身を保護することが目的であり、他は付帯項目にすぎないことがわかる。

しかし実際には被害者は安全の確保の他にその他の保護命令の助けが必要なはずである。加害者のもとを離れ被害者が自立するためには未成年子や経済的な問題に心配がない

[142]司法院のウェブサイトー地方裁判所の保護命令申立終結統計(2015 年 3 月 6 日アクセス)
http://www.judicial.gov.tw/juds/index1.htm

よう配慮しなくてはならない。しかし裁判官が発令するその他の物品使用権令、一時監護権令、閲覧禁止令又は加害者処遇計画令などの保護命令の項目は、全ての発令項目の僅か17%に過ぎず、有効的に運用されているとは言い難い。裁判官は暴力から被害者を保護するだけでなく、被害者のその後の生活を考え、関連する保護命令の項目を包括的に審理する必要がある。

３、執行について

保護命令制度のそもそもの目的は有効且つ即時に被害者を保護し、加害者からの再度にわたる不法侵害を避けることである。そのためには保護命令の執行を確実に行わなければ、その機能を十分に発揮することはできない。そのため第３節ですでに述べたように 2007 年に家庭暴力防治法を修正し、保護命令の項目によって執行する機関を分業化し、ネットワークを構築することで包括的に取り組むように改善した。2011 年から 2014 年まで各地方裁判所が発令した保護命令事案統計によると、2011 年は 14,296 件、2012 年 13,967 件、2013 年 14,044 件、2014 年 14,365 件発令された[143]。この期間に全国警察機関が保護命令違反罪を処理した事案統計によると、2011 年は 1,822 件、2012 年 2,042 件、2013 年 2,010 件、2014 年 1,893 件[144]処理された。又各地方裁判所の警察署が起訴した保護命令違反罪事案統計によると、2011 年は 2,044 件、2012 年 2,047 件、2013 年 2,018 件、2014 年 1,940 件[145]起訴された。

上記の統計資料が示すように、加害者が保護命令違反罪を犯す比率は平均して 14%であり、政府機関が保護命令制度をいくら推進しても加害者が保護命令を違反する比率は一向に減少していない。何故保護命令違反罪が減少しないのか、保護命令の内容が加害者に対し脅威となっていないからか、又は執行する人員が徹底的に執行していないからか、それとも関連する措置が未完全だからか。以下では、様々な問題を分析する。

[143]司法院のウェブサイトー地方裁判所が発令した保護命令統計(2015 年 6 月 8 日アクセス) http://www.judicial.gov.tw/juds/index1.htm

[144]警察庁のウェブサイトー性別統計ー保護命令違反罪の容疑者性別統計(2015 年 6 月 10 日アクセス)http://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/ct?xItem=68434&ctNode=12772&mp=1

[145]法務部のウェブサイトー性別統計ー地方裁判所検察庁が処理した保護命令違反罪事案統計(2015 年 6 月 11 日アクセス) http://www.rjsd.moj.gov.tw/rjsdweb/common/WebList3_Report.aspx?list_id=1168

（1）保護命令を違反した際の処罰範囲が完全ではない

保護命令が有効に保護効果を発揮するか否かは、加害者がその内容を遵守するかどうかにかかっている。しかし現行の制度では処罰の項目範囲は５種類しかなく、それ以外に違反したとしても保護命令違反罪には当たらないので、加害者にとって脅威にはなりにくい。

現在家庭暴力防治法において加害者が保護命令を違反した場合の規定は僅か第 61 条に定められているのみで、その違反の項目は以下の５種類である。

１、暴力を禁止すること

２、相手方に接触、ストーカー、嫌がらせ、必要でない連絡行為をすることを禁止すること

３、被害者の住居所からの転出を命令すること

４、相手方に被害者の住居、学校、職場又はその他のよく出入りする場所から離れること

５、加害者処遇計画を完成すること

この５種類の保護命令の内容を違反した場合にのみ、保護命令違反罪が適用され処罰を受けることになる。

金銭給付、物品使用、一時監護権及び面会権などの保護命令の内容を遵守しなかったとしても保護命令違反罪には当たらず、処罰されることもない。従って加害者が確実に保護命令の内容を遵守しない場合も出てくるため、結果として被害者の権益にも影響する。

（2）執行手続が明確に規定されていない

警察機関は金銭給付及び閲覧禁止の保護命令を除き、他の全ての保護命令に関して職権により主動的又は協力的に執行を行わなければならない。しかし現実には警察機関がどのように保護命令の内容を執行するかについては明確に定められた規定があるわけではなく、全ては警察官個人の経験に基づき行われている。

例えば未成年子の一時監護権及び面会権は長い間裁判所が執行を行っていたため、警察には経験がなく、又違反した際の処罰の規定もないので執行の過程において様々なトラブルが発生しやすい。そして警察官に法律に関する専門的な知識がなくその訓練も受けていないため又経験も乏しい現状では常に執行に困難が付きまとい、有効に保護命令を執行することができない。

（３）保護命令執行に対する監督制度がない

家庭暴力防治法第21条の規定により、金銭給付及び閲覧禁止に関わる保護命令を除き、警察機関は裁判所が発令した保護命令を受け取ったときは、職権により主動的又は協力的に保護命令の執行を行わなければならない。警察が保護命令執行の際に積極的に重要な役割を担うか否かによって、保護命令の内容が徹底的に執行又遵守されるかが決まってくる。

よって警察の保護命令を執行する態度及び意識がキーワードになるわけだが、現在の実務では警察機関が保護命令を執行する場合は、ＤＶ防止官又は派出所の警察が執行を行っている。しかし派出所の警察は、ＤＶ防止官と異なりＤＶ防止に関する専門的な訓練を受けておらず、保護命令の執行を行う際も加害者に保護命令を渡し、サインを受け取った後裁判所に送り返すのみである。派出所の警察は他の業務もあり繁雑なため、保護命令を加害者に渡す際に加害者に対し保護命令の内容を遵守しなければならない旨を明確に伝えていないのが実情である。

保護命令執行記録表を記入してＤＶ防止センターに送れば終了となるわけで、警察が確実に保護命令を執行したかどうか監督する制度がなく、全ては各個人の判断によって行われているのみである。

（４）加害者処遇計画が完全に実施されてない

家庭暴力防治法の中で、加害者の暴力行為を改善する最も有効且つ根本的な制度が加害者処遇計画である。加害者処遇計画は、再教育方式により加害者の社会復帰を手助けし、又加害者に法令に関する規定及び暴力行為が被害者及びその子に与える影響を認識させ、暴力行為によらない衝突回避及びストレス発散の方法などを学習させ、加害者の暴力行為を停止させる制度である。よって裁判官が加害者に加害者処遇計画の完成を命じることは、加害者の暴力行為を罰する手段ではなく、加害者に根本的に変わる機会を与えることである。

司法院の 2015 年１月から７月までの統計[146]によると、裁判官が通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令を発令した総件数は 21,041 件である。通常保護命令件数 12,796 件の中で、加害者に加害者処遇計画を命じた件数は 1,694 件あり、発令した件数の 13%を

[146]司法院のウェブサイト－地方裁判所が発令した保護命令の内容統計(2015 年 10 月 2 日アクセス)http://www.judicial.gov.tw/juds/report/Sf-13.htm

占める。これにより裁判官が通常保護命令を発令した中で、加害者処遇計画を命じた者は僅か一部分のみであることが分かる。

加害者が、加害者処遇計画を完成したとしても永久に再犯しないと考えるのは楽観的に過ぎる。なぜなら処遇計画の実施期間には限りがあり、現在台湾国内で執行されている認知教育の期間は 12 週及び 24 週の２種類で、いずれも時間は長くはなく、加害者それぞれのそれまでに培った悪習慣をその短期間で改善することは難しい。

又精神医療などの資源にも限りがあり、精神疾患又は薬物依存症、アルコール依存症などの加害者に対しても、そのような短い期間では予期した効果を得ることができない。

家庭内暴力加害者処遇計画規範第 11 条の規定により、処遇計画を執行する機関は加害者処遇計画を延長、短縮又は内容変更する必要がある場合、理由及び意見を説明し、各自治体の主管機関に提出する。各自治体の主管機関は上記の通報を受けた後、当事者又は被害者に通知し、当事者又は被害者は家庭暴力防治法第 15 条第２項の規定により、裁判所に通常保護命令を撤回、変更又は延長することを申し立てなければならない。

しかし加害者処遇計画を受講する期間は、加害者は勤務を休まなければならず、仕事上困難が生じる。又加害者が処遇計画を延長する場合は、当事者が裁判所に申立てを行うが、往々にして加害者は家庭の経済を支える大黒柱であるため、加害者処遇計画を延長するということは仕事に支障をきたすことであり経済的に厳しくなるので、被害者及び加害者が主動的にこれを行うことは少ない。

加害者が処遇計画を遵守しない場合は、家庭暴力防治法第 61 条の保護命令違反罪に該当するわけだが、現在の法律では加害者が保護命令違反罪を犯したときは、通常罰金罪が科されるケースが多い。加害者は罰金を支払った後は、「一事不再理」の原則により、加害者が処遇計画を再度受ける必要はない。よって有効的に加害者処遇計画の効果を発揮させることができなくなってしまう。

更には当事者の経済状態が悪い場合、加害者に罰金を支払う能力がなく、被害者が支払わなければならないケースも少なくない。加害者を処罰するための制度であるのに被害者にとばっちりがくるという泣くに泣けない矛盾も出てくる。

保護命令制度が実施されて 20 年あまりが経過したが、政府機関と民間団体が保護命令制度を推し進めていく中で、以上のように制度面で様々な問題が存在することが分かった。よって家庭暴力防治法は現在に至るまでに５回の修正を行い、保護命令の種類や救済範囲の拡大及び執行機関の分業化を行い、より時代と社会に即した制度へと改善を重ねた結果、

現行の家庭暴力防治法における保護命令制度は初期のものと比べより充実したものとなった。しかし日ごとに成熟していく保護命令制度であるが、第４節で述べたように申立て、発令及び執行の段階でいまだに様々な問題があり、被害者をＤＶ被害から有効に保護できているとは言い難い。今後も実態に即した制度にするため修正を行っていくことは重要である。

だが、どんなに制度を完備したとしてもそれを運用するのは人間であり、組織である。そして最も大切なのは、それぞれの組織が役割を果たした上でしっかりと機関間の連携を図ることである。

執行機関の分業化により、裁判所と警察機関に加え、社会福祉機関、戸籍機関、学校及び税務機関が執行を担当することになったが、これらの機関にはそれぞれの役割があり、この機関同士のネットワークは被害者の保護及び加害者の更生且つＤＶ根絶の観点から不可欠である。だが発令と執行を行う上でやはり裁判所及び警察機関の役割は非常に大きい。なぜなら警察機関は第一線でＤＶ処理にあたるためその態度やＤＶに関するスキルが被害者に与える影響は大きく、裁判官は保護命令の審理の際は職権により証拠を調査し、被害者が受けた暴力の程度や状態及び提出された証拠を発令要件と照らし合わせ、裁判官個人のＤＶに対する認知や価値観などが、保護命令を発令すべきか否か又は発令するまでの速度に大きく関わってくるからである。この多くの権限を持つ２つの機関がＤＶ被害者を保護し、保護命令制度を徹底させる鍵を握っているのである。

本論文では第４章で裁判所の、第５章で警察機関の保護命令制度における役割を分析する。

第 4 章

保護命令制度の運用における裁判所の役割

第１節　裁判官の保護命令判決における役割

台湾は 1987 年に学者劉可屏氏が最初にＤＶに関する論文を発表し、その後社会が注目した「鄧如雯氏の夫殺害事件」を経て、ＤＶに関する議題はますます一般市民の関心を引くようになった。しかし当時はＤＶ問題を有効に解決する専門の法律も制度もなかった。そこで海外のＤＶに関する法律と論文を参考に 1998 年ＤＶ行為を「犯罪化」して一般の暴力行為と同等の処罰規定を定めた専門の法律「家庭暴力防治法」を制定した。

この「家庭暴力防治法」の中の「保護命令制度」は司法システムにおけるＤＶ対策の最重要変革であり、この法案は客観的な法律規範及び根拠を提供し、政府機関に積極的に介入させてＤＶ発生を防止し、又被害者の権益を保護すると同時に加害者の再犯を防ぐことを目的としている。

第３章では「保護命令制度」を、その問題点も含めて紹介してきたが、ＤＶに遭った被害者がそれ以上加害者から暴力を振るわれるのを防ぐため、警察機関、検察官、各自治体の主管機関が被害女性の状況に応じて緊急保護命令、一時保護命令及び通常保護命令を申し立てることができ、被害女性が家を出ずともＤＶの再発を防止できる新たな救済ルートを提供できるようになったことは間違いない。そしてそれを発令するか否かを審理する場所が裁判所であり、ＤＶ事案に関連する証拠を審理し、発令の是非を判断するのは裁判官である。裁判官は、この一連の過程において絶対的決定権を持つキーパーソンであり、裁判官個人の主観は判決の結果に重大な影響を及ぼすのである。

本章では保護命令を発令する機関である裁判所の役割について、裁判官、手続法理、証拠法則や問題点から分析する。

そもそも裁判所や裁判官の社会における役割は、人々の社会生活の中で生まれる争いを解決することであり、当事者が自力で解決できない場合に、司法を通して裁判官が是非を判定するもので、いわば社会における正義の最後の砦である。裁判官は「公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする」者で、当事者のいずれにも偏することのない審判者として、公正、中立の立場で審理をし、適正、妥当な裁判を迅速に実現することを職務とする[147]。台湾憲法第 80 条は「裁判官は党派を超えた独立した存在であると共に、法律に基づいて審判し如何なる干渉も受けない」と定める。裁判官は良心に従い独立して公

[147]高橋省吾「『裁判官の倫理』について」『山梨学院ロー・ジャーナル』第 11 号（山梨学院大学法科大学院）26 頁。

正に審判しなければならないのであるが、ここでいう「良心」とは、裁判官としての客観的良心ないし裁判官の職業倫理のことで、裁判官個人の主観的良心ではない。裁判官は裁判するに当たっては、自己の利益打算を超越し、何ものをも恐れず、憚らずに、公正無私を信念とすべきであって、個人の信仰、道徳心、世界観に関わらず、自己の心情を抑制してでも法をして語らしめなければならない職責をもつのである[148]。

だが裁判官も人間なので、公正で客観的且つ適正な判断を行うよう努めてはいても内外の主観、客観的な条件を受け裁判の結果に影響を及ぼす場合もある。又裁判官個人の背景や価値観、そして社会文化などの要素も裁判に影響しないとはいえない。

特に保護命令制度のように特殊な法律においては前例がなく、それまでの伝統的な法律では裁判官の家庭内暴力防止業務の上での役割は明確に定められていなかったため、裁判官のパーソナリティや政治的信条、世界観といった要素が判決に影響しやすい。家庭暴力防治法制定後に重要な職責と権限（保護命令発令するか否かの審理、家庭暴力罪や保護命令違反罪などの審判を含む）が明確に定められたが、ＤＶ行為は一般の暴力事案と異なり、その親密性、プライベート性、暴力の再発、加害者が被害者を脅してコントロールするなどの特性を孕んでいる。そのため裁判官のＤＶ事案に対する認知と態度が重要な意味を持ち、全ての裁判官が同じ価値観を共有し、思い込みや偏見をなくす必要がある。もしそこに思い込みや偏見が存在すれば、事案を処理する上で審理や判決結果に反映されてしまう恐れがあり、当事者双方やその家族に影響を及ぼすことになる[149]。

米国でも初期は、ＤＶ問題の多くは司法機関により家庭内の問題と見なされ、可能な限り不介入の立場が取られてきた。しかし女性人権運動の発展と共にＤＶ防止に関する法律も制定され、司法機関もそれまでの消極的な態度を改め積極的な態度でＤＶ事案に向き合うようになった。更に婚姻事案を処理する専門の法廷を設立し、ＤＶの特質や正確な処理方法を十分に理解できるように裁判官の在職者訓練に力を入れた[150]。

台湾ではどうか。家庭暴力防治法が制定される前は前章で述べたようにＤＶ問題を解決しようにも伝統的な民法や刑法の規範に頼るしかなかった。被害者が求めることができる法律による保護は、同居履行義務の拒否、離婚の請求、子の監護権、損害賠償及び刑事事

[148]高橋省吾「前掲論文」27 頁。
[149]潘雅惠『裁判官の専門教育を継続する需要及び内容の研究－保護命令を審理する裁判官を対象とする』（中正大学成人及び教育継続大学院、2012 年）2-10 頁。
[150]蘇素娥「ＤＶ防止に関する刑事手続を論ずる」『弁護士雑誌』第 248 期(2000 年 5 月)50-51 頁。

件として訴訟を提起するか告訴するかであり、いずれにしてもＤＶ事案が発生した後の救済処置でしかなく予防措置の観点が欠如していた。又裁判官にもＤＶ事案に対する多くの偏見及び思い込みがあり、ＤＶに関する各種教育訓練なども殆どなかったため、前述の米国の裁判官の伝統的な処理方法と何ら大差はなかった[151]。

1997 年学者周清玉が裁判官(台北地方裁判所、士林地方裁判所)及び被害女性に対してそれぞれＤＶに関するアンケート調査を行った[152]。39 名の裁判官のＤＶ事案に対する見方を分析すると、その結果にも裁判官の意識の低さが現れている。

ⅰ.「夫婦は喧嘩するほど仲がいい」…　43.8%の裁判官が同意する。

ⅱ.「夫婦喧嘩は些細なこと」…　41%の裁判官が同意する。

ⅲ.「ＤＶは少数の女性にのみ発生する」…　42.1%の裁判官が同意する。

ⅳ.「家庭の問題を公にしたくない」…　30.8%の裁判官が同意する。

ⅴ.「男性が配偶者に暴力を振るうのは一時の衝動」…　10.5%の裁判官が同意する。

ⅵ.「夫婦間のことは他人には分からない」…　13.1%の裁判官が同意する。

又ＤＶ発生原因に対する認知度も分析し、結果は以下の通りであった。

ⅰ.「公権力が家庭問題に不介入であった」ことが暴力が発生した原因　…　48.8%の裁判官が不同意。

ⅱ.「家庭問題と見做し社会システムが不介入であった」ことが暴力が発生した原因　…　28.2%の裁判官が不同意。

ⅲ.「加害者が暴力のある家庭で育った」ことが暴力が発生した原因　…　33.4%の裁判官が不同意。

ⅳ.「被害者が加害者の虐待行為に対し声を上げない」ことが暴力が発生した原因　…　15.4%の裁判官が不同意。

又被害女性に対しては、司法システムに助けを求めた際、裁判官と接触した経験から、裁判官の処理態度に対して感じた印象を尋ねた[153]。その分析結果は以下の通りである。

ⅰ.「処理する態度が積極的だ」…　33.3%の被害女性が同意。

---

[151]高鳳仙『前掲書』245-247 頁。

[152]周清玉、高鳳仙『台北市 DV 防止システムの研究－現況及び需要の査定』(台北市委託研究計画成果報告、1997 年 7 月) 104-108 頁。

[153]周清玉、高鳳仙『前掲論文』57 頁。

ⅱ.「できる限り和解を勧める」…　44.4%の被害女性が同意。

ⅲ.「態度が冷淡だ」…　11.2%の被害女性が同意。

ⅳ.「態度が悪い」…　11.1%の被害女性が同意。

以上のアンケート結果から分かるように、伝統社会に色濃く残る様々な観念の影響もあり裁判官といえども、ＤＶに対する意識はこの程度であった。夫婦間の暴力に対する思い込みやバイアスが全くなかったとはいえない。加えてＤＶが家庭という密室で発生し、そこに特殊な感情が存在する性質を持つため、ＤＶ事案の裁判は常に「挙証困難」、「被害者の告訴の取り下げ」という問題が生じる。故に多くの事案が「真の」犯罪行為と見なされず、家庭内の争いと捉えられ、当たり障りのない消極的な方法で処理されてきた[154]。

しかし 1998 年にＤＶの予防及び根本的に問題を解決するため家庭暴力防治法は制定され、そこに裁判官の権限と職責が明文化された[155]。内容は以下の通りである。

ⅰ．専門法廷を設立

裁判所が膨大なＤＶ事案を受理し裁判官の負担となるのを防ぐため、家庭暴力防治法第 11 条に「保護命令の申立ては被害者の住居所又はＤＶ発生地の家庭裁判所が審理を管轄する」という規定が定められた。これは専門の裁判所を設けることで専門訓練を行いやすくし、裁判官のＤＶに対する認知を向上させ、公正で有効に事案を処理し審判期間内も被害者の救済と保護を確実に行えるようにした。

ⅱ．保護命令の発令及び執行

家庭暴力防治法第２章が「保護命令」専門の章となっており、家庭暴力防治法第９条の規定に、「保護命令」には通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令の３種類があると定められている。保護命令発令機関は裁判所とし、同法第 13 条の規定により保護命令事案の審理過程は非公開で行い、裁判所は職権により証拠を調査し、必要であれば別に尋問することができる。

同法第 21 条の規定により保護命令の執行は原則警察機関が行う。但し金銭給付に関する保護命令の執行は、当事者が裁判所に強制執行を申し立てることができる。

ⅲ．釈放条件及び執行猶予条件を定める

[154]Mary C.Morgan, Criminal Justice Response to Domestic Violence in the U.S. (the American University,Washington College of Law, 1984).pp.8-9.

[155]高鳳仙『前掲書』231-255 頁。

同法第 31 条及び第 33 条の規定により、裁判官はＤＶ罪を違反した加害者に対し勾留の必要がないか勾留を停止すべきと判断した場合、保護命令の内容と類似したものを釈放条件とし被害者を保護しなければならず、この条件に違反した者に勾留又は勾留の再執行を命じなければならない。同法第 34 条の規定により、裁判官は保護命令の内容をつけて釈放する場合、書面でこれを行わなければならず、更に被告、被害者及び被害者の住居所にある警察機関にそれを送らねばならない。

同法第 38 条の規定により、裁判所はＤＶ罪又は保護命令違反罪を犯して執行猶予を受けた加害者に対し、執行猶予期間中は保護観察をつけなければならず、裁判所は保護命令の内容と類似したものを執行猶予の条件とし、この条件に違反した者には執行猶予の取消しを宣告する。裁判所は執行猶予を宣告する場合は被害者及びその住居所にある警察機関に通知しなければならない。

ⅳ．和解又は調停の禁止

ＤＶ事案の当事者双方は通常対等の話し合いの条件を持っていない。何故なら加害者は様々な手段を使って被害者をコントロールしようとし、被害者に和解か調停を受け入れるよう迫るケースが多い。よって家庭暴力防治法第 13 条第７項の規定により、保護命令事案は和解又は調停を行うことができない。

ⅴ．在職者訓練の受け入れ

裁判官がＤＶ事案に対し、より適切且つ専門的に処理できるように、家庭暴力防治法第 59 条第３項は、ＤＶ防止に関係する司法人員に対し、司法院は「在職者訓練を行わなければならない」と定めた。

ⅵ．専門法規を定める

裁判官がＤＶに関わる保護命令申立事案を審理する際、共同で盾となる基準を持たせるため、司法院は 1999 年「裁判所がＤＶ事案を処理する際注意すべき事項」を定めた。

それにはＤＶ概念の解釈、保護命令申立ての規定、審理原則及び発令する際酌むべき要点などが定められている。

以上が家庭暴力防治法に制定された裁判官の職責と権限であるが、これにより裁判官が積極的にＤＶ事案に関われるようになった。そして同法施行６年後の 2004 年に学者黄心怡氏が台北、士林地方裁判所の 120 名の裁判官に対し、1997 年に学者周清玉が行ったよう

な意識調査を行い、裁判官がＤＶ事案を審理する上での役割を調査した。その結果裁判官は審判の役割以外に以下のような役割もあると回答したことが分かった[156]。

ⅰ．自分は仲介者だと思う　…　67.5%の裁判官が同意。

ⅱ．自分はコーディネーターだと思う　…　60%の裁判官が同意。

ⅲ．自分はＤＶを防止する側の人間だと思う　…　35.8%の裁判官が同意。

ⅳ．自分はカウンセラーだと思う　…　19.2%の裁判官が同意。

ⅴ．自分には他の役割はないと思う　…　9.2%の裁判官が同意。

上記のアンケート結果から家庭暴力防治法施行前の消極的で受身な態度と比べ、多くの裁判官にＤＶ防止業務上、より積極的な役割を果たすべきだという意識への変化が見られた。

７割に近い裁判官が審判の際、もし当事者が必要とするならば裁判官は別の機構に仲介する手助けをするべきだと考え、３割を超す裁判官が自分らはＤＶを防止し、解決することができる立場にいると考えている。

家庭暴力防治法が制定され施行後、裁判官に保護命令発令及び執行の権限を与え、法律の介入をもってＤＶ問題を解決する取り組みが行われ、裁判官の意識も変化してきた。しかし裁判官は司法システムにおいて法律を執行する核心部分を担っており、裁判の上で一貫して法に則り事実を認定し「客観、中立、公平」な結果を下すことが求められる。且つ全国的に統一的で均質な裁判のレベルが確保されなければならない。だが裁判官も人間であり、各自性格や組織人としての在り方とか、人間性なども異なる上、育った環境や学歴、文化等の影響を受け違った思考を持ち法律の解釈に対してもそれぞれ別な見方があり、自ずと判断結果にも違いが出てくる。あるところで行われる司法と別のところで行われる司法が同じとはいえないのである。

前に裁判官は、個人の信仰、道徳心、世界観に関わらず、自己の心情を抑制してでも法をして語らしめなければならない職責を持つと述べたが、それは正論ではあるが、現実には、人間の認識というものは、前もって存在する表象や知識、習慣や事実判断能力の総体に条件づけられるため、いつでもその人にとっての真実つまり主観的真実と考えられる。そうだとすれば、裁判官の主観的真実というのは、各自の全人生経験及び「全人格」であり、「全人格」を裁判の場だからといって使い分けるのは難しい。

[156]黄心怡『裁判官のＤＶに対する態度の研究－北台湾の裁判官を例とする』（国立台北大学、2004 年）101-104 頁。

学者 Lewellyn 氏は、裁判官は法の規則を「適用」するのではなく、自身で法の規則を拡張又は縮小することを「選択」しており、且つその「選択」の基準は往々にして個人の嗜好、信念及び社会構成から影響を受けていると述べている[157]。また学者高鳳仙は、裁判官が保護命令申立事案の裁判結果に違いが出る原因は、裁判官個人の保護命令証拠要求に対するレベル、ＤＶ問題への認知及び被害者の人身安全を重視しているかが関わっているとしている。

よって裁判官の役割というのは関連する法規の中で規範はあるものの、裁判官自身の認知及び態度で差異が生じるものなのである。だが、裁判官にとっては多くの訴訟事件の１つでしかなくとも、被害者にとっては人生をかけた重要な事件であって、「単なる差異」では済まされない大きな意味を持つ。そのため当事者の心に響く解決、被告人や被害者などの心情を踏まえた処理を目指す必要がある[158]。

ただでさえＤＶの被害者達は暴力にさらされ、精神的にも肉体的にも深く傷ついている。審理において裁判官が上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を理解しようと努力すれば、被害者はどんなに救われるだろうか。

裁判官としては民事、刑事を問わず、紛争当事者、犯罪の加害者・被害者の悩みや人間の弱さを分かろうとする姿勢が大事であり、これは当事者の気持ちに同調する、又は同感するのではないが、心から理解に努めることは大事である。

そしてそれは必ずＤＶ事案への裁判官の態度となって法廷における裁判官の語気、尋問の内容、表情及びボディランゲージなどへ表れ、当事者双方のみならず、社会に対しＤＶは許さないというメッセージを発信することに繋がるのである。これは保護命令事案の審理・決定に影響を与えるだけでなく、加害者に法廷での裁判結果を遵守させることにも繋がるものと考える。

米国の学者アーヴィング・ゴフマンの社会的相互作用に関連する研究によると、裁判官が保護命令申立事案を処理する態度と、加害者が裁判結果を受け入れ、それを遵守しようと思うか否かには、高度の関連性がある。以下裁判官の態度が具体的にどのような影響を与えるかについて整理する[159]。

---

[157]廖元豪「司法と台湾の民主政治－促進、チェックバランス又は逆方向に向かうか？」台湾民主季刊第４巻第３期(2007 年 9 月) 164 頁。

[158]千葉勝美「裁判官とは何者か？：その実像と虚像との狭間から見えるもの」『一橋法学』第 17 巻第２号(2018 年 7 月)411 頁。

[159]Erving Goffman, Interaction Ritual,Essays on Face-to-face Behavior: The Nature of Deference and Demeanor (New York Pantheon,2012).pp.47-95.

１、裁判官の態度はＤＶ事案の審理に影響する

裁判官の態度はそのＤＶ事案を審理している時の行為に現れている。学者 Mirer、Schuman と Johnson の研究によると、人間の殆どの行為は、その人が持っている態度に一致している[160]。又学者 Azjen と Fishbein は「合理的行為の理論」(Theory of Reasoned Action)を提出し、この理論によれば、現実に出現する行動は行動意図によって予測され、行動意図は、その状況下で行動を行うことに対する態度と、その状況で何が期待されるかという主観的規範の２つによって決定される[161]。

以上の学者によると、裁判官個人のＤＶに対する認識、感情及び行動意図は、ＤＶ事案を審理する態度に表れ、その判決に影響を与えることになる。しかし裁判官の態度は、当事者とのコミュニケーションの象徴だけでなく、社会とのコミュニケーションの象徴でもある。何故なら裁判官の法廷での態度は、「ＤＶは家庭内の問題かどうか、司法はＤＶ発生を容認するかしないか」という社会に対するメッセージと理解することができるからである。

裁判官が明確に「ＤＶ行為を容認しない」というメッセージを発したら、審判中の当事者のみならず社会に対しても「ＤＶは犯罪であり許されない行為」というメッセージを打ち出すことができる。反対に裁判官が法廷で友好的でない態度を取ってしまったら、被害者に対しマイナスの影響が出てしまう恐れがある。その結果、例えば被害者が二度に渡って傷害に遭うかもしれないし、被害者自身が法廷で公平な待遇が得られないと感じ、司法に失望し証言が信じてもらえないことから告訴の取り下げや保護命令の申立てを撤回することに繋がる可能性がある[162]。

２、裁判官の態度は法の規定を実行する際の決定に影響する

裁判官は審理手続において公正で公平な役割を求められ、事案の審理に対し法の規定に照らし当事者双方に公平な裁判をしなければならない。

裁判官は争いのある事実を証拠で認定する事実認定と、その認定した事実に法律を適用して結論を裁判という形で出す法律判断を行うわけだが、現行の「保護命令制度」は家事非訴事件に属し、民事訴訟法の規定を適用しており、関連する証拠法則の判断について、

[160]黄安邦『社会心理学』(五南出版社、1986 年) 26-28 頁。
[161] Icek Ajzen, Martin Fishbein,Understanding attitudes and predicting social behavior (NJ:Prentice-Hall, 1980)
[162]黄心怡『前掲書』44-46 頁。

裁判官の「自由心証主義」を採用している。それは裁判官各人が知識、価値判断、人生観、正義感、視野の広さと狭さ、粘り強い探求心などを総合し結論を出すものである。

故に裁判における判断は、法曹としての全人格的な価値判断であり、その前提となる事実の認定だけでなく、考慮すべき要素は何か、どの要素を重視すべきか、その判断の結果の社会における波及効はどのようなものになるのか等を吟味した上で、社会正義にかなった方向を見出さなければならない。

現在、家族の形態は著しく変化し、女性の地位も男女間の意識も大きく変わった。こうした時代の状況の変化を理解し裁判官は常に社会の動きに関心を持ち、自分自身と事件の位置づけとを認識しておくことが重要である。なぜなら事実認定にしろ評価にしろ、法の知識だけで対応しうるものではなく、現代の社会を規定している諸条件を知らなければ正確に行うことはできないからである[163]。

学者 Herbert Blumer は「社会問題というのはある種創造されたものである。例えばＤＶは過去に既に存在してはいたが、当時は公に語られず、メディアや立法機構もこの現象を取り上げることはなかったため、人々もＤＶは常に起こることではないと考え、社会問題のひとつとすら見なされなかった」とし、更には「裁判所が被害女性を保護できてこなかったのは、裁判官の認識が不足していただけではなく、司法制度の父権偏見によるところが大きい」としている[164]。

このように社会問題は、人々のその問題に対する認知と定義によって形成されていくわけで、裁判官が問題をどのように定義付けするかで、人々がどのように実行するか、その行動に影響を与えるものと考える。

３、裁判官の態度は当事者の情緒に影響を与える

学者 Hochschild は感情労働を要する仕事の特徴として、①相手との対面の、あるいは直接対話を要すること、②相手に対して特定の感情状態（喜び、恐れ等）の喚起を促すこと、③雇い主は教育や指導を通じて、感情労働に従事するものの感情活動に対して少なからぬ影響力を行使することの３つを挙げている[165]。

---

[163]竹崎博允「裁判の役割と裁判官の在り方について」『早稲田大学法務研究論叢』第２号(2017 年 6 月)93-95 頁。

[164]Herbert Blumer, “Social Problems as Collective Behavior,” Social Problems, Vol.18, no.3 (1971), pp.301-302.

[165]佐藤麻衣、今林宏典「感情労働の本質に関する試論―A. R. Hochschild の所論を中心として―」『川崎医療福祉学会誌』第 21 巻第２号(2012 年)279-280 頁。

上記３つの特徴を分析すると、裁判官の仕事は感情労働を要する職業に属することが分かる。何故なら「裁判官」の役割は法廷において当事者と向き合い、当事者間の紛争を解決するために国家から与えられた公権力を用い、それは権威であり裁判官の態度は当事者の情緒に影響を与えるからである。

学者 James Ptacek によると、「裁判官の態度は、彼らが下す決定と同様に重要で、態度はある種形式の象徴であるばかりではなく、審判の本質そのものである」としている。

裁判官の法廷での態度は、被害者に「被害者が法廷に来ることを歓迎しているか」、「被害者の遭遇を軽視しているか」、「被害者に対し寄り添う気持ち又は敵意を持っているか」等のメッセージを送っている[166]。反対にもう一方の当事者である加害者に対してはどうか。裁判官の加害者に対する態度が、被害者に対するそれと明らかに違えば、それが何を意味するのか明白である。裁判官はそのようにして加害者にもメッセージを送っており、加害者に対する態度を被害者も観察しており、それを深く胸に刻んでいるはずである。よって裁判官自身がその影響力を察知することは重要であり、自我の情緒をコントロールし、被害者に対し友好的な態度や忍耐強く被害者の状況に耳を傾ければ、被害者は裁判所が自分を歓迎していると受け取るであろう。被害者にとって、それは一種の肯定であり安心感を得られ出廷もしやすくなる。それにより保護命令を受けるチャンスも広がり、自立への道も開けてくる。

そしてＤＶ再発防止の観点からも、加害者に対する裁判官の態度は重要である。前に米国の学者ゴフマンの社会的相互作用に関する研究を挙げ、裁判官の態度が、加害者が判決を受け入れ、それを遵守しようと思うかどうかに関連があると述べたが、それは相互行為における役割及び面目概念によるものと考える。ゴフマンは人間の自己のありようとして、役割、役柄、面目の３つの概念が、人々が場の秩序を維持すること、及び個人の感情に深く関わっていると述べている。つまり人々は様々な儀礼ルールのもとで社会生活を送っており、対面的相互作用として自他の体面を究極的価値の１つとして保持しあうように振る舞うもので、自他のフェイス（体面）を保持するためには、適切な振る舞いでもって、相手に敬意を伝えるような行為をしなくてはならず、そのような要請はルールとして相互作

[166]James Ptacek,Restorative Justice and Violence Against Women, (Oxford University Press, 2009),pp.103

用秩序の中に組み込まれていると述べている。そのように場の秩序を守ることによって「自己のリアリティ」を得ることができ、人々は主体性や尊厳を保っているのである[167]。

どんな人間にもその作用は働き、ある局面において面目が回復不可能なぐらい潰れてしまっても、別の場所において自己の現実感覚を掴めるよう生きなおそうと行動するのである。ここでいう「どんな人間でも」とは、何も問題を起こしていない普通の生活を送っている人々から、裁判所で被告として立っている、いわば面目や体裁が潰されつつある状態の人々まで全ての人が、という意味である。皆自己のリアリティを得る必要があり、それによって自己をうまく保ち、生きているという感覚に繋がり生活を送ることができるのである。そうであれば、裁判官はＤＶに至った加害者の背景にも目を向け、ＤＶは許されないことではあるが、加害者が罪を認め、更生できるよう心を砕かねばならない。そのような裁判官の態度は必ず加害者にも通ずるものと考える。

以上、保護命令事案を審理する過程において、裁判官にはどのような役割があり、その態度が当事者にとってどんなに大切であるかを整理してきた。次の節では裁判官が保護命令事案の性質をどう判断し、どのような手続法理を適用せねばならないのかを詳しく分析する。

第２節　保護命令の手続法理

前節で裁判官がＤＶ事案を審理する態度が、ＤＶの事実を認定し保護命令を発令する際の内容や、加害者のＤＶ再発を防止する上で非常に重要なことは述べたが、同時に裁判官が保護命令事案の性質を理解することも重要である。なぜなら保護命令事案の性質が適用される手続法理に影響するからである。

本法第２章で「民事保護命令」と定めているように、保護命令事案は明確に「民事」事件と位置づけられている。学説上民事事件には、裁判所が法令に照らし、当事者間の権利･義務関係について判断する「訴訟事件」と、裁判所が自らの裁量に基づき、権利･義務関係を具体的に形成する「非訟事件」の２つがあり、それぞれ民事訴訟手続と非訟事件手続を適用している。民事訴訟事件及び非訟事件は共に国民の私法上の権益に関係しているが、近年民事事件の形態も多様化し、その内容も「訴訟」の要素だけでなく

[167]西川知亨「『当惑』の社会的意義：ゴフマン理論からの展開」『京都社会学年報』第９号（2001 年 12 月）222 頁。

「非訟」の要素も含んでいる事件もあることから、現実社会において様々な様相を呈する生活現象を截然と区別するのは難しくなってきた。学者邱聯恭氏は下記のような性質で判別している[168]。

1.当事者間に「法律上の争訟」があるか

2.公益性が強いか否か

3.手続上簡易且つ迅速に解決すべき事件か

4.裁判所に実際の状況により権宜性･創設性に処理する事件か

5.裁判官の裁量権を拡大すべき事件か

また学者渋谷秀樹氏は非訟事件の本質、訴訟事件との区別の基準として、以下の４つの見地から把握されるとしている[169]。

1.対象事項の見地から：訴訟事件は紛争を対象とするのに対して、非訟事件は非紛争を対象する。

2.裁判所の果たす機能及びその作用の性質の見地から：裁判所は訴訟事件について法規執行の機能を果たすが、それは確認的･判断的性質の作用であり、実質的意味の司法作用を行う。非訟事件については後見的･監督的機能を果たし、それは形成的･意欲的･裁量的性質の作用であり、実質的意味の行政作用を行う。

3.裁判所が準拠する手続の見地から：訴訟事件については公開の口頭弁論手続を行い、原則として当事者の提出した資料のみを基礎にして、「判決」形式の裁判を行う。非訟事件については公開･対審構造を取らず、資料も職権で探知でき、「決定」形式の裁判を行う。

4.裁判の拘束力の見地から：訴訟事件の判決は既判力を有し、原則として訴訟当事者のみにその効果が限定される。非訟事件の決定は状況に応じて取消し･変更が可能である。

すなわち民事訴訟の目的は私法上の権利を保護するもので、当事者間で私法上の権利について紛争があるとき、国家機関が紛争について判断を行い、そこに対立性及び争訟性が存在すれば、訴訟手続により訴訟法理を適用する。それに対して、非訟事件は国家機関が公権力をもって私法権利の形成に参与し、又は私法権利の争いの発生を公権力の

[168]邱聯恭「手続保障の機能－民事事件の類型審理必要論及び手続法理の適用－肯定論の観点から」『台大法学論叢』第 17 巻第 1 期（1987 年 12 月）196-211 頁。

[169]渋谷秀樹「訴訟と非訟―婚姻届不受理をめぐる紛争を非訟事件として扱う憲法上の問題点」『立教法務研究』第５号（2012 年）4-6 頁。

手続により防止するもので、多くの対立性のない事件は迅速且つ意欲的･裁量的性質の作用をもって解決するため、非訟手続により非訟法理を適用する[170]。

旧家庭暴力防治法第 19 条第２項は、裁判所は保護命令事件を審理するとき、同法に特別に規定されている場合を除き、非訟事件法に関する規定を準用し、非訟事件法に規定されていないものについては民事訴訟法の規定を準用すると定めている。

しかし上記の規定によると、保護命令事件は民事訴訟法も非訟事件法も準用できるとあり、一体民事訴訟事件に属し民事訴訟手続を適用するのか、それとも非訟事件に属し非訟事件手続を適用するのか、明確には区別されていない。

保護命令の内容には接触禁止令･退去命令･接近禁止令･物品使用権令･給付令などがあり、当事者双方の自由及び財産権利に深く関わっており、争訟及び対立性を含むため民事訴訟事件として訴訟手続法理を適用すべきであるが、一方で保護命令は公権力をもって介入する方式でありＤＶ再発防止という強烈な公益性を持ち、非訟事件の性質に属しているといえる。

民事訴訟事件と非訟事件では適用される手続法理が異なるため、裁判官が審理の際に要求する証拠法則に大きく影響する。よって保護命令の性質を判断するには、まず民事訴訟事件と非訟事件の違いをより深く理解する必要がある。

司法院は 1999 年 6 月 17 日に「裁判所がＤＶ事案を処理する際に注意すべき事項」を定め、裁判官が保護命令事案を審理する際の参考とするようにしているが、あくまで注意事項を補充しているだけで、保護命令の性質及び適用手続法理を明確に定めているわけではなく、複雑で多様化するＤＶ問題を完全に網羅しているとは言い難い。

本節では家庭暴力防治法の立法目的及び関連する規定を基に、保護命令の性質を深く掘り下げ、裁判官が保護命令事案を審理する際に適用すべき法理及び必要な証拠法則を研究する。

１、訴訟及び非訟の手続法理

民事事件の審理は、真実の発見及び手続の促進を追及し、正確で慎重且つ迅速に経済的な裁判を目指さなければならない。複雑で多様な民事事件に直面して、それぞれ異なる特徴に対応するため、一般的に訴訟事件及び非訟事件に分け、訴訟手続法理又は非訟

[170]楊建華『民事訴訟法の問題分析（一)』(三民出版社、1991 年 8 月)159 頁。

手続法理を適用し関連する事案の審理手続を進める[171]。訴訟手続法理と非訟手続法理の区別を以下に整理する。

（1）訴訟手続法理

民事訴訟の目的は、私法上の権利を保護するもので、当事者間に私法上の権利において紛争があるとき、当事者の申立てがあった場合に国家機関が紛争について判断を行い、私法上の権利を確定させ私法秩序を維持するという作用を持つ[172]。民事訴訟において当事者は訴訟手続の開始及び終結、審理対象及び範囲に対して主導権を握っており、裁判官は審理の時訴訟法理を採用し、消極的中立な裁判者の立場を取り、その判決は実質的確定力を持つ。これを「当事者主義」という[173]。

訴訟事件は高度な争訟性及び対立性を持っており、裁判所は審理の際に中立的立場を保持し、当事者の自主意思を尊重しなければならず、当事者主導の訴訟法理すなわち処分権主義・弁論主義と公開主義を採用している。

処分権主義とは当事者が主導する手続法理で、当事者に訴訟権が保障され、審理の対象範囲を定めることができ、手続上生じる不利益を排除することができる。処分権主義には、訴訟手続の開始、裁判所が審判の対象とする範囲及び終結という３つの層がある。具体的な内容は以下のとおりである[174]。

１.第１の層：訴訟の開始は当事者の決定による。裁判所は職権により当事者の代わりとして訴訟手続を開始することができない。

２.第２の層：審判の対象範囲は当事者の決定による。裁判所は当事者が主張しない事項範囲を審判することはできない。

３.第３の層：当事者は放棄、認諾、取下げ又は和解の方式で訴訟を終結することができる。

民事訴訟は審判の開始及びその範囲は原則上処分権主義を採用しており、当事者の意思で訴訟手続の進行を発動し、訴訟の終わりも当事者の決定による。当事者は訴えを取り下げることができ、上訴の取下げも和解もできる。裁判所はそれには介入しない。訴

[171]邱聯恭「手続保障の機能－民事事案の類型審理必要論及び手続法理の適用－肯定論の観点から」『台大法学論叢』第 17 巻第 1 期（1987 年 12 月）179-180 頁。
[172]楊建華『前掲書』159 頁。
[173]姜世明『民事訴訟法（上冊）』（新学林出版、2018 年 9 月）5 頁。
[174]姜世明『前掲書』14-21 頁。

訟の対象及び範囲も当事者の決定により、裁判所は当事者の申立ての拘束を受け、当事者の申し立てない事項につき裁判所は裁判を行ってはならない[175]

なぜなら、民事訴訟事件には争訟性があり、公開の法廷で口頭弁論を開く機会を当事者に与えなければならず、当事者が訴訟手続に参与するためには攻撃と防御の地位を確保する意味で当事者主導の必要があるからである。しかし訴訟のターゲットに公益性があり、当事者でない者に処分事項がある場合には、その処分権は制限されるか排除され[176]、訴訟の提起の決定権は国家の代表としての検察官にあり、検察官が当事者として訴訟の提起を行う[177]。

次に弁論主義は、原則上裁判の基礎資料の提出と収集を当事者の権利と責任としている。裁判所は当事者の提出した証拠資料を基に、これを判決の基礎としなければならない。弁論主義には以下３つの原則がある[178]。

第１テーゼ「裁判所は、当事者によって主張されていない主要事実を判決の基礎とすることはできない」

第２テーゼ「当事者間に争いのない主要事実については、当然に判決の基礎としなければならない」

第３テーゼ「裁判所が調べることができる証拠は、当事者が申し出たものに限られる」。

また、審理は一般公開主義を採り、一般市民の監督を受ける形となる[179]。口頭審理主義を採用し、口頭弁論を通して訴訟手続を行い、理由付きの「判決」形式の裁判を行い、その救済手続として、不服がある者には控訴又は上告が認められる[180]。

（２）非訟手続法理

非訟事件と訴訟事件は共に私権に関係しているが、両者の最大の差異は、訴訟事件は上述のとおり法律上の争訟を持ち合わせていることであり、非訟事件においては公益性があり法律関係の保護と予防に重きを置いていることである。

---

[175]姜世明「非訟手続の基本原則」『台灣法學』第 134 期（2009 年 8 月）9 頁。
[176]林洲富『民事訴訟法－理論及び実例』（元照出版社、2020 年 2 月）5 頁。
[177]姜世明『民事訴訟法基礎論』（元照出版社、2014 年 9 月）39-40 頁。
[178]高橋宏志『重点講義･民事訴訟法　上［第二版補訂版］』（有斐閣、2013 年）405 頁。
[179]陳真真「家事非訟事件の研究」『司法研究年報』第 18 輯第 4 篇（1998 年 6 月）21 頁。
[180]邱聯恭「訴訟法理及び非訟法理の適用」『法学叢刊』第 32 巻第 2 期（1987 年 4 月）116 頁。

学者沈冠伶によると、非訟事件には以下の特色がある[181]。

１.公益性が強く、司法機関が介入して国民の生活を保護しケアする必要がある

２.裁判官が裁量によって当事者の将来の生活規則を形成する

３.簡易且つ迅速に処理する必要がある

４.非訟手続上の当事者間に対立性がない

だが、非訟事件の多くは紛争性が希薄であるといっても、部分的には紛争性が高い事件も存在し、その場合紛争性が高いがゆえに訴訟との区別が問題となる。訴訟にかかる経済的な面と訴訟事件の範囲の縮小を考慮し、国家公権力が適時介入し、裁判官の裁量権をもって弾力的に事件処理を行い、効率をあげるために争訟性のある訴訟類型を非訟事件に組み入れているが、両者の相違を判別する基準を何に求めるかは難しい。

台湾の手続法体系は、非訟事件を真正争訟事件及び古典非訟事件に分けている。前者は争訟性がある事件を、目的を考量し非訟事件に組み入れたものであり、後者は争訟性のない事件のことで、当事者の地位は希薄で、その最終目的は公益の促進にある。真正争訟事件、古典非訟事件の双方には、効率や弾力性及び裁量権などを考慮し非訟手続が適用される[182]。

この手続においては裁判所に決定権があり、手続の開始から、ターゲット、範囲及び終局に至るまで当事者の請求の制限を受けることなく裁判所の職権による広い裁量によって処理される弾力的な手続であり、簡易、迅速な事件処理を理念とするものである。関係者の手続上の地位は薄弱であり「職権主義」とよばれる[183]。

非訟事件の類型は多様で、全ての非訟事件に同一の非訟法理が適用されるわけではなく、事件の具体的な性質によって適用される法理は異なる。通常は事件の公益性の強弱により、全面的に職権主義を適用する必要があるかどうかが判断の基準となる。

訴訟事件に対して、非訟事件は当事者の地位を強調せず、その目的は特定の権利の保障と公益の促進にあるため、裁判所が主導する非訟法理すなわち職権原則・職権探知主義と非公開主義を採用している。

[181]沈冠伶「家事非訟事件の手続保障」『台湾大学法学論叢』第 35 巻第 4 期（2006 年 7 月）110 頁。
[182]姜世明『非訴事件法新論』（新学林出版、2018 年 2 月）5-7 頁。
[183]林洲富『実用非訟事件法（11 版)』（五南出版社、2018 年 3 月）7 頁。

職権原則は処分権主義に対する概念で、非訟手続には、開始、裁判所が審理する対象範囲及び終結という３つの層がある[184]。

１．第１層：裁判所が、手続を開始すべき要件が存在すると知り得た段階で、手続が開始され当事者の申請行為にはよらない。当事者の申請行為は裁判所の職権を促す契機としかならない。その中で「職権事件」及び「申請事件」とに分かれ、両者の区別は主に各々の事件の公益性の度合いによる。「職権事件」は、その手続の目的が公益に関係しており、処分権主義の第１層の内容を採用しないか制限を受ける。裁判所が職権により非訟手続を開始し、たとえ検察官、主管機関、社会福祉機構又は警察機関に申請権があっても、その申請は裁判所の職権の発動を促すことにしかならない。「申請事件」は第１層を含む処分権主義を採用し、当事者が非訟手続に対して主導権があることを承認するもので、当事者が非訟手続を開始するか否か決定を行う。

２．第２層：裁判所は審理の際、その対象範囲について当事者による声明の拘束を受けることなく、職権により具体的に認定することができる。

３．第３層：手続は裁判所の裁定によってのみ終結する。当事者は放棄、認諾又は和解の方式によって手続を終結させることはできない。また取下げについては、職権事件はすでに裁判所の発動によって行われるため、当事者に取下げについての権限はないが、申請事件については処分権主義に基づいて取下げの申請が認められる。

非訟事件の多くには公益性があり、事柄の性質上真実探求が必要であり、且つ当事者の権利を保護するために、職権によって開始される職権事件、又は申立てによって開始される申請事件に関わらず、どちらも職権探知主義を採用している[185]。

職権探知主義は弁論主義の対する概念だが、学者許士宦は、職権探知主義には以下３つの原則があるとしている[186]。

第１テーゼ「裁判所は、当事者が主張していない事実でも裁判の基礎とすることができる」

[184]姜世明『前掲書』14-21 頁。
[185]許士宦「家事審判の証拠収集原則（上)」『月旦法学教室』第 133 期（2013 年 11 月）48 頁。
[186]許士宦『前掲論文』46-47 頁。

第２テーゼは「当事者間において争いのない事項についても、裁判所は裁判の基礎としないことができる」

第３テーゼは「裁判所は、当事者の主張による拘束を受けることはなく職権によって証拠調査を行うことができる」

職権探知主義においては、裁判所は広い裁量権を有し、当事者が提出していない資料に対しても、事実の調査をし必要な証拠を得ることができる。台湾非訟事件法第 32 条に、「裁判所は職権により事実を調査し必要な証拠を収集しなければならない。裁判所は事実を調査するために関係者又は法定代理人に出廷を命じることができる。」とあり、当事者は手続上、事実の陳述又は証拠提出に協力をしなければならない。妥当で迅速な裁判のため、裁判所は職権により手続の進行を決定し審決の基礎となる資料を積極的に収集する責任を負うのである。

また非訟手続は原則上公開主義を採っておらず、非訟事件法第 34 条[187]により、非訟手続を公開するか否かは裁判官の自由裁量による。その目的は職権を容易に発動するためで、迅速且つ簡易に対応し、又秘密保持にも適し、真実を発見しやすいとされている[188]。

そして非訟手続は口頭による審理の必要はなく、口頭及び書面審理を採っており、直接審理主義も緩和されている。非訟手続は簡易迅速主義を採っており、「裁定」方式による裁判を行い、全てに理由を付ける必要がなく、その救済手続は「抗告」方式で行い、簡易迅速を特に強調し、労力、時間及び費用を節約するものである[189]。

２、家事事件法及び保護命令の手続法理

（1）家事事件法

民事実体法は財産法及び身分法に分けられている。前者は財産支配と交易に関する法規を指し、その目的は合理的な経済関係を規範としている。後者は人の身分又は家族関係の法規を指し、非合理的な全人格的結合関係の規範を目的としており、人倫秩序及び公的色彩が強い[190]。しかし、財産又は身分に関する紛争が起こったときは、家庭構成員

[187]非訟事件法第 34 条「関係者、証人又は鑑定人に対する尋問は、これを非公開とする。但し、裁判所が適当と認めた場合には、傍聴を許すことができる。」
[188]邱聯恭『前掲論文』128 頁。
[189]陳真真『前掲論文』22 頁。
[190]沈方維「民事保護命令事案の性質及びその手続法理を論ずる」『全国弁護士』第 3 巻第 7 期（1999 年 7 月）9-10 頁。

間で発生し隠密性がある上、非理性的な感情の影響を受けることから、一般の財産関係の争訟とは異なり家事事件の範疇に属し、民事訴訟法、非訟事件法などの法律が適用される。

家事事件は親族関係にある者同士の問題を処理するものだが、共同生活を送り、血縁や親子の縁で結ばれ、近い関係の間で生じる紛争であることから、一旦感情的に対立してしまうと、こじれやすく家庭全体に影響を及ぼす。そこで裁判所は審理の際は、法律的な観点からの判断をするばかりでなく、プライバシーに配慮しつつ当事者及びその未成年子との関係の調整に重きを置かねばならない[191]。

家事事件は上記のように親族、配偶、婚約、同棲、監護などの関係に及んでおり、「身分又は介護保護関係」から生じる「身分上請求」又は「財産性請求」に基づき、国民の権益に密接に関係するため、「家事事件」の定義及び範囲を明確にする必要がある。司法院は 1996 年２月 13 日において家事事件処理法第２条を修正し、以下の事件を「家事事件」と定めた[192]。

１.民事訴訟法で定められている人事訴訟事件、例えば婚姻、親子関係、禁治産、死亡宣告などの事件

２.非訟事件法で定められている家事非訟事件、例えば失踪者の財産管理、婚姻と親権、養子縁組、監護及び継承などの事件

３.その他、例えば婚姻、親族関係、継承又は遺言などで生じる民事事件

当事者の権益を確保し、関係者の実体利益と手続利益を保護するため、2012 年６月１日に「家事事件法」が施行され、上述の民事訴訟法、非訟事件法に定められている類型の民事事件を家事事件の範囲内に組み入れ、家庭裁判所が第１審として事案の審理又は関連する手続に対する処置裁決の進行を担うことになった[193]。

家事事件法は関係者の主体的地位を強化するだけでなく、同時に家事非訟事件の範囲も拡大し、従来訴訟事件として処理していた事案を一定の状況において非訟化して審理を行い、訴訟法理と非訟法理とを織り交ぜて適用し、適切且つ迅速に家事紛争を解決するようにした[194]。

[191]『立法院公報』第 100 巻第 74 期（2011 年 10 月）284 頁。
[192]高鳳仙『家事事件法』（五南出版社、2019 年１月）１頁。
[193]『立法院公報』第 100 巻第 74 期（2011 年 11 月）284-286 頁。
[194]許士宦「家事非訟の手続保障（一）」『月旦法学教室』第 120 期（2012 年 10 月）53 頁。

しかし家事事件の種類は多様なため、裁判所が個別の事件の特性に従い必要な手続法理を適用して、適切且つ妥当な審理を行えるように家事事件を細かく分類する必要がある。

家事事件法第３条は、家事事件の特性による各事案の争訟性の強弱の程度、当事者が手続に対して持つ処分権の範囲及び裁判所の職権裁量の程度の違いにより、家事事件は「甲、乙、丙、丁、戊」の５大事件に区分されると定めている。「甲、乙、丙、丁、戊」５大事件は以下のとおりである。

「甲」類事件：争訟性があり、当事者が手続の目的に対し処分権がないもの。例えば婚姻関係、親子関係又は養子関係が存在するかどうかを確認するなどの事件。

「乙」類事件：争訟性があり、当事者が手続の目的に対しある程度処分権があるもの。例えば離婚事件、養子縁組事件、養子縁組の取消事件など。

「丙」類事件：家事事件と密接に関係する財産事件で、争訟性があり当事者が手続の目的に対し処分権があるもの。例えば婚姻無効又は取消しにより生じる損害賠償、夫婦の財産分与などの事件。

「丁」類事件：比較的争訟性が少なく、当事者又は利害関係者に手続の目的に対し処分権がないもの。例えば死亡宣告、児童･少年保護事件、民事保護命令事件など。

「戊」類事件：ある程度の争訟性があり、当事者又は利害関係者に手続の目的に対しある程度の処分権があるもの。例えば離婚の際の慰謝料や養育費などの事件。

上記の各類は「家事訴訟事件」か「家事非訟事件」に属する。「甲、乙」類は家事身分訴訟事件、「丙」類は家事財産訴訟事件なので、「甲、乙、丙」類は「家事訴訟事件」に属する。他方、「丁」類は対立性の少ない非訟事件（古典非訟事件)、「戊」類はある程度の対立性があることから本来は訴訟事件であるが真正争訟事件として非訟化して審理を行う結果、「丁、戊」類は家事非訟事件に属する[195]。

伝統的に民事紛争の解決手続は、訴訟手続と非訟手続の２分法を採用している。訴訟手続には民事訴訟法の規範により訴訟法理が適用され、非訟手続には非訟事件法の規範

[195]魏大喨「家事事件の範囲及び属性−裁量及び対審を中心として」『台湾法学雑誌』第 224 期（2013 年 5 月 15 日）121 頁。

により非訟法理が適用される。家事事件法は、家事事件を細かく「家事身分訴訟事件」、「家事財産訴訟事件」、「家事身分非訟事件」及び「家事財産非訟事件」と分けており、これまでの伝統的な２分法では、多様な家事事件をカバーできない虞がある。学者姜世明は家事事件に適用される手続法理を更に細かく下記の４種類に分けている[196]。

１.第１類型：純然たる訴訟法理

２.第２類型：原則上訴訟法理を適用し、非訟法理も採用する

３.第３類型：純然たる非訟法理

４.第４類型：原則上非訟法理を適用し、訴訟法理も採用する

第１類型及び第３類型の伝統的な２分法を採用する以外に、第２類型は、事件の本質上訴訟事件に属するが公益性があり職権で介入する必要がある事件、又は事件の本質は非訟事件だが、民事訴訟法に入れられた事件、または簡易手続で処理すべき事件に区分される。第４類型は、本質上は訴訟事件だが、法律の規定を経た事件若しくは非訟手続の適用を合意した事件、又は本質上は非訟事件だが手続保障の強化などを考慮し訴訟法理も合わせて適用される事件に区分される。上述の第２類型及び第４類型を「二元分離適用論」という。

家事事件の種類は多く複雑で、個別の事件によって存在する訴訟の特性が異なるので事件の特徴に適合した法理を選ぶべきであり、全ての訴訟又は非訟事件に同一の訴訟法理又は非訟法理が適用されるのではなく、各々の事件の特性及び具体的な要請に相応しい訴訟法理と非訟法理を組み合わせて適用する必要がある。

（２）保護命令の手続法理

保護命令制度は夫婦間でＤＶが発生した際、裁判所が被害者の申立て又は職権により審理手続を経て又は審理手続を経ずに、迅速且つ慎重に１つ又は複数の保護命令の内容を発令するもので、それをもって加害者が継続して不法侵害行為を行うのを防止し、同時に被害者の権益を保護し、夫婦関係の調整に重きを置く制度で人倫関係及び公的色彩の色合いが強い[197]。

又家庭暴力防治法第 20 条の規定に、保護命令の手続は保護命令の章において特別の規定がある場合を除き、家事事件法に関する規定を適用すると定められている。そして前

[196]姜世明「家事事件法理適用論」『月旦法学教室』第 206 期（2012 年 7 月）157-161 頁。
[197]沈方維「前掲論文」9-11 頁。

述の通り、家事事件の類型は複雑で多様なため、審理手続上「家事訴訟事件」及び「家事非訟事件」に分けられ、保護命令事案は「丁」類に分類され、「家事非訟事件」に属する。家事非訟事件は法律に別の規定がある場合を除き、家事事件法第 97 条[198]の規定により非訟事件法の規定を準用し、よって保護命令事案は非訟手続法理によって事案の審理を行わねばならない。

しかし保護命令の内容は多様であり、基本は被害者の生命を保護し、身体又は精神にそれ以上不法傷害行為を受け続けることのないように保護するものであるが、それは同時に加害者の自由や財産などの権利に対し制限をかけることでもあり、影響は大きい。よって全ての保護命令事案に同一の非訟法理を適用するのではなく、事案の紛争性及び対立性を考慮し、それぞれの事案の具体的な性質によって適用する法理が決定されなくてはならない。そのため裁判所は保護命令事案を審理する際、個別の事案の必要に応じ、対立性を満足させるため手続法理を織り交ぜて適用し、可能な限り利害調整に関する裁量権を確保し、それを公平且つ正確に行使し、当事者の裁判内容に対する可能性の予測と信頼度を向上させねばならない[199]。

保護命令は被害者が受ける侵害の程度や緊急性によって、通常保護命令、一時保護命令又は緊急保護命令に分かれるため、保護命令の種類により当事者又は裁判所の役割に違いが出てくる。

緊急保護命令は高度な争訟性や緊急性を有するため、裁判所は公益性を考慮し、公権力をもって主動的に介入することで被害者を保護し、手続上主導する地位にある。反対に通常保護命令又は一時保護命令については、緊急保護命令のような高度な緊急性は見られないため当事者の自主意思を尊重し、裁判所は中立的立場にとどまる。このように当事者又は裁判所の、保護命令手続における目的に対する処分権の強弱の差が、直接その手続法理の適用に影響する。

非訟手続では、当事者の目的に対する処分権の程度の違いにより裁判所が介入する程度が異なり、申請か職権事件かでそれぞれ処分権主義又は職権原則を適用する。保護命令手続も、当事者申請か、裁判所が職権により開始するかで適用する手続が異なってくる。以下では、当事者が手続の開始又は終結を決定できるかどうか、又当事者が主張する対象及び範囲に対して、裁判所がその拘束を受けることなく主張する範囲以外の事項

[198]家事事件法第 97 条「家事非訟事件は、法律に特別の規定がある場合を除き、非訟事件法の規定を準用する。」
[199]沈方維『前掲論文』11 頁。

についても裁判を行えるのか、など３つの面から保護命令事案に適用される手続法理を整理する。

①処分権主義は保護命令事案において制限又は排除を受ける

保護命令事案は多かれ少なかれ、ある程度の争訟性及び対立性を持ち合わせているものである。だが、公益性を考慮し国家の公権力が適時介入することで被害者を迅速に保護できることから、家事事件法において明確に「家事非訟事件」と位置づけられ、非訟手続法理が適用され迅速に処理が行われる。

家事非訟事案の審理手続のスタートは、必ずしも当事者の申立てによるものとは限らない。申請事件においてはその審理は処分権主義を採用しており、当事者の申立てでその家事非訟手続は始まり、当事者が主導及び決定権を持つ。しかし職権事件では処分権主義は採用されないか制限される。裁判所が介入し関係者に法律上一定の保護を提供し、簡易迅速な解決を目指し、当事者又は利害関係者は手続に対して処分権がなく、その審判手続のスタートは申立人の申立てを受ける必要がなく、裁判所も公益の立場で職権により非訟手続を始めることができる[200]。

家庭暴力防治法第 10 条は、被害者は裁判所に通常保護命令や一時保護命令を申し立てることができると定めている。よって裁判所は処分権主義に基づき通常保護命令又は一時保護命令に関しては、原則上当事者の処分権権限を尊重し[201]、当事者の申立てにより審理手続を開始する[202]。しかし同法第 16 条第 2 項は、「裁判所は、被害者を保護するため、通常保護命令の審理を終結する前に、申立て又は職権により、一時保護命令を発令することができる。」と定めており、一時保護命令は当事者以外に裁判所も、被害者保護の立場で職権により手続を開始することができ、処分権主義の適用は緩和される。

ＤＶ事案は家庭内で発生するが、同時に社会問題でもあり、私益の性質の他に社会公益の性質も併せ持つため保護命令の審理は制限を受け[203]、緊急保護命令に至っては通常保護命令又は一時保護命令より公益性が強いため処分権主義の適用は排除され、職権原則を採用する。同法第 12 条第 1 項但書に規定されているように、被害者がＤＶの切迫した危険がある場合は検察官、警察機関又は各自治体の主管機関は緊急保護命令を申し立

[200]蔡孟珊「家事事件審理手続の構成要件－家事事件の特殊性から分析」『弁護士雑誌』第 248 期（2000 年 5 月 15 日）18-19 頁。
[201]洪遠亮「保護命令に関する問題を分析する」『裁判官協会雑誌』第 3 巻第 2 期（2001 年 12 月）48-49 頁。
[202]沈方維『前掲論文』12 頁。
[203]洪遠亮『前掲論文』48 頁。

てることができる。このように当事者以外の検察官、警察機関又は主管機関は公益代表の身分として申立てを提出でき、当事者の処分権と同等の「処分権」を有する[204]。

同法第 15 条第 2 項規定に、通常保護命令が失効する前であれば裁判所は当事者又は被害者の申立てにより撤回、変更又は延長できると定められている。当事者は保護命令の撤回、変更又は延長に対し処分権があるが、保護命令申立後、発令される前の段階では被害者と加害者は共同生活を続ける可能性があり、その場合加害者から撤回しなければ殺すなどと脅迫を受けたり、周囲の親族から申立ての撤回を説得されたりして被害者が思い悩み気持ちが変わってしまう事態を防ぐため、家庭暴力防治法第 13 条第 7 項に保護命令事案については調停又は和解はできないと規定されているが、これは当事者の処分権の制限にあたる[205]。

保護命令は申立人の申立ての非拘束性及び裁判所の自由裁量権を承認しており、裁判所は申立人の申立てと異なる内容の裁判を行うことができる。即ち申立人の申立事項は「保護命令発令を請求できる」のみと考えられる。保護命令発令の内容は、裁判所の職権裁量事項に属し、申立人の処分権はない[206]。当事者の処分権は制限を受けるのである。よって裁判所は保護命令発令の審理の際は、何項目の保護命令を発令すべきかという内容についても当事者の申立ての拘束を受けることなく、必要と認める保護命令を発令することができる。

②保護命令事案は原則として職権探知主義を採用する

非訟事件は公益に関係し、裁判所は注意をより払う必要があるため[207]、職権探知主義が採用されている。たとえ当事者が主張しない事実であっても裁判所は職権により収集できるし、当事者が提出しない証拠でも裁判所は調査でき、当事者の自白は裁判所に対して拘束力を持たない[208]。職権探知主義の下では当事者に意見陳述の機会を与える必要があり、当事者も裁判所に協力する義務と必要がある[209]。非訟事件法第 32 条は、「裁判所は職権により事実を調査し必要な証拠を収集しなければならない。裁判所は事実を調査するために関係者又は法定代理人に出廷を命じることができる。」と規定する。

---

[204]洪遠亮『ＤＶ事案における加害者及び被害者の権益保護について論ずる』（銘伝大学法律研究科、2004 年 6 月）29 頁。
[205]洪遠亮『前掲論文』49 頁。
[206]沈方維『前掲論文』12 頁。
[207]姜世明「家事非訟手続」『月旦法学雑誌』第 212 期（2013 年 1 月）13 頁。
[208]姜世明『前掲論文』13 頁。
[209]邱聯恭「訴訟法理と非訟法理を織り交ぜて運用する－民事事件の非訟化審理及び訴訟化審理から手続保障の機能を論ずる」『法学叢刊』第 126 期（1987 年 4 月）127-128 頁。

家事非訟事件も私人の利益以外に、家庭の平和と健全な家族生活を維持する公共利益にも関係しており、同時に裁判の効力を受ける利害関係者を保護するため職権探知主義を採用している[210]。家事事件法第 10 条に訴訟上の弁論主義に対する制限が規定されており[211]、裁判所は審理の際必要と認めた場合は、当事者の提出しない事実も職権により証拠を調査することができると定められている[212]。同時に、同条の但書において、どのような状況であれば職権による調査の必要があるかも定められている。例えば家庭内で弱い立場におかれているＤＶ被害者を保護するために裁判所は職権を行使し証拠調査を行い、事実を斟酌し被害者の権益を守るなどである[213]。

又家事事件法第 78 条第 1 項は、家事非訟事件に関して裁判所は職権により事実及び必要な証拠を調査しなければならないと明確に規定している。但し裁判所が職権を発動するかどうかは個別の状況と裁量により決定し[214]、当事者の提出した事実又は証拠声明の拘束を受けることはない[215]。よって家事非訟事件は、当事者主導で開始を決定する申請事件であろうと、裁判所が職権により開始、又は権限を与えられた関連機関、利害関係者が裁判所に申し立てて職権の発動を促す職権事件であろうと、原則上裁判所は声明による拘束を受ける必要はなく、職権による裁量で迅速に裁判を行うことができる。

保護命令事案はすでに述べているように家事非訟事件に属し、原則上職権探知主義を採用している。即ち事実及び証拠資料の収集に対し裁判所が権限を持ち、当事者に主導権を認めていない[216]。家庭暴力防治法第 13 条第 2 項に「裁判所は職権により証拠を調査し、必要に応じて個別に尋問することができる。」とあり、当事者が主張していない事実も職権により収集でき、たとえ当事者が提出していない証拠でも裁判所は追加収集や調査ができる[217]。又必要があれば尋問もでき[218]、同法第 13 条第６項の規定に「裁判所は、

[210]蔡孟珊『前掲論文』24-25 頁。
[211]陳惠馨「家事事件法の立法と内容－比較法の観点から」『月旦法学雑誌』第 210 期（2012 年 11 月）16 頁。
[212]家事事件法第 10 条第 1 項本文「裁判所は家事事件を審理し必要があると認めた場合、当事者の提出しない事実を斟酌し、職権により証拠調査を行うことができる。」
[213]沈冠伶「家事事件の類型及び統合処理（二）」『月旦法学教室』第 119 期（2012 年 9 月）59 頁。
[214]沈冠伶『前掲論文』60 頁。
[215]沈冠伶『前掲論文』57-60 頁。
[216]姜世明「非訟手続の職権探知原則」『台湾法学』第 142 期（2009 年 12 月 15）76-77 頁。
[217]汪怡君『わが国民事保護命令制度の運用及び展望』（高雄地方裁判所研究發展項目の研究報告、2002 年）108-109 頁。
[218]家庭暴力防治法第 13 条第 2 項「裁判所は職権により証拠を調査し、必要に応じて個別に尋問することができる。」

審理を終結する前に、各自治体の主管機関又は社会福祉機関の意見を聴取することができる。」と定められているように関連する機関の意見聴取も判断材料の基礎とできる[219]。

同法第 14 条第１項は、「裁判所が審理終結後、家庭内暴力の事実があり且つ必要があると認めた場合、申立て又は職権により、以下の一項目又は多項目を含む通常保護命令を発令することができる。」と、又同法第 16 条第２項は、「裁判所は、被害者を保護するため、通常保護命令の審理を終結する前に、申立て又は職権により、一時保護命令を発令することができる。」と定めている。よって①で述べたように裁判所は審理終結後、ＤＶの事実があり必要と認めた場合は、申立て又は職権により一項目又は多項目の保護命令を発令でき、その内容は当事者の申立ての拘束を受けず、同時に申立人が申し立てるその他の項目の保護命令に理由がないと認めた場合にも、決定主文で説明する必要はない[220]。

③保護命令事案は口頭審理及び書面審理を併用する

非訟手続は職権探知主義を採用しているため、一般に裁判所が口頭審理・書面審理のいずれを採るかは強制していない。個別の事案に対し裁判所が裁量によりいずれの審理主義を採るか両者併用して行うかを決定する[221]。当事者の審尋請求権を保障するため、裁判所が当事者の提出しない事実を斟酌又は職権による証拠調査を行う場合は、当事者に弁論又は意見陳述の機会を与えなければならず、それによって当事者の実体利益を保護している[222]。非訟事件法第 29 条第 1 項に「申立て又は陳述は、別に規定がある場合を除き、書状又は口頭によりこれを行うことができる。」とある。

だが保護命令事案の審理は家事事件法第 75 条第 1 項の規定により、裁判所は保護命令の申立又は陳述に関して書面又は口頭にてこれを行うことができるとしているが、保護命令に高度な対立性がある場合は原則上口頭審理を採用しなければならない。家庭暴力防治法第 13 条第２項の規定により、裁判所は職権を行使して証拠調査を行うことができ、必要があれば個別に尋問することができる。又例外として書面審理方式も併用できるとしている[223]。同法第 16 条第４項によると、裁判所は緊急保護命令の申立てを受理した後、申立人が出廷するか又は電話でＤＶの事実を陳述するかにより緊急保護命令を発

[219]家庭暴力防治法第 13 条第 6 項「裁判所は、審理を終結する前に、各自治体の主管機関又は社会福祉機関の意見を聴取することができる。」
[220]洪遠亮『前掲論文』49 頁。
[221]姜世明『前掲論文』15 頁。
[222]沈冠伶『前掲論文』66-67 頁。
[223]洪遠亮『前掲論文』50 頁。

令するとある。以上のように裁判所は保護命令事案を審理する場合、個別の事案に応じてそれぞれ口頭審理、書面審理のいずれを採用するか、あるいは併用して行うかを決定する。

よって裁判所は保護命令の審理方式において、原則上直接審理主義を採用し、裁判官自ら直接当事者の陳述を聴取及び証拠を調査するが、もし被害者に人身安全の危険がある場合は例外として間接審理主義を採用できる[224]。

④ 厳格証明を採用せず、自由証明を採用する

「厳格証明」とは、証明の手続を法律に定められた証拠方法及び手続によって行うことを指す。そして「自由証明」は証明の手続を、法律に定められた証拠方法や手続による拘束を受けず自由に行うことを指す。訴訟手続は原則上厳格証明を採用しており、証拠の調査方法は法律に定められた方法で行わなければならない。しかし非訟法理は迅速性と簡易性を強調するため、非訟手続では自由証明も併用される[225]。

家事非訟事件の多くは身分関係と関連があり公的性質を持っているため、審理手続においては裁判所の判決と証拠との一致が求められる。同時に裁判の効力を受ける当事者も保護しなければならないため、事実及び証拠調査をする際にはその種類及び範囲に関して相当の裁量権及び決定権が裁判所に与えられている[226]。

又家事非訟事件の種類は多様なことから、証拠調査に関して厳格証明を採用するか、又は自由証明を採用するかの選択は裁判所の裁量により決定する[227]。尚証拠範囲の決定に対しては、裁判所が事実を斟酌し最低ラインを作らなければならず、必要な証拠は追加調査をしなければならない[228]。

裁判所の裁量とは、恣意ではなく義務性を持ち、もし迅速に処理する必要があれば自由証明の方法を採ってもよいということである。裁判所は民事訴訟法上の証拠調査手続に関する規定及びその調査方法の遵守に対して厳格ではない。例えば裁判所は証人に出廷させ尋問することを命じなくとも、電話による問答で関連する資料を得ることができる。しかし裁判所はどんな種類の証明手続かに関わらず、当事者に意見表明の機会を与

[224]洪遠亮『前掲論文』50 頁。
[225]姜世明『前掲論文』77-78 頁。
[226]許士宦「家事審判の証拠収集原則（上)」『月旦法学教室』第 133 期（2013 年 11 月）44 頁。
[227]沈冠伶『前掲論文』67 頁。
[228]姜世明「非訟手続の厳格証明及び自由証明」『台湾法学』第 113 期（2008 年 10 月 1 日）34-14 頁。

えなければならず、当事者が一定の証拠調査を請求した場合は、裁判所はその証拠を調査するか否かの決定に裁量を有するが、証拠調査を拒否する場合には裁判終結の際に決定文で理由を述べなければならない。これを審尋請求権の保障という[229]。

保護命令事案の証拠調査方法とその手続については、家庭暴力防治法において明確な規定がなく、家庭暴力防治法第 13 条第２項で、裁判所は職権により証拠を調査でき、必要であれば尋問できると定められているのみである。家庭暴力防治法第 20 条によると、保護命令の手続には、本章において特別の規定がある場合を除き、家事事件法に関する規定が適用される。そして保護命令は性質上家事非訟事案に属するので、証拠調査方法とその手続に関しても、非訟事件法に関する規定を適用する。

最高裁判所 2002 年台抗字第 359 号民事判決によると、「一時保護命令は緊急、一時の命令からなり、ＤＶ事実を証明する証拠は厳格証明の必要はなく、警察による出廷又は電話陳述にてＤＶ事実を証明し、被害者がＤＶを受け危険な状態にあることが認められる正当な理由があれば発令することができる」。

又裁判所が DV 事案を処理する際に注意すべき事項として、「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第 13 条では、「裁判所は一時保護命令又は緊急保護命令の申立てを受理する時、もし申立人が正当、合理的な理由で家庭内暴力が発生したと認められると疎明でき、被害者が加害者から虐待、脅迫、傷害又はその他の身体上、精神上及び経済上の危害を受け続ける危険がある場合、又は一時的に保護命令を発令しないと回復しない損害を被る場合、相手方に通知せず又は審理手続も経ず書面によって一時保護命令又は緊急保護命令を発令することができる。」とあり、以上のことから一時又は緊急保護命令の手続に関する証拠調査は、疎明を採用しており、厳格証明ではないことが分かる[230]。

被害者の多くは家庭の中で弱い立場に置かれており、通常訴訟手続などには不慣れで、証拠収集も容易ではなく、収集能力も不足している場合が多い。

保護命令事案の案件も年々複雑化・多様化しており、厳格証明手続の原則を貫くならば、被害者が本来受けられるであろう保護も受けられない[231]。有効に被害者の権益を保障するため、保護命令事案の審理は自由証明を採用すべきである[232]。

---

[229]沈冠伶『前掲論文』67-68 頁。
[230]高鳳仙『わが国民事保護命令制度の分析研究』（司法院出版、2004 年 10 月）106-110 頁。
[231]沈方維『前掲論文』72 頁。
[232]洪遠亮『前掲論文』43 頁。

第 3 節　保護命令を発令する証拠法則

前節で述べたように、家事事件の多くは身分関係に関連があり、しかも公益に関係するため、裁判所は取り扱う裁判の結果と客観的事実とが合致するよう裁判官に当事者が提出していない事実を斟酌することを認め、当事者が主張する証拠に拘束されず、職権により証拠を調査することができる。

その中で家事非訟事件は争訟性が比較的小さく、又当事者が手続の目的に対して処分権を持たないので、当事者の手続に関する権利を保障するため家事事件法第 78 条第 1 項に「裁判所は職権により事実及び必要な証拠を調査しなければならない。」と定め、裁判所に相当な裁量権を付与し、適切で正当な決定を行うため、当事者が主張していない事実や必要と認める証拠を、職権によって調査する職権探知主義を採用し[233]、弁論主義を採用していないが、当事者にとって不利な裁判とならぬよう探知義務を果たしている。

家事非訟事件において裁判所が証拠を調査する方法は恣意的なものではなく、義務性を持ち事件の類型に基づいて適切な裁量で行われるが、家事事件法には証拠調査に関して特別な規定がないため、家事事件法第 97 条及び非訟事件法第 31 条の規定により民事訴訟法の定める調査手続を準用し、主に事実調査及び証拠調査が行われる。証拠調査には、民事訴訟法が定める証拠方法及び調査手続によって行われる厳格証明を採用して調査を行い、それをもって当事者の現場での発言及び証拠弁論権を保障するのに対して、事実調査は、法の定める証拠方法又は調査手続による拘束を受けない自由証明を採用し、厳格な証拠調査手続の実施を避けて、手続にかかるコストをカットし当事者の利益を確保するようにしている[234]。しかし、どの調査方法を採用するかは、裁判所の裁量による。

いずれにせよ裁判官には妥当な決定を追求するために広汎な裁量権が付与されており、裁判官が主導して調査を行ったが調査が足りず、結果として真実発見に影響を及ぼすような事態は避けなければならない。そのため非訟事件法第 32 条第 4 項・第 5 項に関係者は協力して真実及び証拠の調査を行わなければならないと定められており、その提出される事実は、完全で具体的な陳述によって行われなければならない。しかし裁判官

[233]許士宦『前掲論文』43-44 頁。
[234]姜世明『前掲書』143 頁。

が書面資料における審査で事実を確定できないときは、当事者に出廷を命じ陳述又は意見を補充させ、その内容を基に自由心証により事実認定が行われる。その事実認定であるが、そもそも民事訴訟における事実認定とはどのような行為なのか。

民事訴訟法第 222 条第 1 項前段に「裁判官は判決を行うときは、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌し、自由心証により事実の真否を判断しなければならない。」とあるが、裁判官の判断のプロセスについて、当事者の主張から判決までの流れを学者松尾慎太郎は以下のように整理している[235]。第１に、原告・被告双方の当事者の主張と反論を読み解くことにより、紛争の全体像を把握する。第２に、裁判官は、争点整理を行う。第３に、裁判官は、争点に照準を合わせて、証拠調べを実施し、その結果を検討して得られた認識と事実の存否を決する基準である証明度とを対比して、心証形成を行う。第４に、裁判官は、認定した事実に法規を適用する。第５に、裁判官は、認定した事実に法適用をした結果として導かれた判断が法の趣旨にかなうか、当事者の公平に合致するか等の観点から具体的妥当性を再考する。第６に、裁判官は、その心証を言語化し、文章として記述する。第７に、裁判官は、判決の言渡しを行う。

以上が判決までの流れであるが、この中で第３が事実認定と呼ばれるステップであり、裁判官は証拠調べの結果を検討して得られた認識と事実の存否を決する基準である証明度とを対比して、心証形成を行うとある。

学者松尾慎太郎氏は証明度を「事実に関する争点について、どの程度の証明があれば、裁判官が一定の事実があったという心証を形成して事実認定をしてよいかを決する基準」と定義している[236]。又「証明度」とは、訴訟における事実認定者が、要証事実を認定することが規範的に許される蓋然性の程度をいう[237]。通常裁判官が判断の基礎となる事実の認定を行う上で使用する主な基準は以下のようなものがある。

１.高度の蓋然性：通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得ることで証明できたとするもの[238]。

[235]松尾慎太郎「監察人の心証形成と保障水準―裁判官による事実認定と証明度概念と比較して―」『東北公益文科大学総合研究論集』第 33 号（2017 年 12 月 20 日）58-59 頁。
[236]松尾慎太郎『前掲論文』66 頁。
[237]三木浩一「民事訴訟における証明度」『慶応義塾大学法学研究会』第 83 巻第 1 号(2010 年 1 月)17 頁。
[238]田村陽子「民事訴訟における証明度再考―客観的な事実認定をめぐって―」『立命館法学』第５・６号（2009 年）522-523 頁。

２.優越的蓋然性：相当の蓋然性をもって証明度とする。証明責任を負う当事者の事実主張が相当の蓋然性をもって認められる場合には、必ずしも疑問の余地がないとはいえないときであっても、当該事実を認定して差し支えない[239]。

３.証拠の優越：証拠上いずれの側の証明度が優越しているか。

４.疎明：実体的権利義務関係を対象としない場合は、より低い蓋然性の程度（一応確からしい）で、ある事実の存否を判断し、裁判を行うことができる。このような場合を疎明と呼ぶ。

他方、実体的権利義務関係を確定する場合には、高い蓋然性をもって事実の存否について確信を得ることが必要であり、これを証明と呼ぶ。

だが、我が国では実務上「証明度」という概念を用いず、裁判官による事実認定は、自由な価値判断を行う裁判官の良心的な確信に求めるべきであるとされ、一般的に「証明」及び「疎明」を基準にして、裁判官が確信を得て事実認定を行っている。つまりは裁判官の「主観的な確信」がカギになっている。裁判官は事実の認定に対し、民事訴訟法第 222 条の規定「自由心証により事実の真否を判断しなければならない。自」に従い、主に証明及び疎明を基準として証拠を見極め、「事実の真否」を判断し主観的な確信に到達するために心証を固めていくのである。

前述の４で「証明」及び「疎明」について述べたが、「証明」とは当事者が提出した証拠が、裁判官に心証を形成させその主張が真実だと完全に確信できる状態であり、他方「疎明」は当事者が提出する証拠が、裁判官が心証を形成する上で比較的弱く、その主張が一応真実らしいと信じることができる状態である。民事訴訟法第 284 条に疎明方法に関する規定があり、原則上即時の取調べが可能な証拠に限られる。これは疎明においては証拠を探り尽くす必要はないということであり、「審理の熟度」が低い場合でも事実認定が許容されることを意味する。しかし両者の解釈は抽象的で裁判官が事実認定を行う上で客観的な審査基準を明確に見出すことは難しく[240]、又合理的な根拠のない裁判官の主観による確信の概念では客観的であるとはいえず、学者姜世明氏は蓋然性という概念を用いて０％から 100％の間の数値で証拠の数値を計り、その主張が真実だと判断する

[239]柳川鋭士「事実上の推定に関する類型的考察（１）」『法学論叢』第 89 巻第 1 号（2016 年 7 月）211-214 頁。

[240]姜世明「疎明の研究－その証明度を中心に」『東吳法律学報』第 20 巻第 1 期（2008 年 7 月）63-64 頁。

基礎とすべきだとしている。よって蓋然性から考えるに、「証明」では90%以上の蓋然性が必要で、他方「疎明」は51%以上の蓋然性をもって裁判官にその事実が存在すると確信させねばならないとしている[241]。

そもそも訴訟上の事実認定は、過去の事象が現在に残している痕跡から過去を再現する作業であるところ、過去の事象が必ず痕跡を残すわけではなく、残ったとしても必ず保存されるわけではなく、保存されたとしても必ず発見されるわけではなく、発見されたとしても必ず裁判に顕出されるわけではない以上、過去の事象の完全な再現は原理的に不可能である。したがって、訴訟上の証明は歴史的証明と呼ばれ、数学上の証明のような完全な証明は不要であり、一定の蓋然性の証明で足りるとされるのである。このように、訴訟上の証明は蓋然性の証明であり、証拠や情報の充実の度合いによって左右され、真実発見の確保は、証拠収集手段の拡充や情報収集手段の強化によって図るべきものである[242]。

このように「証明」及び「疎明」では求められる事実に関する証拠の明確性が異なるので、当事者が証拠収集に手こずれば、当事者の権益保障にも影響する。なぜなら家事事件法第85条第１項・第２項は、関係者が処分できる事項につき本案の裁判確定前に仮処分を申し立てる場合、仮処分の理由を疎明しなければならない旨を規定しており、これは申請事件であっても申立人に申立ての理由を疎明させ、自分が主張するものに対して疎明責任を負うことを意味している。一時的な保護の提供が目的であっても、当事者に申立ての理由を疎明させることで訴権の濫用を防ぎ、司法資源を節約し、その他関係者の手続利益を保護している[243]。但しこの状況において申立人は疎明する責任はあるがその事実主張や証拠提出を怠ったからといって、裁判所はそれを理由に申立てを却下することはできない[244]。

保護命令事案も家事非訟事案に属することから、当事者は手続に対しての処分権は同様に制限・排除される。つまり被害者は裁判所に通常保護命令又は一時保護命令を申し立てることができ、又緊急保護命令は検察官、警察機関や各自治体の主管機関が申し立てることができるが、民事訴訟法に定められている規定が準用されるため、保護命令の

[241]姜世明『前掲書』137-139頁。
[242]三木浩一『前掲論文』26頁。
[243]邱聯恭「民事訴訟研究会第69回検討会の発言記録」『民事訴訟法の検討（9)』(2000年) 103頁。
[244]許士宦『前掲論文』48頁。

申立人は裁判所に事実証拠を提供しなければならないことになる。民事訴訟法第 277 条本文に「当事者は自分に有利な事実を主張する場合は、その事実を挙証する責任がある。」という規定があり（しかし申立人が提出した証拠に不足があった場合は、裁判所は家庭暴力防治法の規定より期限内に補正を命じ申立人の権利を保障する[245]。）、一刻も早く被害者を救出することが目的ではあるが、その申立理由の事実証拠を提出しなければならず、主張した事実に対して挙証責任を負わねばならない。しかし被害者に切迫した危険がある場合は、挙証責任はあるものの、裁判所が職権を行使し、事実や必要な証拠を調査することになる[246]。

では申立人はどの程度の証拠を提出すれば、裁判所が保護命令を発令する根拠や判断となるのだろうか。家庭暴力防治法にはその規定が明文化されていないが、保護命令の種類により、当事者が提出しなければならない証拠に差異があると考える。「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第 13 条に、一時保護命令又は緊急保護命令を発令しなければ回復できない程の損害を招く恐れがある場合、一時保護命令及び緊急命令においては提出する証拠は「疎明」でよいとあるが、通常保護命令に関しては規定がない。一時保護命令及び緊急保護命令はその暫定性と緊急性を重視し、被害者を優先的に保護するという原則に基づき、裁判所は家事事件法第 85 条仮処分の中の「疎明」の法理を適用し、審理手続を経ずに発令することができる。

しかし通常保護命令は、加害者の制限される権益範囲が広く、一時保護命令及び緊急保護命令より期間が長い。そのため裁判所の審理手続を経て確定してからの発令が必要になる。もし通常保護命令の挙証標準に「疎明」を適用するのであれば、一時保護命令又は緊急保護命令との間に明確な差異がないことになる。又学者姜世明氏は、通常保護命令は加害者の基本的人権に対し強く干渉することになるので、被害者と加害者双方の権益を保障するため「疎明」よりも高い蓋然性が必要な「証明」を適用することで、比例原則と合致させることができると述べている[247]。

しかし高度の蓋然性といってもその意味は極めて曖昧である。なぜなら高い蓋然性というのを数値で表すと 80%とか 90%になるが、心証は、あくまでも事実認定者の主観で

[245]家庭暴力防治法第 13 条の規定にも「保護命令申立ての手続や要件に不足があった場合、裁判所はこれを却下しなければならないが、但しこの状況を補正できる場合は期間を定め補正を命じる」
[246]洪遠亮『前掲論文』77 頁。
[247]姜世明『前掲論文』96 頁。

あり、心証の程度を厳密に測定することは不可能である。またこのような非現実的な数字を全ての事件に適用することは実際問題として困難であるし、81%の心証に達すれば要証事実を認定してよいが、79%の心証では認定できないという考え方にも問題がある。米国における認知心理学を基礎にした研究においても、人の心証における蓋然性の程度は、１．恐らくそうであろう、２．きっとそうであるに違いない、３．ほぼ確実にそうであるといった３段階程度であるとされている[248]。

そこで学者高鳳仙氏は、欧米の証拠法則の理論を引用し、裁判所が心証を取得するレベルを３つの基準に分け、事実認定における安定性を確保すべきだと主張する[249]。

ⅰ．証拠の優越(preponderance of the evidence)

ⅱ．合理的な疑いを超える(beyond a reasonable doubt)

ⅲ．明白かつ確信を抱くに足る証拠(clear and convincing evidence)

ⅰ．証拠の優越：これは民事事案において通常採用される基準で、その証明度は、裁判所がその主張する事実は真実だろうと認められる程度、即ち肯定証拠が否定証拠を上回る程度の心証に達する必要がある。よって可能性が少なくとも 50%以上は必要で、50%かそれ以下であれば基準に達しているとはいえない。

ⅱ．合理的な疑いを超える：これは刑事事案において通常採用される基準で、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要となる。裁判所が、その主張する事実が殆ど確定的に真実だと認めるレベルに達する必要があり、可能性は 90%以上となる。

ⅲ．明白かつ確信を抱くに足る証拠：これは「証拠の優越」と「合理的な疑いを超える」の両者の間の証明標準である。民事訴訟において財産権と生命、自由に関する権利以外のその他の権利に対して適用されており、米国では、詐欺、親権剥奪又は強制送還などに用いられている。あえて加害者の立証レベルをあげ、当事者が誤審にあうリスクを減少させるものである。これは民事事案において、争点についてバランスを取る際採用される基準で、その証明度は「証拠の優越」よりも厳格な基準であるが、刑事事案の「合理的な疑いの余地のない証拠」よりも低いレベルの証拠でよい。

学者高鳳仙氏は、以上の３つの証拠法則の理論を裁判官が心証を固めていく際の基準とするよう述べている。ただ民事訴訟と刑事訴訟では裁判における確信の程度に違いが

[248]三木浩一『前掲論文』44 頁。

[249]高鳳仙『わが国の民事保護命令制度の分析研究』（台湾高等裁判所 2001 年度研究發展項目の研究報告、2001 年 12 月）111-113 頁。

あり、刑事事案の確信の程度は「合理的な疑いを超える」であるが、民事訴訟では一般的に「証拠の優越」と「明白かつ確信を抱くに足る証拠」をもって裁判官が確信を得ることができるとしている[250]。

保護命令事案は本質的に「民事」事案であり民事訴訟法に規定されている証拠法則を準用するので、刑事事案に求められる「合理的な疑いを越える」厳格な挙証標準は必要ではない。よって理論的には裁判官は「証拠の優越」又は「明白かつ確信を抱くに足る証拠」のいずれかを、事実認定を行う際の基準として保護命令を発令すべきか否かを判断することになる。

では実務上裁判官は保護命令事案を審理するにあたり、何を基準とするのか、通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令の認定基準を個別に分析する。

① 通常保護命令

通常保護命令の申立てが適法である場合、裁判所は発令するか否かについて審理を始めるが、家庭暴力防治法第 14 条第１項によると、通常保護命令の発令には以下の要件が備わらなければならない。

ⅰ．DV の事実

ⅱ．通常保護命令発令の必要性

しかし、申立人が主張する事実について、裁判所が DV の事実はないか、DV の事実はあるものの通常保護命令を発令する必要はないと判断すれば、申立人の申立ては却下される。このようにＤＶの事実の存在は裁判官が通常保護命令を発令するかどうか判断する要件の１つではあるが、裁判官の心証を形成する唯一の要件ではない。実務上は、通常保護命令を発令しなければ被害者を救えないだろうという「必要性」が鍵になってくる。

なぜなら通常保護命令に含まれる救済範囲は広く、存続期間も長いため、それだけ加害者の権利を制限することになり影響が大きいからである。そのため裁判所は審理手続を行うにあたり当事者に事実を陳述する機会を与え、両当事者が自己に有利になる事実を主張することができ、それにより当事者間の権益を保護するように努めている。よって申立人は加害者に暴力を振るわれ、引き続き加害者に暴力を受ける恐れがあることを立証し、裁判所にその主張が真実だと確信を持たせねばならない。そのため証拠法則上

[250]駱永家『新民事訴訟法Ⅰ』（三民出版社、2015 年 9 月）166-167 頁。

効力の強い「証明」方式を採用して裁判所にその心証を確定させ、提出した主張が真実だと確信を持たせる必要がある。

では申立人はどのように立証すればよいのか。現在裁判所は実務上通常保護命令を発令するか否かの判断基礎として、ＤＶ事実の有無以外に、保護命令を発令しなければ救えないという「必要性」を考量している。「必要性」の認定については、下記の実務見解を示している。

ⅰ.加害者が被害者に対し行うＤＶ行為の危険が継続するか

ⅱ.被害者にＤＶ行為の「危険」が迫っているか

ⅲ.加害者に悪い生活習慣、人格に偏り又は暴力傾向があるか

ⅳ.加害者のＤＶ行為が一時性か、偶発的なものか

ⅴ.加害者の性格、裁判での表現及びＤＶ史

ⅵ.被害者と加害者の性別、体力などの要素

ⅶ.社会福祉機関などによる鑑定報告又は面談報告

ⅷ.当事者双方の婚姻関係が存続しているか、又は同居しているかなど

ⅸ.被害者の受けた傷の部位及び傷の程度

しかし、保護命令事案の性質上、家庭という閉ざされた空間ないし親密関係の中で起こるトラブルのため、被害者も気が動転しており証拠収集ができる状態ではない場合が多く、被害者が暴力を受け続ける可能性などを立証するのは難しい。

また、証人の証言や証拠の評価は裁判官の「自由心証」によるため、裁判官各自の見解に違いが出てくる可能性がある。例として身体上の不法侵害に関しては、申立人は通常、家庭内暴力通報表又は診断証明書をＤＶ事実の証明として提出するが、裁判官によっては、家庭内暴力通報表は警察官が通報時に被害者の一方的な陳述の内容を基に作成したものに過ぎないと判断したり、診断証明書に記載されている内容も、被害者の身体上の傷を証明しているにすぎず、加害者からの暴力によって受けた傷と証明することは難しく、証拠として採用するのを見送り申立てを却下するケースも多い。精神上の不法侵害に関しては精神科の診療記録又は録音記録などが証拠となるが、裁判官によってはそれが加害者のＤＶ行為によるものなのか、元々精神を病んでいたのかを確定できないとして証拠とするのを見送る場合もある。又言葉の暴力にしても、夫婦喧嘩でお互い頭

に血がのぼり激情に駆られて一時的に発したものかもしれず、それを恐喝とか威嚇と判断することも難しいとされる[251]。

又たとえ加害者による明確なＤＶ行為があると証明できたとしても、裁判官が偶発的な出来事と捉え、継続性や習慣的なものではないと判断すれば、「被害者が加害者に継続的に不法侵害を受ける危険がある場合」という発令要件に該当せず、申立ては却下されてしまう[252]。よって被害者はたとえ同様の証拠内容を提供したとしても、裁判所に証拠として採用される場合もあれば却下される場合もあり、現在のところ統一的な基準が見られないのが実情である。ＤＶ事案の証拠法則において基準の一致が確立されなければ、被害者は審理過程の段階で再度傷つく恐れがある[253]。

なにより通常保護命令の目的は、加害者がこれ以上暴力を振るい続ける行為を禁止することであり、弾力性、効率、裁量性及び目的などの特性を基に考量すれば、裁判官は法に定める証拠方法又は調査手続による拘束を受けずに、比較的緩い「自由証明」の法則を採用すべきと考える[254]。

そして学者高鳳仙氏も又、申立人は合理的で正当と信じるに足りる不法侵害の事実及び継続性を「証拠の優越」のレベル程度に証明することができれば、裁判所は通常保護命令を発令すべきだと述べている[255]。即ちＤＶが発生した事実を 50%を超える心証で証明で。きればよく、裁判所も「明白且つ確認」のレベルまでは求めておらず、更には刑事事案の「合理的な疑いを超える」のレベルは到底求めていない[256]。よって裁判所は通常保護命令事案を審理する際、「証拠の優越」をもって被害者がＤＶを受けているという事実及び発令の必要性が証明されれば保護命令を発令できるはずである[257]。

② 一時保護命令・緊急保護命令

家庭暴力防治法の中に、一時保護命令又は緊急保護命令の発令要件に対する特別な規定はないが、家庭暴力防治法施行細則第４条に「検察官、警察機関又は各地方自治体の主管機関が緊急保護命令を申し立てるときは、被害者に対して加害者からの虐待、脅

[251]台湾士林地方裁判所 2017 年度家護第 342 号裁定。
[252]台湾士林地方裁判所 2017 年度家護第 391 号裁定
[253]王曉丹、林三元『前掲論文』98-104 頁。
[254]姜世明『前掲書』146 頁。
[255]王曉丹、林三元『前掲論文』97 頁。
[256]洪遠亮「保護命令の延長を論ずる」『月旦法学雑誌』第 103 期（2003 年 12 月）238 頁。
[257]洪遠亮「民事保護命令問題点に関する対応」『弁護士雑誌』第 248 期（2000 年 5 月）78-79 頁。

迫、傷害又はその他身体的、精神的、経済的な即時危険の有無、及び緊急保護命令を発令しなければ回復できないほどの損害などを受ける恐れがある状態を考慮しなければならない。」とあり、又「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第13条に「裁判所は一時保護命令又は緊急保護命令の申立てを受理する場合、申立人が正当且つ合理的にＤＶが発生した事実を疎明でき、被害者が継続して加害者に虐待、威嚇、傷害又はその他身体上、精神上の不法侵害を受け、一時保護命令を発令しなければ回復できない損害を受ける恐れがある場合は、審理手続を経ずに、又加害者に通知せず書面にて、一時保護命令又は緊急保護命令を発令することができる。」とある。

したがって、これら２つの保護命令は共に「暫定性」と「緊急性」の性質があり、実務上裁判官が発令するのに重要な判断要素は以下の２つであることが分かる。

1.ＤＶの即時危険があること

2.発令しなければ回復できないほどの損害を受ける恐れがあること

とはいえ具体的にどのような侵害行為が一時保護命令又は緊急保護命令を発令しなければ救えないほどの行為に該当するのか。裁判官は申立人が提出した証拠から加害者の侵害行為が上記の２大要素に該当するか否かを判断するわけだが、実務上裁判において加害者のＤＶ行為が、被害者に発令しなければ回復できないほどの損害を受ける恐れがあると判断されたケースを下記に示す。

１.加害者が被害者の首を絞めるなどして呼吸ができなくなる。

2. 加害者が被害者をナイフ、ピストル、危険物で脅す。

3. 加害者が被害者を殺すなどと脅迫している。

4. 加害者が故意に被害者の体の致命的な部位や性器などを傷つける行為や性虐待をしている。

5. 加害者が被害者に対してストーカー行為、監視又は悪質な嫌がらせなどを行っている。

このような非常に危険な状態にあった場合、家庭暴力防治法第16条第１項の規定により、申立人は書面による証拠を裁判所に提出し、それらが上述の要件に該当すると裁判所が判断した場合、加害者に通知せず且つ審理手続を経ずに一時保護命令又は緊急保護命令を発令するとしている。

では申立人はどのような書面による証拠を提出すればよいのか。裁判所は下記の実務見解を示している。

1.暴行を受けた際の傷の診断証明書

2.警察機関が作成したＤＶの調書、各種事案受理記録表、家庭内暴力事案通報表又は台湾親密関係暴力危険評価表

3.被害者の傷やＤＶ現場などの写真又はＤＶを受けた様子が分かる録音

原則として裁判所は申立人がこれらの書面による証拠などの提出をもって、疎明の責任を果たしたと見なし、加害者からの精神上及び身体的不法侵害の事実があり、且つＤＶの危険が継続していると判断するとしている。

それは、一時保護命令及び緊急保護命令は通常保護命令とは異なる点があり、一時保護命令は、裁判所が通常保護命令の審理が終結する前に、申立てや職権により暫定的に発令する保護命令であり、緊急保護命令については検察官、警察機関又は各地方自治体の主管機関に限り申立てを行うことができ、本人はこれを行うことができないという特殊性があるからである。つまり一時保護命令は、通常保護命令を発令する前の空白期のために設けられた保護で、緊急保護命令は、切迫した危険に対して被害者に救助を提供するもので、両者はともに迅速に被害者を保護するものである[258]。又、「裁判所が家庭内暴力事案を処理する際に注意すべき事項」第９条に「緊急保護命令の申立ては、裁判所が受理してから４時間以内に処理されなければならない。」とあり、一時保護命令又は緊急保護命令の場合は危険が迫っているため、通常保護命令と比べ、簡易且つ迅速的手続で審理を進行する必要がある。また緊急保護命令の場合、申立人は検察官、警察機関と各地方自治体の主管機関に限られる。そのため申立人は「証明」の責任を負う必要がなく、申立人はＤＶが発生した事実、並びに継続的に加害者に暴力を受ける恐れや一時保護命令又は緊急保護命令が発令されなければ回復できない程の損害を受ける恐れを正当且つ合理的に疎明できさえすれば、裁判所は一時保護命令又は緊急保護命令を発令することができる[259]。

最高裁判所 2004 年第 42 号の裁判に「一時保護命令は緊急、一時の２つの命令からなり、求められる事実を証明する証拠は、厳格証明である必要はなく、申立人が加害者からＤＶを受け切迫した危険を正当な理由で疎明するのみで裁判所は一定内容の一時保護命令を発令でき、迅速に被害者を保護しなければならない。そして裁判所は一時保護命令発令後、通常保護命令事案の審理を進行しなければならない。これはＤＶの事実を確

[258]高鳳仙『家庭暴力防治法を専門に論じる』136 頁。
[259]姜世明『前掲論文』33 頁。

認し通常保護命令を発令する必要があるかを見極めるためで、再び調査斟酌し、加害者・被害者双方の権利を保障するものである。」とある。

通常保護命令であれ、一時保護命令及び緊急保護命令であれ、その目的は被害者を直ちに保護することであり、加害者からの身体上又は精神上の不法侵害から救い出すことである。裁判所は、被害者が証拠を収集するのは容易いことではないと考慮した上で、保護命令申立事案の審理は原則として「証拠の優越」の基準を採用し、迅速に行うべきである。

しかし司法院が 2020 年１月から 10 月までの各地方裁判所における保護命令事案の審理にかかった時間統計を見てみると、通常保護命令を発令するまでの日数が平均 51 日、一時保護命令は約 23 日、緊急保護命令は 1 日以内の時間がかかっており、決して満足のいくスピードとはいえない。この間も被害者は加害者の暴力にさらされているからである。

更に問題なのが、保護命令申立事案の発令率である。近年裁判所が保護命令を審理している件数の統計を見ると、発令率は約 61％であった。却下率は約 14％、撤回は約 13％、その他が約２％であった。この数字は、保護命令申立事案の被害者が全て順当に保護命令を獲得しているわけではなく、当事者が提出する証拠が裁判官の認定を勝ち得ているとはいえないことを表している。

このように発令するか否かが裁判官の「自由心証」の範囲にあり、証拠法則及び挙証責任の基準が確立されているとはいえない現在、被害者はどのような証拠を揃えれば裁判官の保護命令発令の基準に合致するだろうか。却下される原因は、被害者がその被害事実を証明する証拠を提出できないからなのか、それとも裁判官各々の個人の主観の違いなのだろうか。裁判所が証拠法則の一致を確立させることが、不確定性さを減少させ、ひいてはＤＶ被害者の負担を減らすことにも繋がると考える。

第４節では収集した保護命令の決定を分析する。

第 4 節　保護命令実際の判例

司法院が、各地方裁判所の審理終結した直近 10 年の保護命令事案をまとめた統計によると、審理を終結した保護命令事案の件数は年々増加しており、2007 年には 20,028 件であったのが 2020 年には 28,845 件に上り、増加率は 44％に達したことがわかった。

これは被害者がＤＶに対し容忍せず加害者の暴力から身を守るべく、裁判所に保護命令の発令を申し立てるようになってきたことを意味し、政府及び民間機関の長年にわたる啓発活動と組織改革による努力が実を結んだ形だが、そこに時代の変化が加わり人々のＤＶに対する認識と被害者自身の意識が大幅に向上したことが大きい。しかし、保護命令の申立件数が増加の一途を辿っている反面、裁判所の発令率も同様に増加しているかというと、そうともいえない。

裁判所が保護命令を発令した比率は終始61%前後で推移しており、却下した比率は13%前後とあまり変動は見られない。上述の統計結果から裁判所の保護命令発令率に顕著な上昇は見られず、これでは政府が過去21年近くにわたって取り組んできた各方面に及ぶ保護命令の発令率上昇に向けた努力、例えば裁判官個人のＤＶ事案に対する認知教育の強化及びＤＶ事案を審理する際の注意事項の制定、又は保護命令に適用される手続法理及び証拠法則といった措置がちゃんと機能して運用されているのか、そして当初予期していた目標に到達しているのかどうかについて、疑問が生じる。

何故保護命令の発令率は上昇しないのか。2020年に各地方裁判所が審理終結した通常保護命令、一時保護命令及び緊急保護命令事案を分析すると、この期間に審理終結した保護命令総事案数は計28,845件で、その内保護命令が発令された件数は計17,694件で発令率の平均は61%であった。

種類別に見ると、通常保護命令を審理終結した件数は19,486件(総件数の68%を占める)で、発令された件数は11,354件、発令率は58%である。一時保護命令を審理終結した件数は9,052件(総件数の31%を占める)で発令された件数は6,064件、発令率は67%である。緊急保護命令を審理終結した件数は307件(総件数の１%)で発令件数は276件、発令率は90%であった。

この統計から通常保護命令の発令率はわずか58%と平均発令率の61%より低く、一時保護命令の発令率も67%と通常保護命令と同様に高くないが、緊急保護命令だけは総審理終結件数の１%を占めるに過ぎないが発令率は90%と高いことがわかる。

又裁判官が「却下」の裁定をした事案の比率は、数年にわたり12%から15%の間を維持している。通常保護命令の申立事案の却下率が最も高く、緊急保護命令の却下率は最も低いことがわかる。

各地方裁判所の審理終結した保護命令事案の統計[260]

年度	終結件數	発令		却下		撤回		その他	
2007 年	20,028	12,276	61%	2,412	12%	4,584	23%	756	4%
2008 年	19,730	11,679	59%	2,429	12%	4,801	25%	821	4%
2009 年	20,737	12,669	61%	2,553	12%	4,951	24%	564	3%
2010 年	23,492	14,225	61%	3,030	13%	5,673	24%	564	2%
2011 年	23,063	14,296	62%	2,866	12%	5,528	24%	373	2%
2012 年	22,447	13,967	62%	3,044	14%	5,056	22%	380	2%
2013 年	22,639	14,044	62%	2,943	13%	5,217	23%	435	2%
2014 年	23,428	14,365	61%	3,167	14%	5,469	23%	427	2%
2015 年	24,330	14,893	61%	3,222	13%	5,720	24%	495	2%
2016 年	25,969	15,855	61%	3,601	14%	6,057	23%	456	2%
2017 年	26,437	15,956	60%	3,812	15%	6,155	23%	514	2%
2018 年	25,936	15,881	61%	3,668	14%	5,953	23%	434	2%
2019 年	26,627	15,926	60%	3,925	15%	6,417	24%	359	1%
2020 年	28,845	17,694	61%	4,210	15%	6,484	22%	457	2%
通常保護命令	19,486	11,354	58%	3,023	16%	5,009	26%	100	0%
一時保護命令	9,052	6,064	67%	1,159	13%	1,474	16%	355	4%
緊急保護命令	307	276	90%	28	9%	1	0%	2	1%

資料：司法院

前節で述べたように、一時保護命令又は緊急保護命令は、通常保護命令を発令する前の暫定的な代替策としての保護措置であり、特に緊急保護命令の場合、申立人が主に検察官、警察機関又は各自治体の主管機関によるものであり、ある意味専門家に篩いにかけられた意味合いを持ち、証拠収集等資料が揃っており、よって通常保護命令及び一時保護命令と比べ、裁判官の心証に影響を与えやすいという面がある。

[260]司法院のウェブサイトー統計インフォメーションー(2021 年 8 月 2 日アクセス)
https://www.judicial.gov.tw/tw/lp-1268-1.html

それに対して通常保護命令の場合は、時間も長く救済項目も多いため、加害者の権益を制限することにもなるので被害者はＤＶの事実及び加害者からＤＶを継続して受ける危険を証明しなければならない。裁判官は被害者が提出した上記の２つを証明する証拠を審理し発令するか否かを判断する。

家庭暴力防治法第 14 条は、裁判所は審理終結後、家庭内暴力の事実且つ必要があると認めた場合、申立て又は職権により、通常保護命令を発令すべきであると定めている。裏を返せば、裁判所がＤＶの事実がなく、又は被害者が継続的に暴力にさらされる危険がないと判断すれば、通常保護命令は発令されないということであるが、実際の判例はどうか。

本節では 2020 年に裁判所が審理終結した通常保護命令事案の決定を分析し、裁判所が発令及び却下した通常保護命令の対象を通して裁判官の証拠法則の一致があるのか、それは家庭暴力防治法の要請に合致しているのかについて分析する。

（1）「身体的」又は「精神的」の暴力侵害があると判断されたケース

①台北地方裁判所 2020 年度家護字第 1101 号［判例１］

【事実】

加害者（X）は申立人（Y1）の夫であり、関係人Y2、Y3 の父である。ＸとＹ1 は夫婦であるが、長い間習慣の違いから口喧嘩が絶えなかった。一家は防衛庁の官舎に住んでいたが、Ｘが家にいるとＹ1 の生活と感情に影響をきたし口喧嘩に発展するので、Ｘを家から追い出そうとしたが、Ｘが出ていかないので、Ｙ1、Ｙ2、Ｙ3 の 3 人が家を出て防衛庁に退去の申請をするなど嫌がらせをした。事件発生当日も家でＸとＹ1 が口喧嘩になったので、Ｙ1 はY2 に携帯電話で録音録画するようにし、それを見たＸは携帯電話を取り上げ、ＸとＹ1 はもみ合いになりＹ1 を地面に突き飛ばした。そこでY1 は、Ｙ1、Ｙ2 及びY3 にＸからの不法侵害行為の危険が続くとして家庭暴力防治法第 14 条第 1 項第１号・第２号・第 10 号の内容の通常保護命令を申し立てた。

Ｘの主張によると、携帯電話を取り上げ、揉み合いになったのは、子供が大人の喧嘩に介入すべきではなく、Y2 に喧嘩の様子を録音録画させることは心身に影響を及ぼすと心配したからであり、Ｙ1 が激怒し携帯電話を奪い返したため取り合いになり携帯電話が床に落ちたが、この過程においてＹ1 に如何なる暴力も行っていない。

【判旨】

裁判所は、Y1が警察署及び裁判所に赴き陳述した調書、派出所が作成したＤＶ事案記録表、家庭内暴力事案通報表及び病院のＤＶ事案傷害診断書等の証拠が揃っており、ＤＶの事実及び保護命令発令の必要性があるとし、保護命令を発令した。

事実については、Ｘは暴行を否認したが、裁判所は上述の証拠の他に家庭暴力及び性侵害防止センターに調査を嘱託し、ＸがＹ1を殺すなどと脅したり、暴言を吐いたりしたことや、Ｘが生活面において様々(経済、子供の世話、親族関係など)なプレッシャーを抱えており、危険性及び再犯の可能性があるとし、ＤＶの事実があると認めた。

又必要性については、ＸとＹ1は長い間性格や考え方の違いから口喧嘩が絶えず、本件の衝突の直接の原因はＹ1がＸを現居住地から追い出そうとしたことだが、根本は長年の感情の縺れからくる不満やストレスの蓄積である。にもかかわらず現在当事者双方はＹ1が申請した官舎に共同で住んでいるため、ＸからＤＶを受けたＹ1の精神上の困惑及び恐怖を考慮し、ＤＶ事案特有の関係の親密性、原因の複雑性、時間の長期化、行為の反復性、循環性、場所の隠密性、手段の多様性、傷害の多重性、権力の不均衡性、影響の拡大性などを鑑み、「必要性」の要件を満たすと判断した。

よって、①加害者が、被害者、ＤＶを目撃した児童及び少年又は他の家庭構成員に対しＤＶを行うことを禁止する（同法第14条第１項第１号)、②加害者が、被害者、ＤＶを目撃した児童及び少年又は他の家庭構成員に対し嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他必要のない連絡行為を禁止する（同法第14条第１項第２号）という２つの内容の保護命令を発令した。

【評価】

本件において、裁判所は通常保護命令発令の構成要件である「ＤＶの事実」及び「必要性」があると認定し、暴力禁止令及び接触禁止令の内容の保護命令を発令することによって、被害者に対し身体上、精神上の不法侵害行為を行うことを禁止した。しかしＹ1が申立てを行った加害者の処遇計画についての保護命令は、ＸとＹ1の関係、ＤＶの状態、そして証拠などを総合して発令の必要はないとした。

だがＤＶの発生のそもそもの要因は感情の縺れからくる長年の不満やストレスの蓄積であり、現在も双方は生活を共にしていることを考えると、暴力禁止令及び接触禁止令だけで再衝突を防ぐことは難しいと考える。

又家庭暴力防治法の立法の精神、即ち「ＤＶを受けた被害者を保護すると同時に被害者が安全な生活方式と環境を自由に選択することを保障する」に合致した決定とはいえない。

②士林地方裁判所 2020 年度家護字第 1094 号［判例２］

【事実】

加害者（X）と申立人（Y1）は同居関係にあり、家庭暴力防治法第３条第２項に定める家庭構成員である。2020 年 11 月 26 日、双方が同居している住所でＸとＹ1 が口喧嘩になった。Ｘは拳でＹ1 を殴打し、更に銃を天井及び壁に向けて各１発ずつ打ち、Ｙ1 及びその未成年子Ｙ2 を殺すと脅した。又同年 11 月 30 日、ＸはＹ1 の携帯電話を盗み見し、Ｙ1 とその友人の会話の内容を発見して不満を募らせ、朝方就寝中のＹ1 を拳及び棍棒で殴打し、某所の倉庫までＹ1 を連れていき、銃をちらつかせて恐喝した。

よってＹ1 はＸからの不法侵害行為の危険が続くとして裁判所に同法第 14 条第 1 項第１号・第２号の内容の通常保護命令を申し立てた。

Ｘの主張は概ね次のとおりである。事件発生当日Ｙ2 の躾の問題で、Ｙ1 に LINE でメッセージを送ったが返信がなく、電話にも出なかったので腹が立ちＹ1 が帰宅した後、殴打し発砲した。又、その 4 日後の犯行については、Ｙ1 が友人に送った、Ｘに暴行を受けている旨の SNS のメッセージを発見し逆上してしまい、朝方就寝中だったＹ1 を殴打した。

【判旨】

裁判所は、Ｙ1 が警察署に赴き陳述した調書、派出所が作成したＤＶ事案記録表、家庭内暴力事案通報表、台湾親密関係暴力危険評価表（TIPVDA）及び病院のＤＶ事案傷害診断書等の証拠が揃っており、ＤＶの事実及び必要性があるとし保護命令を発令した。

事実認定については、Ｙ1 が警察署に赴き陳述した調書、Ｘの警察署での調査記録及び裁判所での審理の際の陳述などにより、平時から致命性のある武器を所持し暴力の習慣性があること、又拳で殴打した上、銃をちらつかせＹ1 及びＹ2 を殺害するなどと脅す残虐性、及び犯行の連続性があること、などからＤＶの事実があると認めた。

又必要性については、警察の調書にあるように、11 月 26 日にＸはＹ1 に対しＤＶ行為を行って、殴打の他に銃を天井や壁に向けてではあるが発砲している。その僅か４

日後再びY1に対しＤＶ行為を繰り返し、就寝中のY1を殴打した上銃をちらつかせて殺害するなどと脅しており再犯の危険性があるとし、「必要性」を認めた。

よって、①加害者が、被害者、ＤＶを目撃した児童及び少年又は他の家庭構成員に対しＤＶを行うことを禁止する（同法第14条第１項第１号）、②加害者が、被害者、ＤＶを目撃した児童及び少年又は他の家庭構成員に対し、嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他必要のない連絡行為を禁止する（同法第14条第１項第２号）という２つの内容の保護命令を発令した。保護命令の有効期間を２年とした。

しかし、Y1が①と②の内容以外に申し立てた部分については、Y1が適法的に通知を受けているにも関わらず期日に出廷せず又個別にそれに関連する証拠提出もなかったことから、発令する必要性はないと結論した。（しかしY1が申し立てた内容については判決書には記載されていない）

【評価】

本件において、裁判所は通常保護命令発令の構成要件である「ＤＶの事実」及び「必要性」があると認定し、暴力禁止令及び接触禁止令の内容の保護命令を発令し、Y1及びY2に対し身体上、精神上の不法侵害行為を行うことを２年間禁止した。

しかしＸは平時から銃を所持し、それをちらつかせ、しかも発砲するという危険極まりない人物であり、暴力禁止令及び接触禁止令だけでY1及びY2の安全が担保されるとは考えにくい。

本件においては問題が２つあると考える。まず、最初に通報を受けた警察の対応である。警察署でＸ及びY1の調書を作成し、ＸがＹに対して拳で殴打し且つ銃で殺害するなどと脅す一連のＤＶ行為や、又社会福祉機関が調査した親密関係暴力評価[261]がレベル８と知りながら、取るべき行動を取っていない点である。

家庭暴力防治法施行細則第４条は、もし被害者が、①加害者からの虐待、脅迫、傷害又はその他身体的、精神的、経済的の即時危険、②緊急保護命令を発令しなければ回復できないほどの損害、という２つの要件がある場合は、警察機関、検察官、各自

[261]台湾親密関係暴力危険評価表（TIPVDA）は専門スタッフが親密関係で起こる暴力事案において被害者の危険状態を評価する基準である。評価表は15項目からなり（1項目1点）、合計で15点である。0－5点は潜在的危険がある、6－7点は危険に注意する、8－15点は高度に危険がある、を意味する。2022年9月1日に評価表は8項目となり（1項目1点）、0－3点は安全である、4－5点は潜在的危険がある、6－7点は危険に注意する、8点以上は高度に危険がある、を意味する。

治体の主管機関の申立て又は裁判官の職権により緊急保護命令を発令することができると定めている。

本件は緊急保護命令の構成要件である「ＤＶの即時危険があること」及び「発令しなければ回復できないほどの損害を受ける恐れがあること」を十分満たすほどの危険性が認められることから、警察が主動的に緊急保護命令を申し立て、即座にＹ1 の安全を確保すべきであった。又ＸがＹ1 に対して行った暴力は、銃を発砲して恐喝するという悪質なもので家庭暴力罪に当たり、逮捕して勾引すべきであった。それなのに、あろうことかＹ1 に裁判所に通常保護命令を申し立てるアドバイスをしただけで、調書を取った後、Ｘを家に帰してしまった。

もう１つの問題は、裁判所の対応である。裁判所はＹ1 の通常保護命令の申立てを受理した後、裁判官はＸ及びＹ1 の調査記録、家庭内暴力事案通報表及びＤＶ事案傷害診断書などの内容から、Ｙ1 がＸからの不法侵害の切迫した危険が継続すると十分判断できたはずで、職権により緊急保護命令を発令しＹ1 を即座に保護すべきであったと考える。

しかし本件において裁判官は緊急保護命令を発令せず、２ヵ月近く審理を重ねた結果、通常保護命令を発令しただけであった。家庭暴力防治法が定める被害者保護の観点から、警察の対応と裁判所の判決は疑問があるといわざるを得ない。

（2）「身体的」又は「精神的」の暴力侵害がないと判断されたケース

①台北地方裁判所 2020 年度家護字第 940 号［判例３］

【事実】

加害者（X）は申立人（Y1）の夫であり、関係人４歳（Y2）の父である。Ｘは長期にわたりＹ1 に下記の如くＤＶ行為を行った。

①2019 年 4 月 28 日、9 月 14 日に、2 人が住む賃貸マンションで、ＸはＹ1 がＹ2 のために準備した食事を遺棄した上、Y1、Y2 が外出して食事することを許さず、Ｙ2 の前でＹ1 を罵りＹ1 からＹ2 を引き離し、Ｙ1 の携帯電話を踏みつけ外に助けを求められなくした。

②2019 年 9 月 15 日、Ｙ1 が病気で医者に行くのを邪魔して行かせなかった。

③2020 年 1 月 10 日、Ｙ1 がベビーシッターにＹ2 の世話を頼むのに同意せず、Ｙ1 を寝室から引きずり出し床に押し付けた。同月 17 日には、Ｙ1 が仕事を休んでＹ2 の

世話をするのに同意せず、Y2 を手から離させようとY1 の両手を引っ張り、更にはY1 のバッグを家の外に出した。

④2020 年 1 月 28 日、4 月 16 日、Y1 がY2 の戸籍を移していないことに腹を立て、Y1 を怒鳴り散らすなどした。

⑤2020 年 5 月 4 日、XとY1 が車に乗車中離婚話になったが、Y1 が離婚に同意せず、XはY1 に車から下りるよう強く求めたがY1 が拒絶したため、力一杯Y1 を追い出そうとした。その際Y1 の携帯電話や家の鍵を取り上げたり、Y1 を車のドアや置物にぶつけたりした。Xに無理矢理下されたY1 は、車のドアにしがみ付いたがXはそれに構わず車を発進させ、Y1 を約 10 分間引きずった。

⑥2020 年 5 月 27 日、29 日、Xは、XとY1 が住む賃貸マンションにあるY1 の荷物をまとめ、Y1 の実家の下に遺棄した上、呼鈴を押し大声で「下に荷物があるぞ」とまくし立てた。

以上のようなＤＶ行為を受け、恐怖を感じたY1 は、Xからの不法侵害行為の危険が続くとして同法第 14 条第 1 項第１号・第２号、第４号の内容の通常保護命令を申し立てた。

Xの主張は以下の通りである。

①Y1 がY2 のために準備した食事を遺棄した点については、Y1 が１週間前に作ったゆで卵を執拗にY2 に食べさせようとしたので、Y2 の健康によくないと思い期限切れのゆで卵及び残りものを捨てたが、Y1 もXが作った食事を遺棄したことがある。

②Y1 は離婚のために証拠集めをしており、１人で勝手にXに不利になるような証言をしている。Xは「医者に行かないのか、病院に行けといったじゃないか」と応答しただけで、Y1 が病院に行くのを阻止していない。

③平日はY1 の両親がY2 を世話しているが、Y1 の両親が出国したため、Y1 はベビーシッターを雇おうとした。しかしXは、Xの母親が世話をするからベビーシッターは必要ないといっただけで、殴打したり床にねじ伏せたりはしていない。又同月 17 日については、Xは仕事を休んでY2 を連れて遊びに出かけ、Y1 は出勤したので、そもそも争いは発生していない。

④Y1 は故意にY2 の戸籍の移動について共同で手続を行うことを妨害し、離婚と戸籍の移動をセットに話を進めようとした。その際Xは、Y1 に別れてくれといったが、それはY1 がずっと離婚を要求していたからである。

⑤2020年5月4日、Xの両親の家で、Y1と両親が衝突し、その後Xが車でY1をY1の実家に送っていく途中、Y1が再度離婚を切り出した。到着後Y1は自分で車を下りており、XがY1を車外に追い出したわけではない。ただY1が車を下りた後、後悔し、ドアの取っ手をつかみXが発車できないようにしたことがあるが、Y1が述べたようなY1を引きずったということはない。Y1の両腕や、ひじ、ひざなどの傷がどのようにしてできたのか知る由もない。

⑥荷物を遺棄したとされる件については、Y1が要求したので家にある全てのY1の荷物をY1の実家に持って行ったが、Y1が故意に門を開けなかったので、呼び鈴を押しLINEメッセージで荷物を置いたことを知らせただけで遺棄したわけではない。

以上Y1は近年自分（X）と離婚したいため録音や録画などでXに不利になるよう仕向け、幼いY2を誘導して答えさせるなど事実真相を捻じ曲げ離婚という目的を達成しようとしている。Y1が述べたようなＤＶ行為は行っておらず、保護命令を発令する必要はない。

【判旨】

Y1は、XからＤＶを受けた事実と切迫した危険を証明するものとして傷の写真、録音及び録画したディスク、LINEの会話のスクリーンショット及びＤＶ事案傷害診断書などの証拠を提出した。しかし裁判所はY1が提出した上述の証拠などでは家庭暴力防治法に定めるところのＤＶ行為があったと認定するのは難しく、又Y1が主張した事実についてXは否認しており、Y1もその他の事実証拠の提出もなかったことから、保護命令を発令する必要性はないと判断し、通常保護命令の申立てを却下した。

まず事実認定について、本件でY1はXから計6回のＤＶ行為を受けたとし、関連する事実証拠を提出したが、①②について裁判所はY1が提出した録音ディスクの内容は、双方が賞味期限切れの食べ物をY2に与えたということ、又はXのY1に対する態度が悪く争いが発生したことを証明できるのみで、家庭暴力防治法の定めるＤＶ行為には当たらないとした。

次に③については、Y1は2020年1月10日にY2のベビーシッターを雇おうとしてXから暴力を受けたと主張し、写真、病院のＤＶ事案傷害診断書を提出した。又同月17日にY1が仕事を休んでY2の世話をした際、Xに殴打され四肢に傷が出来たと主張した計２つの件についても、裁判所は病院の診断書に記載された傷及び写真では、当日確かに傷を負ったことは証明できるが、XからＤＶを受けたと認定することは難し

く、録音ディスクの内容もＹ1 とＹ2 の会話で、しかもＹ2 の応答は「うん」のみで、４歳のＹ2 がＹ1 の問いかけに応じているだけなのは明らかだとして証拠能力に欠けるとした。

④について裁判所は、Ｙ1 の提出した録音内容からＹ2 の戸籍の移動のことで双方争いに発展したことを証明するのみで、ＤＶ行為には当たらないとした。

⑤Ｙ1 の提出した録音、録画内容から双方が離婚するに当たりＹ2 の親権をめぐって争いに発展し、ＸがＹ1 に車を下りるよう命じＹ1 が下りた後、窓を叩きドアを開けて乗ろうとするのをＸに邪魔されたことは証明しているものの、傷害診断書に記載されている傷は、当日双方が引っ張り合ってできたもので、Ｘに暴力の意図があったと考えるのは難しく、突発的に起こった事で継続性がないと判断し、家庭暴力防治法の保護の範囲に属するものではないとした。

⑥裁判所は、もしＸがＹ1 の荷物を遺棄する意図であれば、わざわざＹ1 の荷物を実家の前まで持って行く必要はなく、呼び鈴を押し大きな声を出したのは、Ｙ1 に荷物を持ってきたことを知らせているだけで、ＸにＤＶの意図があったと認定することはできないとした。

又必要性について、裁判所はＸとＹ1 は近年家庭生活において価値観の違いから争いが絶えず、双方不信感に陥り、共に離婚を望んでいたわけで、その関係性を考慮すると上述の双方の争いはＤＶ行為と認定するのは難しく、保護命令を発令する必要性はないと判断した。そして双方既に別居して離婚訴訟が進んでおり、Ｙ2 の親権及び面会などの問題を共同で解決している段階で、保護命令が訴訟上の優勢に持ち込むための手段として使われることがあってはならないとし、保護命令を発令する「必要性」はないと結論した。

【評価】

本件において裁判所は、Ｙ1 が提出した事実証拠は通常保護命令を発令する際の要件「ＤＶの事実があること」及び「必要性があること」に該当する具体的な暴力や攻撃の事実及び明確な証拠などがなかったとして、Ｙ1 の通常保護命令の申立てを却下した。

裁判所としては、被害者が明確な証拠を提出し、ＤＶを受けた事実及び継続してＤＶを受ける危険を証明できなければ、保護命令を発令する心証を形成することは難し

いのは当然である。しかしＤＶ事案は突然発生し、被害者はその衝撃と恐怖でパニックに陥り証拠収集どころではなく、明確な証拠提出を求めるのは酷である。

裁判所は、Y1 が提出した証拠はどれも明確ではないとしたが、だからといってＤＶの事実が全くなかった、あるいはその先もＤＶは起こらないと断言することはできない。現に本件においてY1 は審理の際、Ｘから６回のＤＶ侵害を受けたと供述しており、録音や録画、写真及び傷害診断書などの証拠を提出し、ＸもY1 に対しての暴力は否認しているが、双方６回の衝突が発生したことは否認していないのである。そうだとすれば、ＤＶ事案特有の関係の親密性、原因の複雑性、行為の反復性、場所の隠密性などを考慮し、ＤＶの事実を、Y1 が提出した上述の証拠などをもって疎明できたとみなし、認定すべきである。

次に裁判所は保護命令を発令する必要性について、ＸとY1 は既に別居して離婚訴訟が進んでおり、証拠などからＸから継続して身体的、精神的不法侵害行為を受ける危険があるとは認定できないことから、その必要はないとした。

裁判所が問題としたのは、Y1 が離婚及び親権の訴訟中に保護命令を申し立てた点である。これを、訴訟を優勢に持ち込むための手段にしようとしたと疑念を持ったわけであるが、裁判官は客観的且つ公正な立場で先入観を持たず審理を行うべきであったと考える。なぜなら別居中や訴訟中であっても子供の親権をめぐって双方激化して更なる衝突が起こるかもしれず、再衝突を防ぐ意味でも保護命令を発令する必要性はあると考える。

その上で通常保護命令が難しいのであれば、裁判官の職権で一時保護命令を発令し、暴力禁止令又は接触禁止令などを通して訴訟期間中に冷静に双方が離婚及び親権問題を処理できる環境を提供できたのではないか。それによりY1 を安全に保護することができ、Ｘの訴訟上の権益を害することにもならないはずである。

②台湾基隆地方裁判所 2020 年度家護字第 422 号［判例４］

【事実】

加害者（X）と申立人（Y）は夫婦関係にあったが、Ｘは 2020 年 5 月からＹに対して不定期に殴打したり、足蹴にしたり、Ｙを乗せたまま危険運転をしたり、別れるなら死ぬと脅したりと、身体面・精神面双方に暴力行為を繰り返すようになった。詳細は以下の通りである。

①2020年11月15日、16日、XはSNS及び通信ソフト上に大量のYを貶める大量の文言(Yはクスリをやっている、売春をしている、金銭を騙し取っている)や、Yを呪い殺すなどの文章を書き込んだ。

②同年11月16日午前9時からXはYの携帯に連続29回も電話を掛け続け、Yの仕事先の眼科クリニックに客を装い夜8時に予約を入れ、それを嫌がったYは通信ソフトでXに来ないよう要求したが、Xは相手にしなかった。

③XはYが本件の保護命令の申立てを行った後、再びYの仕事先に来て警察が処理に来るという大騒ぎを起こし、又Yの退社時間に合わせYの仕事場あたりをウロウロし、徘徊を繰り返したり、毎日Yに電話を掛け続けたりメールを送ったりと嫌がらせを行った。以上のようなDV行為を受け、恐怖を感じたYは、Xからの不法侵害行為の危険が続くとして同法第14条第1項第1号・第2号・第4号・第5号・第10号の内容の通常保護命令を申し立てた。

これに対するXの主張は以下の通りである。

①Yが主張したような、2020年5月からYに対し精神的・身体的暴力を行ったという事実はなく、ただYがSNS上で2人の事情を公開したと騒いだので、気が動転してYのフェイスブック上にYがクスリをやっている事と、金銭を騙し取った事は書き込んだが、売春をしているとは書いていない。

②Xは2020年11月16日に、確かに10数回連続してYに電話を掛けたが、それは当日出勤のためYを車で駅まで送った後、メールでYに仲直りしたいと送ったが、YからXの今回の行動はひどく、もう連絡しないでほしいと返信があったが、これまでの経験上双方喧嘩した後は、Yは会社に行かないので、確認のため連絡し、Yが電話に出なかったので連続して掛け続けただけである。顧客を装いYの仕事場に電話を掛けレーシック手術の件について問い合わせたのもそのためである。

③2020年11月17日、Yは家出をしようとしたが、家の貯蓄は全てYが管理しており、もしYが勝手に家出をしてしまったら、Xは生活するお金がなくなってしまうためYの会社に行き生活費の件について話し合っただけで、その過程でYに怒鳴ったりしていない。確かにYに自殺の動画を送ったが、XはYのために既に多額の借金をしており、その上生活費までなくなれば、生きていく希望が持てず当時は自殺願望が確かにあったためそのような動画を送ってしまった。しかしYを恐喝・威嚇する意図はなかった。

【判旨】

裁判所は、Ｙが警察署に赴き陳述した調書、派出所が作成したＤＶ事案記録表、家庭内暴力事案通報表などの証拠を審理したが、Ｙだけの陳述で作成されていて、Ｙが通報した事実を証明しているのみで、Ｘが確かにＹに対してＤＶ行為をしたという事実は証明できず、Ｙの主張は信用できないとし、通常保護命令の申立てを却下した。

事実認定について、裁判所はＹが主張する①2020 年 5 月から不定期にある精神的・身体的暴力や、同年 11 月 15 日、16 日にそれぞれあった SNS 上での嫌がらせ、保護命令申立後に仕事場まで来て暴れたり、退勤時間での待ち伏せやストーカー行為について、Ｙが提出したＤＶ事案記録表、家庭内暴力通報表などの証拠ではＹ側の陳述のみで作成され、Ｙが通報した事実だけは証明されたが、確かにＸからのＤＶ行為があったという事実は証明できないとした。

又②2020 年 11 月 16 日にＸが 29 通もの電話を連続して掛け、客に成りすましてＹの仕事先でレーシックの予約を取ったりした件については、Ｘもその事実は認めているが、裁判官は当時ＸとＹはまだ婚姻関係にあり、喧嘩の後ＹがＸとの連絡を拒否していたため、ＸがＹを心配して出勤しているか否か確かめる意味で行ったもので悪意があるとは認められずＤＶ行為には当たらないとした。③ＸがSNS 上でＹについてクスリをやっている、金銭を騙し取っているなどと書き込みをしたことや、Ｙに自殺動画を送信したとする件について、Ｘはその事実を認めているが、それはＹが先に SNS 上で 2 人の事を公開したからで、Ｘから先にＹを中傷する書き込みをしたわけではなく、又自殺動画を送信したのはＸが金銭的に不安になっていたためで、Ｙを恐喝又は威嚇する意図があったとは認められないとした。よって精神的不法侵害を受けたとするＹの主張は認められず、双方一時の衝突から偶発的に発生した事件と結論した。

次に必要性についてであるが、裁判官はＸとＹとの間で 2020 年 12 月 22 日に離婚が成立しており、又同年 12 月 30 日にＹが審理のため出廷した際、離婚後にＸからのＤＶ行為はなくなったと説明があり、通常保護命令を発令する必要はないと判断した。

【評価】

本件において裁判所は、Ｙが提出した事実証拠は通常保護命令を発令する際の要件「ＤＶの事実があること」及び「必要性があること」に該当するだけの具体的な暴力攻撃の事実及び明確な証拠がなかったとして、Ｙの通常保護命令の申立てを却下した。

まず事実認定について裁判所は、Ｙが提出した警察本部で詳しく述べたＸのＤＶ行為の数々を記した調書、派出所が作成したＤＶ事案記録表、家庭内暴力事案通報表などの証拠は、Ｙの一方的な陳述のみで作成され信用性に乏しいとし、ＤＶ行為があったと認定することはできないとした。しかし法廷での審理の際、Ｘも出廷して以下の事実を認めている。

①Ｙのフェイスブック上にＹがクスリをやっている事と金銭を騙し取っている事を書き込んだり自殺動画を送信した点。

②双方喧嘩に発生しＹを殴打した点。

③②が原因でＹが電話を取らなかったからと 20 数回も連続して電話を掛け続けたり、Ｙの仕事先まで行って警察が来るほど大暴れした点。

以上①②③の事実をＸも認めており、Ｙが果たさなければならない挙証責任は、「証拠の優越」のレベルに十分達していると見るべきであり、Ｙの主張は信用できないとする裁判所の所論は説得力のあるものとはいえない。

又必要性についても、裁判所は、一回的で偶発的なものである上、双方離婚が成立しており、その後ＤＶ行為は行われていないとＹが証言したため、保護命令を発令する必要はないと結論した。だが上述の①②③の事実をＸ自身も認めているように、Ｘは日頃から暴力や嫌がらせなどＤＶ行為を繰り返しており、決して一回的で偶発的な行為であるとはいえず、離婚が成立したからといってＤＶ行為が直ちになくなるとは考えにくい。尚離婚後ＤＶ行為がなくなったとＹ自身が証言したというが、離婚後僅か 10 日後の証言であり、この先もずっとＤＶ行為がなく改善に向かうとするのは尚早で、Ｙの安全を第一に考えるならば通常保護命令を発令する必要性はあったと考える。

【まとめ】

［**判例１**］については、裁判官は申立人が提出した資料及び当事者双方が出廷した際の陳述によりＤＶ事実の存在と発令する必要性を認め、通常保護命令を発令したが、その内容は申立人が申し立てた内容とは差異がある。裁判官が保護命令の内容について申立人の申立てに拘束を受けることはないと法律に規定されているが、［**判例１**］においてはＤＶ行為の根本的な原因が当事者双方の居住問題にあり、暴力禁止令、接触禁止令の他に申立人が申し立てた加害者処遇計画、若しくは裁判官の裁量で

退去命令などの内容の保護命令を発令することもできたはずであり、判決は家庭暴力防治法の観点からみて疑問があるといわざるを得ない。

［判例２］についても裁判官が通常保護命令を２年間発令したことは評価できるものの、加害者が銃を所持し発砲するほどの危険な人物であることを考慮すると、裁判官と警察の対応に疑問があるといわざるを得ない。

加害者は銃を所持し、発砲までして被害者の身体及び生命を危険にさらしており、緊急保護命令を発令する要件に十分該当していると考える。にもかかわらず警察は被害者の切迫した危険性を軽んじ、主動的に緊急保護命令を申し立て、被害者を保護することを怠った。裁判所の対応についても、被害者が提出した証拠でもって、加害者から身体及び精神に不法侵害行為を受けている事実を疎明できていると見なし、審理終結前に職権により一時保護命令を発令し即座に被害者の安全を確保すべきであった。

だが、２ヵ月近く審理に時間がかかり、その後通常保護命令を発令したが、その２ヵ月近くの間被害者は、加害者の暴力に曝され続ける危険に直面した。これはＤＶの実状に全く沿っていない決定だといわざるを得ず、家庭暴力防治法に定める保護命令のそもそもの目的（被害者を直ちに保護することであり、加害者からの身体上又は精神上の不法侵害から救い出すことである」に合致した判決とはいえない。

［判例３］については、被害者は加害者に数回に渡り身体上及び精神上の不法侵害行為を受けた証拠として、傷の写真、録音及び録画したディスク、LINE の会話のスクリーンショット及びＤＶ事案傷害診断書などを提出したが、裁判官は被害者片方の陳述のみで作成されたもので、被害者が傷を負ったこと及び加害者と喧嘩した事実を証明できるのみで、加害者からの不法侵害行為と認定することはできないとした。

又当事者双方が離婚及び未成年子の親権について訴訟中であることを挙げ、被害者が通常保護命令の発令を利用して加害者を不利な立場に陥れる恐れがあるとし、通常保護命令の申立てを却下した。裁判官は、離婚訴訟上の当事者双方の公平性を維持するために中立的立場を取ったのだろうが、被害者を保護し再び不法侵害行為に遭うことを防止する保護命令目的をないがしろにしているといわざるを得ない。

［判例４］についても、裁判官は被害者が挙証した事実に対し反論した。加害者が行ったフェイスブックでの被害者を貶める内容の数々の書き込みも、先に被害者が２人のいざこざを SNS 上に公開したことが原因であり、毎日電話を掛け続けたりメール

を送り続けたり被害者の退社時間に会社の近くを徘徊したりといった行為も、当時双方が婚姻関係にあり配偶者を心配しての行動であるとして、ＤＶ行為には当たらないとした。

又当事者双方が、判決が出る２週間前に離婚し危険性がなくなったとして発令する必要がないと結論したが、だからといって再衝突の危険が完全になくなったわけではなく、裁判官はもっと積極的に再発防止の観点から被害者を救済すべきだったと考える。

以上通常保護命令事案の裁定内容を見てきたが、実務上裁判官は通常保護命令の証拠調査に関して職権により証拠を調査できるものの、それが行われることは殆どなく、被害者が提出する証拠が殆ど全てであり、それにより発令するか否か判断していることが分かる。

［判例１］［判例２］では、被害者が提出した警察での調書、ＤＶ事案記録表、家庭内暴力事案通報表、台湾親密関係暴力危険評価表（TIPVDA）及び病院のＤＶ事案傷害診断書などの証拠を、裁判官がＤＶの事実が存在すると認定した点について積極的に評価できるが、**［判例３］［判例４］**では、証拠は被害者（申立人）のみの陳述によって作成されているため公平性を欠き、ＤＶ事実の存在を証明することはできないとされた。

しかしこれら４つの判例において被害者が各々提出した証拠に差異があるようには見受けられず、**［判例１］［判例２］**では採用された証拠が**［判例３］［判例４］**では証拠として認められないのは疑問が残り、被害者にとって不確定要素が多すぎる。

これまで述べてきたようにＤＶ事案はその多くがプライベート性の高い家庭内で発生し、被害者は恐怖とパニックの中で証拠収集は困難を極める。多くの被害者が警察又は医療機関において作成された調書、ＤＶ事案記録表、家庭内暴力通報表、病院のＤＶ事案傷害診断書など間接証拠をもってＤＶに遭った事実を証明するのが精一杯であり、ましてや目に見えない精神上又は経済上の不法侵害を立証することや、加害者に継続して不法侵害行為を受ける事実を立証するのは至難の業である。

裁判官はもっと被害者の置かれている状況に寄り添った対応をすべきではないか。これでは法律があっても被害者を救済できないことになり、ひいては女性に対する差別を撤廃し女性人権の発展のために制定された「女子差別撤廃条約」の要請に合致した十分な審査がなされているとはいえない。

何といっても通常保護命令は、保護命令の総申立件数の７割を占め、被害者が申立てを行う主要な保護命令である。しかし発令率は６割に満たず、このことは申立事案の半数近くが保護命令の保障を得られていないことを意味し、申立人の意欲及び制度に対する信任度に影響を及ぼしかねない。今のままでは被害者や社会に対し暴力は許さないというメッセージを発信できず、加害者のＤＶ行為を助長してしまうことになりかねない。

裁判官以外に保護命令制度において重要なのが警察の存在である。警察は通常通報を受けＤＶ現場に最初に駆け付ける。警察が駆け付けるのは、加害者がＤＶ行為をしている最中かＤＶが終わった直後である場合が多く、現場には多数のＤＶの痕跡が残っているはずである。以上の４つの判例においても、警察が、調書又は書面資料ばかりではなくＤＶ事案の処理及び保護命令事案の申立てから執行までのあらゆる面で、その専門の証拠収集能力をフルに活用し主動的に被害者をサポートすることができていれば、証拠に対する信頼度も違っていたはずである。

被害者からの通報を受け第一線で被害者に接触する警察は、現場での証拠収集及び証拠の保全等だけでなく、［判例２］のような生命を脅かすほどの危険性がある事案においては緊急保護命令を申し立てるなど被害者を主動的にサポートする行動を積極的に取っていくべきである。

これには第一線でＤＶ事案に関わる警察の一人ひとりのスキルが重要な鍵となり、各々の意欲や処理能力、ＤＶに対する知識を向上させなければならないが、被害者に寄り添い、被害者を援助する手助けができれば、証拠における信頼度も大幅に向上し、結果として保護命令の発令率を上げることに繋がると考える。

次章では警察のＤＶ事案における役割を詳しく分析する。

第　５　章

警察のＤＶ事案における役割

前章の保護命令の判例分析によって、採用される証拠法則は法律で明確に規定されていないため、裁判官の裁量に委ねられていることが分かった。

緊急保護命令・一時保護命令と比べて、通常保護命令は項目が多く期間が長いため、加害者の人権を考慮し、被害者に対する挙証責任も厳しい。判例分析の中で、ある裁判官は被害者が提出した警察機関が作成した調書、ＤＶ事案記録表、家庭内暴力事案通報表などの証拠は被害者の陳述のみにより作成されたものでＤＶの事実を証明することはできないとしたが、判例を全体的に見ると、これらの証拠が全く役に立たないわけではない。

警察が作成した上述の書類及び病院の傷害診断証明書はやはり裁判官が判断する上で重要な根拠となり、裁判官の心証に影響を与えている。よって、警察がこれまでのように受け身でただ書面資料を作成するだけでなく、主動的に被害者をサポートすることができれば上述の証拠の信頼度も向上し保護命令の発令率上昇にも繋がると考える。

それには組織全体の意識改革と個人のスキルを向上させなければならない。

前章の［**判例２**］で見たように、緊急保護命令の構成要件である「ＤＶの即時危険があること」及び「発令しなければ回復できないほどの損害を受ける恐れがあること」を満たす危険性がありながら緊急保護命令を申し立てることすらしなかった警察の例のように、個人のＤＶに対する認知にはバラつきがある。

本章では、家庭暴力防治法施行前後の警察のＤＶ防止業務における役割の変化、実務上の動き、ＤＶ防止業務の分業、保護命令の申立てと執行、及び警察のＤＶ事案処理に影響を与える要素について検討することを通して、警察実務の改善の方策を探る。

第１節　警察のＤＶ防止における役割の変更

加害者に暴力を振るわれた後、ＤＶ被害者は社会支援システムを通して救助を求める。社会支援システムには正式な社会支援システムと非正式なものがあり、前者は司法、警察、医療及び社会福祉セービスを指し、後者は家族、親戚、友達、同僚及び近所の人たちなどを指す。

被害者は一般的に、暴力を振るわれた当初は非正式な社会支援システムにより救援を求めるが、満足のいく救援を得られず解決できない場合は、正式な社会支援システムに救援

を求める。そのとき被害者及びその家族が最初に考慮するのは警察機関であり、それに対して安全の確保及び法律の扶助を求める。

警察機関は便利性及び普遍性を併せ持ち、24 時間の緊急救援及びサービスを提供する法の執行単位であり、一般市民が普遍的な救助を求める対象であると同時に、ＤＶ被害者に接触する最初の機関である。よって、警察はＤＶ事案の対処において当事者双方の重大な権益に関わっており、ＤＶ防止及び予防のネットワークにおいて重要な役割を担っている。

警察は伝統的な観念を受け、自分達はあくまで法の執行者であって社会福祉の役割を担う立場でないと考えてきた。そのためＤＶ事案を警察本来の仕事と捉えることができず、ただの家庭内トラブル、夫婦喧嘩ぐらいに考え、できるだけ介入しない消極的な対応を取ってきた。

家庭暴力防治法の施行前は、ＤＶ事案を救済する専門の法律がなかったので、全て警察官個人のＤＶに対する認知によるところが大きかった。多くの警察官はＤＶに対して、本質的な誤解及び偏見を持ち、「民事不介入の原則」のもと、ＤＶ事案に介入したがらず、被害者が重大な傷害を負うか死亡するなどのやむを得ない状況のときは加害者を逮捕することになるが、多くは和解を仲介するだけで被害者とまともに向き合うことはなかった。

警察がＤＶ事案を処理するときに肝心なことは、被害者が告訴を提起するかどうかであり、もし告訴する意思がなければ、多くは勤務記録簿に記載するのみであり、被害者がかたくなに告訴を提起する場合にのみ、ＤＶ事案を刑事事案と見做し受理していた。以前は第一線で働く警察官の多くは男性であったため、「男性優越主義」の感は否めず、ＤＶ事案を一種の単純な家庭問題としか捉えることができなかったのである。ＤＶが被害者にとって深刻で重大な事件だという認識がなく、被害者に対し完全な保護を行うことができなかった[262]。

しかし家庭暴力防治法制定後は警察がＤＶ事案に介入する法的根拠ができ、又ＤＶ事案を処理できる権限が拡大し、ＤＶ事案を処理する義務及び責任も増大した。それまでの伝統的なＤＶ事案に介入しない態度では、家庭暴力防治法及びＤＶ防止政策に関連する規定に適合しないばかりか、時代や社会の要求や期待に応えているとはいえず、警察組織も積極的にＤＶ事案と向き合うようになっていった。それとともに警察の役割も少しずつ変化を重ね、現在ではＤＶ事案を処理する上で、その役割はますます重要になっている。本節

[262]黄翠紋『前掲書』119 頁。

では警察組織の役割の変化を、家庭暴力防治法施行前と後を分水嶺とし、伝統役割期、変化期及び法による積極介入期の３段階に分け、各段階における変化を分析する。

１、伝統役割期

1993 年に「鄧如雯氏の夫殺害事件」が発生する以前の台湾には、ＤＶ問題を処理する専門の法律も機関も被害女性を保護するシェルターもなかった。第一線で処理に当たる警察は伝統的にＤＶに対する見方は保守的であり、刑事司法は民事の領域に介入しないという観念があった。又、時代がまだＤＶを「単なる夫婦喧嘩」ぐらいにしか捉えていなかったこともあり、「訴えなければ受理せず」という消極的な態度で、多くは和解を勧めて一件落着という具合であった。

ＤＶ事案の多くは傷害、毀損、自由妨害、名誉毀損、夫婦間レイプなどの罪に関わっているが、負担の大きい業務の割には達成感がなく、「不告不理の原則」で被害者が告訴しなければ受理することはなかった。たとえ告訴をしても、被害者は病院に行き傷害証明などの証拠を揃える必要があり、時代がまだ保守的であったため世間に知られると被害者が白い目で見られるという２次被害の可能性もあったため、警察の対応も多くは調停、勧告などの役割に留まり、処理の原則はあくまで「和解の勧め」であった[263]。

又それ以外にも台湾の警察は社会文化、警察組織及び被害者の態度などの多種の要因による影響を受け、ＤＶ事案に介入したがらなかった。その理由は以下の通りである。

（１）警察は伝統的にＤＶ事案を重視しなかった

警察は犯罪を取り締まるのが仕事で、ＤＶをそもそも夫婦喧嘩の延長ぐらいにしか考えてこなかった。家庭内のもめごとであって犯罪ではないものに公権力が介入する必要はなく、警察の本分ではないと考え重視してこなかった。

よってＤＶ事案の処理方法も被害者の傷の状態で相手を告訴するかどうか聞くぐらいで、もし被害者に告訴する意思がなければ記録を取るだけであった。被害者が告訴を望めば、傷害罪で捜査するが採取する証拠も主に被害者が病院で取った傷害証明書ぐらいで、対応も消極的で受け身であった[264]。

[263]葉麗娟『警察司法システムが対応するＤＶの現状及び検討』（中央警察大学警政大学院、1996 年）88－89 頁。
[264]高鳳仙『前掲書』218 頁。

（2）ＤＶ事案を処理することを奨励する意識が欠乏していた

警察組織は、ＤＶ事案の処理は警察全体の栄誉を高めることができないと考えてきた。又熱心に関わっても時おり加害者又は被害者に訴えられる目に遭ってきたこともあり、上層部はＤＶを重視せず、それがそのまま自然と組織全体の意識に影響を与えることになった[265]。

（3）警察文化に存在する性別蔑視

警察の仕事は男性が主であり、男性優位、性別蔑視の価値観を生み易い環境であった。女性の目線がなく被害者の立場で考える土壌がなかったので、加害男性の立場でしか物事を見ることができず、ＤＶ事案を犯罪と捉えることができなかった。犯罪でもないＤＶ事案を積極的に処理したがらず、ＤＶ事案の発生と悪化を放置してきた[266]。

（4）ＤＶを処理することのリスクの高さ

ＤＶ事案は、怒りが収まらず又は攻撃的な状態になっている加害者と接することになるので、警察側にも危険が伴いリスクの高い事案のと見なされてきた。警告、教育などの方法を通し警察が標準な手続のもと、自身の安全を確保するよう努めてきたが、ＤＶ事案を処理することによる警察官の死亡又は負傷などが相次いだため、ＤＶ処理の強化をしたがらなかった面もある[267]。

（5）ＤＶ事案を救済する法律がなかった

家庭暴力防治法の施行前、警察機関はＤＶ事案に対し、消極的・受動的な態度を取るしかなかった。既に述べたように伝統的にＤＶは家庭内の揉め事でしかなく、「法は家庭に入らず」の観念のもと、ＤＶ事案に対する専門の法律がなかったからである。警察も被害者が傷害を負うか死亡した場合などは事件として加害者を逮捕できるが、法律の後ろ盾がない以上和解を勧めるぐらいしか対処しようがなかった。

---

[265]魏淑萍、林明傑「警察の家庭暴力事案危険ランキング管理の試作方案に対する態度及び認知の研究」、『犯罪学期刊』第 12 巻第 2 期(2009 年 12 月)50 頁。

[266]Martin D,Domestic Violence , A Sociological Perspective , From Male Batterer (Springer,1985), pp.1-32.

[267]Buzawa Eve S.& Buzawa Carl G. Domestic violence:The criminal justice response (2nd ed.) (Thousand Oaks, CA, US: Sage,1996)

（6）ＤＶ事案と重大な刑事事案が発生する時間帯との衝突

ＤＶ事案が発生する時間帯は、夜間 21 時から 24 時までの時間帯が 16.9%と高い比率を占め、次に夜中零時から３時の時間帯が 13.5%、次に夜 18 時から 21 時の時間帯が 11.7%であり、この３つの時間帯の通報件数が全ての通報件数の 42.1%を占める[268]。

これは凶悪な刑事事案が多く発生する時間帯でもある。

ＤＶ事案と重大な刑事事案が同時間帯に発生するため、自然とＤＶ事案は後回しにされ、場合によっては処理されないケースもあった[269]。

（7）被害者の加害者に対する態度の矛盾

被害者と加害者は親密関係にあるため、被害者はたとえ暴力を振るわれたとしても時として矛盾する行動を取ることがある。特に以前は社会全体が保守的であったので、たとえ警察に通報したとしても暴力を止めて欲しいだけで逮捕までは望んでいない場合が多く、被害者が捜査に協力したがらないなどＤＶ事案の処理に手間がかかり解決がより難しくなっていた。そのため警察も本腰を入れて処理する意欲を失っていた。

以上のような様々な要因があり、以前は警察組織全体がＤＶ事案を犯罪と見做さず重視していなかった。やはり警察は刑事事案を捜査するのが本業であり、「夫婦喧嘩に警察が介入するなんて……」という意識があったのは否めない。たとえ介入して処理しようとしたとしても、被害女性のどうしてほしいのか分からない態度や法律による救済の限界に阻まれ、積極的に関わろうとする意欲を失ってしまっていた。

２、役割転換期

1993 年に起こった「鄧如雯氏の夫殺害事件」は長期にわたる夫のＤＶに耐えられず夫を殺害したことからＤＶの深刻性が社会に暴露され、それまで夫婦喧嘩の延長としか捉えられてこなかった「親密関係」による暴力が一気に注目されるようになった。婦人団体は組織連盟を形成し、積極的にＤＶ予防策を叫ぶようになり、それとともに社会の意識も変化し、警察のＤＶ対応が変化することを望むようになった。それ以外にも学者が「コミュニ

[268]黄翠紋「前掲論文」60-65 頁。

[269]David A. Ford, “Prosecution as a victim power resource: A note on empowering women in violent conjugal relationships,” Law and Society Review, Vol. 25, No. 2(1990), pp. 313-334

ティーポリシング（Community Policing）[270]」を提唱し、住民と警察が共同でコミュニティーの問題を解決する動きも広がり、警察機関はようやく「伝統犯罪問題」以外のＤＶ事案を重視し始めるようになった。

台北市警察本部は家庭暴力防治法が施行される前、台北市婦女権益促進会と共同の努力の下、まず 1996 年 11 月に「台北市警察本部ＤＶ処理マニュアル」を編成し、1997 年 6 月に修正し、このマニュアルにおいてＤＶ事案対策を明確に定め、受理の流れ及び積極的な調査、被害者の救済及びＤＶ防止教育の内容及び宣伝の強化を行ってきた[271]。

台湾省警政庁は社会各界の要求に積極的に対応し、1997 年 7 月に「台湾省各自治体警察本部家庭内暴力の処理及び性暴力に対するマニュアル」を発布し、警察がＤＶ事案を処理する場合、記録を付けること及び証拠に関する資料の収集を規定した。刑法及び刑事訴訟法の規定により、ＤＶの現行犯を逮捕することができるようになった。しかし、警察がＤＶ事案を処理するときの主な手段は調停であり、警察が犯罪現場を掌握できない場合のみ、逮捕権を使用した。この段階の警察のＤＶ事案の処理方式は伝統の処理方式と比較し、改善は見られるものの依然として法律の根拠が変わらないため、積極的にＤＶ事案に介入する十分な法律の権限が与えられなかった。たとえ警察が被害者の救助及び暴力の発生を制止したくても、常に力不足の感が否めなかった[272]。

３、法による積極介入期

1998 年 6 月 24 日の家庭暴力防治法施行後、警察のＤＶ事案処理に対する権利及び義務が拡大し、積極的にＤＶ事案に介入することを促進し、且つＤＶ事案における警察の役割が多元化した。警察は、事案の処理者、通報者、情報の告知者、保護命令の執行者の役割を果たすことになった[273]。

内政部警察庁（以下「警察庁」と称する）は婦女団体及び社会各界からの圧力及び期待に対応し、1998 年 10 月に刑事局が家庭内暴力専門チームを設立し、１年かけて、「警察機関の家庭内暴力事案を処理する作業手続」、「警察機関が保護命令を執行し、家庭内暴力事

[270]「コミュニティー・ポリシング」とは、法執行活動だけではなく、住民の参加、協力を求めつつ、住民と一体となった警察活動を行おうとするものである。
[271]柯麗評、王佩玲、張錦麗『前掲書』170-172 頁。
[272]林瓊如、林明傑、鄭瑞隆、呉慈恩「警察の家庭内暴力事案に対する危険をレベル分けする訪問調査を実施する研究-高雄市警察本部小港警察署を例とする」『犯罪学期刊』第 9 巻第 2 期(2006 年 12 月)133-135 頁。
[273]柯麗評、王佩玲、張錦麗『前掲書』170-172 頁。

案を処理する方法」、「警察がＤＶ事案を処理する各項の書面資料及び警察機関がＤＶ防止に関する準備手続」を制定した。それにより、警察機関がＤＶ防止業務を担当する専門人員を配置することが明確に規定された。

1999 年 6 月に「警察機関家庭内暴力防止マニュアル」を発布し、ＤＶは違法な行為であり、家庭内の問題ではなく、警察は主動的、積極的且つ熱心な態度で法によりＤＶ事案を処理し、被害者の権益を保護しなければならないことを明確にした。

そして警察庁は 1999 年 6 月 7 日に各自治体の警察本部に要求し、各警察機関内にＤＶ業務を担当する専門の警察官に権限を与え、各自治体の警察官を、婦幼警察隊、警察署におけるＤＶ防止官、派出所におけるコミュニティーＤＶ防止官の３段階に分け、婦幼警察隊が全体のＤＶ防止措置の業務を受け持ち監督する立場を担い、警察署のＤＶ防止官が保護命令の申立てを受理し、被害者に安全保護措置を提供し、加害者の危険レベルの判断及び警告を行い再犯を予防した。コミュニティーＤＶ防止官は警察署のＤＶ防止官と連携し、ＤＶ防止業務を推進し、又派出所の警察にＤＶ事案を受理する業務を指導した。

2007 年 3 月 28 日に家庭暴力防治法第 29 条第２項の規定が「司法警察官又は司法警察は、家庭暴力罪又は保護命令違反罪の嫌疑を重大と認め、且つ家族構成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害する虞があり、危険が切迫しているときは、直ちに勾引することができる。」と修正され、警察が被害者の保護及び加害者を逮捕する義務と責任が強化された[274]。

又ＤＶ被害者の人身安全の保護及びＤＶ再発防止を強化するため、ＤＶ防止ネットワーク間（警察、社会福祉、医療、教育、労政、民政、検察、司法、移民などの単位）の協力を強め、2009 年 9 月 20 日台北市において内湖区、文山区、北投区、信義区及び南港区の５行政区で試験的に「台北市家庭内暴力安全防護ネットワーク計画」を実施した。実施後の評価を経て、2011 年 3 月 1 日より、全市 12 行政区で実施している。この計画のポイントはＤＶ事案を処理する第一線の人員が「台湾親密関係暴力危険評価表（Taiwan Intimate Partner Violence Assessment)」（以下は「TIPVDA 表」と称する）を運用し、被害者に対する危険レベルの評価を判断し、及び、全市を５大区域に分け、毎月警察、社会福祉及び医療が順番で「家庭内暴力高レベル危険事案ネットワーク作業会議」を開き、第一線でＤＶ事案を受理する専門人員の危険レベル評価の実施を通し、高レベル危険事案を評価した場合、直ちにサービス、庇護、保護命令申立ての協力又はその他必要な安全措置を提供で

[274]魏淑萍、林明傑「前掲論文」53-54 頁。

きるようになった。警察は、加害者に対する警告、訪問調査又は逮捕、勾引、高レベル危険事案の保護措置などを通して、ＤＶの再発防止を進めてきた。警察のＤＶ高レベル危険事案に対する判断力を向上させ、ＤＶ事案の加害者への訪問調査を通し、その他関係するネットワークへ協力要請し、ＤＶ再発の危険因子を減らすよう努めてきた。

2010 年 1 月 6 日に警察庁は「警察機関の家庭内暴力加害者への訪問調査執行計画」を発令し、ＤＶ事案の加害者に対し、以下の状況がある場合、その管轄内の警察官が訪問調査を行うことができるようになった。

１、裁判所から保護命令を発布された者

２、ＤＶの刑事事案による勾留及び移審を受けた加害者が裁判所又は検察庁からの保釈又は釈放された者

３、その他総合的に高レベル危険者と判断された者。

以上の対象者に対し、訪問調査を実施し、３ヵ月に１回以上の訪問調査を行うとし、３ヵ月以上の訪問調査（又は少なくとも２回以上の訪問調査）を経た後、その危険レベルが減ったと判断された者については、訪問調査を停止することができる。

ＤＶ防止官と派出所の警察との連携を強化し、加害者への訪問調査及び警告作業を確実に行うため、警察庁は 2013 年 1 月に「警政婦幼通報システム管理作業規定」を発令し、ＤＶ防止官は管轄内のＤＶ通報事案を分析統計し、数回にわたり通報された事案をピックアップして派出所の警察に連絡し、加害者に対する訪問調査、警告及び被害者に対するケア訪問を行い、保護措置が必要な場合、ＤＶ防止官が社会福祉人員と連携し、保護措置を提供することとした。

警察のＤＶ執行機関としての地位を向上させ、確実にＤＶ防止業務を行うため、警察庁は「警政婦幼組織改造法案」を提案し、2014 年 1 月 1 日より実施された。中央機関において、警察庁に属する刑事局予防科のＤＶ防止業務を警察庁にある防治組において行うこととし、ＤＶ防止業務は中央第４級機関から第３級機関へと昇格した。地方機関においては、婦幼警察隊がＤＶ防止業務を担当する単位とし、警察署にある防治組[275]、刑事組及び派出所が、ＤＶ防止業務及びＤＶ事案に関わる刑事事件を監督することとした。各警察署に新たに防治組を設立し、それまで刑事組が行っていたＤＶ業務を防治組に移動した。

[275]台湾の警察署における組織は「組」で単位名を表す。日本の警察署における「課」と同等である。

以上のように、家庭暴力防治法施行後、政府機関は法律の改正及び行政措置を行い、女子差別撤廃条約の要請に応えるべく努めてきた。しかし警察機関は各地方自治体の警察本部に、婦幼警察隊及びＤＶ防止官というＤＶ業務を専門に扱う単位を設立したが、人材不足に直面しその他の業務と兼任せざるを得ないのが実情である。

次節では、警察がＤＶ事案を処理する際に実際どのような動きがあるかについて整理する。

第２節　警察がＤＶ事案を処理する際の実務上の動き

前節でＤＶ事案における警察の役割が、伝統役割期、転換期、積極介入期を通して家庭暴力防治法施行前後で大きく変化したことを述べた。本法は警察がＤＶ事案を処理する際の権力と義務を拡大し、ＤＶを通報することや被害者の保護、加害者の逮捕、そして保護命令の申立て及び執行など関与的な措置を行うことに加え、ＤＶ事案に対し様々な角度からアプローチするため、ＤＶ予防啓発活動、相談、緊急配置及び加害者処遇の執行など予防的措置を行うことも定めた。

なぜなら親密関係による暴力であるＤＶは、家庭・社会・経済状態などから様々な影響を受け発生するものなので、複雑な要因が絡み合うため、被害者保護だけで単純に解決できる問題ではないからである。又、本法施行の初期、警察はＤＶ発生後に介入し関与することにのみ重きをおき、事前の予防的措置の概念がなく、精神的なケアや加害者処遇などを軽視した結果、複雑化するＤＶ事案に対処できなかった。学者黄翠紋氏は予防医学の概念を引用し、予防及び治療の観念を取り入れ、包括的にＤＶ事案に対処していくべきとした。予防医学の概念によると、予防的措置は以下の３段階に分けられる[276]。

１、１次予防

ＤＶの発生を未然に防ぐことに重きをおき、教育又は啓発活動などを通し広く社会に、ＤＶは家庭内の揉め事ではなく、一種の犯罪行為であることを発信し、ＤＶを誘発する要因を予防しようとするもの。皆が認知することで市民運動又は支持団体の設立に繋がり、社会、法律及び教育の過程を通して良好且つ健康な家庭環境を促進させ、ＤＶの発生を減少させようとする取り組み。

[276]黄翠紋『前掲書』47-80 頁。

２、２次予防

既に存在するＤＶハイリスクケースに対し、カウンセリングや評価を行い有効なＤＶ予防策を検討するもの。

ＤＶ発生の原因を早期発見すれば、潜在的な暴力行為を予防することができる。目的は家庭内のストレス及びマイナスの動きを減少させることであり、早期に発見し直ちに有効的な介入措置を取ることで家庭内における危険因子を取り除くことができるという考えである。ＤＶの介入措置は、ＤＶのレベルにより高リスク及び低リスクの家庭に分け、ＤＶ発生前に特別な注意を払うことによって暴力の発生を阻止する。

３、３次予防

既に発生してしまったＤＶ事案に対し、逮捕、勾引、起訴又は処遇などを通して犯罪の再発を予防する。

ＤＶのコントロール及び処遇に重点を置き、関与的措置によりＤＶ行為に介入するというものである。目的は、加害者の暴力行為の継続を阻止し、被害者の身体及び精神が再度傷つけられるのを防ぐことである。公権力が強制的に介入し、加害者の家庭暴力罪及び保護命令違反罪での逮捕及び勾引、保護命令の申立て及び執行、加害者の処遇などの措置を行う。

即ち１次、２次、３次の３段階の予防によってステップバイステップ方式で最も基礎となる教育や宣伝といった１次予防からＤＶを誘発する要因を予防し、もしＤＶの兆候が見られたら２次予防のカウンセリングや評価を行い、早期にＤＶリスクがある家庭に目を配ることで衝突の拡大を防ぎ、ＤＶを防止する。そしてＤＶ事案が発生してしまったときは、コントロールや処遇などの強制手段を利用して、暴力の連鎖から被害者を保護する。

警察はこの３段階による予防医学の考えに基づきＤＶ防止業務を行っており、被害者に対し 24 時間緊急救援を受け付け、保護命令の申立て及び執行、被害者の安全確保、加害者の逮捕及び訪問調査、ネットワーク間の相互協力などの多岐にわたり、主要な執行機関となっている。

本節では警察がＤＶ防止業務において実務上何をするのか、又ＤＶ事案の処理をどのような流れで行うのかについて分析する。

１、ＤＶ防止キャンペーン及び緊急救援

上述の１次予防に基づく考えで、それまで犯罪捜査にばかり重点を置いて犯罪を未然に防ぐことを重視してこなかった警察が、コミュニティーポリシングが広がるにつれ社会秩序を維持する役割からコミュニティーサービスへと意識を変え、住民と一緒にコミュニティーの問題や住民自身の安全や財産を共同で守り保護しようとする取り組みを行っている。

家庭暴力防治法第５条は、警察機関はＤＶを防止する教育、訓練及びキャンペーンを推進する責任を負う旨を定めており、コミュニティーにおける話し合いの場や、学校、機関又は民間団体などが行うキャンペーンの機会を利用して一般市民に警察のＤＶ防止業務の活動を知らせ、サービスの内容について詳しい情報を提供している。コミュニティー内の相互協力を強化することで、ＤＶ事案を発見しやすくし、速やかに警察に通報してもらおうという取り組みである。

警察機関は 24 時間のホットライン（110 番）を開設しているので、すぐに現場に駆け付け加害者の暴力を制止し、被害者が傷を負った場合は病院に行かせ、保護命令の申立てをサポートしたり、安全計画書を作成したりといった緊急救援を 24 時間提供している。その上で被害者の安全を確保し、社会福祉機関に通知し、被害者を支援する。

２、保護命令の申立て及び執行

（１）保護命令の申立て

家庭暴力防治法第 10 条第 2 項は「検察官、警察機関又は各自治体の主管機関は裁判所に保護命令を申し立てることができる。」と定めており、被害者及びその家族が主動的に申立てを行う以外に、警察、検察官、社会福祉機関が代わりに、又は被害者及び家族をサポートする形で、裁判所に申立てを行うことができる。

警察は通報を受け現場で様々な処理を行った後、被害者の生命又は身体に切迫した危険がないと判断したときは、被害者に、保護命令という制度があり、それを申し立てることで被害者自身の身の安全を確保できることを知らせるが、ほとんどの人はどう手続を行えばいいのかが分からない。政府や警察がＤＶ予防キャンペーンを行い、通報システムを制度化し、一般市民のＤＶに対する意識が向上し、被害者は保護命令制度という救済ルートを利用できるという知識はあっても、関連機関のサポートなしに保護命令の申立てを行う

のは難しい。そこで通常は保護命令の申立てに関する手続に不慣れな被害者を警察がサポートして申立てを行う。

警察庁の直近 10 年の統計によると警察が主動的に又は代わりに保護命令を申し立てた件数は、2011 年は 13,924 件であったのが毎年増加し、2020 年には 18,771 件に上った。これは全国の総申立件数の６割を占め、警察が主要な機関となっていることが分かる[277]。

警察は、家庭暴力事案通報表、家庭暴力事案を処理した現場報告表、傷害診断書又は親密関係暴力危険評価表などの関連書類を準備し、「民事通常又は一時保護命令申立書」に記入し、被害者に代わり裁判所に申立てを行う。

又、被害者に虐待、恐喝又は傷害など不法侵害を受けている恐れがあり切迫した危険があると判断した場合には、家庭暴力防治法第 12 条の規定により、ＤＶ防止官が主動的に「警察署」の名で「民事緊急保護命令申立書」に記入し、口頭、ファクシミリその他の科学技術設備によって、裁判所に緊急保護命令を申し立て、速やかに被害者を救助しなければならないと定められている。

（２）保護命令の執行

家庭暴力防治法第 21 条第１項は、金銭給付に関する保護命令については被害者が裁判所に強制執行の申立てを行い、閲覧禁止に関する保護命令は被害者が戸籍機関、学校及び税務機関に対して申し立て、それ以外の内容に関する保護命令は警察機関が執行すると定めている。

警察は、裁判所が発令した保護命令を受け取った後、期限までに職権により主動的に執行を行う。緊急保護命令であれば 24 時間以内、一時保護命令は３日以内、そして通常保護命令であれば６日以内に執行を行う。

保護命令を執行する対象は加害者であるが、どのような内容の保護命令であろうと（加害者に一定の行為を禁ずる消極的な禁止令であっても、加害者に一定の積極的な行為を要求する退去命令、接近禁止令であっても）確実に禁止された行為及び事項を遵守するよう加害者に命じる。

[277]警察庁のウェブサイトー警政統計通報(2021 年 9 月 28 日アクセス)
https://www.npa.gov.tw/ch/app/data/list?module=wg057&id=2218

使用権の帰属に関しては、加害者に車、バイクその他の個人が生活上、職業上及び教育上必要とする物を交付するよう命じ、加害者が交付を拒否した際は強制的に被害者に引き渡す。

未成年子の扱いに関しては、親権の変動が関わるので、被害者、加害者双方の意見を斟酌し、引渡しの方法や時間及び場所などを決定する。

警察は上述の保護命令の内容を執行した後、「保護命令執行記録表」を作成し執行状況を裁判所に提出する。

３、被害者の安全確保

警察はＤＶ事案を処理する場合において、被害者が傷を負っているときは病院に行かせ、被害者の生命、身体に切迫した危険があると判断したときは、職権により主動的に緊急保護命令の申立てを行い、速やかに被害者の安全を確保するように努める。そして被害者の生命又は身体に切迫した危険がないときは、被害者が通常保護命令又は一時保護命令の申立てを行うサポートをし、安全計画書を作成する。そして被害者にその他の権利及び救済ルートを行使できる旨を伝え、被害者及びその子が安全に避難できる場所が必要なときは、社会福祉機関と連携し医療機関やシェルターにて保護する。

そのほか、裁判所が家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した加害者に対し執行猶予を宣告した場合は、警察は直ちに被害者にその旨を通知し、安全計画書を作成することによって被害者の身の安全を強化しなければならない。

４、加害者の逮捕及び訪問調査

(１)加害者の逮捕

警察が公権力をもって執行する項目の中で、逮捕又は勾引措置が最も加害者に対し心理上の恐れを抱かせ、再犯を防止する効果があると考える。

家庭暴力防治法第 29 条は、以下の２種類の状況において、警察は直ちに加害者を逮捕又は勾引することができると定めている。

①家庭暴力罪の現行犯を発見したとき、直ちに逮捕しなければならない。

②加害者がたとえ現行犯でなくとも、家庭暴力罪又は保護命令違反罪の嫌疑が重大だと警察が認めた場合において、家族構成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害する虞があり危険が切迫しているときは、直ちに勾引することができる。

ただ②の勾引の要件は漠然としているので、個別に認定する基準が一致せず加害者の人身自由の権利に影響が出ることを避けるために、家庭暴力防治法第 30 条は、警察は勾引を執行する場合は下記の状況を斟酌しなければならないと定めている。

①加害者の暴力行為が被害者に身体上又は精神上の傷害又は嫌がらせを既に与えており、直ちに隔離しなければ被害者又は他の家庭構成員の生命、身体又は自由が侵害される危険がある。

②加害者に、長期にわたる被害者に対するＤＶ又は保護命令違反行為があるか、過度の飲酒、薬物使用又は薬物濫用の習慣がある。

③加害者が被害者に凶器その他の危険物を利用して脅迫又は暴行をした記録があり、被害者が再度侵害を受ける虞がある。

④被害者が児童、少年、老人、身体障害者その他の事情で自身の安全を確保できない。

（2）加害者の訪問調査

家庭暴力防治法第 48 条第１項第４号は、警察官がＤＶ事案を処理する際、被害者を保護しＤＶの再発を防止するために、必要に応じて加害者に訪問調査及び警告を行う旨を定めている。訪問調査を行う対象者は以下の３つである。

①裁判所から保護命令を発令された加害者。但し、通常保護命令又は一時保護命令を発令された加害者に対しては、事案の程度が重くないことから、警察署の評価審査で許可が下りれば、訪問調査は免除される。

②家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯し、勾留又は収監された加害者で裁判所又は検察庁より保釈又は釈放された者。

③ハイリスクと判断された加害者。

５、通報及びネットワーク間の相互協力

家庭暴力防治法第 50 条第１項は、医療従事者、ソーシャルワーカー、教育関係者、保育関係者、警察官、移民業務人員及びその他家庭内暴力防止･予防の執行人員は、職務執行時に家庭内暴力の疑いがあると知ったときは、直ちに現地の主務官庁に通報しなければならず、遅くとも 24 時間を過ぎてはならないと定めている。よって、警察は、ＤＶを受けている疑いがある被害者を発見した場合には、家庭暴力事案通報表及び親密関係暴力危険評価表など関連書類を記入した後、24 時間以内に警政婦幼通報システムに

連絡し、社会福祉機関に通報して評価を要請し、社会福祉機関のスタッフが現場へ行き調査を行う。

上述の親密関係暴力危険評価表及び訪問調査の結果、高リスク事案と判断した場合には、警察、司法、社会福祉機関、医療、教育及び移民などの機関で立ち上げられた高レベル危機事案ネットワーク会議において毎月開かれるネット会議上で高リスク事案を取り上げ、再発の危険を減少させるため情報を共有し、被害者の安心安全を守るよう保護措置について検討を行う。

このネットワーク間の取り組みにおいて、医療スタッフ、社会福祉、教育及び保育など関連分野の人達がＤＶの防止又は被害者の権益保護のために身体上又は精神上不法な侵害を受ける恐れがある場合は、警察に必要な救助を求め、警察が強制的に公権力をもって介入することで上述のスタッフの職務上の安全を保護するよう努める。

６、加害者処遇計画の執行

加害者処遇計画に関しては、家庭暴力防治法に基づき、ＤＶ加害者に対し、認知教育プログラム、親教育プログラム、心理カウンセリング、精神科での治療、薬物及びアルコール依存の治療プログラムなど多方面の治療を、社会福祉機関が加害者個人に適合したものを選び実施している。

裁判所が発令した保護命令の内容が、加害者に処遇計画を受けさせるものであった場合、社会福祉機関は処遇計画を策定すると同時に、警察機関に連絡し加害者が規定により処遇計画を受けねばならない旨を通知するよう要請する。

加害者が処遇計画を受けない場合、又は処遇計画を受けたが時間数が不足し若しくは処遇計画の内容を遵守していない場合は、警察に通知しそれらを完成させるよう加害者に命じる。

それにもかかわらず加害者が処遇計画に違反した場合は、家庭暴力防治法第 61 条による保護命令違反罪で送検される。

７、教育訓練

家庭暴力防治法第 59 条第２項は、「警察機関は所属の警察官に対し家庭内暴力を防止する在職者教育訓練を行わなければならない。」と定めている。

ＤＶ防止訓練課程を通して、警察に求められる役割を認識させＤＶに関する知識や処理技術及び衝突を解決する専門能力を向上させＤＶ事案を適切に処理するよう努めている。

以上が、警察がＤＶ事案において実務上行う業務である。次はこの業務の内容と流れを個別に説明する。

警察機関がＤＶ事案を処理する作業流程

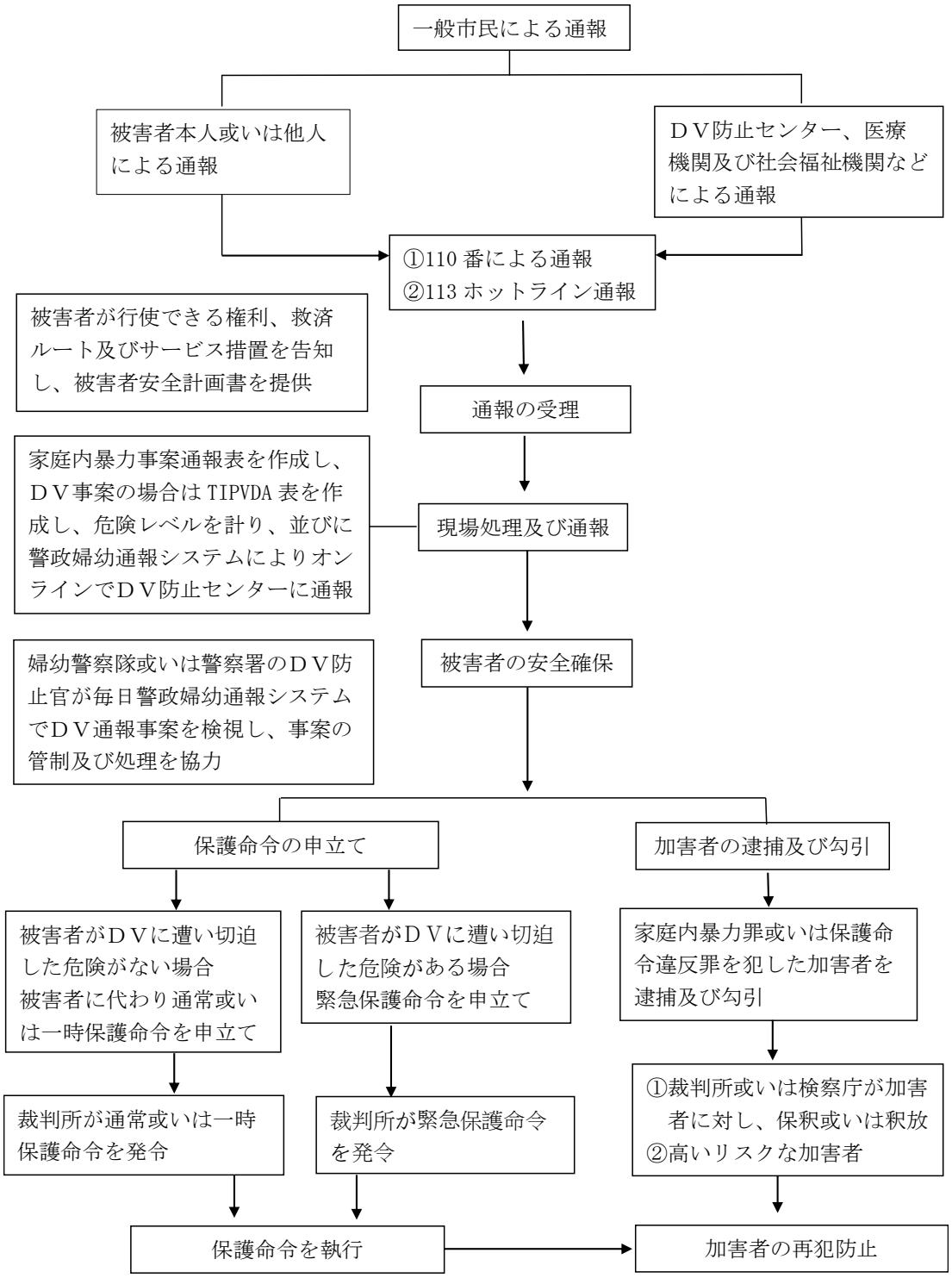

１、通報の受理

警察機関がＤＶ事案をどのような流れで処理し保護命令の執行まで辿り着くのか、その過程を説明する。

まず通報を受理するところから始まるが、ＤＶ事案において被害者、第三者又はＤＶ防止に関連する機関が警察機関に通報する場合、ルートは①110 番通報システムからの通報と②社会福祉機関の 113 ホットラインからの通報[278]の２つがある。それぞれの作業は以下の通りである。

（1）110 番通報システムからの通報

警察本部の勤務指揮センターの警察が被害者から通報を受け、被害状況、地点及び「各種事案受理記録表」を作成し、管轄権のある警察署内の指揮センター及び婦幼警察隊に連絡する。警察署内の指揮センターは通報を受けた後、管轄内の派出所の警察に現場に向かい処理するように指示を出す。婦幼警察隊は連絡を受けた後、派出所の警察が処理した結果に対して調整を行う。

もしＤＶの事実があれば警察は処理が完了した後、「業務記録簿」を作成する以外に、24 時間以内に内政部警察庁知識ネットシステム内の警政婦幼通報システムで「家庭内暴力事案通報表」を作成し、被害者の自己評価及び処理する警察の評価意見により、「台湾親密関係暴力危険評価表（Taiwan Intimate Partner Violence Assessment)」（以下 TIPVDA 表と称する)」を作成し、オンラインで「ＤＶ防止センター」に通報する。

（2）113 ホットラインからの警察機関への通報

上述の 110 番通報システム以外に、もう１つのＤＶ通報ルートが 113 ホットラインで救助を求めることである。113 ホットラインのスタッフが被害者の生命、身体又は自由が危険にさらされると判断した場合、警察本部の勤務指揮センターへ通報を行う。

警察本部の勤務指揮センターは管轄権のある警察署内の指揮センター及び婦幼警察隊に連絡する。警察署内の指揮センターは通報を受けた後、管轄内の派出所の警察に現場に向かい処理するように指示を出す。婦幼警察隊は連絡を受けた後、派出所の警察が処理した結果に対して調整を行う。

---

[278]内政部が 2001 年 1 月 13 日に「113 婦幼保護ホットライン」を設立した。「113」の番号は 1 本の電話、１つの窓口、３種のサービス(家庭内暴力、児童保護、性侵害)を意味する。このホットラインは 24 時間無料で救援電話を受け付けている。一般民衆がこの電話で救助を求めると、このホットラインシステムは所在地の家庭内暴力及び性侵害防止センターに繋がり、専門スタッフがオンラインでサービスを提供する。

警察は処理が完了した後、直ちに結果を警察署の指揮センターに報告し、警察署の指揮センターが２時間以内に処理結果を 113 ホットライン及び婦幼警察隊に報告することによって、二重に調整を行う。

ＤＶの事実がある場合には、警察は処理が完了した後、処理の結果を「業務記録簿」に記す以外に、事案を受理した後 24 時間以内に内政部警察庁知識ネットシステム内の警政婦幼通報システムで「家庭内暴力事案通報表」を作成し、被害者の自己評価及び処理する警察の評価意見により、TIPVDA 表を作成し、オンラインで「ＤＶ防止センター」に通報する。

２、現場処理及び通報

通報を受けＤＶの現場に向かった警察は、まず現場をコントロールし、被害者がそれ以上暴力を受けないようにしなければならない。被害者の傷の程度を確認し、必要であれば 119 番に通報する。現場処理及び関連機関への通報の流れは以下の通りである。

まずＤＶ事案の現場をコントロールして秩序を維持し、加害者、被害者双方の状態、身体又は周辺物品の毀損状態を見て、適切に隔離し、加害者が再び暴力を振るわないようにする。もし現場で人が傷を負っていたり、物品が破壊されている場合は、証拠となるように被害者の傷の部位や物品の破壊状態を撮影する。

警察は被害者の傷の状態を判断し、治療が必要な場合には、直ちに救急車を呼び、救助処理を行う。被害者を安全な場所に保護する必要がある場合には、社会福祉機関に連絡してシェルターを手配し、被害者をシェルターまで護送する。

警察はＤＶ事案を受理する場合、忠実且つ詳細に現場状況、証人の証言を「業務記録簿」に記さなければならない。そして、事案を受理した後 24 時間以内に内政部警察庁知識ネットシステム内の警政婦幼通報システムで「家庭内暴力事案通報表」を作成し、被害者の自己評価及び処理する警察の評価意見により TIPVDA 表を作成し、オンラインで「ＤＶ防止センター」に通報する。婦幼警察隊及び警察署のＤＶ防止官が毎日警政婦幼通報システムでＤＶ通報事案を検視し、事案の管制及び処理を協力する。

３、被害者の安全保護

警察はＤＶ事案を処理した後、被害者の陳述及び現場処理を行った時の状況を基に TIPVDA 表を作成し、被害者に対しての危険度の評価を行う。もし危険度の点数が８より小

さく、被害者の生命又は身体に切迫した危険がない場合、「安全計画書」を作成し、被害者に保護命令の申立てなど救済ルートがあり、法律上のアドバイスを提供する旨を伝える。被害者が安全な場所に避難することを望むときは、被害者を派出所に保護した後、ＤＶ防止センターと連携して評価を行い、必要であれば社会福祉機関スタッフがシェルターへ被害者を送り安全に保護する。

TIPVDA 表の危険度の点数が８以上であるか、被害者の生命又は身体に切迫した危険又は非常に危険がある場合、高レベル危機事案と判断し[279]、「安全計画書」を作成するほか、「家庭内暴力高レベル危機事案ネットワーク会議作業システム」を通してＤＶ防止センターに通報する。ＤＶ防止センターは 24 時間以内に被害者と連絡を取るように社会福祉スタッフに指示し安全を確認する。

被害者に切迫した危険があると判断した場合には、警察が主動的に緊急保護命令の申立てを行い、同時にＤＶ防止センターと連携し社会福祉スタッフに指示し被害者を安全な場所又はシェルターへと移し安全を確保する。

高レベル危機事案について、切迫した危険が直ちには見られず、被害者も保護命令の申立てを望まず、シェルターへの避難も望んでいないときは、警察は被害者の住所で安全を確保するように被害者の住居所のパトロール強化を行い、被害者が出廷する際は安全を考慮して付き添うなどの措置を取らなければならない。

４、保護命令の申立て及び執行

警察が保護命令を申し立て執行する際に遵守すべき関連手続は以下の通りである。

（１）保護命令の申立て

警察は通報を受け現場で様々な処理を行った後、被害者の生命又は身体に切迫した危険がないと判断した場合には、被害者に保護命令という制度があり、それを申し立てることで被害者自身の身の安全を確保できることを知らせる。被害者が保護命令の申立てを望むときは、被害者に代わり「民事通常又は一時保護命令申立書」を作成し、家庭暴力事案通

[279] １、TIPVDA 表により被害者が自己評価し、全体 15 点の内危険ポイント 8 点以上であるが、8 点未満だが被害者本人が危険又は非常に危険と判断した場合は、高レベル危機事案となる。
２、警察、社会福祉スタッフ又は医療スタッフが危険と判断した場合も、高レベル危機事案となる。

報表、家庭暴力事案を処理した現場報告表、傷害診断書又は親密関係暴力危険評価表など関連書類を準備した上で、ＤＶ防止官が管轄の裁判所に申立てを行う。

しかし被害者に虐待、恐喝又は傷害など不法侵害を受けている恐れがあり切迫した危険があると判断した場合には、現場処理を行った警察がＤＶ防止官に伝え、ＤＶ防止官が「警察署」名義で主動的に「民事緊急保護命令申立書」を記入し、口頭、ファクシミリその他の科学技術設備によって、裁判所に緊急保護命令を申し立て、速やかに被害者を救助しなければならない。その場合において、裁判所が緊急保護命令を発令する前に被害者を保護する必要があるときは、警察が被害者の居住地に赴き安全に保護した上で、社会福祉スタッフに連絡し、被害者を安全な場所又はシェルターに避難させ安全を確保する。

（２）保護命令の執行

ＤＶ事案発生後、ＤＶの程度によって様々なケースが考えられるが、加害者が家庭暴力罪の現行犯であったり、現行犯でなくとも被害者の生命、身体又は自由を継続的に危険にさらす恐れがあり、しかも差し迫った状態であれば、警察は逮捕するか勾引して送検するが、そうでなければ加害者の行動の自由は制限も拘束もされないので双方共同の住所に帰ることになる。加害者が逮捕又は勾引された場合にも、検察官又は裁判官が尋問した後、勾留の必要がないと判断し、且つ被害者の住所からの退去や接近禁止が要求されなければ、保釈又は釈放された後は晴れて自由の身となり、元の場所に戻ることができる。

このように加害者と被害者が事件後も一緒に生活するケースでは、保護命令が発令されるまでの期間が非常に危険であり、一刻も早い発令が待たれるが、警察は裁判所が発令した保護命令を受け取った後、ＤＶ防止官又は派出所の警察が、緊急保護命令であれば 24 時間以内、一時保護命令は３日以内、そして通常保護命令であれば６日以内に執行を行い、被害者・加害者双方にその事実と内容を伝え、加害者には保護命令に規定された事項を確実に遵守ように要求する。

「行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定」第 12 条に、行政機関が保護命令を執行する際は、保護命令で禁止されている行為及び事項の遵守について、確実に遵守するよう当事者に命じると規定されており、執行対象として主に加害者が問題となるが、保護命令で禁止されている行為及び遵守事項を確実に遵守するよう命じ、必要であれば、被害者に協力を要請し、保護命令の内容を完了させなければならない。

警察は、金銭給付及び閲覧禁止に関する保護命令以外の暴力禁止令、退去命令、接近禁止令、使用権の帰属、未成年子の扱いなどの内容の保護命令に対して執行の責任を負う。

加害者に被害者の居住地から退去させる退去命令が出た場合、被害者の意思に関係なく加害者は被害者に全ての鍵を引き渡した上で退去しなければならず、被害者が安全に居住地を占有できるように警察は加害者が完全に退去したことを確認する。又使用権の帰属に関しては、加害者に自動車、バイクその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の交付を命令し、加害者が交付を拒んだ場合は、強制的に被害者に引き渡すことができる。未成年子の扱いに関しては、親権の変動が関わるので、当事者双方の意見を聞き、引渡しの方法や時間及び場所などを決定する。もし加害者が未成年子の引渡しに応じない場合、被害者の申立てにより警察が期間内に引き渡すよう加害者に命じ、それでも期間内に引き渡されない場合は、履行できなかった証明書を発給し、裁判所に強制執行の申立てを行う。

これらの保護命令の執行が完了した後、「保護命令執行記録表」を作成し、物品引渡しの場合は、別に「物品引渡しリスト」を作成し、執行過程を記録し、執行状況を裁判所に提出する。

５、加害者の逮捕及び勾引

警察がＤＶの現場をコントロールした後、まず被害者と加害者の身分関係及び被害者が既に裁判所が発令した保護命令を取得しているかを確認する。そして双方が家庭暴力防治法第３条に定義される家庭構成員であり、被害者が既に保護命令を取得していれば、加害者のＤＶ行為は家庭暴力罪又は保護命令違反罪に当たり、家庭暴力防治法第 29 条及び「警察機関がＤＶ事案を処理する際の勾引逮捕に関わる作業規定」の規定により逮捕又は勾引手続を行う。

加害者が家庭暴力罪又は保護命令違反罪の現行犯であった場合には、被害者が告訴するかどうかに関わらず、家庭暴力防治法第 29 条第１項の規定に基づき直ちに加害者を逮捕し、現行犯逮捕に関する刑事訴訟法第 92 条に基づき検察庁に送検する。

しかし、警察が現場に駆け付けた時には、加害者が既に暴力を停止していたり、現場から逃げてしまっている場合も多く、処理を行う警察は注意深く被害者の傷の程度や、ＤＶ現場の状況、加害者が致命的な傷を負わせる可能性の高い武器を使用しているかどうかなど被害者及び第三者の証言を分析し、加害者の身体、携帯している物品、使用している車及びバイクなど、手に触れる場所にある物について直ちに捜査を行い、加害者が家庭暴力罪又は保護命令違反罪の嫌疑があるかどうかを判断する。もし家庭暴力罪又は保護命令違反罪の疑いが重大と認められ、且つ引き続き家族構成員の生命、身体又は自由に侵害の危

険があり、勾引の条件[280]に該当する場合は、刑事訴訟法第 88 条の１の規定により加害者を直ちに勾引しなければならない。

警察がすぐ勾引を行う場合において、事態が急を要し検察官に報告する時間がないときは、執行した後直ちに検察官に勾引状を請求しなければならないが、検察官が勾引状を出さない場合は、加害者を釈放しなければならない。

いずれにせよ警察が逮捕又は勾引手続を行う場合は、被害者の請求、加害者と被害者の親密さや利害関係、第三者の意見、もう暴力を振るわないという加害者の誓いなどの要素の影響は受けず、且つ逮捕及び勾引の原因は書面で 24 時間以内に本人及び家族に通知される。

６、加害者の再犯防止

以上のように被害者を保護し、保護命令の執行を行い、加害者を逮捕又は勾引することは、警察がＤＶ事案を処理する上での重要な業務であるが、最終的な目的は加害者の再犯防止にあり、本法施行初期のように、ＤＶ発生後に介入して関与することにのみ重きをおいて、ただ被害者を保護し、保護命令を執行し、加害者を逮捕又は勾引するだけでは被害者に対して継続して行われるＤＶの連鎖を断ち切ることは難しい。

ＤＶ加害者の再犯を防止するには、精神的なケアや加害者処遇といった予防的措置を取り入れ、加害者に対する定期的な訪問調査を行い、医療・社会福祉機関と連携しネットワーク間で包括的に対処していかなければならないと考える。

警察が取り組んでいる再犯を防止する業務は以下の通りである。

（１）加害者に対する訪問調査

家庭暴力防治法第 48 条第１項第４号は、警察官がＤＶ事案を処理する際、被害者を保護しＤＶの再発を防止するために、必要に応じて加害者に訪問調査及び警告を行う旨を定めている。

---

[280]「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」は勾引できる５項目を定めており、警察がＤＶ事案を処理するときに、直ちに加害者を勾引するかどうかの参考となる。
１、ＤＶ加害者の家庭暴力罪又は保護命令違反罪の疑いが重大と認められ、且つ引き続き家族構成員の生命、身体又は自由に侵害の危険がある場合。
２、現行犯人の供述により、共犯の疑いが重大と認められる事実がある場合。
３、執行又は拘留中で逃走した場合。
４、事実上犯罪の疑いが重大であると認められ、職務質問で逃走した者。但し、最高１年以下の有期懲役、禁錮又は罰金などの罪を除く。
５、死刑、無期懲役又は最高５年以上の有期懲役の罪を犯し、事実上逃亡の虞がある場合。

警察庁は、加害者に対する訪問調査を行う警察のよりどころとするため、2010 年１月６日に「警察機関ＤＶ加害者訪問調査を執行する計画」を施行し、訪問調査を行う対象、実施する頻度と期間、方法と技法を明確に定めた。訪問という方法を通して、直接対面でＤＶ加害者に禁止された事項を遵守し暴力を繰り返すことがないように警告し、加害者に恐れを抱かせ再発を防止するというものである。それと同時に加害者の現在のデータを収集しリスク評価を行い、その上で被害者の安全に対する計画を制定し被害者の生命及び身体の安心安全を確保する。

以下はその対象と期間及び執行方法である。

①訪問調査の対象

管轄内で起きたＤＶ事案について下記の条件に当てはまる加害者に対し、ＤＶ防止官又は派出所の警察は訪問調査を実施する。

ⅰ.裁判所から保護命令を発令された加害者。しかし通常保護命令及び一時保護命令を発令された加害者に対しては、事案の程度が重くないことから警察署の評価審査で許可が下りれば、訪問調査は免除される。

ⅱ.家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯し、勾留又は収監された加害者で、裁判所又は検察庁より保釈又は釈放された者[281]。

ⅲ.ハイリスクと判断された加害者。

[281]検察官又は裁判官が保釈、住居の制限、釈放又は勾留される必要がないと判断した場合、家庭暴力防治法第 31 条第 1 項の一種又は複数の条件を付け、加害者にこの条件を遵守することを命じる。
１、相手方に、被害者に対する家庭暴力を禁止すること。
２、相手方に、被害者に対する嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止すること。
３、相手方に、被害者の住居からの転出を命令すること。
４、相手方に対して、次に掲げる特定の場所から離れるよう命令すること。被害者の住居・学校・職場又はその他のよく出入する場所。
５、その他の被害者の安全保護事項。
検察官又は裁判官が加害者に対し、保釈、住居の制限、釈放又は勾留される必要がないと判断した場合、電話、ファクシミリその他の科学技術設備によって通知し、警察機関に資料を記入した後、裁判所に送り返させ、確認の手続が完了する。又検察官又は裁判所は条件付きで加害者に遵守を命じる場合は、書面で加害者、被害者双方に通知する。「警察機関における DV 事案加害者保釈通知後の連携作業規定」により、各警察本部、警察署の勤務指揮センターは、検察庁又は裁判所からファクシミリ又は電話による通知を受け取った後、資料に適切に記入し、検察庁又は裁判所に送り返し、確認の手続が完了する。婦幼警察隊及びＤＶ防止官は執行状況を管制し、派出所に被害者の居住地のパトロール及び人身安全保護を強化させ、及び加害者に警告を行い、通知を受け取った後、24 時間以内に執行状況を検察庁又は裁判所に送り返す。

②訪問調査を行う頻度及び期間

上述の対象者に対して行う訪問調査の頻度と期間であるが、「警察勤務区域訪問調査作業規定」第２点の規定により、それぞれ異なる。

上述のｉとⅱに該当する対象者に対しては、ＤＶ防止官又は派出所の警察は３ヵ月ごとに１回以上訪問調査を行い、３ヵ月以上の訪問調査経過後（又は２回以上の訪問調査)、その危険程度が低下したと判断した場合は、訪問調査を停止するが、別の規定により引き続き訪問調査をする場合は、その規定により行う。

上述のⅲに符合する対象者に対しては、ＤＶ防止官が毎月少なくとも１回は加害者に訪問調査を行い、その結果を毎月開かれる「高レベル危機事案ネットワーク会議」にて報告し、解除の決議がなされると訪問調査は停止される。

③執行の方法

ＤＶ防止官は上記のＤＶ事案の加害者に対し、評価付けをした後、自ら又は管轄の警察により、戸籍訪問又はその他適切な方法で訪問調査を実施する。

派出所の警察は上述のｉとⅱの加害者に対して訪問を行った後、その結果及び所見を「勤務区域訪問調査処理システム」に入力するほか、ＤＶ防止官が毎月抜き打ち検査をし必要があれば加害者に対して追加訪問を行う。

上述のⅲの加害者に対しては、ＤＶ防止官が訪問した後、その結果及び所見を「家庭内暴力高レベル危機事案ネットワーク会議作業システム」に打ち込み、毎月開かれる「高レベル危機事案ネットワーク会議」に提出し討論する。

リスト済みの加害者がその他の地方に居住地を移動した場合は、加害者の元の居住地の婦幼警察隊から新しい居住地の婦幼警察隊へ連絡し、管轄内の警察署に通知し、ＤＶ防止官又は派出所の警察に引き継がせて加害者訪問を行うように指示する。

（２）ネットワーク間の相互協力

警察が実務上行っている再犯防止業務には、加害者への訪問調査以外に、ＤＶ防止に関連する他機関と連携しての加害者処遇プログラムの執行や、高レベル危機事案への対処などの取り組みがある。既に述べたようにＤＶは単なる夫婦喧嘩ではなく、様々な要因が潜んでいるため警察が定期的に訪問調査を行うだけでは根本的な解決にならず、ＤＶに至った原因に対して、認知教育、心理カウンセリング、精神治療又は薬物、アルコール依存治療などの処遇プログラムを実施し、根本的なリスク減少に取り組まなければ加害者の再犯を防ぐことは難しい。

司法、社会福祉、教育、医療などの機関とＤＶ防止ネットワークを形成し、他機関と連携して加害者処遇プログラム及び高レベル危機事案に対して様々な分野から包括的に行っている取り組みを以下に整理する。

①ＤＶ加害者処遇プログラムの執行

裁判所は保護命令を審理する場合において、加害者に何らかの傾向、精神異常や薬物、アルコール依存などの問題が見られたときは、ＤＶ防止センターに依頼し加害者が処遇計画を受ける必要があるかどうかの評価を行う。ＤＶ防止センターが、加害者は処遇計画を受ける必要があると評価したときは、処遇計画建議書を作成し、意見と建議を裁判所に提出する。

裁判所はそれに基づいて、処遇計画を加害者に受けさせる必要があると判断したときは、家庭暴力防治法第 14 条第１項第 10 号により、加害者に処遇計画プログラムを完成するように命じ、ＤＶ防止センターに処遇プログラムを計画するよう通知する。

ＤＶ防止センターは加害者評価の結果を基に、認知教育カウンセリング、心理カウンセリング、精神治療、薬物又はアルコール依存症治療その他のカウンセリングや治療などを適切に手配すると同時に、警察機関に連絡し、加害者に規定により処遇計画を受けさせるよう通知を依頼する。

加害者が処遇計画を受けない場合、又は受けたが時間数が不足し若しくは処遇計画の内容を遵守していない場合には、警察に通知しそれらを完成させるように加害者に命じる。それにもかかわらず加害者が処遇計画に違反した場合は、家庭暴力防治法第 61 条による保護命令違反罪で送検される。

②ＤＶ防止ネットワークの協力

台北市は 2009 年９月 20 日に「家庭内暴力安全防護ネットワーク計画」を実施した。それによると、ＤＶ発生数及びエリアの特性により全ての市の行政区を４つに分け、警察、司法、社会福祉、教育及び医療などの機関ごとに順番で司会を受け持ち、毎月「高レベル危機事案ネットワーク会議」を開き、そこで個別事案について各分野の専門家らと共に検討を行う。

既に述べたように、警察は被害者から加害者の不法侵害状況を聴取した後、TIPVDA 表を作成し危険度の評価を行う。評価を行った点数が８より高い場合は高レベル危機事案となり、直ちに「家庭内暴力高レベル危機事案ネットワーク会議作業システム」に通報し、

ＤＶ防止センターが２回目の危険評価を行う。そこでまだ高レベル危機事案と判定されると、その事案は「高レベル危機事案ネットワーク会議」にかけられる仕組みになっている。

警察は「高レベル危機事案ネットワーク会議」において、被害者の身辺の安全を守るが、もう１つ重要な業務が（1）で述べた加害者訪問調査である。ＤＶ防止官は毎月管轄内のＤＶ加害者に対して訪問調査を行っているが、加害者を直接訪問し対面で話をしたり、近隣住民の情報提供などを通して、加害者の生活近況及び動態を掌握し、それらを「高レベル危機事案ネットワーク会議」で報告し、各分野の専門家らと共に検討を行い、加害者のＤＶ再犯の防止に努めている。

そして加害者訪問調査とは別に、婦幼警察隊及び警察署は、高レベル危機及び特殊事案のＤＶ加害者・被害者の居住地付近をパトロールし、被害者の安心安全を強化している。

高レベル危機事案は「高レベル危機事案ネットワーク会議」を経てリスト解除されると、訪問調査は停止される。しかし加害者が保護命令を発令された対象者である場合は、「警察勤務区域訪問調査作業規定」により引き続き訪問調査を実施する。

そして加害者と被害者との間に依然として危険因子がある場合は、ネットワーク会議を経て社会福祉機関のスタッフが引き続き事案を追跡する。もし追跡調査を行う中で、加害者が薬物を吸っている、アルコール依存症が治っていない、怒りっぽい、情緒不安定又は被害者に復讐しようとしているなどの傾向が見られ危険度が高くなった場合は、独自に危険評価をし、「高レベル危機事案ネットワーク会議」において再度各分野の専門家らと検討した上で、加害者に再犯の可能性が高いとなればＤＶ防止官が警察署署長の許可を取った後、加害者を訪問対象のリストに加え、再び訪問調査が行われる。

以上、警察がＤＶ防止業務において実務上何を行い、どのような流れで処理を行うのかを見てきた。ＤＶ事案の通報を受けて直ちに現場に向かい、加害者を逮捕又は勾引し被害の拡大を防ぐこと以外に、社会福祉機関と連携し被害者にシェルターや安全な避難場所を提供し、それと同時に保護命令の申立てと執行を通して加害者からの再度の不法侵害を受けることを防止するなど、警察の業務は多岐にわたる。又、加害者に対しては、暴力習性を改善させるために訪問調査を通じて対面で警告し再犯を防ぐと共に、関連機関と連携し、ＤＶ防止ネットワークの取り組みの中で、専門家らと情報を共有し、リスク評価を行い、特定加害者のための処遇又は医療プログラムを制定し執行している。

このように警察機関のＤＶ防止業務は多岐にわたり、且つＤＶ事案は年々増加しより複雑化している。家庭暴力防治法施行時の組織編成のままでは対処しきれなくなり、警察庁は 2002 年３月８日に「婦幼警察隊」を設立し、警察署にＤＶ防止官及びコミュニティーＤＶ防止官を配置し、ＤＶ防止業務の執行を専門的に行うこととした。第３節では台湾の警察機関におけるＤＶ防止業務の歴史改革及び分業について詳しく説明する。

第３節　警察機関におけるＤＶ防止業務の分業

前節で述べたようにＤＶ事案における警察の業務は多岐にわたり、多忙を極める。一般の刑事事案のように単純な事後の犯罪処理だけでなく、被害者を安全に保護すると共に加害者の再犯を防止するなど予防性の業務も行わなければならず、家庭暴力防治法施行当時の組織及び人員配置では満足のいくＤＶ防止業務を推し進めることが難しくなった。

上記の問題を解決するため、警察庁は中央と地方の警察機関でそれぞれ別に組織及び人員配置改編を行い、2000 年６月に刑事警察本部犯罪予防科の下に「婦幼安全組」を設立し、専門的に全国のＤＶ防止業務の計画を担うこととした。2002 年 3 月 6 日には各自治体の警察本部に要請し、「女子警察隊」の名称を「婦幼警察隊」に変更し、又女子警察隊がない自治体は少年警察隊の中の婦人警察組の名称を婦幼組と変更し、ＤＶ防止業務の企画にあたらせた。2005 年９月１日には「地方警察機関の組織機能強化編集案」の中で、婦幼警察隊が設立されてない自治体の警察本部に、全面的に婦幼警察隊を増設するよう要請した。

警察が執行するＤＶ業務の法制化及び専業化を推進するため、警察庁は 1999 年 6 月 22 日に「警察機関保護命令執行及びＤＶ事案処理規定[282]」を発令し、その第２条に基づき、各警察本部、警察署はＤＶ防止業務を担当する専門人員を指定した。1999 年 7 月より、各警察署刑事組は「ＤＶ防止官」を設け、ＤＶ業務を執行する人員を１名置き、確実にＤＶ事案防止に関わる業務を遂行するようにした。

又、2005 年 7 月 7 日より、台東県警察本部が派出所に「コミュニティーＤＶ防止官」を最初に設置し、派出所の警察がＤＶ事案を処理する場合に、法により正確且つ適切に処理できるようにＤＶ防止に関する専門知識を強化した。2007 年 9 月 7 日には「警察庁派出所

[282]内政部は 1999 年 6 月 22 日に「警察機関保護命令執行及びＤＶ事案処理規定」を発令し、2007 年 9 月 28 日に「警察機関保護命令執行及びＤＶ事案処理規定」の名称を「行政機関保護命令執行及びＤＶ事案処理規定」に変更した。

コミュニティーＤＶ防止官設置実施計画推奨」を発令し、全国の派出所に「コミュニティーＤＶ防止官」１名を置き、ＤＶ事案を処理する機能を向上させた。

以下では、警察庁が警察機関のＤＶ防止業務における効果と役割分業を促進させるため、中央と地方の組織をどのように改造したのかについて整理する。

１、中央の警察機關

家庭暴力防治法施行初期、中央警察機関は全国の警察におけるＤＶ防止業務を計画し推進する専門の部門を設置していなかった。既にあった組織及び人員が他の職務を兼務しながらＤＶ業務に当たっていた。

ＤＶ防止業務に特化した部門を設けるべきだとの世論や、より複雑化するＤＶに対処するため 1999 年 11 月 24 日に行政院婦女権益促進委員会は第７回会議において、ＤＶ防止業務と犯罪予防業務を同一部門に統合するように警察庁に建議した。この決議内容を受けて警察庁は 2000 年６月に刑事局犯罪予防科に「婦幼安全組」を増設し、全国の警察におけるＤＶ防止業務の計画と推進を一括して行うこととした[283]。

2010 年より政府は中央機関の組織改造を推し進め、行政院はＤＶ防止及び婦女、児童安全保護に関する業務を強化するため、2013 年 7 月 23 日に元内政部の「児童局」及び臨時に編成した「家庭内暴力及び性侵害防止委員会」などの婦女、児童を保護する機関を衛生署と合併させ、「衛生福利部」を設立した。

中央機関がＤＶ防止業務を職務とする機関の組織ランクを引き上げたが、依然として刑事局犯罪予防科の「婦幼安全組」が全国の警察機関のＤＶ防止業務を担っていたので、この組織レベルのままでは中央の他のネットワーク機関と効果的に連携することができないでいた。そこで 2010 年４月 27 日「行政院婦女権益促進委員会は第 33 回会議」において、警察機関と中央の各ＤＶ防止ネットワーク機関との連携と協力を強化するために、警察庁に中央警察機関のＤＶ防止業務を行う組織レベルを引き上げるように要請した。

警察庁は上述の委員会の要請を受け、中央と地方警察機関の「警政婦幼組織改造方案」を推進し、各ＤＶ防止業務を執行する中央及び地方警察機関の組織及び人員の改革を実行した。この婦幼組織改造は 2014 年 1 月 1 日に実施され、中央警察機関における改造部分は、警察庁において元々全国の戸籍業務を担当していた戸籍組を防治組に改名し防治組の下に「婦幼安全科」を作り、元々刑事局犯罪予防科の「婦幼安全組」が行っていた全国の警察ＤＶ防止業務を「婦幼安全科」が担うことになった。組織レベルを警察庁防治組に引

[283]「台灣家庭内暴力防治大事紀」（衛生福祉部、2018 年）45 頁。

き上げた「婦幼安全科」が行うことにより、警察機関と中央の各ＤＶ防止ネットワーク間の連携と協力を効果的に行うことができるようになった[284]。

中央警察機關におけるＤＶ防止業務を行う組織分業

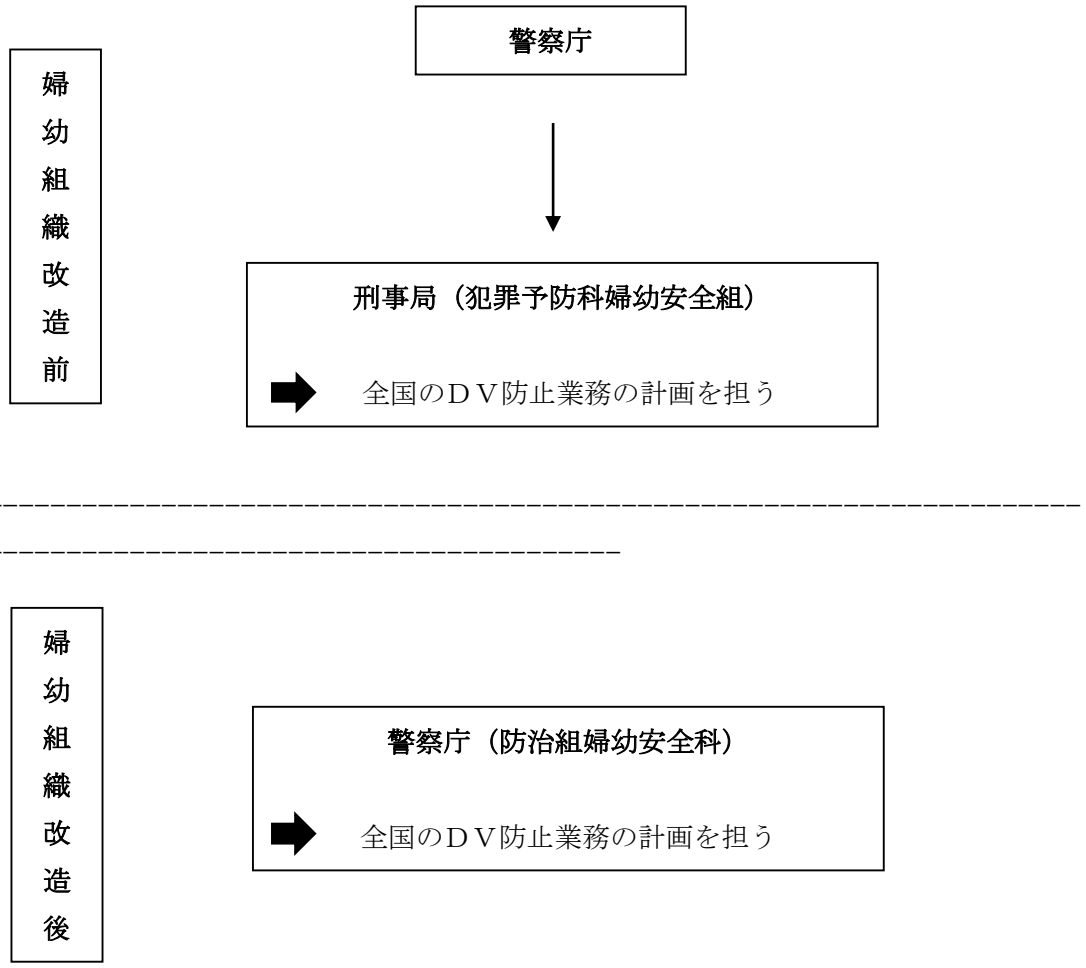

２、地方の警察機關

上述の婦幼組織改造に合わせ、地方警察機関は同時にＤＶ防止業務の組織及び業務の調整を行った。地方警察機関が推し進めるＤＶ防止業務は主に警察本部及び警察署など２つの業務ランクに分かれており、警察本部は婦幼警察隊がＤＶ防止業務の計画と監督を担い、警察署は防治組を設置しＤＶ防止業務の推進と執行を行っている。関連する組織と人員の変動は以下の通りである。

（１）婦幼警察隊

台湾では 1951 年に台北市警察本部において、女子警察隊が初めて設置された。次いで 1979 年に高雄市警察本部に女子警察隊が設立された。女子警察隊の主な任務は迷子、徘徊

[284]李晉偉「警政婦幼組織改造」『刑事双月刊』第 58 期（2013 年 10 月）22-27 頁。

する老婦人又はパトロール及び登下校児童の保護、要人護衛及び臨時支援勤務業務、女性に関わる犯罪の捜査支援、110 番勤務指揮センターにおいて一般市民からの通報を受理するなどであった[285]。

その後、家庭暴力防治法が施行され、地方警察機関もＤＶ防止業務を行うこととなったが、当時はＤＶ事案を専門に扱う部門を設置していなかったため、元々女子警察が担当していた女性及び児童の安全を守るといった業務内容が「ＤＶ防止に関する業務」と近く、ＤＶ事案の被害者の多くが女性であることから、女子警察隊が主にＤＶ防止業務を推進する専門機関となっていった。

しかし当時は台北市及び高雄市に女子警察隊が設置されていただけだったので、警察庁はＤＶ防止業務を同時に推し進めるために、その他の全国の自治体の警察機関に 2000 年に相次いで全国に女子警察隊を設立した。女子警察隊がない自治体は少年警察隊の中に婦人警察組を設け、性侵害犯罪事案、ＤＶ防止、児童保護及びその他の婦人・児童安全保護に関わる事項の処理に当たらせた。

しかし女子警察隊は「女子」という性別で命名されたが、婦女及び児童の安全を保護するのが女性警察官の仕事だと誤ったイメージを一般市民に持たれやすく、ジェンダーの観点からも性別で区別せずに婦女及び児童の安全を保護するといった本来の機能に原点回帰すべきだとし、警察庁は 2002 年３月６日に「女子警察隊」の名称を「婦幼警察隊」とした。

当時、ＤＶ事案及び婦女・児童の人身安全問題は、一般社会、メディア及び国際的にも注目され始め、重大な婦女暴行及び児童虐待事案の検挙率及び被害者の満足度を向上させるべく、警察庁は 2005 年に「地方警察機関組織機能強化編集案」を作成し、全国的に婦幼警察隊を増設していき、婦幼警察隊は「男女共同管理」の原則により運営を行うようになった[286]。

「男女共同管理」の原則の下、2005 年に「婦幼警察隊が重大婦幼事案を捜査する執行計画」を発令し、台北市、高雄市、台北県、基隆市、高雄県、花蓮県の警察本部の婦幼警察隊に刑事組の男性警察官を組み入れた。それにより、連続又は容疑者不明の性侵害事案、重大ＤＶ事案、非組織性の人身売買事件、未成年性犯罪などの処理に当たることができる

[285]王佩玲「警察･性別･文化－女性警察業務の探索」『女性警察政策検討会論文集』（警察庁及び中央警察大学、2004 年）37-46 頁。
[286]黄翠紋「事案を中心とする DV 防止ネットワークの困難及び対応政策－警察政策の観点から」『家庭内暴力及び性侵害防止実務業務検討会論文集』（2008 年）27 頁。

ようになった。更に刑事案件の送検権を与え、２名以上の男性刑事警察官を選び（１名は小隊長)、刑事警察の専門捜査知識を婦人警察官に教育し、婦人及び児童の安全保護の目的を達成できるようにした[287]。

警察庁は 2014 年 1 月 1 日に「警政婦幼改造方案」を推進し、各自治体の警察本部の婦幼警察隊がＤＶ防止業務の計画役割を担当する以外に、各警察署がＤＶ防止業務を執行しているかどうかについて監督し、更にＤＶ防止官の人選の権限を与え、選出したＤＶ防止官の成績を参考にその優劣をつけ、婦女、児童保護安全業務機能を全面的に強化できるようにした。

「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」の規定により、婦幼警察隊は以下の業務を担当する。

ⅰ.各自治体の警察本部が行うＤＶ防止措置を計画及び監督し、各警察署が行うＤＶ防止に関する業務を相互協力し合う。

ⅱ.各自治体のＤＶ防止センター同士のＤＶ防止に関わる業務を相互協力し合う。

ⅲ.警察に対するＤＶ防止教育及び訓練を企画する。

ⅳ.ＤＶ防止キャンペーンを企画する。

ⅴ.各警察署の「ＤＶ防止官」及び「コミュニティーＤＶ防止官」の名簿作成。

ⅵ.ＤＶ事案における各資料を収集し、定期的に統計分析を行い、推進策を提起する。

ⅶ.勤務指揮センターが 110 番の通報又は 113 ホットラインにて受理した事案を個別に追跡、再確認する。

ⅷ.重大な家庭暴力罪及び保護命令違反罪の現場鑑定及び捜査を行う。

（２）警察署

婦幼組織改造以前は、警察署のランクにおいて行うＤＶ防止業務は刑事組が担っており、刑事組から選出された刑事がＤＶ防止官を担当しＤＶ防止業務を推進していた。

しかし、刑事組は犯罪捜査に重きをおいていて、ＤＶ防止業務は重視されず、仕事がきついわりに評価されないので志願者が少なく、人員が定着せずに効果的に推し進めることができなかった。

婦幼警察隊が職権で監督及び指導することはできるが、実務上婦幼警察隊はＤＶ防止官の選出や適任がどうかなどの審査及び任命する権限がなかったため効果的な指揮監督ができなかった。

[287]黄翠紋『前掲書』267-269 頁。

この問題を解決するため、婦幼組織を改造し警察署の内部組織及び人員配置に対し、まず元々戸籍業務を行っていた戸籍組を防治組と改名し、元々刑事組が担っていたＤＶ防止業務を防治組が行うことになり、同時に刑事組に配置されていたＤＶ防止官も防治組に移動することになった。

それにより防治組がＤＶ防止業務の推進を担い、刑事組を本来の犯罪捜査に戻した上で、1つ乃至２つの専門チームを設置し、ＤＶ犯罪など女性と子供に関する事案の捜査を行うようにし、ＤＶ事案が発生した際は刑事組の専門チームが主動的に防治組のＤＶ防止官と連携し横の繋がりで各々専門分野を発揮することで機能を統合させるようにした。

防治組のＤＶ防止官と共に警察署において実際にＤＶ防止業務を執行する者として、派出所のコミュニティーＤＶ防止官がある。ＤＶ防止官が警察署のＤＶ防止業務の企画と推進を担っているのに対し、コミュニティーＤＶ防止官は派出所の警察が処理したＤＶ事案を指導するものであり、両者は上下関係にある。警察署におけるＤＶ防止業務の推進に関わるＤＶ防止官及びコミュニティーＤＶ防止官の設立過程と職務内容を以下に整理する。

①ＤＶ防止官

「警察機関保護命令執行及びＤＶ事案処理規定」第２条に基づき、各自治体の警察本部、警察署は専門的にＤＶ防止業務を担当する専門人員を置くことになり、1999 年 6 月 7 日に各警察署刑事組は「ＤＶ防止官」を設け、「親切」「経験豊富で」適切な警察官を１名選出し、確実にＤＶ事案防止に関わる業務を遂行するようにした。同時に１名から数名をＤＶ防止官の代理人として、ＤＶ防止官と協力して業務を行うこととした。ＤＶ防止官の専業的なイメージを打ち出すため、警察庁は 2004 年に「ＤＶ防止官業務査定規定」を作成し、それによりＤＶ防止官の業務成績を評価し、専門知識を強化させ、ＤＶ防止業務に関わるサービスと質を向上させた[288]。

しかし上述の査定規定は、ＤＶ防止官がＤＶ防止業務を推し進める上での成績を評価するのみであって、ＤＶ防止官の選出、訓練、任務、適任かどうかを判断する規定ではなかったため、警察庁は 2013 年 5 月 30 日に「内政部警察庁ＤＶ防止官選出、訓練及び配置に関する規定」を発令し、ＤＶ防止官の選出、訓練、配置及び評価制度を明確に定めた。この規定において婦幼警察隊が行うＤＶ防止官の募集や訓練が定められており、第１段階の筆記試験を通過した後、第２段階の専門訓練を受け、訓練終了前の試験を通過した者が予

[288]黄翠紋『前掲書』270-271 頁。

備のＤＶ防止官となり、順番に各警察署に配置される。ＤＶ防止官が適任でない状況であるときは、その資格は取り消され無効となる。

続く 2014 年 1 月 1 日に各自治体の警察本部に属する警察署は、地方警察機関組織改造及び警政婦幼安全業務を発展させるため「防治組」を設立し、元刑事組のＤＶ防止官を防治組に移動し、婦幼安全業務を担当させることとした。各警察署は少なくともＤＶ防止官を１名配置し、管轄の人口によりＤＶ防止官を１名から４名[289]まで配置することができ、その他管轄区の特性及び婦女及び児童事案件数の状況に応じて、各自治体の警察本部が人数の増減を判断することができる。

「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」の規定により、ＤＶ防止官は以下の業務を担当する。

ⅰ.保護命令の申立てを行う。

ⅱ.管轄内のＤＶ事案個別データを作成し、管理する。

ⅲ.ＤＶ被害者の各々のデータを検視し、再度ＤＶが発生する虞がある家庭に対し、訪問調査を通し、被害者の状況を把握し、且つ適切な安全保護措置を提供する。

ⅳ.派出所の警察が保護命令の執行を通報、指導及び管制する。

ⅴ.ＤＶ被害者の刑事訴訟に関する法律コーディネーターを提供する。

ⅵ.ＤＶ被害者に資料を提供し、関連する機関及び人員と連絡させる。

ⅶ.警察にＤＶ防止に関する教育及び訓練を行う。

ⅷ.加害者の危険評価及び加害者に対する訪問調査、警告及び再犯防止などを行う。

ⅸ.各自治体の主管機関は家庭暴力防治法第 21 条第２項の規定により、保護命令の執行に関する必要な協力を行う。

②コミュニティーＤＶ防止官

家庭暴力防治法施行初期、警察署は既にＤＶ防止官を１名配置しＤＶ防止業務に当たっていたが、人材不足と流動性が大きく派出所の警察に対し効果的なＤＶ事案の処理に関する指導ができていなかった。第一線でＤＶ事案に当たる派出所の警察に対しての指導を強化するために、台東県の警察本部が 2005 年７月７日「台東県警察本部コミュニティーＤＶ防止官を設置する実施計画」を定め、各派出所は適切な人員を１名選出し「コミュニテ

[289]「警政婦幼改造方案」の規定により、各警察署は管轄区の人口により、DV 防止官を１名から４名を配置することができる。管轄区の人口が 10 万未満であれば１名、10 万から 20 万であれば２名、20 万から 30 万であれば３名、30 万以上の場合は４名を配置する。

ィーＤＶ防止官」とし、ＤＶ防止官との業務連絡の窓口となり、派出所の警察官が正確且つ適切にＤＶ事案を処理するようにサポートや指導を行うようにした。

この台東県の取り組みが効果的であったため、警察庁は 2007 年 9 月 7 日「警察庁派出所にコミュニティーＤＶ防止官を設置する実施計画」を発令し、各派出所は管轄区の居民数により、１名から２名[290]の婦女、児童保護に関する講習を受けたことのある人員又はそれに関する業務を行ったことのある人員、又仕事熱心で親切な者を選び、「コミュニティーＤＶ防止官」として業務を行うようになった。

コミュニティーＤＶ防止官は、各警察署の防治組からの監督、指導を受け、ＤＶ事案及び婦女、児童安全保護業務の執行を行う。又「コミュニティー予備ＤＶ防止官」を指定し、職務を代行する。

「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」の規定により、コミュニティーＤＶ防止官は以下の業務を担当する。

ⅰ. 派出所内の警察官に、ＤＶ事案に関する資料記入などを指導する。

ⅱ. 派出所内の警察官及びＤＶ被害者に、刑事訴訟に関する法律コーディネーターを提供する。

ⅲ. ＤＶ事案の各書面資料を検視し、警察署に報告する。

ⅳ. 派出所の管轄内のＤＶ事案を個別にデータ化する。

ⅴ. 派出所内の警察にインフォメーションを提供し、関係する機関及び人員と連絡する。

ⅵ. 各自治体の主管機関は家庭暴力防治法第 21 条第２項の規定に基づき、保護命令の執行に関する必要な協力を行う。

婦幼組織改造前は、ＤＶ防止業務を行う中央警察機関のランクが低く、又警察署は専門の部門を設置していないためＤＶ防止官を務める人員の専門性も十分でなく、人材も定着しないことが大きな問題であった。それを解決するため警察庁の下の刑事局で行っていた全国のＤＶ防止業務を、警察庁に引き上げた組織で行うように改造し、同時に警察署に設置した防治組がＤＶ防止業務を推進することでＤＶ防止官の選出、訓練及び配置に関する規定を制定し、家庭暴力防治法が定める様々な保護措置を効果的に推し進めることができるようになった。

[290]「警政婦幼改造方案」の規定により、各派出所の勤務管轄区が 39 個以下の場合は１名のコミュニティーＤＶ防止官を置き、勤務管轄区が 40 個以上の場合は２名のコミュニティーＤＶ防止官を置く。

警察庁が婦幼組織の改造を行ってから７年が経ち、中央、地方を問わず警察機関の組織はＤＶ防止官の人材の充実や専門性など様々な強化を図ってきた。しかしＤＶ防止業務を巡る現状はどうなのか。特に家庭暴力防治法に基づく保護命令を執行する機関として効果的に機能しているのか。第４節では警察機関が執行する保護命令制度をめぐる現況と直面する問題を事案の分析とともに検証する。

地方警察機關におけるＤＶ防止業務を行う組織分業

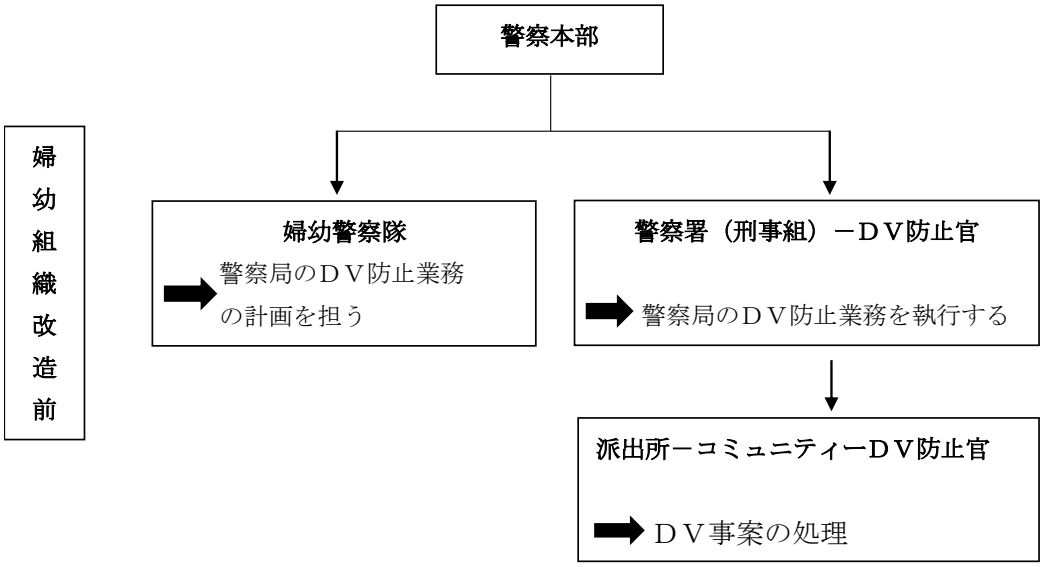

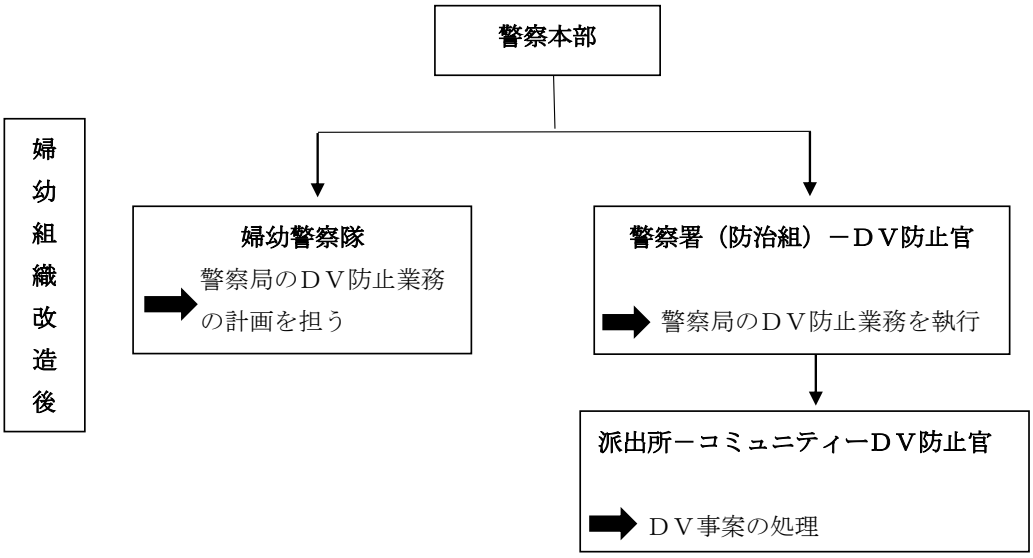

第４節　警察機関が執行する保護命令制度の現状

警察機関が行うＤＶ防止業務には、通報の受理、緊急救助や法の執行など様々な役割があるが、やはり被害者の保護、加害者の処遇及び保護命令違反罪の捜査など、保護命令制度の執行が中心であることは間違いない。

前節で既に述べたように、警察機関は家庭暴力防治法施行から法規及び組織の人員の改革を進め、特に婦幼組織改造後は中央から地方までのＤＶ防止専門組織の構造を形成し、募集及び訓練の方式を通して長い間の課題であったＤＶ防止官の流出という問題を解決した。

組織改造を経て警察はＤＶ防止業務を強化してきたわけだが、保護命令制度を推進する上で様々な課題があることも否めない。本節では警察機關が執行する保護命令制度をめぐる現況と直面する問題を事案の分析とともに検証する。

１、保護命令の申立て

警察庁の 2016 年から 2020 年までの警察機関が処理した家庭内暴力事案の統計によると、警察機関が受理及び通報した家庭内暴力事案件数は 2016 年の 66,475 件から 2020 年の 88,775 件にまで上昇し、成長率は 33.55%に上った。2020 年の家庭内暴力事案総件数 88,775 件の内､警察のサポートを受けて被害者が保護命令の申立てを行った件数は 18,168 件、警察が職権を発動して申立てを行ったのは 603 件と合計 18,771 件であった。

最近５年間に警察機関が処理した保護命令事案の概況[291]

年度	受理した家庭内暴力事案件数	警察のサポートを受けて被害者が申立てをした保護命令件数	警察が職権により申立てをした保護命令件数	裁判所が発令した保護命令を執行した件数	保護命令違反罪で送検した件数	家庭暴力罪で送検した件数
2016年	66,475	15,906	627	25,344	2,729	3,259
2017年	70,861	15,877	592	26,845	2,885	3,465
2018年	73,477	15,723	588	26,514	2,785	3,476
2019年	77,074	16,616	676	23,720	2,744	3,699
2020年	88,775	18,168	603	25,891	3,137	4,415

資料：警察庁

受理した家庭内暴力事案全体からすると、申立ての件数があまり多くないことが分かる。これには被害者側の問題と、警察側の両方に問題があると考える。

（1）被害者側の問題として、保護命令という制度自体をよく知らないという点がある。

第３節でも述べたが、いくら政府が保護命令制度に関する情報をキャンペーンなどを通して提供していても、大部分の被害者はその制度がどういうものか分かっていない。そのため警察に説明されたとしても直ぐに決断するのは難しいと考える。

又学者黄翠紋氏の研究によると、警察機関に救助を求める虐待を受けた女性の中で、保護命令の申立てをしない主な原因は、１、被害者自身が経済上の理由で独立できず、加害者から離れることができない、又は離れたがらない、２、夫の報復又は家族からの圧力を恐れる、３、伝統概念及び子などの要素による影響などがあり、ＤＶを受けた後に保護命令を申し立てることを躊躇してしまう。

そしてこれは第２章でも述べたが、米国の心理学者レノア･ウォーカー氏がいう「暴力のサイクル理論」、「学習された無力感」により、加害者である夫、パートナー、恋

[291]警察庁のウェブサイトー統計インフォメーションー(2021年10月6日アクセス)
https://www.npa.gov.tw/ch/app/data/view?module=wg063&id=2238&serno=11A1078251

人が暴力の後のハネムーン期と呼ばれる優しくなる時期に詫びるため被害女性は許してしまい、関係を切ろうとは思わず、結果として申立てを行おうは思わなくなる。又「学習された無力感」により、加害者に繰り返しひどい暴力を受け続けていると被害女性はその内自分には逃げ出す力がないのだと信じ込むようになり、自分は無力であり無抵抗な状態になってしまう。

このように被害者が保護命令を申し立てる決断をするのには、大変な勇気がいるのである。

（2）その被害女性の背中を押しサポートするのが警察であるが、警察側の問題として、①被害者に寄り添う意識があるかということと、②職権を発動して保護命令の申立てを行う件数が多くないことがある。

①被害者に寄り添う態度が何故必要かは、上記で述べたように被害者側は多くの問題を抱えているケースが多く、何よりも親密な相手から受けた暴力により精神的に非常に傷ついている。暴力の種類も身体的・精神的なものだけでなく性的暴力や経済暴力もＤＶに入る。身体的・精神的暴力も辛いが、性的・経済的暴力も女性として又１人の人間としての尊厳を踏みにじる屈辱的行為である。

それらを親密な信頼していたパートナーから受けたという事実だけでも悲しいのに、それらを又警察で詳しく話さなければならないのである。マニュアル通りの態度では、被害者が警察を信頼できず心を開かないのは当然であり、結果として保護命令の申立てに結び付かなくなる。

②次に職権を発動しての申立て件数が多くないことであるが、2020 年は警察が職権により申し立てた保護命令件数は 603 件であり、保護命令を受理した件数の僅か 2.09％である。言い換えれば、97%以上の家庭内暴力事案は警察が受理した後、通報のみで保護命令の申立てには至っていない。

家庭暴力防治法第10条第２項は、「検察官、警察機関又は各自治体の県(市)主管機関は、裁判所に保護命令を申し立てることができる。」と定めており、被害者及びその家族が主動的に申立てを行う以外に、警察、検察官、社会福祉機関が代わりに又は被害者及び家族をサポートする形で裁判所に申立てを行うことができるわけだが、実務上警察はＤＶ事案を処理した後、被害者に切迫した危険がなければ通常は被害者に保護命令制度という救済制度があることを説明し、被害者が申立てを望んだ場合にのみ必要資料の書き方をサポー

トし被害者の名義で裁判所に申立てを行っており、切迫した危険がある場合に限り緊急保護命令の申立てを行うのである。

緊急保護命令は既に述べたように、①被害者に切迫した危険が迫っている場合と②緊急保護命令を発令しなければ回復できないほどの損害を受ける恐れの２つの要件を満たす必要があり、それらを具体化した警察庁の定める「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」の規定に基づき、職権を発動して保護命令を申し立てる場合には、次の５項目の参考指標のいずれかに該当しなければならないのである。

ⅰ.加害者の暴力行為が既に被害者に身体又は精神上重大な侵害を及ぼしているとき

ⅱ.当事者双方の衝突が激しく、もし加害者を隔離しなければ、被害者又は家族構成員の生命、身体又は自由が危険にさらされるとき

ⅲ.加害者が凶器その他の危険物品を利用し、被害者を侵害し、又再度侵害する虞があるとき

ⅳ.加害者が長期的に連続して被害者に暴力を振るい、又飲酒、薬物中毒の常習者であるとき

ⅴ.加害者が口頭、文字その他の方法で被害者を威嚇し、警察に通報させず又は救助を求めさせないとき

しかし保護命令を申し立てる際の上記の５項目の参考指標はあくまでも基準であり、警察が最初にＤＶ被害者に接して保護命令を申し立てる必要があるかどうかを即座に判断するのは、被害者に明確な外傷がある場合を除けば、難しい。

現場を処理する警察官が個人で、僅か上記の５項目の参考指標を元に、加害者のＤＶ行為が保護命令を申し立てる基準に該当するかどうかを判断するためには、保護命令の制度に対する相当な経験や知識が必要であり、全ての事案が正確に判断される保障はない。現行の制度では上記に述べた保護命令申立ての判断は全て、警察官個人の保護命令申立制度に対する認知に基づいており、関連する監督制度がなく、一旦保護命令が不必要と判断された場合、それを再検証する制度は存在しない。

２、保護命令の執行

家庭暴力防治法第 21 条から第 24 条までの保護命令の執行に関する規定により、保護命令の項目が金銭給付及び閲覧禁止に関する保護命令を除き、保護命令の執行は警察機関に

よって行われる。内政部は、保護命令を確実に執行できるかがこの制度の実効性に影響すると考え、警察機関が保護命令を執行する際の根拠となる「警察機関による保護命令の執行及び家庭内暴力事案の処理に関する方法」を定め、警察機関が保護命令を執行する際の注意事項を明文化し、それは 1999 年 6 月 22 日に施行された。そして 2007 年 9 月 28 日にその適用範囲を拡大し、「行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定」と改名した。

警察機関による保護命令の執行は、「行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定」第 12 条[292]、第 15 条[293]、第 16 条[294]、第 17 条[295]及び第 18 条[296]により行われるが、上記の規定は原則に過ぎず、重要な執行手続は定められておらず、これらの不足を補うため、警察庁は「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」により、以下の 20 項目の保護命令を執行する方式を定めた。

①保護命令を執行する場合は、保護命令を受け取った警察署が主体となって行う。異なる管轄の警察署が行う場合は、双方協力し合う。

②裁判官が発令した緊急保護命令を受け取った後、ＤＶ防止官又は他の警察官により直ちに執行を行う。

③ 警察が執行する保護命令の執行について、緊急保護命令は受け取った後 24 時間以内に行われ、一時保護命令は３日以内、通常保護命令は６日以内に行わなければならない。

---

[292]行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定第 12 条「行政機関は保護命令を執行する場合、保護命令に定められている禁止行為及び遵守事項につき、当事者に確実に遵守するように命じる。」

[293]行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定第 15 条「警察機関は保護命令により相手方に被害者の住居所からの転出を命じる場合は、相手方が転出の行為を完成したかどうかを確認し、被害者の住居所の安全を確保しなけなければならない。」

[294]行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定第 16 条「警察機関は本法〔家庭暴力防治法〕第 22 条第２項により被害者の請求があれば、住宅、建築物又はその他の物の所在地に進入して、相手方の占有を解き被害者に引き渡す。その際第三者が立ち会うことが望ましい。相手方が引渡しを拒んだ場合は、強制的に被害者に引き渡すことができる。但し必要な程度を超えてはならない。物品引渡しリスト及び執行過程記録を作成する。」

[295]行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定第 17 条「警察機関は保護命令の執行により未成年子を引き渡す場合は、当事者双方の意見を考慮し、引渡しの時間、場所及び方法を決定する。困難があり引渡しが完成できない場合は、警察機関は権利者の申立てにより義務者に引渡しの期限を命じることができる。期限内に引き渡されない場合は、権利者に引渡しが履行されなかった証明書を発行し、強制執行名義の権利がある旨を告知し、裁判所に強制執行を申し立てることができるようにする。」

[296]行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定第 18 条「義務者が保護命令の内容により未成年子を引き渡さない場合は、各自治体の主管機関又は警察機関は前条第２項の規定により行わなければならず、且つ権利者に保護命令の変更を裁判所に申し立てることができる旨を告知する。」

④ＤＶ防止官は、保護命令を受け取った後、まず保護命令の内容を確認し、間違った部分がある場合には、裁判所に連絡すると同時に警察官を派遣し執行を行う。

⑤保護命令を執行する場合、必要であれば被害者に協力を要請する。

⑥保護命令を執行する場合において、加害者に会えないときは、電話で若しくはその関係者に連絡するか、又はその他の通信手段により加害者に警告する。その上でどうしても加害者と連絡が取れない場合、その状況を記載した記録を保護情報システムに入力しなければならない。

⑦市民からの保護命令執行要請を受理する場合は、直ちに保護命令を確認し、管轄の警察署に通報し、主体となって行う警察署と協力して行う。但し被害者に生命、身体又は自由に切迫した危険がある場合は、直ちに救助し、処理する。

⑧市民からの保護命令執行要請を受理した後、主体となって行う警察署はＤＶ防止官が口頭、電話又は書面により、管轄の警察署及び被害者に保護命令を執行する時間及び場所を通知する。

⑨執行する場所に属する警察署は、主体となって行う警察署から保護命令執行通知を受け取った後、管轄の派出所を指揮し、保護命令に定められた時間及び場所について協力して行う。

⑩裁判所が、未成年就学子に対する接近禁止令を発令する場合、所属する学校関係者、派出所、コミュニティー防止官及びＤＶ防止官に電話連絡し、「保護命令発令項目として加害者が未成年子の通う学校に接近することを禁止する通知書」を作成する。

⑪保護命令に定められた相手方が被害者の住居所から転出する行為を確認し、及び全ての鍵を被害者に引き渡し、被害者の住居所の安全を確保する。

⑫保護命令の執行により、自動車、バイクその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品を警察が取りに行き、相手方に引き渡すよう命じる。もし相手方が引き渡しを拒んだ場合は、強制的に引き渡させる。但し必要の程度を超えてはならない。

⑬保護命令の執行により未成年子を引き渡す場合は、当事者双方の意見を考慮し、適切な引渡しの時間、場所及び方法を決定する。

⑭未成年子の引渡しを執行する場合、権利者の申立てにより警察機関が義務者に期限内に引き渡すように命じる。期限内に引き渡されない場合は、履行不能証明書を権利者に発行し、裁判所に強制執行を申し立てることができる旨を知らせる。

⑮保護命令の執行が完了した後、「保護命令執行記録表」を作成する。物品引渡しを執行した場合も「物品引渡しリスト」を作成し、執行の過程を記録する。

⑯記録作成完了後、「保護命令執行記録表」の写しを被害者に渡し、「物品引渡しリスト」の正本を被害者に渡し、写しを相手方に渡す。及び執行結果を、保護命令を発令した裁判所に提出する。

⑰保護命令執行を協力して行う警察署は、「保護命令執行記録表」の写しを主体となって行う警察機関に送り、保存する。

⑱被害者が申し立てた保護命令を受け取り、執行を行うにあたって、当該機関の管轄に属さない場合は、被害者に当該保護命令を管轄する警察機関を知らせなければならない。

⑲ＤＶ防止官は個別案件の調査、現場報告、保護命令の申立て、保護命令及び保護命令執行記録表などの資料を整理し、個別のファイルにて保存する。

⑳当事者が保護命令の執行方法、手続又はその他利益の侵害などに対して異議を申し立て、理由が認められた場合は、直ちに執行を停止するか執行方法を変更しなければならない。しかし理由が認められない場合は 10 日以内に意見書を添えて保護命令を発令した裁判所に送り、その裁判所は裁定を行う。その裁判所が執行の取消し、変更又は停止を裁定する前は、引き続き執行が行われる。

以上 20 項目がマニュアルとして定められているが、「行政機関の保護命令執行及び家庭内暴力事案の処理規定」及び「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」に定められている規定は、全て警察が保護命令を執行する原則又は行政処理の流れに過ぎない。暴力禁止令、接触禁止令、退去命令、一時監護権命令及び加害者処遇計画命令の執行については、上記の処理規定第 12 条の「当事者に確実に遵守するように命じる。」を除き、その執行方法及び執行手続は規定されていない。そのため各個人で対応が異なる事態が発生してしまう。誠意をもって丁寧に対応する警察もあれば、相手方に口頭で保護命令の内容を告知するだけで任務終了とする警察もあり、執行方法にバラつきが生じている。

訓練を受けているＤＶ防止官でも対処に苦慮しているのが実情であるが、問題はＤＶ防止官の数が決定的に足りていないことである。

保護命令の件数や執行規定が年々増加するのに対し、ＤＶ防止官の人数は増員されているわけではなく、全ての案件を限られたＤＶ防止官だけでカバーすることは難しい。そのためＤＶ防止官が派出所の他の警察官に執行させるが、ＤＶ防止官のように保護命令に関

して専門的な訓練を受けておらず、知識も不足しており、満足のいく対応が取られているとは言い難しく、大部分の警察官はどう行えばよいか分からず、常にその警察官自身の経験により判断し、執行されているのが現状である。

３、保護命令違反罪の刑事事案処理

保護命令制度は被害者に人身の安全保護を提供する制度ではあるが、もし加害者が保護命令の規定を遵守しなければ只の紙切れに過ぎず、加害者に対し強制力を生むことができず、又被害者に対し保護を提供することもできない。よって家庭暴力防治法第 61 条の「保護命令違反罪」は、保護命令に定められた規定に違反する行為に対する刑事上の処罰制度として設けられた。加害者は同法第 14 条第１項、第 16 条第３項などに定められた次の保護命令の内容 ── ①家庭内暴力の禁止、②嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又は必要のない連絡行為の禁止、③住居所からの転出、④住居所、職場、学校又はその他の特定の場所からの隔離、⑤加害者処遇計画の完成 ── に違反した場合、３年以下の有期懲役、拘留又は新台湾元 10 万元以下の罰金に処せられる。

直近 5 年間に検察庁が保護命令違反罪で送検した人数及び起訴率を分析したところによると、各機関より送検された保護命令違反罪の人数は 2016 年の 4,111 人から 2020 年は 4,601 人と 11.92％も上昇した。しかし検察官調査終了後に保護命令違反罪により起訴された比率は 61.42％から 51.96％に下降した。言い換えれば半数近くの保護命令違反事案が検察官の調査後、不起訴処分となっている。

検察官が不起訴処分と認定した事案を分析したところ、主要な原因は「被害者の告訴取下げ」、「嫌疑不十分」などである。その中で「被害者の告訴取下げ」により不起訴になった比率は 2016 年の 5.62％から 2020 年は 0.49％に減少した。この数字から見ると、以前被害者は加害者の報復を恐れたり、又は家族からのプレッシャーや伝統概念及び子などの影響を受け告訴を取り下げたが、女性の地位向上により自身の安全及び権利を守るため、告訴を取り下げる被害者は年々下降の一途をたどっている。そして加害者の行為が、証拠不十分などの要素から「嫌疑不十分」と認定され不起訴となるケースが増加しており、2016 年 77.43％から 2020 年は 87.36％に上昇した。よって如何にして保護命令違反罪の証拠収集の能力を向上させるかが起訴率を上昇させる重要な鍵となるが、それには保護命令違反罪を処理する警察の態度、知識、経験及び証拠収集の技術などが深く関わってくる。

最近5年間の検察庁における保護命令違反罪の人数統計

年度	総数	起訴		起訴猶予処分	不起訴処分							その他
			起訴率		総数	告訴取下げ	被害者死亡	嫌疑不十分	罪とならず	不起訴相当	その他理由	
2016年	4,111	2,379	58%	146	1,192	67	20	923	3	169	10	394
2017年	4,663	2,422	52%	182	1,668	143	51	1,311	1	156	6	391
2018年	4,341	2,305	53%	139	1,596	142	31	1,254	4	158	7	301
2019年	3,997	2,057	51%	149	1,469	22	28	1,254	3	157	5	322
2020年	4,601	2,201	48%	190	1,844	9	26	1,611	3	189	6	366

資料：法務部[297]

警察庁は第一線で保護命令違反罪を処理する警察の能力を向上させるため、「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」において以下12項目を注意すべき事項に定めている。

①家庭暴力防治法第61条の規定には加害者が以下の項目を違反した場合に「保護命令違反罪」にあたるとしている。

１、家庭内暴力の禁止

２、嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又は必要のない連絡行為の禁止

３、住居所からの転出

４、住居所、職場、学校又はその他の特定の場所からの隔離

５、加害者処遇計画の完成

②保護命令違反罪で通報された被疑者について、受理した警察は直ちに調査を行わなければならない。

③被害者が保護命令を所持している旨を伝えても、それを証明できない場合、警察は直ちにＤＶ防止センターに問い合わせる。

④被害者が保護命令を所持していることを確認し、且つその期限が有効であれば、警察は保護命令によって処理し、保護命令違反罪の有無を調査する。

[297]法務部のウェブサイトー統計インフォメーションー(2021年10月25日アクセス)
https://www.rjsd.moj.gov.tw/RJSDWeb/common/WebList3_Report.aspx?list_id=1119

⑤保護命令に違反した場合、保護命令違反罪の現行犯として刑事訴訟法第 88 条第１項により逮捕する。

⑥保護命令違反罪の被疑者がもし現場を離れる場合は、警察は被害者の調書を作成し、事案調査を行う。

⑦調査を行う場合、被害者又は通報者に被疑者が保護命令を違反した状況を詳細に説明してもらう。

⑧高レベル危機事案ネットワーク会議にリストアップされている加害者が保護命令に違反し勾留する状況にあった場合、検察官は後の参考とするため、調書を作成する時に被害者に過去受けた暴力の回数や加害者を勾留することについての考えを聞かねばならない。

⑨派出所で事案の調査が終了した後、関連資料を警察署の刑事組に送り、及びＤＶ防止官に知らせなければならない。

⑩刑事組は保護命令違反事案を送検する前に、ＤＶ防止官に知らせなければならない。高リスク会議リストアップされた加害者が保護命令違反罪を犯し勾留することになった場合には、ＤＶ防止官は、ネットワークが加害者の再犯リスク及び危険度を評価し検察官の参考とするため、家庭内暴力事案通報表、台湾親密関係暴力危険評価表、保護命令執行記録表、加害者が保護命令を違反した回数及び送検記録を提供しなければならない。

⑪加害者に被害者の住居所からの退去又は被害者からの隔離の保護命令を命じられているにも関わらず、被害者の同意により加害者が退去又は隔離していない場合、警察は保護命令違反罪として処理しなければならない。

⑫加害者が処遇計画を完成しない場合は、加害者処遇計画執行機関（医療機関、社会福祉機関など）の通報により、保護命令違反罪事案として調査及び捜査を行う。

以上のように「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」は保護命令違反罪事案を処理する規定を定めているが、それは警察が処理する上での注意事項のみで、保護命令事案の処理を明確に指示しているわけではない。又保護命令違反罪の起訴率を向上させるため、どのように証拠収集を行えばよいかなどについて詳細な規定は定められていない。よって現在は警察が一般の刑事事案を処理する経験の中で培った個人個人の方法で保護命令事案を判断し処理しており、下記にその具体例を記す。

家庭暴力防治法第 61 条第１項第２号は、加害者の被害者に対する嫌がらせ、接触、ストーカー、通話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止しているが、警察が通報を受けて現場に到着した時に、加害者が既に現場を離れてしまって即時に加害者を制止又は警告できない場合は、公権力は即時に発揮できず、被害者は加害者による嫌がらせを受け続ける事態になる。又加害者が恐喝や嫌がらせなどの方法で精神的に被害者にプレッシャーをかけた場合、被害者は恐怖を感じるが、証拠に乏しく又証拠収集が困難なため、加害者が保護命令を違反している明確な証拠を司法機関に提供することができない。

同法第 61 条第１項第３号・第４号は、被害者の住居からの転出、被害者の住居・学校・職場その他のよく出入りする場所から離れることを要求している。しかし保護命令に定める接近禁止場所がどこからどこまでなのかは全般的に明確に定められておらず、例えば、被害者の通勤ルート、よく通うスーパー、病院などの公共場所等、生活に不可欠な場所は保護命令で明確に禁止することが困難であり、加害者の中には上記の場所に出没し、精神的に嫌がらせする者がおり、実務上警察が現場に到着しても、加害者に傷害行為がなかった場合は通常は加害者にその場を離れるよう指示するしかなく、被害者は何度も通報するのを申し訳なく思い、嫌がらせを受けても我慢してしまう。警察は同一の被害者から何回も連続して通報を受けた場合、業務上負担が生じ、積極的に処理する意欲が減少し、その結果、受動的な態度でしか対応できなくなる。

同法第 61 条第１項第５号は、加害者に処遇計画を完成させることを要求しているが、裁判所が保護命令を発令する前に加害者が既に居住地から転出している場合や、その他の刑事事件を犯し指名手配を受け逃亡し行方不明の状態の場合は、保護命令を加害者に交付することができず、処遇計画の完成を要求することができない。加害者が保護命令発令を知らないため、保護命令違反に当たるとしても、警察は加害者が保護命令の内容を知っていることを証明できなければ、通常起訴されない。

又加害者が保護命令を違反している明確な証拠があり、保護命令違反罪により検察庁に送検されても、加害者が犯した犯罪事実は軽犯罪が主であり、通常勾留される機会が少なく、加害者が勾留されなかった場合は直ぐに釈放されることになり、被害者に対する暴力や嫌がらせは止まることがない。保護命令違反罪が確定するまでには数ヵ月の時間がかかり、この司法の空白期間に再び被害者が身体上及び精神上に危害を加えられる恐れがある。

加害者が処遇計画令に違反した場合、出席記録などが明確な証拠になるが、暴力禁止令、接触禁止令、退去命令又は接近禁止令などの証拠取得は比較的困難である。第一線で処理

にあたる警察が現場に駆け付けた時、加害者は既に現場から逃げ去っている場合が多く、被害者を通してのみしか加害者が保護命令を違反した証拠を取得することができず、決定打に欠けることが多い。それ以外にも被害者が何かを隠していたり、協力的でない場合や、処理にあたる警察自身が保護命令違反罪に対する手続に不慣れな場合も、証拠を押さえるのは難しくなる。

４、事案分析

ここでは実際に警察機関が保護命令の内容を執行する際、上述の警察庁が定める「警察機関がＤＶ事案を処理する作業流程規定」及び「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」を遵守し規定に沿った対応を行っているかどうかについて、次の３つの事案を通して分析する。

（１）保護命令申請期間に加害者に殺害された事案

加害者黄棟樺氏（X）と被害者寧麗鳳氏ベトナム籍（Y）は夫婦関係にあり、共同で生活し２名の小学女児Y1 及びY2 を育てていた。家庭内暴力通報記録によると、XはYに下記のＤＶ行為を行った。

【事実】

①　2012 年 8 月 2 日、YはＤＶを受けたと 110 番通報し、警察が現場に赴き処理する際に、Xの飲酒後にYはＤＶを受けたと話し、社会福祉機関のスタッフが介入するのを望んだが、Xを告訴することも保護命令を申し立てることも望まなかったため、警察は処理した後、規定により「家庭内暴力事案通報表」に記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にYの危険度に対し評価を行った。その結果、Xには飲酒習慣があり毎回酔うほど飲酒し、以前もXのＤＶで警察に通報したことがあったが、この時点で警察が行った評価は２点でXの危険度は低かった。

②　2013 年 2 月 26 日、Yは再度XからＤＶを受けたと 110 番通報し、警察が向かうとYは、Xは酒を飲んだ後ずっとYに対して外に出かけてばかりで家の事を疎かにすると責め立て、Yのスマホを落として壊したと説明した。以前もXからＤＶを受けて警察に通報したが、その後もXからの暴力は続き、なくならなかったとした。しかし保護命令を申し立てることは望まず、今回も社会福祉機関のサポートのみを受け入れた。警察はその後規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関

係暴力危険評価表」によりＹの危険度に対し評価を行った。今回警察が行った評価は３点でまだ危険度は低かった。

③　2013 年 3 月 1 日 13 時にＹは台北市警察本部文山第一警察署の木新派出所に赴き助けを求めようとしたが、ＸがＹを尾行しており派出所に入るのを止められてしまった。ＹがＸはいつも酒を飲んだ後、被害者の職場に来て、言葉による暴力をいい、Ｙを邪魔し精神的に不快にさせるので正常に仕事ができなくなったとして、ついに通常保護命令の申立てを願い出た。受理に当たった警察が被害者の身体を検視したところ、目立った外傷はなかったため、規定により「家庭内暴力事案通報表」及「台湾親密関係暴力危険評価表」を作成し、被害者の代わりに通常保護命令の申立書を記入した。

Ｘは正規の仕事に就いておらず、毎日酒浸りでＹが外で浮気をしていると疑い、時にはナイフで殺すなどとＹを脅し、最近１年の内にＤＶがますます悪化したため今回警察のＸにおける評価は７点で、高レベル危機事案の８には達しないものの、ＹへのＤＶは十分危険水準にあった。

Ｙは当日 15 時に通常保護命令の申立てを行った後帰宅した。ＸはＹが 1 階のドアを開ける音を聞くなり２階から下りＹを問い詰めたが、Ｙがすぐさまドアを開けて離れたのでＸはカッとし台所のナイフでＹの頸部を切りつけた。Ｙは外へ逃げ助けを呼ぼうとしたが、Ｘに再度頸部を襲われ大動脈を切られ、出血多量で死亡した。

【評価】

本件は長期にわたりＸとＹの夫婦仲が悪く、Ｘが正規の仕事に就いておらず酒に酔ってはＹに身体面又は精神面の暴力を繰り返し、2001 年から 2013 年の 12 年間にＹは何回も 110 番通報をしていたにもかかわらず、警察機関から適切なサポートを受けられなかったために発生してしまった事案である。

本件における警察の対応には２つの問題点がある。

①　Ｙはベトナムから台湾に嫁いできてから12年間繰り返しＸから不法侵害行為を受け、その長い期間に何回も 110 番し警察に助けを求めたのに、警察機関がＤＶ事案としてＤＶ防止センターに通報及び危険度評価を行っていたのは僅か上記の３回しかなかったという点である。

本章第２節で述べたように、警察は通報を受け現場で処理にあたった後、「警察機関がＤＶ事案を処理する作業流程規定」により処理すべきＤＶ事案に属すると判断した場合には、家庭内暴力事案通報表を作成し、危険レベルを計り、警政婦幼通報システムによりオ

ンラインでＤＶ防止センターに通報しなければならない。更に被害者が行使できる権利、救済ルート及びサービス措置を告知し、被害者安全計画書を提供するのが本来取るべき対応であるが、本件においてそうはしていない。

その原因としてＹがベトナム籍であることが影響している。

台湾では 1980 年代から農村で働く男性や高齢男性、低所得の男性の嫁不足解消としてベトナムやフィリピン、タイ、中国などの女性と結婚する動きが出始めたが、元々台湾国内では生活水準の低い男性と母国で生活に困窮した家庭の女性との結婚のため様々な問題が続出した。多くが愛のない金銭目的で嫁いできたため、結婚して何年か経ち台湾国籍を取得すると離婚したり、離婚を拒まれると家出して行方不明になってしまったりしたケースが続出した。そのせいで警察機関の台湾における外国籍（とりわけ東南アジア籍）の配偶者に対する印象が非常に悪く、本件にしてもＹがベトナム籍であることが影響し適切なサポートを受けられなかった。又、外国籍ということで言葉の問題があり、日常会話はできたとしても家庭暴力防治法及び保護命令制度などという法律に関する言葉を理解するのは難しく、それでなくとも東南アジア籍の配偶者の教育水準は高くないこともあり、警察は偏見を持ち積極的に介入しサポートを行うことはしないのである。

このような警察の消極的な対応がＹの警察に対する信任を失わせ、延いてはＸにＤＶ行為は罰せられるものではなく許されるものだという誤ったイメージを持たせ暴力を助長させる結果となり、ＹへのＤＶは年々激しいものになってしまった。又Ｙには小学校に通う娘Y1 とY2 がおり、子供のために自分が我慢することを選び、Ｘの暴力が我慢できないときだけ 110 番しその場を収めてもらい、シェルターへの避難や保護命令を申し立てるという知識も意識もなかった。

Ｙとしてもどうせ警察に通報してもＸの暴力がその時止まるだけで、警察がいなくなればまた殴る蹴るのＤＶが続くという失望感が生まれ、警察に対する信認度は低かったといえる。

② もう１つの問題点は、警察が主動的に緊急保護命令の申立てを行わなかったという点である。

2013 年３月１日に発生したＤＶ行為を受理した警察官は「台湾親密関係暴力危険評価表」を作成したが、警察のＸに対する危険度は７点で十分危険レベルであった。これは既に「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」に定められている職権を発動して保護命令を

申し立てる場合の標準に合致するもので、警察機関は主動的に緊急保護命令を申し立て、Ｙの生命及び身体的安全を保護するべきであった。

以上本件は警察機関が、警察庁の定める保護命令申立ての参考指標及び被害者への保護措置などの規定を遵守せず、Ｙに対し東南アジア籍という理由で偏見を持ち、ＤＶ事案を処理する際になくてはならない被害者への寄り添った対応を怠り、Ｙに対し通常保護命令の申立てをサポートしただけでＹを帰してしまったために、怒りの収まらないＸに殺害されるという痛ましい事件に発展してしまったと考える。

（２）保護命令が発令されていたにもかかわらず加害者に殺害された事案

加害者施信誠氏（Ｘ）と被害者潜偉茹氏（Ｙ）は夫婦関係にあり、双方は 2012 年に結婚しＸと前妻の間に生まれたＹ1 を育てていた。双方性格が異なり生活の些細な事で衝突し喧嘩が絶えなかった。Ｘは怒り出すとＹに暴力を振るうが怒りが収まると謝るので、実家に心配かけたくなかったＹは我慢していた。しかしＸのＤＶは日毎激しさを増し、気に入らないことがあるとＹを叩いたり首を絞めたり殴ったりした。

長期にわたるＸのＤＶに耐え切れなくなったＹは、Ｘが 14 歳の少女に薬を飲ませ未成年強制性交等の罪を犯して指名手配され逃亡していた期間に 2014 年９月彰化県の共同住所から台北市及び新北市などに移ってしまった。ＹはＸに殺害されるまでの期間に計６回の家庭内暴力通報記録があり、ＸはＹに下記のＤＶ行為を行った。

【事実】

①　2012 年 12 月 29 日、ＹとＸは衝突から口喧嘩が発生し、ＸがＹの首を絞めたのでＹは怒って薬を飲んで自殺をはかり彰化キリスト教病院に運ばれた。その際病院はＹがＤＶに遭っている事を発見し、規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。病院が行った評価は１点でＹの危険度は低かった。

②　2013 年５月５日、彰化警察署の指揮センターは 113 ホットラインの通報を受けた。ＹはＸに殴打され傷を負ったが、外から鍵をかけられ閉じ込められたという内容で、警察が現場に到着したが家の中に入りＹの状況を確認するのをＸに拒否され、Ｙに直接会うことはできず、電話にて安全を確認しただけであった。警察規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの

危険度に対し評価を行った。警察が行った評価は１点で依然としてＹの危険度は高くなかった。

③　2013 年 12 月 8 日、Y1 が彰化警察署に 110 番し、Ｙが再度ＸからＤＶを受けているとのことで、警察が現場へ行きＹに会って安全を確認することを要求したが、Ｙに拒否された。警察規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。この時警察が行った評価は０点でＹの危険度は低かった。

④　2014 年 9 月 17 日、Ｙは 113 ホットラインで通報し、Ｘが警察を担当する友人を通してＹの友人の住所、車のナンバーなど個人情報を入手し、連続してその友人の家に行き騒いだり嫌がらせを繰り返し、友人を押さえつけＹの行方を聞き出そうとした。又ＸはＹに電話をかけスマートフォンの位置情報を利用しＹの居住エリアを探し出しＹに恐怖を与えた。台北市ＤＶ防止センターの規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入し、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。ＤＶ防止センターが行った評価は６点でＹの危険度は高くなった。

そこで 2014 年 10 月 7 日台北市ＤＶ防止センターのスタッフが付き添って、Ｘとの離婚に向けて法律カウンセリングを受け、同時に通常保護命令の申立てを行うことをサポートした。申し立てた保護命令の内容は、暴力禁止令、接触禁止令、退去命令、接近禁止令及び加害者処遇計画令であった。士林地方裁判所は 2014 年 12 月 10 日に通常保護命令を発令し有効期間は 2014 年 12 月 10 日から 2015 年 10 月 10 日の計 10 ヵ月であった。

この時Ｘは未成年強制性交罪と自由妨害罪を犯し逃亡しており、2014 年 10 月に警察署で逮捕されたが逃亡の恐れがあるため 2014 年 10 月から 2015 年 10 月 29 日まで刑務所に勾留されていた。

ＹはＸとの離婚を決意し、2015 年 1 月 21 日、彰化地方裁判所に離婚訴訟を提起した。同年４月 14 日勾留されていたＸも出廷したが、Ｙが離婚訴訟を提出したことをひどく怒っており離婚しないと主張していた。Ｙは、Ｘが出所してきたら報復されるかもしれないと怖くなった。

そしてＸは 2015 年 10 月 29 日刑務所から出所した。

⑤　2015 年 11 月 3 日、Ｙは 113 ホットラインで、以前双方が住んでいた家のドアが破壊され室内にあった３つのサバイバルナイフが盗まれ、又以前双方が共同で経営していたペット美容室の監視カメラも破壊されており、出所してきたＸの仕業ではないかと通報した。

新北市ＤＶ防止センター規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入し、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。ＤＶ防止センターが行った評価は５点でＹの危険度は高かった。

⑥　Ｘが出所し、⑤の事件も起こり怖くなったＹは、一時保護命令の申立てをサポートしてほしいと 2015 年 11 月 20 日新北市汐止警察署社后派出所に通報した。

汐止警察署はＸが勾留される以前にＹに対し殴打したり首を絞めたりしたＤＶを挙げ危険が迫っているとし、2015 年 11 月 24 日にＹが士林地方裁判所に一時保護命令の申立てを行うのをサポートした。警察規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。警察が行った評価は５点でＹの危険度は高かった。

2015 年 12 月 16 日新北市ＤＶ防止センターは本件を高レベル危機事案とし、同年 12 月 24 日高レベル危機事案ネットワーク会議を開き警察及び社会福祉機関が評価を行ったが、この時ＤＶ防止官は、Ｘは出所後の現在彰化県にある両親の近所に住んでおり、Ｙが新北市に勤務していることや現在の居住地を知らないのでＹに対する危険度は下がったとし、安全に懸念があるとはいえないと判断しリストから解除した。同年 12 月 28 日、Ｙは士林地方裁判所に一時保護命令の申立てを撤回した。

しかしＸは出所後、何度もＹに帰って来るようメールを送ったがＹからの返信がないので、あちこちＹの行方を探し回り、Ｙが新北市汐止区のペットショップで働いていることを突き止めている。そして以前双方が経営していたペット美容室の監視カメラを見てＹが別の男性と関係があることを知り、嫉妬に狂いＹを殺害しようと気持ちを固めていた。

2016 年３月 10 日午前 11 時すぎ、Ｘは両親と桃園市の女子刑務所に入っているＹ１を訪ね、Ｙを探してくるといい、両親がＸを載せＹが働いているペットショップに連れて行った。両親とはそこで別れＸはペットショップに入りＹを見つけた後「一緒に来い！」と脅した。Ｙは「嫌だ！」とＸの手を振りほどいたのでＸはカッとなり銃をＹの額に突きつけ「オレと一緒に来い！」と再び脅した。Ｙがそれでもいうことを聞かなかったので、Ｘはその他の店員の前で銃を撃ち、Ｙの左の額に命中し即死した。Ｘは更に２発目を撃とうとしたが弾が詰まって不発に終わったため、急いでその場を逃げた。

Ｘの主張は下記の通りである。

Ｘは汐止警察署が訪問調査を依頼した和美警察署の警察に対し自分は精神疾患を患い通院している身で、以前双方が経営していたペット美容室の監視カメラを分析してＹと知

らない男性が親密関係にあることを知り、Ｙが浮気をしているのではないか、かつてＹが堕胎したことも思い出し、Ｙこそが家庭を妨害していると主張した。

【評価】

Ｘは怒りやすく疑り深い性格で独占欲が強かったので、家にかかってくる電話は全て盗聴していた。ＹはそんなＸに嫌気が差し双方は長期にわたり仲が悪く生活上の些細なことで口喧嘩になり、怒ったＸはＹに対し身体的・精神的に暴力を繰り返し行い、2012 年から 2015 年までの３年間で計６回の家庭内暴力事案通報記録があった。10 ヵ月間の通常保護命令も発令されていながら警察機関が適切な安全保護措置を提供しなかったために殺害事件にまで発展してしまった事案である。

本件における警察の対応には２つの問題点がある。

①　まず彰化警察署はそれぞれ 2013 年５月５日及び 12 月８日に 113 ホットラインと 110 番で、Ｘから殴打されケガを負ったが室外から鍵を掛けられ閉じ込められたとＹからの通報を受け、警察が現場に行って処理する際に、「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」に規定されている原則「対面で直接Ｙの身体及び生命の安全を確認すること」を怠った点である。そしてＹに被害者として行使できる権利があることや、保護命令制度という救済ルート及びシェルターなどの避難できるサービス措置が受けられる旨を伝えず、被害者安全計画書も提供せず、ＸにＤＶを行ってはならない旨を警告しなかった。

そればかりかＸに家の中へ入りＹを探すことを拒否されたのをいいことにそれで処理を終わらせ、ＹにこれまでＤＶの通報記録があることや近所に聞き込みを行うなどの捜査をしなかった。

本件において警察は現場処理の後に、規定により家庭内暴力事案通報表を作成し危険レベルの評価を行ってはいるが、Ｙと直接対面で話をしておらず、Ｙが置かれている実際の状況を確認していないので、警察官個人の想像及び経験でのみ評価を行っており、正確な危険度を出せているとはいえない。現に 2013 年 12 月８日の通報時に警察が行った評価は０点であった。

②　次に士林地方裁判所は 2014 年 12 月 10 日にＹが申し立てた通常保護命令を発令し、新北市汐止警察署に執行を行うよう通達したが、保護命令有効期間にＸは別の罪を犯して刑務所に勾留中であり保護命令の内容を執行できなかったにも関わらず、ＤＶ防止官はその事を裁判所に伝えておらず、保護命令をそのまま放置し期限が来てもその他の積極的な保護措置を取っていなかった点である。

又、ＹとＸは離婚訴訟中で、2015 年４月 14 日にＸと共同で離婚訴訟に出廷しているが、Ｙが離婚訴訟を起こしたことにＸは腹を立てており、出所後に報復されるのではないかとＹが怯えているのをＤＶ防止官は知っていたはずである。にもかかわらず主導的に保護命令の延長を申し立てることもせず、Ｘが出所し又保護命令の期限が切れた後、Ｙから一時保護命令の申立てをサポートして欲しいといわれてから受理している始末である。

汐止警察署は、本件は危険度が高いと評価し、新北市ＤＶ防止センターが高レベル危機事案と判断しており、汐止警察署は「警察機関ＤＶ加害者訪問調査を執行する計画」により執行はしているものの、ＤＶ防止官はＸに対し訪問及び警告を直接行っておらず、2015 年 12 月 11 日にＸの居住地の彰化県和美警察署に訪問するよう依頼しただけであった。

その時Ｘは和美警察署の者に対し、自分はＹのせいで精神疾患を患い病院通いをしており、Ｙこそが家庭を妨害していると説明している。

和美警察署の者がＸを訪問した後、汐止警察署のＤＶ防止官は再度主導的にＸと連絡を取り対面で警告を行うべきであったし、本件に関わる通報記録、スマートフォンの位置情報などを利用したり又は警察の友人からＹの個人情報を入手したりといった情報を提供し、高レベル危機事案ネットワークにおいて討論するべきであった。

それを双方が既に別居し、ＸはＹの居住地及び勤務先を知らないので危険度は下がったと判断し、Ｙに対する安全に懸念があるとはいえないと判断しリストから解除してしまい、Ｙに一時保護命令の申立てを撤回させるという誤った方向に導いてしまい危険にさらす結果となった。

ＤＶ防止官として「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」に規定されている加害者訪問調査を行わず、又Ｘが精神疾患を患っていることやＹに対して怒りを募らせているなど危険要素を、高レベル危機事案ネットワーク会議に提供も行っていないという配慮に欠ける対応である。

Ｘが過去スマートフォンの位置情報を利用しＹの居住エリアを突き止めた事や、警察の友人からＹの個人情報を聞き出した記録などをチェックしていれば、そんな判断は下せなかったはずである。

（３）保護命令違反罪を犯した加害者に繰り返し暴行を受けた事案

加害者蘇嘉慶氏（Ｘ）と被害者劉庭妤氏（Ｙ）は恋人関係にあり、双方はＹが賃貸している住居に住んでいたが、性格及び価値観の違いから生活の些細な事で衝突し喧嘩が絶え

なかった。Ｙは夜の仕事に従事していて収入が不安定で、実際ＸはＹに経済的援助をしており、Ｙが金に困っていることや、夜の仕事をしていることを家族に知られることを恐れているのを知っていた。

Ｘは酒を飲んだ後Ｙに対して精神上・身体上に暴力行為を繰り返し行い、Ｙが反抗すると援助した金銭を返せと脅かし、夜の仕事に従事していることを家族に知らせると脅かした。Ｙは返済能力もなく家族に夜の仕事のことを知られたくないため、Ｘの暴力に我慢するしかなかった。しかしＸのＤＶは日毎激しさを増し、気に入らないことがあるとＹを叩いたり首を絞めたり殴ったりした。

家庭内暴力通報記録によるとＸはＹに下記のＤＶ行為を行った。

【事実】

①　2021 年 1 月 20 日、ＸとＹは口喧嘩から衝突し、Ｘは怒りに任せてＹにビンタを繰り返し、拳でＹの胸部を殴り、Ｙは自ら台北市台安病院に行き手当を受けた。その際病院はＹがＤＶに遭っていることを発見し、規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。病院が行った評価は 10 点でＹの危険度は非常に高かった。台北市ＤＶ防止センターに通報し、本件は高レベル危機事案となった。

②　2021 年２月８日、Ｙは自ら台北市大安分局敦化南路派出所に出向き、Ｘから①の暴力を受けた事実を説明した。警察は、警察規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。警察が行った評価も８点でＹの危険度は高かったので、通常保護命令の申立てを行うことをサポートした。申し立てた保護命令の内容は、暴力禁止令及び被害者に対して嫌がらせを禁止するというものであった。

③　2021 年２月 10 日、Ｙは、Ｘが家に無断で侵入し家具及び物を破壊したと 110 番通報し、住宅侵入罪及び器物損壊罪でＸを告訴した。警察規定によりＸを上述の罪名で送検した上で、「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行った。警察が行った評価は０点でＹの危険度は低かった。

台北市ＤＶ防止センターは①の事実を高レベル危機事案とし、同年２月 26 日に高レベル危機事案ネットワーク会議を開き、警察及び社会福祉機関が評価を行ったが、この時ＤＶ防止官は、Ｙが 2021 年 2 月 10 日住宅侵入罪及び器物損壊罪でＸを告訴し、通常保護命

令を申し立てたことは、Xに対し十分威嚇効果があり、又双方は協議を重ね関係を修復し、Yは上述の告訴の取下げと保護命令申立ての撤回の意向を示し、Yが再度暴力を受ける可能性は大幅に下がったと主張した。その結果、安全に懸念があるとはいえないと会議全体で判断し、リストから解除した。しかし実際にはYは保護命令を撤回せず、その後台北地方裁判所は 2021 年 3 月 30 日に通常保護命令を発令した。有効期間は 2021 年３月 30 日から 2021 年 11 月 30 日までの計８ヵ月間で、警察は発令後の 2021 年４月１日に保護命令執行の際１回だけXを訪問し警告を行った。

④　2021 年 5 月 28 日、Yは 110 番し、Xが酒を飲んだ後Yが客と肉体関係があると繰り返し罵り、Yの裸の写真を家族に送り、貸した金を返せなければ家族に返してもらうと脅した。警察が現場に行くとXはまだ情緒不安定で興奮し繰り返しYを罵倒していた。

警察は保護命令違反罪を犯したとして現行犯で送検し、規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に「、台湾親密関係暴力危険評価表」を基にYの危険度に対し評価を行った。警察が行った評価は１点でYの危険度は低かった。

⑤　2021 年６月 12 日、Yは 110 番通報し、Xと言葉上の衝突が起き、Xは怒ってYを殴る素振りを見せたので、恐怖を感じたYは自己防衛のためカッターを構えたがXに奪われて反対に腕を切られてしまった。

その他にも手で顔を打たれ、ビンタを喰らいスマートフォンを奪われたりした。Xがトイレに行った隙にYは逃げ出し、近くのコンビニに駆け込み助けを求めたが、警察が現場に到着した時にはXは既に逃走していた。警察は保護命令違反罪として送検し捜査を行った。規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にYの危険度に対し評価を行った。警察が行った評価は０点でYの危険度は低かった。

しかし警察機関が上述の通報手続を終了した後、Yは病院で手当てを受けたが、この時病院は規定により「家庭内暴力事案通報表」を記入しＤＶ事案として通報すると共に、「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にYの危険度に対し評価を行っているが、病院が行った評価は７点でYの危険度は高かった。

2021 年 6 月 15 日、台北市ＤＶ防止センターは本件を高レベル危機事案とし同年 8 月 20 日、高レベル危機事案ネットワーク会議を開き、警察及び社会福祉機関が評価を行ったが、この時ＤＶ防止官は、Xは保護命令違反罪で送検され捜査しており、再度ＤＶ行為を行ってはならないと訪問して警告しているのでXに対し十分威嚇効果があると考えられ、又X

は既にＹの賃貸している住居から出ておりＹに再度暴力を振るう可能性は大幅に下がったと主張し、会議の結果、安全に懸念があるとはいえないと判断され、リストから解除された。

又、ＸがＹに対して行った④⑤の行為が保護命令違反罪に当たるとして送検された件について、2021 年８月 10 日台北地方検察署は、Ｘがその事実を否認し、又Ｙが当時確かに暴力に遭ったと証明するに足りる積極的な証拠が見当たらないとして、Ｘが行った行為は不法侵害の程度に達しているとはいえないとし、家庭暴力防治法第 61 条第１号・第２号に規定されている要件に該当せず、不起訴処分とした。

【評価】

Ｘは酒を飲んでは酔っ払う習慣があり、疑い深く独占欲が強いので夜の仕事に従事しているＹと感情面で衝突が絶えなかった。酒に酔っては何かと理由をつけＹが金銭のために店の客と肉体関係を結んだと罵り、Ｙに対し精神的・身体的暴力行為を繰り返し行った。2021 年 1 月から計５回の家庭内暴力事案通報記録があり、８ヵ月間の通常保護命令も発令されていたにも関わらず、Ｘは保護命令違反罪を繰り返し犯した。本件は警察が保護命令の内容を効果的に執行することができなかったばかりか、保護命令がＸに対し名ばかりの形式に過ぎず、威嚇効果が全くないことを露呈してしまった事案である。

本件における警察の対応には３つの問題点がある。

①　まず 2021 年１月 20 日のＸとＹの衝突の件について、警察は２月８日にＹの通報を受理した後、規定により「台湾親密関係暴力危険評価表」を基にＹの危険度に対し評価を行い、保護命令申立てのサポートを行い、８ヵ月間の保護命令も発令されたが、問題は「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」の規定による積極的な保護措置、被害者安全計画書の作成、そして主導的にＸに対し訪問調査を行いＹに再度不法侵害行為を行ってはならないと警告するなどの措置を行っていない点である。

又、警察が上述の措置を怠ったため、Ｘに効果的な威嚇効果を与えることができず、Ｙが既に保護命令を申し立てていることなど気にも掛けず、③の事実の発生を許してしまった。

ＤＶ防止官は２月 26 日の高レベル危機事案ネットワーク会議において、Ｙは既にＸを住宅侵入罪及び器物損壊罪で告訴し保護命令も申し立てていることからＸに対し十分な威嚇効果が認められるとし、何より双方関係修復できており危険性がないとしてリストから解除してしまった。

② 次に 2021 年 6 月 12 日に起こった⑤の事実において、警察はＹが夜の仕事に就いているという偏見の下、繰り返し経済的援助をしてきたＹに浮気をされたＸに同情し、「台湾親密関係暴力危険評価表」に沿って事案の評価を行わなければならないのに、それを怠った。

本来であれば、Ｘが⑤で行った不法侵害行為は、Ｙの身体及び生命に対し具体的な危害を及ぼしており、病院が行った評価の７点と同様に警察の評価も当然高くなければならない。しかし実際には警察が行った評価は０点であった。

本件は台北市ＤＶ防止センターが高レベル危機事案と評価し、８月 20 日高レベル危機事案ネットワーク会議が開かれているが、ＤＶ防止官は、Ｘが２度の保護命令違反罪の記録があるものの、既に送検されておりＸに対し威嚇効果が認められ、加えてＸは既にＹが賃貸している住居を出て離れて生活し、双方関係修復し現在友人関係にあることから、安全に懸念があるとはいえないと判断し、リストから解除した。

ここでもＤＶ防止官は、双方が依然として経済上高度な依存関係にあること、又Ｘが金銭援助を笠に着てＹを支配する背景を知りながらネットワーク会議にて適切な措置を講じるなどの検討をせず、ネットワークが機能することなく形式的にやり過ごしてしまった。

③ 最後に、Ｘが犯した④⑤などの保護命令違反の事実に対して、警察は双方の調書を取った後、送検しただけで、Ｙに対し有利な証拠を収集するなど被害者を積極的にサポートするような対応を取っていない。Ｘは５月 28 日に１回目の保護命令違反罪で送検されてから半月も経たない６月 12 日に再度保護命令違反罪を犯している。その内容は、第１回目は言葉でＹを罵り、次はＹに対してカッターで攻撃し自由を制限するという重いものである。にもかかわらず、ＤＶ防止官は過去の家庭内暴力事案通報記録を検察官に提供するという「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」の規定を守っておらず、又審理の時に検察官が参考とするようなＹに対し有利な証拠収集も積極的にサポートせず、そのせいでＸが犯した④⑤の事実に対して検察官は不法侵害の程度が起訴するだけの基準に達するものではないと判断するに至り、不起訴処分となった。

以上、本節では保護命令制度の現状を説明し、３つの事案を通して警察が「警察がＤＶ事案を処理する作業流程」、「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」の規定に沿った対応を行っているかどうかについて検した。

詳細な法律規定又はマニュアルを整備することは、第一線でＤＶ事案の処理に当たる警察官又はＤＶ防止官にとって確実に執行を行う上で必要不可欠なものであり、それをもっ

て被害者を保護するという目的を達成することができるわけだが、上述の（1）（2）（3）のＤＶ事案を分析すると、多くの警察官が規定を遵守していないことが分かる。

まず事案（1）の被害者は 12 年間という長い時間、繰り返し加害者から身体や精神へ不法侵害を受け続け、何回も 110 番し警察に助けを求め続けていたのに、評価①②で述べたように被害者がベトナム籍の配偶者という理由で、警察機関が偏見を持ち、本来取るべき対応を取らなかったために殺害されてしまった。

事案（２）においては、ＤＶ防止官が裁判所から発令された保護命令を受け取った後、その有効期間内、加害者は刑務所で服役しており保護命令の内容を執行することができなかったのにその事実を裁判所に通報せず、又被害者が離婚訴訟を起こしたことに腹を立て、保護命令措置がなければ出獄してきた加害者に報復される危険があることを知りながら、保護命令が失効するのを放置し、その他の如何なる積極的な保護措置を取ることもなく、被害者を危険に晒し殺害させてしまった。

事案（3）においては、警察は加害者が繰り返し被害者に対してＤＶ行為を行っているのを知っていた。しかも加害者は２度の保護命令違反を犯しているにも関わらず、派出所の警察官及びＤＶ防止官は被害者が水商売に従事している女性ということで加害者に同情を寄せ、規定通り通報し加害者を送検したものの、加害者が違反を犯した証拠を積極的に収集することもせず、その他ネットワークの資源を活用してサポートするなどの対応もしなかったため、結果として加害者は不起訴となった。

この事案（3）においては、加害者が行ったＤＶ事案がＤＶ防止センターによって２度も高レベル危機事案と判断されリストに入れられていながら、ＤＶ防止官が規定を遵守せず、正確な情報を高レベル危機事案ネットワーク会議に提供しなかったため、加害者を危険リストから解除するという誤った方向に向かった。これではネットワーク会議自体その機能を果たしているとはいえない。

ＤＶ防止官は、そもそもその名の通り一般の派出所の警察と比べＤＶ事案の処理においては専門知識もあり訓練を受けているわけだが、これらの事案からそのＤＶ防止官ですら法律規定やマニュアルを遵守せず、個人の経験や偏見に基づき対応を行っていることが分かる。未だに被害者又は加害者の身分や職業などの要因で対応の仕方や態度を変えている。これは大多数の警察が通報を受け現場に行っても、大喧嘩や身体への明確な暴力が見られなければ、ただの痴話喧嘩としか捉えられていないことを表しており、たとえＤＶ事実を発見したとしても、多くの警察は面倒になることを恐れＤＶ防止センターに通報すること

や、評価を行うこと及び保護命令申立てなどの手続を行うことをしようとはしないということである。これではいくら法やマニュアルを整備しても保護命令を確実に執行することは難しく、加害者にとって只の紙きれに過ぎず、制度の効果を発揮することはできないし、被害者が救済されることはない。

第　6　章

警察の保護命令の執行成果に影響を与える要因についての実証研究

前章で述べたように警察庁は第一線で保護命令事案を処理する警察の参考となるように「警政婦幼安全マニュアル及び案例編集」を定め、警察が職権で保護命令の申立てを行う際の指標を明確にし、箇条書きの方式で警察が保護命令の執行及び保護命令違反事案の処理をする際に遵守すべき項目を定めた。しかし前章の事案分析により、このマニュアルに規範化されている事項を遵守せず、個人の事案に対する認知を頼りに被害者への暴力を放任することになり被害者を危険にさらしてしまっている警察官及びＤＶ防止官が多いことが分かった。

なぜこのようなことになってしまうのか。本章では「警察官個人」、「警察組織内部」及び「被害者と加害者の状況」について行ったアンケート調査の結果を紹介し、警察の保護命令執行の成果に影響を与える要素について分析する。

第１節　研究の構成及び実施

本研究は実際に保護命令を執行する派出所の警察、警察署のＤＶ防止官及び婦幼警察隊の警察官を対象としてアンケート調査を実施し、警察のＤＶ事案に関わる保護命令執行成果及び執行意欲に影響する要素について調査及び分析を行う。

１、研究構成

研究構成は研究目的及び文献などの資料を検討して設計し、内容を変数（個人の属性）、独立変数（警察官個人の因子、システム的サポートの因子、加害者・被害者の状況）及び従属変数の３項目に分け、アンケート調査を行うこととした。

（１）変数（個人の属性）

アンケート調査を受ける警察官の各自の属性：性別、年齢、所属部署、階級、役職、年数、学歴、対ＤＶ訓練の時間などである。

（２）独立変数

「アンケート調査を受ける各警察官自身の因子」、「システム的サポートの因子」、「加害者及び被害者の状況」の３項目がある。

①「各警察官自身の因子」とは、ＤＶに対する認知、教育訓練の程度、保護命令を執行する意欲の３つの項目で設定した問題である。

②「システム的サポートの因子」とは、上司の支持程度、各機関との協調の状況、司法システムからの支持の３つの項目で設定した問題である。

③「加害者及び被害者の状況」とは社会的レベル、行為及び態度などの問題で設定する。

（3）従属変数

上記の「変数」と「独立変数」がどのように相互に関連し警察の保護命令執行成果に対し影響を与えるか、問題点及びその結果を検討する。

アンケートの構成

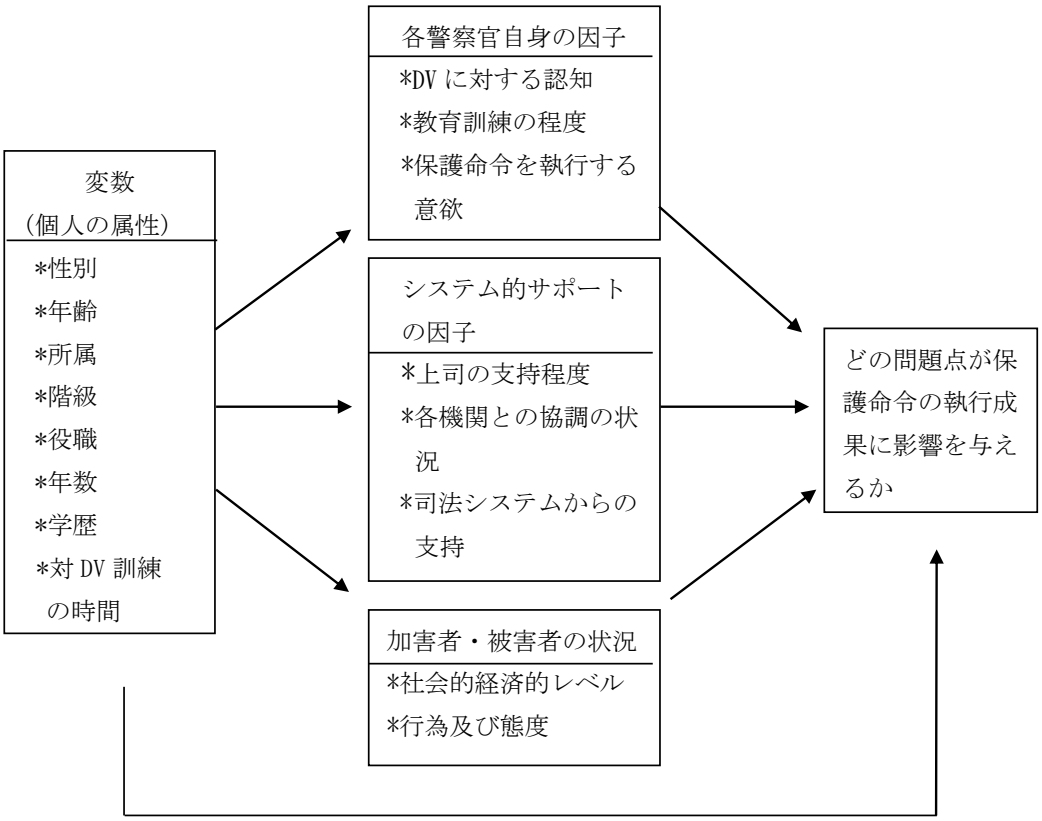

２、研究の仮説

警察官が、保護命令をどう受け止めているか。実際に被害者又は加害者に対して役立つかどうかなど、警察官の目線から保護命令の実行性について分析して改善につなげたいと思い、アンケート調査の結果について下記のような仮説を立てた。

（１）警察官個人の要素（ＤＶに対する認知、教育訓練の程度、保護命令執行の意欲）は個人の属性によって差異がある。

（２）システム的サポートの要素（上司の支持の程度、各機関との協調の状況、司法システムからの支持）と個人の属性との間には関連性がある。

（３）加害者又は被害者の状況（社会的経済的レベル、行為及び態度）と保護命令執行に当たった警察官個人の属性との間には関連性がある。

（４）警察官が執行する保護命令の成果は個人の属性によって差異がある。

（５） 警察官個人の要素と保護命令の実効性に対する警察の認識との間には関連性がある。

（６）システム的サポートの要素と保護命令の実効性に対する警察の認識との間には関連性がある。

（７）加害者、被害者の状況と保護命令の実効性に対する警察の認識との間には関連性がある。

（８）システム的サポートの要素と加害者・被害者の状況が警察の認識に影響を与える。

３、研究対象

本アンケート調査は台北市警察本部を研究母体とする。なお 2021 年 6 月時点で台北市警察本部に属する人数は 6,963 人であるが、実際にＤＶの保護命令に関わる部署は、婦幼警察隊、各警察署にある防治組、派出所の３単位のみであるため、これを研究対象とする。婦幼警察隊 53 人、14 ヶ所の警察署のＤＶ防止官 36 人及び 95 ヵ所の派出所の警察官 2,623 人の計 2,712 人に対し、アンケート調査という方法で本研究の調査と分析を進めることとした。

アンケート調査は 2021 年 6 月に行い、各 20 部ずつ（婦幼警察隊及び 14 ヵ所の警察署の計 15 ヵ所）計 300 部のアンケート調査を実施した。その後、300 部を回収し、回収率は 100%であった。回収したアンケートは詳細に検視し、アンケートに過度に回答漏れがあるもの、適当に回答しているもの、全て同じ回答のもの、明らかに同一人物が多部のアンケ

ート表を回答していると分かるもの、などの悪意の回答を無効とし利用しないことにした結果、最終的に有効なものは 288 部であり、その比率は 96%であった。

アンケート回収統計表

部署名称	発行部数	回収部数	有効部数	有効比率
大同警察署	20	20	20	100%
萬華警察署	20	20	20	100%
中山警察署	20	20	20	100%
大安警察署	20	20	20	100%
中正第一警察署	20	20	20	100%
中正第二警察署	20	20	18	90%
松山警察署	20	20	18	90%
信義警察署	20	20	18	90%
士林警察署	20	20	20	100%
北投警察署	20	20	19	95%
文山第一警察署	20	20	18	90%
文山第二警察署	20	20	19	95%
內湖警察署	20	20	20	100%
南港警察署	20	20	18	90%
婦幼警察隊	20	20	20	100%
総計	300	300	288	96%

４、アンケートの設計

本アンケート調査の内容は、上記保護命令の研究に関わる学者の先行研究を基礎として、「警察の保護命令執行成果に影響を与える要素の研究アンケート調査表」を作成し、「アンケート調査を受ける各警察官自身の因子」、「システム的サポートの因子」、「加害者・被害者双方の状況」及び「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」の４つの部分を設定した。

（1）「各警察官自身の因子」

①ＤＶに対する認知、②教育訓練、③保護命令執行に対する意欲の３つの項目に分け、テーマを設定した。

①ＤＶに対する認知

ＤＶの認知度について、ⅰ．ＤＶ事案は一般の家庭内の問題であり、政府が公権力によって介入すべきでない、ⅱ．ＤＶ事案は犯罪事案と見なすべきではない、ⅲ．ＤＶ事案は一般の刑事事案より重要ではない、ⅳ．もし当事者が通報しなければ、警察が介入して解決すべき問題ではない、などの４つのマイナス面から問題を設定した。

②教育訓練

教育訓練について、ⅰ．自身が専門的訓練を十分に受け保護命令事案を処理する能力がある、ⅱ．保護命令申立てに関する規定及び流れを熟知している、ⅲ．職場が保護命令に関する訓練業務を重視している、の３つのプラス面からの問題を設定した。

③保護命令執行に対する意欲

保護命令執行に対する意欲の程度について、ⅰ．保護命令事案を受理する意欲がある、ⅱ．保護命令事案を処理すると業務に対する達成感を感じることができる、ⅲ．時間を割き協力してＤＶ被害者を保護する意欲がある、ⅳ．主導的に被害者に代わり保護命令を申し立てる用意がある、ⅴ．保護命令は被害者を保護する最良の選択である、ⅵ．保護命令違反罪事案は他の一般の刑事事案より重要である、の合計６つのプラス面から問題を設定した。

（2）「システム的サポートの因子」

①上司の支持、②ネットワーク間の協力状況、③司法システムの支持の３つの項目に分け、テーマを設定した。

①上司の支持

上司の支持について、ⅰ．保護命令の執行に対し上司からの行政の表彰がある、ⅱ．上司は保護命令の処理を重視している、ⅲ．上司はＤＶを担当している者を他の業務と兼任させていない、ⅳ．保護命令の執行手続が完璧である、ⅴ．ＤＶ防止官は能力があり保護命令事案の処理を協力する、の合計５つのプラス面から問題を設定した。

②ネットワーク間の協力状況

ネットワーク間の協力状況について、ⅰ．ＤＶ防止ネットワークシステムは完璧である、ⅱ．ＤＶ防止ネットワーク間の連結方法を熟知している、ⅲ．ＤＶ防止ネットワークスタッフと協力している、ⅳ．ＤＶ防止ネットワークにおける役割を理解している、ⅴ．ＤＶ防止ネットワーク間の完成度が高い、ⅵ．社会福祉スタッフは積極的に退社時間又は休日であっても処理に関して警察に協力してくれる、の合計６つのプラス面から問題を設定した。

③司法システムの支持

司法システムの支持について、ⅰ．保護命令の法律規範は十分でなく強化する必要がある、ⅱ．裁判所が保護命令を審理する手続が遅すぎる、ⅲ．裁判所が保護命令を審理する基準が一致していない、ⅳ．保護命令制度はＤＶ被害者を保護するのに有効ではない、ⅴ．保護命令に関する規定は明確ではない、の合計５つのマイナス面から問題を設定した。

（３）「加害者・被害者双方の状況」

①当事者双方の社会的地位、②当事者双方の行為及び態度の２つの項目に分け、テーマを設定した。

①当事者双方の社会的地位

当事者双方の社会的地位について、ⅰ．被害者の教育程度、ⅱ．被害者の社会的地位、ⅲ．加害者の教育程度、ⅳ．加害者の社会的地位の４つのプラス面から問題を設定した。

②当事者双方の行為及び態度

当事者双方の行為及び態度について、ⅰ．被害者の警察に対する信任度、ⅱ．被害者のＤＶを受けた過去の経歴（回数、期間及び繰り返し）、ⅲ．被害者の警察に対する対応、ⅳ．加害者の調査に対する態度は良好且つ協力的である、ⅴ．当事者が途中で和解し保護命令処理の実施に影響を与える、の５つのプラス面から問題を設定した。

（4）「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」

①保護命令を執行すると加害者に暴力再発を制止させることができる、②保護命令を執行すると被害者の安全を確保できる、③保護命令を執行すると被害者の置かれている状況を改善させることができる、④保護命令を執行すると加害者の暴力行為を減少させることができる、⑤保護命令を執行すると被害者は適切な保護が得られる、⑥保護命令に定められている訪問調査の規定は加害者に暴力の再発を阻止させる効果がある、の６つの項目に分け、テーマを設定した。

（5）アンケート調査を受ける警察の各自の属性

本研究は、保護命令を執行する各警察官の個人基本データが恐らく影響を与える潜在的要素であると考える。個人基本データは「性別」、「年齢」、「所属部署」、「階級」、「役職」、「職務年数」、「学歴」、「対ＤＶ訓練の時間」の８項目である。

①「性別」：警察官の性別

②「年齢」：警察官の年齢

③「所属部署」：警察官が所属している部署

④「階級」：警察官の階級

⑤「役職」：管理職かどうか

⑥「職務年数」：警察に職務した年数

⑦「学歴」：警察官の学歴

⑧「対ＤＶ訓練の時間」：ＤＶに関する教育訓練課程を受けた時間数

５、採点方式

本アンケートの採点方式はリッカート尺度を採用し、各問題を「非常に同意する」、「同意する」、「同意しない」及び「全く同意しない」の４段階の尺度に分け、１点から４点までの点数を付けた。被験者を「アンケート調査を受ける各警察官自身の因子」、「システム的サポートの因子」、「加害者・被害者双方の状況」及び「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」の４つの部分から採点した。その分析結果は以下の通りである。

（1）「アンケート調査を受ける各警察官自身の因子」

この部分の問題設定は、「ＤＶに対する認知」がマイナス面からの問題設定で、残りの「教育訓練」及び「保護命令執行」がプラス面からの問題設定である。

①ＤＶに対する認知：点数が高い者ほどＤＶに対する認知が低く、反対に点数が低い者ほどＤＶに対する認知が高い。

②教育訓練：点数が高い者ほど教育訓練が有効であると同意する傾向が高く、反対に点数が低い者ほど同意しない傾向にある。

③保護命令執行：点数が高い者ほど保護命令執行に対する意欲も高く、反対に点数が低い者ほど保護命令執行に対する意欲も低い。

（2）「システム的サポートの因子」

この部分の問題設定は、「司法システムの支持」がマイナス面からの問題設定で、残りの「上司の支持」及び「ネットワーク間の協力状況」がプラス面からの問題設定である。

①上司の支持：点数が高い者ほど上司の支持が保護命令処理に重要だと同意する傾向が高く、反対に点数が低い者ほど同意しない傾向にある。

②ネットワーク間の協力状況：点数が高い者ほどネットワーク間の協力状況が良く、反対に点数が低い者ほどネットワーク間の協力状況が悪い。

③司法システムの支持：点数が高い者ほど司法システムの支持は保護命令に対して重要ではないと考える傾向が高く、反対に点数が低い者ほど司法システムの支持が保護命令に対して重要であると考えている。

（3）「加害者・被害者双方の状況」

この部分の問題設定は、「当事者双方の社会的地位」及び「当事者双方の行為及び態度」どちらもプラス面からの問題設定である。

①当事者双方の社会的地位：点数が高い者ほど保護命令執行時に当事者双方の社会的地位は影響すると考える傾向が高く、反対に点数が低い者ほど保護命令執行時に当事者双方の社会的地位は影響しないと考えている。

②当事者双方の行為及び態度：点数が高い者ほど保護命令執行時に当事者双方の行為及び態度が影響すると考える傾向が高く、反対に点数が低い者ほど保護命令執行時に当事者双方の行為及び態度は影響しないと考えている。

（4）「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」

点数が高い者ほど保護命令執行の成果が高く、反対に点数が低い者ほど保護命令執行の成果も低い。

第２節　アンケートの信頼性と妥当性の分析

本アンケートは因子分析（factor analysis）により、「アンケート調査を受ける各警察官自身の因子」、「システム的サポートの因子」、「加害者・被害者双方の状況」などの変数を分析し、「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」に影響する因子を探索した。アンケートの妥当性の分析について、因子負荷量が 0.4 未満であるものは妥当性が低いため削除する。アンケートの信頼度については、Cronbach Alpha 係数を指標とし、一般的に係数が 0.6 以上であるものは信頼性があるといえる。

「アンケート調査を受ける各警察官自身の因子」において、13 の問題を設定し、３つの項目に分け、「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」及び「保護命令執行」を変数とした。各変数と各テーマの因子負荷量、因子寄与率及び Cronbach　Alpha 係数は下記の表の通りである。

「アンケート調査を受ける各警察官自身の因子」に関する信頼性及び妥当性の分析

変数	ﾃｰﾏ	因子負荷量
ＤＶに対する認知	あなたはＤＶ事案を単なる家庭内の問題で、政府が公権力により介入すべきでないと思いますか。	0.833
	あなたはＤＶ事案を犯罪と見なすべきではないと思いますか。	0.878
	あなたはＤＶ事案を一般の刑事事案より重要だと思いますか。	0.805
	あなたはもしＤＶ当事者が通報しなければ、警察がＤＶに介入するのはよくないと思いますか。	0.584
	因子寄与率	61.341%
	Cronbach Alpha 係数	0.780

教育訓練	あなた自身が十分な専門的訓練を受け、保護命令を処理する能力があると思いますか。	0.808
	あなたは保護命令申立てに関する規定及び流れを熟知していますか。	0.854
	現在あなたの部署は保護命令に関する訓練を重視していると思いますか。	0.776
	因子寄与率	66.133%
	Cronbach Alpha 係数	0.743
保護命令執行に対する意欲	あなたは他の事案と比べ、保護命令事案をより処理したいと思いますか。	0.778
	あなたは保護命令事案を処理し、達成感を得られると思いますか。	0.759
	あなたは警察がＤＶ防止のスタッフで如何なる努力も惜しまず、ＤＶ被害者の問題を解決し、手助けできると思いますか。	0.735
	あなたは主導的に被害者に代わり保護命令の申立てを行いますか。	0.607
	あなたはＤＶ事案を処理する場合、保護命令は被害者を保護する最良の選択だと思いますか。	0.683
	あなたは、保護命令違反罪は一般の刑事事案より重要だと思いますか。	0.704
	因子寄与率	50.875%
	Cronbach Alpha 係数	0.806

「システム的サポートの因子」において、16 の問題を設定し、３つの項目に分け、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」及び「司法システムの支持」を変数とした。各変数と各テーマの因子負荷量、因子寄与率及び Cronbach Alpha 係数は下記の表の通りである。

「システム的サポートの因子」に関する信頼性及び妥当性の分析

変数	テーマ	因子負荷量
上司の支持	あなたの部署の上司は保護命令の処理を重視していると思いますか。	0.819
	あなたの部署の上司は保護命令の処理措置を支持していると思いますか。	0.810
	あなたの部署の上司はＤＶ業務を他の業務と兼任させていますか。	0.554
	あなたは現在警察機関が執行している保護命令の手続は完璧だと思いますか。	0.733
	あなたの部署のＤＶ防止官は保護命令事案を処理するに足りる能力があり、あなたを手助けできると思いますか。	0.635
	因子寄与率	51.463%
	Cronbach Alpha 係数	0.752
ネットワーク間の協力状況	あなたは管轄区内のＤＶ防止ネットワークを完璧だと思いますか。	0.718
	あなたは管轄区内のＤＶ防止ネットワーク連絡体系を熟知していますか。	0.711
	あなたは管轄区内のＤＶ防止ネットワークのスタッフと協力しますか。	0.667
	あなたは警察のＤＶ防止ネットワークにおける役割を理解していますか。	0.729
	あなたが保護命令事案を処理している過程の中で関連する機関の協力は十分だと思いますか。	0.754
	あなたは社会福祉スタッフが、積極的に退社時間又は休日であっても処理に関して警察と協力してくれると思いますか。	0.619
	因子寄与率	49.134%
	Cronbach Alpha 係数	0.789
司法システムの支持	あなたは保護命令の法律規範は十分でなく、強化する必要があると思いますか。	0.717

	あなたは裁判所が民事保護命令を審理する手続が遅すぎると思いますか。	0.773
	あなたは裁判所が民事保護命令を審理する基準が一致していないと思いますか。	0.74
	あなたは、保護命令制度はＤＶ被害者を保護するのに有効ではないと思いますか。	0.717
	あなたは保護命令に関する規定が明確ではないと思いますか。	0.627
	因子寄与率	51.330%
	Cronbach Alpha 係数	0.753

「加害者・被害者双方の状況」において、９つの問題を設定し、２つの項目に分け、「当事者双方の社会的地位」及び「当事者双方の行為及び態度」を変数とした。各変数と各テーマの因子負荷量、因子寄与率及びCronbach Alpha係数は下記の表の通りである。

「加害者・被害者双方の状況」に関する信頼性及び妥当性の分析

変数	テーマ	因子負荷量
当事者双方の社会的地位	あなたは被害者の教育程度が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.846
	あなたは被害者の被害者の社会的地位が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.880
	あなたは加害者の教育程度が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.881
	あなたは加害者の社会的地位が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.869
	因子寄与率	75.562%
	Cronbach Alpha 係数	0.892
当事者双方の行為及び態度	あなたは被害者の警察に対する信任度が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.729

	あなたは被害者のＤＶを受けた過去の経歴（回数、期間及び繰り返し）が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.730
	あなたは被害者の警察に対する不透明な対応が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.794
	あなたは加害者の調査に対する態度が良好且つ協力的である場合、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.697
	あなたは当事者同士が途中で和解した場合、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。	0.635
	因子寄与率	51.684%
	Cronbach Alpha 係数	0.765

「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」において、６つの問題を設定し、「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」を変数とした。各変数と各テーマの因子負荷量、因子寄与率及びCronbach Alpha 係数は下記の表の通りである。

「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」

変数	テーマ	因子負荷量
どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか	あなたは保護命令を執行すると加害者に暴力再発を制止させることができると思いますか。	0.760
	あなたは保護命令を執行すると被害者の安全を確保できると思いますか。	0.799
	あなたは保護命令を執行すると被害者の置かれている状況を改善させることができると思いますか。	0.851
	あなたは保護命令を執行すると加害者の暴力行為を減少させることができると思いますか。	0.847
	あなたは保護命令を執行すると被害者は適切な保護が得られると思いますか。	0.848

	あなたは保護命令に定められている訪問調査の規定は加害者に暴力の再発を阻止させる効果があると思いますか。	0.778
	因子寄与率	61.633%
	Cronbach Alpha 係数	0.874

本アンケートの各テーマの因子負荷量は全て 0.4 以上であり、各 Cronbach Alpha 係数も全て 0.6 以上あり、本アンケート調査の信頼性及び妥当性は良好であると判明した。

第３節　アンケート調査を受ける警察の基本資料

性別分配状況

	人数	パーセンテージ（%）	累計パーセンテージ（%）
男性	230	79.9	79.9
女性	58	20.1	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた性別の分配状況は、男性が 230 名で、79.9%を占め、女性は 58 名で 20.1%であった。

年齢分配状況

	人数	パーセンテージ（%）	累計パーセンテージ（%）
30 歳以下	114	39.6	39.6
31-40 歳	112	38.9	78.5
41-50 歳	55	19.1	97.6
51 歳以上	7	2.4	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた年齢の分配状況は、30 歳以下は 114 名で 39.6%を占め、31-40 歳は 112 名で 38.9%、40-50 歳は 55 名で 19.1%、50-60 歳は 7 名、2.4%であった。

所属部署の分配状況

	人数	パーセンテージ (%)	累計パーセンテージ (%)
派出所	243	84.4	84.4
防治組	25	8.7	93.1
婦幼警察隊	20	6.9	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた所属部署の分配状況は、派出所所属が 243 名で 84.4%を占め、防治組所属が 25 名で 8.7%、婦幼警察隊が 20 名で 6.9%であった。

階級の分配状況

	人数	パーセンテージ (%)	累計パーセンテージ (%)
巡査	261	90.6	90.6
巡査部長	24	8.3	99.0
警部補	1	0.3	99.3
警部	2	0.7	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた階級の分配状況は、巡査が 261 名で 90.6%を占め、巡査部長が 24 名で 8.3%、警部補が 1 名で 0.3%、警部が 2 名で 0.7%であった。

役職の分配状況

	人数	パーセンテージ（%）	累計パーセンテージ（%）
ある	3	1.0	1.0
なし	285	99.0	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた役職の分配状況は、役職がある者（警部補、警部）は３名で１%を占め、役職がない者(巡査、巡査部長)は 285 名で 99%を占めた。

職務年数の分配状況

	人数	パーセンテージ（%）	累計パーセンテージ（%）
1 年未満	9	3.1	3.1
1 年以上 5 年未満	85	29.5	32.6
5 年以上 10 年未満	122	42.4	75.0
10 年以上 15 年未満	15	5.2	80.2
15 年以上	57	19.8	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた職務年数の分配状況は、１年未満が９名で 3.1%、１年以上５年未満が 85 名で 29.5%、５年以上 10 年未満が 122 名で 42.4%を占め、10 年以上 15 年未満が 15 名で 5.2%、15 年以上が 57 名で 19.8%であった。

学歴の分配状況

	人数	パーセンテージ（%）	累計パーセンテージ（%）
高卒後 1 年の訓練を受けた	27	9.4	9.4
警察学校卒	135	46.9	56.3
短大卒、大卒後 1 年 6 ヵ月の訓練を受けた	115	39.9	96.2
警察大学卒	5	1.7	97.9
大学院以上	6	2.1	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた学歴の分配状況は、高卒後１年の訓練を受けた警察官が 27 名で 9.4%、警察学校卒 135 名で 46.9%、短大卒大卒後１年 6 ヵ月の訓練を受けた警察官が 115 名で 39.9%、警察大学卒は５名で 1.7%、大学院以上は６名で 2.1%であった。

対ＤＶ訓練の時間数

	人数	パーセンテージ（%）	累計パーセンテージ（%）
一度もない	40	13.9	13.9
1-4 時間	77	26.7	40.6
4-8 時間	66	22.9	63.5
8-12 時間	26	9.0	72.6
12 時間以上	79	27.4	100.0
合計	288	100.0	

上記の表から分かるように、本アンケート調査を受けた対ＤＶ訓練の時間数は、一度もないが 40 名で 13.9%、1-4 時間が 77 名で 26.7%、4-8 時間が 66 名で 22.9%、8-12 時間が 26 名で 9%、12 時間以上が 79 名で 27%であった。

第４節　各連続変数と個人基本データの平均値の標準偏差の分析

本アンケートはまずｔ検定により、性別（男性、女性)、階級（巡査、巡査部長以上)、役職の有無及び各連続変数の平均値の標準偏差の状況を理解し、そして一元配置分散分析(One way Anova)により、被験者のサンプルが「年齢」、「所属部署」、「職務年数」、「学歴」、「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」などの変数の違いによって、「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「保護命令執行に対する意欲」、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」、「司法システムの支持」、「当事者双方の社会的地位」、「当事者双方の行為及び態度」及び「どの問題点が保護命令の執行成果に影響を与えるか」の９つの変数において差異が生じるかどうか、もし差異が現れれば、更にシェッフェの方法（Scheffe）により、多重比較を行い、どのグループに差異の存在が認められるかを理解する必要がある。

１、ｔ検定及び各変数の平均値の標準偏差の状況

本部分では、警察官の「性別」、「階級」、「役職の有無」及び各変数の差異の分析を行う。

（１）警察官の「性別」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	ｔ値	Ｐ値
ＤＶに対する認知	男性	230	9.226	2.372	t=2.192	P<0.05
	女性	58	8.466	2.319		
教育訓練	男性	230	7.470	1.842	t=-2.626	P<0.01
	女性	58	8.190	1.960		
保護命令執行に対する意欲	男性	230	13.867	3.392	t=-1.879	P>0.05
	女性	58	14.672	2.793		
上司の支持	男性	230	12.048	2.852	t=-2.049	P<0.05
	女性	58	12.879	2.363		
ネットワーク間の協力状況	男性	230	14.804	3.110	t=-1.440	P>0.05
	女性	58	15.448	2.760		

司法システムの支持	男性	230	14.752	2.693	t=-0.106	P>0.05
	女性	58	14.793	2.375		
当事者双方の社会的地位	男性	230	10.887	2.659	t=1.400	P>0.05
	女性	58	10.345	2.538		
当事者双方の行為及び態度	男性	230	14.278	2.7344	t=-1.571	P>0.05
	女性	58	14.776	1.983		
保護命令の執行成果に影響	男性	230	14.678	3.582	t=-1.336	P>0.05
	女性	58	15.362	3.053		

上記の表から分かるように、警察官の「性別」と３つの変数「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「上司の支持」の平均値の差異を分析すると、統計上の有意水準に達していることが判明した。よって各変数の差異の状況は以下の通りである。

①「ＤＶに対する認知」変数：そのｔ値はｔ=2.192(P<0.05)で、且つ男性の平均値は女性より高い。

結論：女性と比べ男性の警察官はＤＶを家庭内の問題と捉え、犯罪事案ではなく、又一般の刑事事案より重要ではないと考えている。よって当事者が警察に通報しなければ、政府は公権力によって介入すべきではないと考えている。

②「教育訓練」変数：そのｔ値はｔ＝-2.626(P<0.01)で、且つ女性の平均値は男性より高い。

結論：男性と比べ女性の警察官は、ＤＶに関する教育訓練を十分に受けることにより、保護命令に関する規定及び流れを熟知することができ、保護命令事案を処理するのに有効であると考えている。又所属部署が保護命令に関する訓練を重視していることが重要であると考えている。

③「上司の支持」変数：そのｔ値はｔ＝-2.049(P<0.05)で、且つ女性の平均値は男性より高い。

結論：男性と比べ女性の警察官は、上司の支持が保護命令事案の処理に、より有効であると考え、上司が保護命令処理の業務をその他の業務と兼任させずに重視し、所属部署のＤ

V防止官の保護命令執行に関する知識と経験が、保護命令事案の処理に役に立つと認識している。

（2）警察官の「階級」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	t 値	P 値
ＤＶに対する認知	巡査	261	9.019	2.374	t=-1.194	*P>0.05*
	巡査部長以上	27	9.593	2.390		
教育訓練	巡査	261	7.529	1.886	t=-2.423	*P<0.05*
	巡査部長以上	27	8.444	1.695		
保護命令執行に対する意欲	巡査	261	13.862	3.343	t=-3.722	*P<0.01*
	巡査部長以上	27	15.630	2.221		
上司の支持	巡査	261	12.107	2.787	t=-2.064	*P<0.05*
	巡査部長以上	27	13.260	2.490		
ネットワーク間の協力状況	巡査	261	14.812	3.090	t=-2.120	*P<0.05*
	巡査部長以上	27	16.111	2.359		
司法システムの支持	巡査	261	14.778	2.688	t=0.348	*P>0.05*
	巡査部長以上	27	14.593	1.986		
当事者双方の社会的地位	巡査	261	10.728	2.676	t=-0.996	*P>0.05*
	巡査部長以上	27	11.259	2.246		
当事者双方の行為及び態度	巡査	261	14.410	2.614	t=0.637	*P>0.05*
	巡査部長以上	27	14.074	2.541		

保護命令の執行成果に影響	巡査	261	14.620	3.544	t=-4.611	*P<0.01*
	巡査部長以上	27	16.741	2.104		

上記の表から分かるように、平均値の差異を分析すると、警察官の「階級」と５つの変数「教育訓練」、「保護命令執行に対する意欲」、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」及び「保護命令の執行成果に影響」が統計上の有意水準に達していることが判明した。各変数の差異の状況は以下の通りである。

①「教育訓練」変数：そのｔ値はｔ＝-2.423(P<0.05)で、且つ巡査部長以上の平均値は巡査より高い。

結論：巡査と比べ、巡査部長以上の警察官はＤＶに対する教育訓練が、保護命令処理に関する規定の熟知に有効であり、所属部署が保護命令に関する訓練を重視していることが保護命令執行の成果を向上させると考えている

②「保護命令執行に対する意欲」変数：そのｔ値はｔ=-3.722(P<0.01)で、且つ巡査部長以上の平均値は巡査より高い。

結論：巡査と比べ、巡査部長以上の警察官は保護命令執行に対する意欲が高く、他の事案より保護命令の受理を優先し、その業務を行うことにより達成感を得られると考えており、且つ主導的に被害者に代わり保護命令を申請し、被害者を救出することが最良の選択だと認識している。

③「上司の支持」変数：そのｔ値はｔ＝-2.064(P<0.05)で、巡査部長以上の平均値は巡査より高い。

結論：巡査と比べ、巡査部長以上の警察官は上司が保護命令処理の業務を、他の業務と兼任させず重視していることが重要だと考え、又所属部署のＤＶ防止官の保護命令執行に関する知識と経験が、保護命令事案の処理に役立つと認識している。

④「ネットワーク間の協力状況」変数：そのｔ値はｔ＝-2.120(P<0.05)で巡査部長以上の平均値は巡査より高い。

結論：巡査と比べ、巡査部長以上の警察官はＤＶ防止ネットワーク間の整備が完璧であり、その中における警察の役割を理解し、保護命令事案を処理する過程でネットワーク間の相互協力は欠かせないと考えている。特に退勤時間後に発生したＤＶ事案に対し、社会福祉スタッフは積極的に警察と協力するなどの対応が重要だと考えている。

⑤**「保護命令の執行成果に影響」変数：**そのｔ値はｔ=-4.611(P<0.01)で、巡査部長以上の平均値は巡査より高い。

結論：巡査と比べ、巡査部長以上の警察官は保護命令を執行すれば有効的に加害者を威嚇でき、被害者の安全を確保し、その処遇を改善できると考えている。又保護命令の執行により、その規定に定められた訪問調査が加害者の暴力行為を減少させ、ＤＶの再発を防止できると考えている。

（3）警察官の「役職の有無」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	ｔ値	Ｐ値
ＤＶに対する認知	役職あり	3	9.667	4.619	t=0.225	*P>0.05*
	役職なし	285	9.067	2.357		
教育訓練	役職あり	3	8.333	0.5774	t=0.603	*P>0.05*
	役職なし	285	7.607	1.893		
保護命令執行に対する意欲	役職あり	3	15.667	1.528	t=0.867	*P>0.05*
	役職なし	285	14.011	3.302		
上司の支持	役職あり	3	12.000	1.000	t=-0.135	*P>0.05*
	役職なし	285	12.218	2.790		
ネットワーク間の協力状況	役職あり	3	17.333	1.528	t=1.372	*P>0.05*
	役職なし	285	14.909	3.052		
司法システムの支持	役職あり	3	15.667	1.155	t=0.600	*P>0.05*
	役職なし	285	14.751	2.639		
当事者双方の社会的地位	役職あり	3	12.667	0.577	t=1.247	*P>0.05*
	役職なし	285	10.758	2.646		
当事者双方の行為及び態度	役職あり	3	14.000	4.359	t=-0.253	*P>0.05*
	役職なし	285	14.383	2.593		
保護命令の執行成果に影響	役職あり	3	17.667	0.577	t=1.426	*P>0.05*
	役職なし	285	14.786	3.493		

上記の表から分かるように、警察官の「役職の有無」と「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「保護命令執行に対する意欲」、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」、「司法システムの支持」、「当事者双方の社会的地位」、「当事者双方の行為及び態度」、「保護命令の執行成果に影響」の９つの変数とには顕著な差異はなかった。よって役職のあるなしに関わらず９つの変数に対する観点はほぼ同じと認められる。

２、一元配置分散分析（One way Anova）及び各変数の平均値の標準偏差の状況

本部分では、警察官の「年齢」、「所属部署」、「職務年数」、「学歴」、「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」及び各変数の差異の分析を行う。

（１）警察官の「年齢」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	Ｆ値	Ｐ値	差異比較
ＤＶに対する認知	30 歳以下	114	8.930	2.056	0.552	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	9.295	2.609			
	41-50 歳	55	8.964	2.487			
	51 歳以上	7	8.714	2.752			
	合計	288	9.073	2.377			
教育訓練	30 歳以下	114	7.360	1.761	1.374	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	7.696	1.898			
	41-50 歳	55	7.946	1.890			
	51 歳以上	7	7.857	3.237			
	合計	288	7.615	1.885			
保護命令執行に対する意欲	30 歳以下	114	13.956	3.081	0.974	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	13.830	3.246			
	41-50 歳	55	14.673	3.631			
	51 歳以上	7	13.286	4.536			
	合計	288	14.028	3.292			
上司の支持	30 歳以下	114	12.132	2.523	0.295	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	12.170	2.879			
	41-50 歳	55	12.382	2.819			

	51 歳以上	7	13.000	4.796			
	合計	288	12.215	2.777			
ネットワーク間の協力状況	30 歳以下	114	14.518	2.851	1.260	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	15.188	3.352			
	41-50 歳	55	15.309	2.581			
	51 歳以上	7	14.714	4.231			
	合計	288	14.934	3.049			
司法システムの支持	30 歳以下	114	14.675	2.642	0.080	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	14.821	2.689			
	41-50 歳	55	14.782	2.447			
	51 歳以上	7	15.000	3.317			
	合計	288	14.760	2.628			
当事者双方の社会的地位	30 歳以下	114	10.798	2.373	1.030	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	10.634	2.851			
	41-50 歳	55	11.182	2.576			
	51 歳以上	7	9.571	3.690			
	合計	288	10.778	2.640			
当事者双方の行為及び態度	30 歳以下	114	14.368	2.594	0.499	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	14.527	2.529			
	41-50 歳	55	14.218	2.558			
	51 歳以上	7	13.429	4.353			
	合計	288	14.379	2.605			
保護命令の執行成果に影響	30 歳以下	114	14.597	3.145	1.474	*P>0.05*	
	31-40 歳	112	14.741	3.705			
	41-50 歳	55	15.109	3.619			
	51 歳以上	7	17.286	3.861			
	合計	288	14.816	3.4878			

上記の表から分かるように警察官の「年齢」と「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「保護命令執行に対する意欲」、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」、「司法システム

の支持」、「当事者双方の社会的地位」、「当事者双方の行為及び態度」、「保護命令の執行成果に影響の９つの変数とには顕著な差異はなかった。よって「年齢」に関わらず９つの変数に対する観点はほぼ同じと認められる。

（２）警察官の「所属部署」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	Ｆ値	Ｐ値	差異比較
ＤＶに対する認知	1.派出所	243	9.391	2.342	15.352	*P<0.001*	*1>2* *1>3*
	2.防治組	25	7.440	1.938			
	3.婦幼警察隊	20	7.250	1.552			
	合計	288	9.073	2.377			
教育訓練	1.派出所	243	7.407	1.837	10.055	*P<0.001*	*2>1* *3>1*
	2.防治組	25	8.640	1.823			
	3.婦幼警察隊	20	8.850	1.725			
	合計	288	7.615	1.885			
保護命令執行に対する意欲	1.派出所	243	13.728	3.283	6.756	*P<0.01*	2>1
	2.防治組	25	15.800	3.452			
	3.婦幼警察隊	20	15.450	1.986			
	合計	288	14.028	3.292			
上司の支持	1.派出所	243	12.008	2.730	5.422	*P<0.05*	2>1
	2.防治組	25	13.840	2.838			
	3.婦幼警察隊	20	12.700	2.65766			
	合計	288	12.2153	2.777			
ネットワーク間の協力状況	1.派出所	243	14.634	2.959	7.913	*P<0.001*	2>1 3>1
	2.防治組	25	16.600	3.594			
	3.婦幼警察隊	20	16.500	2.283			
	合計	288	14.934	3.049			
司法システムの支持	1.派出所	243	14.716	2.630	0.872	*P>0.05*	
	2.防治組	25	15.400	2.944			
	3.婦幼警察隊	20	14.500	2.164			

	合計	288	14.760	2.628			
当事者双方の社会的地位	1.派出所	243	10.790	2.616	1.245	*P>0.05*	
	2.防治組	25	10.160	3.051			
	3.婦幼警察隊	20	11.400	2.326			
	合計	288	10.778	2.640			
当事者双方の行為及び態度	1.派出所	243	14.346	2.637	1.061	*P>0.05*	
	2.防治組	25	14.080	2.783			
	3.婦幼警察隊	20	15.150	1.843			
	合計	288	14.379	2.605			
保護命令の執行成果に影響	1.派出所	243	14.613	3.570	2.954	*P>0.05*	
	2.防治組	25	15.560	3.083			
	3.婦幼警察隊	20	16.350	2.390			
	合計	288	14.816	3.488			

上記の表から分かるように警察官の「所属部署」と「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「保護命令執行に対する意欲」、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」の５つの変数には差異が認められた。各変数の差異の状況は以下の通りである。

①「ＤＶに対する認知」変数：そのＦ値は15.352(P<0.001)で、異なる所属部署の警察官は「ＤＶに対する認知」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ(Scheffe)の方法により多重比較を行った結果、「ＤＶに対する認知」の変数において、派出所の警察官は防治組及び婦幼警察隊の警察官と差があることが判明した。

派出所の警察官の「ＤＶ対する認知」の平均値が高いということは、その他の所属部署の警察官と比べて、ＤＶは一般の刑事事案より重要ではなく、まして犯罪でもない、したがって当事者の通報がなければ、政府が公権力をもって介入すべきではないと考える傾向が強いことを意味する。

②「教育訓練」変数：そのＦ値は10.055(P<0.001)で、異なる所属部署の警察官は「教育訓練」に対する認知の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により多重比較を行った結果、「教育訓練」の変数において、防治組及び婦幼警察隊の警察官は派出所の警察官と差があることが判明した。

防治組及び婦幼警察隊の警察官の「教育訓練」の平均値が派出所の警察官より高いということは、防治組及び婦幼警察隊の警察官は、教育訓練は警察の保護命令執行に関する規定及び流れを熟知させ、又その効果を向上させ、所属部署が保護命令に関する訓練を重視するのに有効だと考える傾向が強いことを意味する。

③「保護命令執行に対する意欲」変数：そのＦ値は6.756(P<0.01)で、異なる所属部署の警察官は「保護命令執行に対する意欲」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により多重比較を行った結果、「保護命令執行に対する意欲」の変数において、防治組の警察官と派出所の警察官との間には明確な差があることが判明した。

防治組の警察官の平均値が派出所の警察官より高いということは、防治組の警察官は保護命令執行に対する意欲が高く、その他の事案と比べ保護命令事案の受理にも積極的で、被害者に代わり主導的に保護命令を申し立てることによって被害者を救出できることから、保護命令が被害者を保護するのに最良の選択だと考える傾向が強いことを意味する。

④「上司の支持」変数：そのＦ値は5.422(P<0.05)で、異なる所属部署の警察官は「上司の支持」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「上司の支持」の変数において、防治組の警察官と派出所の警察官との間には明確な差があることが判明した。

防治組の警察官の平均値が派出所の警察官より高いということは、防治組の警察官は、自身に保護命令に対する専門知識があり、派出所の警察官に保護命令を指導する能力を有していることから、上司が保護命令事案の処理を支持し、他の業務と兼任させず重視していることが重要だと考える傾向が強いことを意味する。

⑤「ネットワーク間の協力状況」変数：そのＦ値は7.913(P<0.001)で、異なる所属部署の警察官は「ネットワーク間の協力状況」に対する認知の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「ネットワーク間の協力状況」の変数において、防治組及び婦幼警察隊の警察官と派出所の警察官との間には差があることが判明した。

防治組及び婦幼警察隊の警察官の「ネットワーク間の協力状況」の平均値が派出所の警察官より高いということは、防治組及び婦幼警察隊の警察官は、ＤＶ防止ネットワークが完備され、連絡方法を熟知し、ネットワーク間の相互協力が欠かせないと考えていること

を意味する。特に退勤時間後に発生したＤＶ事案に対し、社会福祉スタッフは積極的に警察と協力するなどの対応が重要だと考えている。

（3）警察官の「職務年数」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	Ｆ値	Ｐ値	差異比較
ＤＶに対する認知	1.5 年未満	94	8.851	2.156	2.511	P>0.05	
	2.5 年以上 10 年未満	122	9.434	2.493			
	3.10 年以上	72	8.750	2.402			
	合計	288	9.073	2.377			
教育訓練	1.5 年未満	94	7.330	1.964	5.077	P<0.001	3>1 3>2
	2.5 年以上 10 年未満	122	7.484	1.648			
	3.10 年以上	72	8.208	2.048			
	合計	288	7.615	1.885			
保護命令執行に対する意欲	1.5 年未満	94	13.553	2.979	1.468	P>0.05	
	2.5 年以上 10 年未満	122	14.287	3.192			
	3.10 年以上	72	14.208	3.790			
	合計	288	14.028	3.292			
上司の支持	1.5 年未満	94	12.117	2.770	0.092	P>0.05	
	2.5 年以上 10 年未満	122	12.279	2.617			
	3.10 年以上	72	12.236	3.070			
	合計	288	12.215	2.777			
ネットワーク間の協力状況	1.5 年未満	94	14.426	3.099	1.965	P>0.05	
	2.5 年以上 10 年未満	122	15.156	2.954			
	3.10 年以上	72	15.222	3.100			
	合計	288	14.934	3.049			
司法システムの支持	1.5 年未満	94	14.298	2.858	2.410	P>0.05	
	2.5 年以上 10 年未満	122	15.082	2.478			
	3.10 年以上	72	14.819	2.508			
	合計	288	14.760	2.628			

当事者双方の社会的地位	1.5年未満	94	10.617	2.736	0.260	P>0.05	
	2.5年以上10年未満	122	10.844	2.336			
	3.10年以上	72	10.875	3.002			
	合計	288	10.778	2.640			
当事者双方の行為及び態度	1.5年未満	94	14.340	2.842	0.026	P>0.05	
	2.5年以上10年未満	122	14.418	2.252			
	3.10年以上	72	14.361	2.865			
	合計	288	14.379	2.605			
保護命令の執行成果に影響	1.5年未満	94	14.564	3.323	1.265	P>0.05	
	2.5年以上10年未満	122	14.680	3.479			
	3.10年以上	72	15.375	3.694			
	合計	288	14.816	3.488			

上記の表から分かるように警察官の「職務年数」と「教育訓練」の変数に差異が認められた。変数の差異の状況は以下の通りである。

「教育訓練」変数:そのＦ値は5.077(P<0.001)で、異なる職務年数の警察官は「教育訓練」に対する認知の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「教育訓練」の変数において、職務年数が10年以上の警察官と５年未満及び５年以上10年未満の警察官との間には差があることが判明した。

職務年数が10年以上の警察官の「教育訓練」の平均値が５年未満及び５年以上10年未満の警察官より高いということは、職務年数が 10 年以上の警察官は、教育訓練は警察の保護命令執行に関する規定及び流れを熟知させ、又その効果を向上させ、所属機関が保護命令に関する訓練を重視するのに有効だと考える傾向が強いことを意味する。

（4）警察官の「学歴」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	Ｆ値	Ｐ値	差異比較
ＤＶに対する認知	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	8.741	1.933	3.499	P<0.05	3>4
	2.警察学校卒	135	8.956	2.133			

	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	9.461	2.603			
	4.警察大学及び大学院卒	11	7.273	2.901			
	合計	288	9.073	2.377			
教育訓練	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	7.667	2.201	2.818	P<0.05	4>2
	2.警察学校卒	135	7.482	1.824			
	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	7.609	1.876			
	4.警察大学及び大学院卒	11	9.182	1.328			
	合計	288	7.615	1.885			
保護命令執行に対する意欲	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	13.889	3.512	2.794	P<0.05	4>2
	2.警察学校卒	135	13.904	3.292			
	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	13.939	3.121			
	4.警察大学及び大学院卒	11	16.818	3.710			
	合計	288	14.028	3.292			
上司の支持	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	12.222	2.940	1.761	P>0.05	
	2.警察学校卒	135	12.022	2.800			
	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	12.270	2.732			
	4.警察大学及び大学院卒	11	14.000	2.145			
	合計	288	12.215	2.777			
ネットワーク間の協力状況	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	15.296	2.839	2.620	P>0.05	
	2.警察学校卒	135	14.592	3.142			

	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	15.043	2.864			
	4.警察大学及び大学院卒	11	17.091	3.590			
	合計	288	14.934	3.049			
司法システムの支持	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	14.519	2.694	0.084	P>0.05	
	2.警察学校卒	135	14.785	2.749			
	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	14.783	2.505			
	4.警察大学及び大学院卒	11	14.818	2.523			
	合計	288	14.760	2.628			
当事者双方の社会的地位	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	10.667	2.842	1.137	P>0.05	
	2.警察学校卒	135	11.022	2.681			
	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	10.461	2.563			
	4.警察大学及び大学院卒	11	11.364	2.336			
	合計	288	10.778	2.640			
当事者双方の行為及び態度	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	13.889	2.913	0.636	P>0.05	
	2.警察学校卒	135	14.489	2.665			
	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	14.304	2.439			
	4.警察大学及び大学院卒	11	15.000	2.898			
	合計	288	14.379	2.605			
保護命令の執行成果に影響	1.高卒後 1 年の訓練を受けた	27	15.741	3.460	1.996	P>0.05	
	2.警察学校卒	135	14.667	3.440			

	3.短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた	115	14.591	3.625			
	4.警察大学及び大学院卒	11	16.727	1.555			
	合計	288	14.816	3.488			

上記の表から分かるように警察官の「学歴」と「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「保護命令執行に対する意欲」の３つの変数に差異が認められた。各変数の差異の状況は以下の通りである。

①「ＤＶに対する認知」変数：そのＦ値は3.499(P<0.05)で、異なる学歴の警察官は「ＤＶに対する認知」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「ＤＶに対する認知」の変数において、「短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた警察官」と「警察大学及び大学院卒の警察官」との間には明確な差があることが判明した。

「短大卒、大卒後１年6ヵ月の訓練を受けた警察官」の平均値がより高いということは、「ＤＶに対する認知」について「短大卒、大卒後１年６ヵ月の訓練を受けた警察官」は他の学歴の警察官と比べ、ＤＶは家庭内の問題であって、他の犯罪事案と比べ重要な犯罪ではなく、当事者からの通報がなければ、政府が公権力をもって過度に介入すべきではないと考える傾向があることを意味する。

②「教育訓練」変数：そのＦ値は2.818(P<0.05)で、異なる学歴の警察官は「教育訓練」に対する認知の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「教育訓練」の変数において、「警察大学及び大学院卒の警察官」と「警察学校卒の警察官」との間には明確な差があることが判明した。

「警察大学及び大学院卒の警察官」の平均値がより高いということは、「教育訓練」について、「警察大学及び大学院卒の警察官」は他の学歴の警察官と比べ、教育訓練は実際に第一線で保護命令を執行している警察に専門的な知識を与え、保護命令執行の効果を向上させるのに有効だと考えていることを意味する。

③「保護命令執行に対する意欲」変数：そのＦ値は2.794(P<0.05)で、異なる学歴の警察官は「保護命令執行に対する意欲」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「保護命令執行に対する意欲」の変

数において、「警察大学及び大学院卒の警察官」と「警察学校卒の警察官」との間には明確な差があることが判明した。

「警察大学及び大学院卒の警察官」の平均値がより高いということは、「保護命令執行に対する意欲」について、「警察大学及び大学院卒の警察官」は他の学歴の警察官と比べ、保護命令は被害者を保護する重要な保護制度であり、ＤＶ事案を処理するとき、主動的に被害者の代わりに保護命令申立てを行い、又保護命令違反罪の取り締まりは他の犯罪を取り締まることより重要だと考えており、よって保護命令制度はＤＶ防止及び当事者双方においてメリットがあると認識していることを意味する。

（5）警察官が「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」及び各変数統計量の差異の分析

統計量	グループ	標本数	平均値	標準偏差	Ｆ値	Ｐ値	差異比較
ＤＶに対する認知	1.一度もない	40	9.900	1.692	3.907	*P<0.05*	*1>5*
	2.1-4 時間	77	9.442	2.573			
	3.4-8 時間	66	9.030	2.347			
	4.8-12 時間	26	9.154	2.092			
	5.12 時間以上	79	8.304	2.414			
	合計	288	9.073	2.377			
教育訓練	1.一度もない	40	6.400	1.692	8.800	*P<0.001*	*2>1* *5>1* *5>3*
	2.1-4 時間	77	7.584	1.742			
	3.4-8 時間	66	7.410	1.446			
	4.8-12 時間	26	7.654	1.854			
	5.12 時間以上	79	8.418	2.098			
	合計	288	7.615	1.885			
保護命令執行に対する意欲	1.一度もない	40	13.125	2.775	1.083	*P>0.05*	
	2.1-4 時間	77	14.000	3.183			
	3.4-8 時間	66	14.030	3.360			
	4.8-12 時間	26	14.500	3.203			
	5.12 時間以上	79	14.354	3.584			
	合計	288	14.028	3.292			

上司の支持	1.一度もない	40	11.500	2.746	1.375	*P>0.05*	
	2.1-4 時間	77	12.623	2.317			
	3.4-8 時間	66	11.939	2.683			
	4.8-12 時間	26	12.539	2.580			
	5.12 時間以上	79	12.304	3.271			
	合計	288	12.215	2.777			
ネットワーク間の協力状況	1.一度もない	40	13.200	2.839	5.026	*P<0.05*	2>1 5>1
	2.1-4 時間	77	15.182	2.689			
	3.4-8 時間	66	14.727	3.155			
	4.8-12 時間	26	15.000	2.298			
	5.12 時間以上	79	15.722	3.297			
	合計	288	14.934	3.049			
司法システムの支持	1.一度もない	40	14.000	2.996	3.573	*P<0.05*	
	2.1-4 時間	77	14.130	2.504			
	3.4-8 時間	66	15.136	2.424			
	4.8-12 時間	26	14.923	1.978			
	5.12 時間以上	79	15.392	2.729			
	合計	288	14.760	2.628			
当事者双方の社会的地位	1.一度もない	40	9.975	3.370	1.275	*P>0.05*	
	2.1-4 時間	77	10.792	2.397			
	3.4-8 時間	66	11.076	2.309			
	4.8-12 時間	26	10.615	2.299			
	5.12 時間以上	79	10.975	2.7872			
	合計	288	10.778	2.640			
当事者双方の行為及び態度	1.一度もない	40	14.075	2.973	2.343	*P>0.05*	
	2.1-4 時間	77	13.779	2.399			
	3.4-8 時間	66	14.712	2.479			
	4.8-12 時間	26	14.154	2.796			
	5.12 時間以上	79	14.911	2.553			

	合計	288	14.379	2.605			
保護命令の執行成果に影響	1.一度もない	40	12.475	3.665	5.760	*P<0.001*	2>1 3>1 4>1 5>1
	2.1-4 時間	77	15.325	3.193			
	3.4-8 時間	66	14.909	3.533			
	4.8-12 時間	26	15.115	2.833			
	5.12 時間以上	79	15.329	3.430			
	合計	288	14.816	3.488			

上記の表から分かるように、警察官の「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」と「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「ネットワーク間の協力状況」、「司法システムの支持」及び「保護命令の執行成果に影響」の５つの変数に差異が認められた。各変数の差異の状況は以下の通りである。

①「ＤＶに対する認知」変数：そのＦ値は 3.907(P<0.05)で、「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」が異なる警察官は「ＤＶに対する認知」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「ＤＶに対する認知」の変数において、「12 時間以上」の訓練を受けた警察官と「ＤＶに対する認知」の変数において訓練を受けたことが「一度もない」警察官との間には明確な差があることが判明した。

訓練を受けたことが「一度もない」警察官の平均値がより高いということは、「ＤＶに対する認知」について、訓練を受けたことが「一度もない」警察官は、訓練を受けた他の警察官と比べ、ＤＶは家庭内のことで犯罪ではなく、他の犯罪と比べ重要な犯罪行為ではなく、当事者からの通報を受けなければ、政府が公権力をもって介入すべきではないと考える傾向があることを意味する。

②「教育訓練」変数：そのＦ値は 8.800(P<0.001)で、異なる「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」の警察官は「教育訓練」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「教育訓練」の変数において、「12 時間以上」の訓練を受けた警察官と訓練を受けたことが「一度もない」警察官との間には明確な差があることが判明した。

「12 時間以上」訓練を受けた警察官の平均値がより高いということは、「教育訓練」について、「12 時間以上」訓練を受けた警察官は、教育訓練が第一線で保護命令を執行する警察官に対し専門知識を与えるため重要だと考えていることを意味する。

③「ネットワーク間の協力状況」変数：そのＦ値は 5.026(P<0.05)で、異なる「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」の警察官は「ネットワーク間の協力状況」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「ネットワーク間の協力状況」の変数において、「12 時間以上」の訓練を受けた警察官と訓練を受けたことが「一度もない」警察官との間には明確な差があることが判明した。

「12 時間以上」訓練を受けた警察官の平均値がより高いということは、「ネットワーク間の協力状況」について、「12 時間以上」訓練を受けた警察官は、ネットワーク間の協力状況がよく、自身もネットワークとの連絡体系を熟知し、ネットワークにおいて自身が担っている役割を理解しており、ネットワークにおけるスタッフは相互に助け合い、退勤時間後も積極的に保護命令事案の処理に努力することが必要だと考えていることを意味する。

④「保護命令の執行成果に影響」変数：そのＦ値は 5.760(P<0.001)で、異なる「ＤＶ処理に関する訓練を受けた時間数」の警察官は「保護命令の執行成果に影響」の程度が異なることが判明した。よって更にシェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行った結果、「保護命令の執行成果に影響」の変数において、「12 時間以上」の訓練を受けた警察官と訓練を受けたことが「一度もない」警察官との間には明確な差があることが判明した。

「12 時間以上」訓練を受けた警察官の平均値がより高いということは、「保護命令の執行成果に影響」について、「12 時間以上」訓練を受けた警察官は、保護命令制度を理解し、保護命令の執行は加害者に対して威嚇効果があり、又訪問調査の制度が暴力行為の再発を抑えることができ、被害者の現状を改善し、有効に安全を保護することができると認識しており、又保護命令制度が当事者双方に対しメリットがあるとも考えていることを意味する。

⑤「司法システムの支持」変数：そのＦ値は 3.573(P<0.05)で、あまり差が見られなかった。一応シェッフェ（Scheffe）の方法により、多重比較を行ったが、やはり明確な差は存在せず、故に分析を行わなかった。

第５節　保護命令の執行成果に影響する因子の分析

１、保護命令の執行成果に影響及び各独立変数の相関分析（表１）

保護命令の執行成果に影響	ＤＶに対する認知	教育訓練	保護命令執行に対する意欲	上司の支持	ネットワーク間の協力状況	司法システムの支持	当事者双方の社会的地位	当事者双方の行為及び態度
Pearsonの相関係数	-0.240**	0.318**	0.461**	0.378**	0.512**	-0.083	0.232**	0.144*
有意確率（両側）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.161	0.000	0.014
標本数	288	288	288	288	288	288	288	288

上記の表から分かるように「保護命令の執行成果に影響」は「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」、「保護命令執行に対する意欲」、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」、「当事者双方の社会的地位」及び「当事者双方の行為及び態度」の７つの変数との関連性は統計上相関があった。且つ「ＤＶに対する認知」はPearsonの相関係数が負で、残る６つの相関係数が正であり、その間に正の関連性がある。

よって「教育訓練」が順調に進行すれば、「警察官が保護命令を執行する意欲」も高まる上、「上司の支持」が得られれば、「ネットワークの相互協力」も高まるし、「当事者双方の社会的地位」及び「当事者双方の行為及び態度」が良ければ、保護命令の執行成果によい影響を与える。

以上の６つの相関係数が正であれば、警察官が保護命令を執行する上で、効果が上昇する結果が出た。

２、保護命令の執行成果に影響する回帰モデル要約表（表２）

モデル	R	R2 乗	調整済 R2 乗	標準偏差推定値の誤差	変化の統計量				
					R2 乗変化量	F 変化量	自由度 1	自由度 2	有意確率 F 変化量
1	0.512	0.262	0.260	3.001	0.262	101.602	1.000	286.000	0.000
2	0.557	0.311	0.306	2.906	0.049	20.105	1.000	285.000	0.000
3	0.594	0.353	0.346	2.821	0.042	18.428	1.000	284.000	0.000
4	0.617	0.380	0.371	2.765	0.027	12.532	1.000	283.000	0.000

モデル１．予測値：（定数）、「ネットワーク間の協力状況」

モデル２．予測値：（定数）、「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」

モデル３．予測値：（定数）、「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」、「当事者双方の社会的地位」

モデル４．予測値：（定数）「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」、「当事者双方の社会的地位」、「ＤＶに対する認知」

３、保護命令の執行成果に影響する重回帰分析表（表３）

モデル	標準化されていない係数		標準化係数	t 値	有意確率	共線性の統計量	
	B	標準偏差誤差	ベータ			許容度	VIF
（定数）	4.436	1.300		3.413	0.001		
ネットワーク間の協力状況	0.400	0.064	0.349	6.285	0.000	0.709	1.41
保護命令執行に対する意欲	0.252	0.059	0.238	4.242	0.000	0.698	1.432
当事者双方の社会的地位	0.291	0.062	0.220	4.678	0.000	0.988	1.012

ＤＶに対する認知	-0.249	0.070	-0.169	-3.540	0.000	0.956	1.046

４、保護命令の執行成果に影響する多重共線性の診断分析表（表４）

次元	固有値	条件指標(CI)	変異比例				
			(定数)	ネットワーク間の協力状況	保護命令執行に対する意欲	当事者双方の社会的地位	ＤＶに対する認知
1	4.836	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2	0.080	7.796	0.000	0.050	0.130	0.020	0.410
3	0.051	9.738	0.000	0.010	0.030	0.790	0.240
4	0.021	15.234	0.01	0.730	0.760	0.020	0.020
5	0.012	19.724	0.99	0.200	0.070	0.160	0.330

上記の表２から４は警察の保護命令執行成果に影響する回帰分析のモデルで、この３つの表から分かるように、８つの変数を投入すると、「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」、「当事者双方の社会的地位」、「ＤＶに対する認知」の４つの変数が回帰モデルに入った。

その相関係数Ｒの値は 0.617 で、Ｒ２乗の値は 0.380、このことから上記４つの変数は、被験者標本は保護命令の執行成果に影響する認知に対し、共に３8.0%の変化量があることが分かる。

回帰モデルの４つの予測変数の中で「ネットワーク間の協力状況」の変数は、保護命令執行成果の影響に対し、個別に変化量が最大で 26.2%に達した。その次に「保護命令執行に対する意欲」の変数は、Ｒ２乗変化量が 4.9%、「当事者双方の社会的地位」の変数はＲ２乗変化量が 4.2%、「ＤＶに対する認知」の変数は、Ｒ２乗変化量が 2.7%であった。

その次に多重共線性の診断分析表から条件指標（ＣＩ）の値は 19.724 で、共線性の現象があるかは不明瞭であることが分かる。

最後に標準化係数から見ると、４つの変数のベータの値の中で「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」、「当事者双方の社会的地位」の３つの変数は正の値で、正の関連性がある。「ＤＶに対する認知」の変数はマイナスであり、負の関連性がある。

上記の変数は皆保護命令の執行成果の影響と関連性がある。詳細は以下の通りである。

（1）「ネットワーク間の協力状況」（ベータ＝0.349、t=6.285、p=0.000<0.001）は警察の保護命令の執行成果の影響に対し、プラスの効果がある。即ち「ネットワーク間の協力状況」は標準偏差が増加すると、0.349 標準偏差の保護命令の執行成果も増加した。保護命令の執行成果に対しての推定値は 26.2%であった。これから推測すると「ネットワーク間の協力状況」がよいと、保護命令の執行成果も高い。逆に「ネットワーク間の協力状況」が悪いと、保護命令の執行成果も低い。

（2）「保護命令執行に対する意欲」（ベータ＝0.238、t=4.242、p=0.000<0.001）は警察の保護命令の執行成果の影響に対し、プラスの効果がある。即ち「保護命令執行に対する意欲」は標準偏差が増加すると、0.238 標準偏差の保護命令の執行成果も増加した。保護命令の執行成果に対しての推定値は 4.9%であった。これから推測すると「保護命令執行に対する意欲」が高いと、保護命令の執行成果も高い。逆に「保護命令執行に対する意欲」が低いと、保護命令の執行成果も低い。

（3）「当事者双方の社会的地位」（ベータ＝0.220、t=4.678、p=0.000<0.001）は警察の保護命令の執行成果の影響に対し、プラスの効果がある。即ち「当事者双方の社会的地位」は標準偏差が増加すると、0.220 標準偏差の保護命令の執行成果も増加した。保護命令の執行成果に対しての推定値は 4.2%であった。これから推測すると「当事者双方の社会的地位」が高いと、保護命令の執行成果も高い。逆に「当事者双方の社会的地位」が低いと、保護命令の執行成果も低い。

（4）「ＤＶに対する認知」（ベータ＝-0.169、t=-3.540、p=0.000<0.001）は警察の保護命令の執行成果の影響に対し、マイナスの効果がある。即ち「ＤＶに対する認知」は標準偏差が増加すると、0.169 標準偏差の保護命令の執行成果が減少した。保護命令の執行成果に対しての推定値は 2.7%であった。これから推測すると警察はＤＶが犯罪事案ではないと

考えるとき、保護命令の執行成果も低い。逆に警察はＤＶが犯罪事案であると考えるとき、保護命令の執行成果も高い。

第６節　アンケート調査の結果

１、変数（個人の属性）及び連続変数の平均値差異の関連性分析

変数 / 連続変数	性別	階級	役職	年齢	所属部署	職務年数	学歴	対ＤＶ訓練の時間
ＤＶに対する認知	＊				＊＊＊		＊	＊
教育訓練	＊＊	＊			＊＊＊	＊＊＊	＊	＊＊＊
保護命令執行に対する意欲		＊＊			＊＊		＊	
上司の支持	＊	＊			＊			
ネットワーク間の協力状況		＊			＊＊＊			＊
司法システムの支持								＊
当事者双方の社会的地位								
当事者双方の行為及び態度								
保護命令の執行成果に影響		＊＊						＊＊＊

註:＊はP<0.05　＊＊はP<0.01　＊＊＊はP<0.001

（１）関連性分析

①警察の「性別」変数において、「教育訓練」との関連性が最も強く、次いで「ＤＶに対する認知」及び「上司の支持」が強い。その他の因子との関連は見られなかった。

②警察の「階級」変数において、「保護命令執行に対する意欲」及び「保護命令の執行成果に影響」との関連性が最も強く、次いで「教育訓練」、「上司の支持」、「ネットワーク間の協力状況」が強い。その他の因子との関連は見られなかった。

③警察の「所属部署」変数において、「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」及び「ネットワーク間の協力状況」との関連性が最も強く、次いで「保護命令執行に対する意欲」が強く、最後に「上司の支持」だった。その他の因子との関連は見られなかった。

④警察の「職務年数」変数において、僅かに「教育訓練」との関連性が見られたが、その他の因子との関連は見られなかった。

⑤警察の「学歴」変数において、「ＤＶに対する認知」、「教育訓練」及び「保護命令執行に対する意欲」との関連性が見られたが、その他の因子との関連は見られなかった。

⑥警察の「対ＤＶ訓練の時間」変数において、「教育訓練」及び「保護命令の執行成果に影響」との関連性が最も強く、次いで「ＤＶに対する認知」、「ネットワーク間の協力状況」及び「司法システムの支持」が強く、その他の因子との関連は見られなかった。

（２）分析結果

上記の変数（個人の属性）から分析し、「保護命令の執行成果に影響」について「対ＤＶ訓練の時間」との関連性が最も強く、次いで「階級」が強かった。当初「性別」が一番関連性が高いと予想していたが、その他の因子との関連は見られなかった。

「性別」が一番関連性が高いと予想した理由は、男性の警察官と比べ女性の警察官は、警察官であると同時に女性であるため、自分自身の問題と捉える傾向にあり、被害者の立場が理解でき被害者の気持ちに寄り添うことができるからである。そのため、当初は女性の警察官のほうがＤＶ事案の処理又は保護命令の執行については適切であり、ＤＶ防止官又はコミュニティー防止官は女性の警察官が担ったほうが妥当であると考えていたが、分析結果によると「性別」は関連が見られなかった。

関連性が最も強かった「対ＤＶ訓練の時間」については、予想どおりＤＶの教育訓練を受けた警察官はＤＶに対する認知や保護命令を執行する意欲の上で受けていない警察官よりも明らかに高かったので、これは想定内といえる。なぜなら訓練を受けた時間が多ければ、ＤＶ事案を処理する上で欠かすことのできない法律の知識や保護命令執行に関する一連の手続などを強化することができ、ＤＶ事案を処理することに対する抵抗感が減少するからである。実際訓練を受けず、ＤＶ事案に関する知識も経験も強化できないまま現場

で対応にあたらねばならない警察官の中には、無知からくる恐怖や不安からＤＶ事案に対し抵抗感を覚える警察官も少なくない。

次に関連性が強かったのが「階級」であるが、実務上警察において最前線で保護命令の執行を行う「階級」は巡査である。主要な業務はパトロール、巡回連絡、交通指導取り締まり、事件事故への対応から保護命令に関する一連の作業まで多岐にわたっており、日々業務に追われている。特にＤＶ事案の処理においては、被害者が保護命令申立てを要求した後、保護命令申立書の作成、被害者への聴き取り、家庭暴力事案通報表、家庭暴力事案を処理した現場報告表、傷害診断書又は親密関係暴力危険評価表など多数の書類を揃えなければならず、これらのために多くの時間を取られる上、裁判官が保護命令を審理するのに出廷して証言を求められる可能性もあり、又保護命令発令後は保護命令の各項目内容を執行しなければならず（被害者の安全保護措置、加害者への訪問調査など）、その業務量は相当で負担が非常に大きい。

そのため最前線でＤＶ事案の処理にあたる警察官は、被害者に寄り添った対応どころではなく受動的な態度で処理するのが精一杯であり、被害者の生命・身体に明確な危害があるか、被害者が保護命令申立てを要求しない限り、警察が主導して保護命令の申立てをサポートすることはなく、なるべく業務が増えないよう不適切な対応になってしまう傾向がある。

又発令された保護命令の内容は他のネットワーク機関と共同で執行を行うものも少なくないが、最前線で処理にあたる警察官については、ＤＶ防止官のようにネットワーク間で連携モデルが確立しているわけではないため、ネットワーク機関のスタッフとの認識の違いから摩擦が生じお互い不愉快な思いをするという現場が多く、これも保護命令の執行意欲に影響を及ぼしている。

２、重回帰分析結果

（１）関連性分析

８つの変数を投入すると、「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」、「当事者双方の社会的地位」及び「ＤＶに対する認知」の４つの変数が回帰モデルに入った。その相関係数Ｒは 0.617 で、決定係数Ｒ２乗の値は 0.380、このことから上記４つの変数は、被験者標本は保護命令の執行成果に影響する認知に対し、すべて 38.0%の変化量があることが分かる。

回帰モデルの４つの予測変数の中で「ネットワーク間の協力状況」の変数は、保護命令執行成果の影響に対し、個別に変化量が最大で 26.2%に達した。その次に「保護命令執行に対する意欲」の変数は、Ｒ２乗変化量が 4.9%、「当事者双方の社会的地位」の変数はＲ２乗変化量が 4.2%、「ＤＶに対する認知」の変数は、Ｒ２乗変化量が 2.7%であった。

最後に標準化係数から見ると、４つの変数のベータの値の中で「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」、「当事者双方の社会的地位」の３つの変数は正の値で、正の関連性がある。「ＤＶに対する認知」はマイナスであり、負の関連性がある。上記の変数は皆保護命令の執行成果の影響と関連性がある。

（2）分析結果

実務上保護命令を執行する警察に対し、その執行成果に影響を与える主な因子は「ネットワーク間の協力状況」、「保護命令執行に対する意欲」、「当事者双方の社会的地位」及び「ＤＶに対する認知」である。

まず「ネットワーク間の協力状況」については、警察機関が執行する保護命令の内容である暴力禁止令、接触禁止令、退去命令又は接近禁止令については警察機関が独立して執行を行い、それ以外の保護命令の内容は、裁判所、社会福祉、医療、教育などの機関と関わってくるため警察機関が順調に保護命令の内容を執行するにあたっては、これら他機関とのネットワークの協力が非常に重要になる。

実務上婦幼警察隊及び警察署の防治組のＤＶ防止官は、業務や会議においてネットワーク機関との良好な関係を築いておりコミュニケーションは取れているが、最前線で現場にあたる派出所の警察官は必要なときに共同で保護命令の内容を執行するのみであり、平時はネットワーク機関との接触はなく連携が取れているとは言い難い。しかも派出所勤務は交代制で全ての警察官が保護命令を執行した経験があるとは限らず、知識も経験もバラバラのためネットワーク機関のスタッフも意思相通がスムーズにいかず、互いに緊張関係に発展してしまい消極的な対立状況が形成され保護命令の執行に影響が出てしまう。

現在各派出所には、コニュニティー防止官という１名又は２名の選ばれたＤＶに関する教育訓練を受けた警察官がおり、派出所のその他の警察官をＤＶ事案に関して指導する立場にあるものの、コミュニティー防止官は、警察署の防治組のＤＶ防止官のように、専門的にＤＶ防止業務にあたっているわけではなく他の業務も行うため、平日は派出所内のその他警察官と交代制で勤務にあたり、ＤＶ防止業務を含めその他の業務をこなしている。よってコニュニティー防止官といっても実際はＤＶ事案においては派出所とＤＶ防止官

の連絡の際の窓口に過ぎず、ネットワーク機関との連携やその会議に出席することはないので効果は限られてしまう。

次に「保護命令執行に対する意欲」については、派出所の警察官は平日パトロール、巡回連絡、交通指導取り締まり、事件事故への対応などの勤務を行っており、加えて日ごと増加するＤＶ通報事案を前にしてストレスを感じている者も少なくない。とりわけ保護命令の執行は、加害者に二度と不法侵害行為を行ってはならないと警告をしたり、被害者を安全に保護したりといったものだけでなく、加害者に保護命令の内容を遵守させなければならず、例えば加害者に被害者の居住地から退去するよう命令する場合、加害者に生活上、職業上必要な品を被害者に交付するよう強制的に要求したり未成年子を引き渡すよう要求するが、これにはネットワーク機関との共同執行が必要で、派出所勤務の警察官にとってはその他の事件や事故を処理する場合と比べより多くの時間と労力を必要とし、治安の維持を守ることを責務としている最前線の警察官にとって負担となり、執行意欲に影響を及ぼしている。

次に「当事者双方の社会的地位」については、通常警察が通報を受けてＤＶ事案の現場に駆け付けた時には不法侵害行為は終わっている場合が多く、被害者又は加害者の陳述をもとにＤＶ事案が発生した状況の調書を取ることになるが、この時被害者又は加害者の態度及び社会的地位によって警察の対応にも影響が出てくるということである。もし被害者が頻繁に通報をする者であれば、派出所の警察もトラブルメーカーと見なし規定通りの手続は行うが、保護命令の申立てをサポートしようとか他のネットワーク機関に連絡しようなどと積極的にサポートしようとは思わなくなってしまうのが現状である。

そして当事者のどちらかが外国人配偶者である場合、言葉の問題がある。たとえ言葉の問題があまり見受けられない場合でも家庭暴力防治法や保護命令などの規定や法律を理解するのは難しく聞いたことさえない場合が殆どで、これら社会的弱者が当事者の場合、処理により多くの時間と労力がかかり、これも警察の意欲をそぐ原因となる。

第５章第４節事案分析（１）の被害者寧麗鳳氏はベトナム籍で 12 年もの間夫から不法侵害行為を受けていたが、110 番しても警察は寧麗鳳氏が東南アジアの人間ということで偏見を持ち積極的に介入して処理したり寧麗鳳氏を保護したりといった対応を行わず、最後には無残にも夫に喉を切られ殺害されてしまった。又被害者が台湾人であっても、経済的に困窮している人や水商売に従事している者であれば、偏見を持つ警察官も多い。そして被害者の陳述を疑い加害者に同情し、ＤＶ事案の発生は加害者だけを責められず被害者に

も責任があるとして保護命令の執行に影響を及ぼしている。事案分析（３）においても被害者劉庭妤氏が水商売に従事していたため、警察官は被害者の職業に偏見を持ち、どうせ加害者との交際も金銭的援助が目的だと加害者に同情すら寄せ、加害者のしたＤＶ行為はある意味仕方のないことだと合理化した。

最後に「ＤＶに対する認知」については、派出所の構成は主に男性警察官が中心であるため「男尊女卑」及び「法は家庭に入らず」という観念が影響し、ＤＶ事案に対しては夫婦喧嘩というイメージが拭えず、時間が経てば双方が自然と仲直りするもので公権力が介入すべきものではないとの考えが根底にあった。

時代が進み、家庭暴力防治法が施行され女性の権利意識が台頭すると、女性及び児童に関する事案に対し警察も対処に敏感にならざるを得ず、警察学校の訓練期間において女性と児童に関連する課程を設けたが、授業の内容がジェンダー、児童保護、性暴力防止法及び家庭暴力防治法などと範囲が広いのにもかかわらず時間が限られるため、ひと通りの法規の紹介をするのが精一杯で、ＤＶに対する認知を向上させる効果は限定的であった。

警察庁及び警察本部はこれを改善すべく、ＤＶ事案に関連する規定を制定し、その他にジェンダー、ＤＶ防止及び保護命令執行などの訓練課程を通して警察全体の性別意識及び法律知識を向上させ、ＤＶ事案や保護命令を処理する際の手続に慣れさせようとした。しかし派出所は交代制の勤務制度を取っているため、各々皆パトロール、交通指導取り締まり、事件事故への対応などの業務で忙しく、実際に訓練に参加する警察官は限られ、効果はあまりなかった。

更に、派出所は男性警察官が主体の閉鎖的な団体のため、現代においてもＤＶは単なる夫婦喧嘩だという伝統的な価値観を持っている警察官も少なくない。警察機関は成果至上主義を重視するため刑事事案の捜査及び犯人逮捕こそが警察業務の本分であり、ＤＶ事案の処理や保護命令の執行など予防性の業務は刑事事案と比べ高評価を得られず、又表彰を受ける機会も少ない。実際ＤＶ事案の処理や保護命令の申立て、執行などの業務は、刑事事案の捜査及び犯人逮捕などと違って上司の評価や行政における奨励の対象となりにくく、上層部も社会的に特に注目されるようなＤＶ事案は別として、実際のところ警察官各々がどう処理するかは問題視されにくい。更には処理において当事者の一方の不満が引き金となって恨みを抱かれたり、最悪の場合訴えられるケースもある。

これら様々な要因が影響して派出所の警察官はＤＶ事案を扱いたがらず、いくら教育訓練課程を設けても参加したがらず、効果が限定的になってしまうのである。

そのため、被害者に明確な外傷があり病院で治療を受ける必要がある場合や、明らかに職権によって保護命令を申立てする必要がある場合を除き、多くは家庭内暴力事案として通報表を作成し、危険レベルを計り、警政婦幼通報システムによりオンラインでＤＶ防止センターに通報するのがせいぜいで、あまり多くの時間をさいて積極的に介入しようとはしないのである。

家庭暴力防治法が施行されて今年（2023 年）で 25 年が経過し、これまでに警察庁はＤＶ事案の処理、保護命令の申立て、執行のマニュアルを制定し組織改造も行ってきたが、ＤＶで命を落とす被害者は後を絶えず、被害者の立場に寄り添った対応がされているとは言い難い。第５章第４節で事案分析及びアンケート調査を行い、原因が「警察官個人」、「警察組織内部」及び「加害者と被害者の状況」に深く関わっていることが分かった。ハード面をいくら整備してもそれを実行に移すソフト面に問題があれば被害者の真の救済にはなり得ない。次章では改善策を提案する。

第　7　章

今後の提案

前章でのアンケート調査及び事案分析の結果により、実務上警察機関が保護命令制度を推進していく上で「警察官個人」、「警察機関の内部組織」、「ネットワーク機関同士の協力」及び「当事者双方の要素」のすべてにそれぞれ問題があり、それが警察全体の士気を低下させていることが分かった。

本章はその現状に鑑み、教育訓練、組織文化、内部昇進制度及びネットワーク機関内の協力などに分け、警察機関、家庭暴力安全防護ネットワーク及びＤＶ防止業務を執行する部署に参考となるように具体的な改善策を提案する。

１、警察学校及び警察大学においてＤＶに関する教育を強化し、意識を向上させる

伝統的に警察が受ける教育は刑事法令及び犯罪捜査などの専門技能に重きを置き、ＤＶに関する教育は重視してこなかった。警察の最初の処置の態度及び法律の専門知識が、後の裁判官の審理及び当事者の安全を保護する上で非常に重要になってくるのに、多くの警察官はＤＶに対する意識が不足し被害者に寄り添う対応をしてこなかった。警察官の専門知識が豊富で、ＤＶの特質を深く理解し、保護命令制度を熟知していれば、積極的にＤＶ事案を処理することができるはずである。

しかし現状では、警察学校は２年間の教育期間において、婦女及び児童保護に関する課程が２単位（性別平等法、性侵害防止法、児童保護及び家庭暴力防治法を含む）、警察大学では婦女及び児童保護に関する課程が毎年２単位（性別議題、家庭及び婚姻コーディネート、婦幼安全及び警察実務を含む）であり、その中で保護命令制度については家庭暴力防治法に定められている条文を学ぶだけである。刑事事案や交通事故処理についてのように実務的なことを学ぶ課程は、保護命令を含む婦女及び児童保護の課程には殆ど含まれていない。ＤＶを処理する実務上の手続、ネットワーク間の協力方法、保護命令の申立て、執行に対する実務問題、被害者の保護及び加害者の処遇計画など、実務上で遭遇することは多岐にわたり、その処理をする上では専門知識が必要となるが、警察学校又は警察大学の課程ではわずかにしか触れられていないのが実態である。

ＤＶに関する議題は、婦女及び児童保護に関する課程の中の僅か一部分のみで、全体的に不足している。そこで教育機関の中でのＤＶに関する課程を増加するべきである。警察学校又は警察大学の基礎教育から、学生のＤＶに対する専門知識を強化し、未来のＤＶ事案を処理するための意識を向上させるべきと考える。

又、警察学校又は警察大学卒の警察官とは別に「一般大学」を卒業した後に警察官になった者についてのＤＶに対する教育訓練も強化する必要がある。一般の短大や大学を卒業し警察官になるには１年６ヵ月の訓練を受けなければならないが、警察学校及び警察大学同様、ＤＶに関する課程は圧倒的に足りておらず、ＤＶ処理及び保護命令執行に関する知識及び意識を増強させねばならない。

２、現場における警察の職務訓練強化

現在各警察本部はＤＶ防止や保護命令執行などに関連する訓練を行っているが、主に婦幼警察隊が予算を組み、訓練課程の企画及び推進を担っている。しかし課程に掛けられる経費は限られており、又派出所は交代制の勤務制度であるため全員を同時に訓練に参加させることはできない。そこでＤＶ防止訓練を広く普及させるために各警察署が各々独自で予算を組み訓練内容を企画するように提案する。

なぜなら各警察署でそれぞれ管轄区内の特性やＤＶ事案が発生する頻度や類型などが異なるからであり、各専門家やネットワーク機関の実務経験者などを招くなどして、第一線でＤＶ事案を処理している派出所の警察官に対しＤＶの専門訓練や専門家によるアドバイスなどを提供し、案例分析などによりＤＶに対する専門知識を向上させ、ネットワーク機関間の相互理解と協力を推進する必要がある。

更に警察署、派出所において第一線でＤＶ事案を処理している警察官に対し、通常訓練の中でＤＶの専門訓練や専門家によるアドバイスなどを提供し、事案分析などによりＤＶに対する専門知識を向上させることを提案する。

例として台北市政府において公務員は学習パスポートを取得する制度があり、公務員は毎年インターネットで一定の時間講習を受け、パスポートを取得しなければならないが、このような制度を応用し全国の警察官に向けた学習パスポート制度を設立することを提案する。警察官に毎年インターネットにおいてＤＶに関する課程を提供し、警察官は勤務時間外も自由にＤＶ又は保護命令に関する専門知識を学習又は習得することができるようになるというもので、知識や情報は常にアップデートする必要がある。

又、ＤＶに関する専門知識が豊富な婦幼警察隊の警察官及びＤＶ防止官が、ことあるごとに派出所へ出向き、情報及び経験を交流し合い、指導することを提案する。なぜなら婦幼警察隊及びＤＶ防止官はネットワーク機関と連携があり、実際ＤＶ事案が発生した場合、婦幼警察隊及びＤＶ防止官がこの事案に介入し、被害者の保護命令の申立て、執行及び保

護命令違反罪による加害者の逮捕、訪問調査などを行い、ＤＶ防止官にいたっては毎月１回婦幼警察隊にてＤＶに関する業務会議を行うため、実務上の最新情報及び専門知識を知る立場にあるからである。

３、警察における専門スタッフの認証制度の拡大

警察庁の婦女及び児童安全業務における専門スタッフの訓練計画の規定によると、現行の訓練は、基礎講座、アドバンス講座及び幹部講座などに分かれて行われている。基礎講座には毎年１回だけ開かれ、訓練課程は１週間で、対象は主に新しく入ったＤＶ防止官、コミュニティー防止官、婦幼警察隊及び婦女、児童安全業務に意欲を持っている警察官などである。アドバンス講座に参加できる対象者は、既に基礎講座を受けたライセンス取得者のみとなっており、幹部講座には警察庁防治組の幹部、婦幼警察隊隊長、副隊長及び組長のみが参加できるもので、現行の訓練制度は最前線で現場にあたる派出所勤務の警察官を対象としたものではない。そのためＤＶ防止業務に対し意欲がある派出所勤務の警察官が基礎講座に参加したくても訓練期間が１週間必要となるため、勤務シフトなどの要素がネックとなり参加することが難しい。現在においても訓練対象は依然として新しく入ったＤＶ防止官、コンミュニティ防止官及び婦幼警察隊が主なままである。

そこで派出所勤務の警察官も参加しやすくするように基礎講座とは別に「先行講座」を設置し、毎回の訓練を半日又は１日単位と短くし、単位制度を採用することを提案する。訓練課程終了後は、試験に合格した者は認証を取得することができ、半年ごとに行政奨励が行われるという仕組みである。それにより各警察官のモチベーションも上がり、最前線で現場にあたる派出所の警察官のＤＶ認知及び保護命令執行に対する意欲の向上に繋がると考える。

４、ＤＶ事案及び保護命令を処理した際の行政奨励の見直し

伝統的に警察の主な仕事は犯罪の取り締まりである。しかしＤＶの処理は時間がかかり、又家庭暴力罪の取り締まり、保護命令の申立て又は保護命令違反罪の逮捕をした場合には、警察官が証人の身分で出廷しなければならないこともあり、派出所で働く第一線の警察官にとって、その他の業務とも重なり相当な負担になっている。

実際ＤＶ事案の複雑度や危険度はその他の刑事事案と比べてそれほど高くはないが、刑事事案を処理した場合に得られる行政の表彰はＤＶ事案を処理した場合の比ではなく、現場で任務にあたる警察官にとって正直モチベーションを保つのは難しい。

「警察機関家庭内暴力防止作業を処理する奨励規定」によると、ＤＶ事案を４件処理すると１回奨励が行われ、被害者が保護命令を申立てするのをサポート又は代わりに申立てなどを４件行うと１回の奨励、保護命令の執行を３件行うと１回の奨励と定められているが、飲酒運転の取り締まりにおいては１件取り締まりを行うだけで２回も奨励が行われるので公平とは言い難い。

よって警察は行政の表彰が得られる事案を優先しがちとなり、飲酒運伝の取り締まりや薬物の取り締まり、指名手配犯の捜査及び逮捕などが優先され、ＤＶ事案の処理は後回しになりがちになってしまうのである。そこで警察のＤＶ事案を処理する意欲を高めるためにも、行政の表彰などを見直す必要がある。

５、コミュニティー防止官に対する専業手当て

「警政婦幼組織改造」後、警察署は防治組を設置し専門的にＤＶ防止業務を推進することになったが、元々刑事組に所属していたＤＶ防止官を防治組に調整して引き続きＤＶ防止業務に当たらせることになったため、警察庁はＤＶ防止官に対し毎月 3000 元(約 10000 円)の専業手当てを支給するよう定めた。これは刑事としての地位を放棄する形となったので、彼らのモチベーションを保つ意味での手当てなのだが、ＤＶ防止官に対してはそのような配慮があるのにコニュニティー防止官に対しては全くない。

コミュニティー防止官は現在派出所に所属し、派出所の警察官に対しＤＶ事案及び保護命令業務を処理する手助けを行っている。その業務は他の業務と兼任しなければならず、相当な負担になっているため、コミュニティー防止官にもＤＶ防止官と同様、ある程度の手当てを支給することを提案する。それによりコミュニティー防止官のモチベーションも上がり、業務に対する意欲も一層向上し、結果、人員の流出を防ぐことができる。

６、各警察署に配置するＤＶ防止官の人数を増やす

2014 年 1 月 1 日に婦幼組織が改造されたが、それ以前は各警察署の刑事組にＤＶ防止官を１名配置し、刑事の業務と並行してＤＶ防止業務、性侵害防止、セクハラ防止、児童保護及び保護命令の申立て及び執行などの業務も行っていた。

しかし、ＤＶ防止官は刑事と兼任のため１人では様々な業務に追われ、増加するＤＶ事案に専念できず、対応は困難であった。そこで警察庁は「予備ＤＶ防止官の選抜訓練及び配属規定」を定め、婦幼警察隊がＤＶ防止官の選抜試験及び配属先の決定を行うようにし、管轄区の人口(10 万人を１区切りとして、10 万人ごとにＤＶ防止官を１名増員する)によりＤＶ防止官を１名から４名まで配置することができるようになった。

しかしＤＶ防止官と派出所の警察は同じ行政警察に属するため、配属するＤＶ防止官の人数を増やしてしまうと、派出所の警察人数が減ることになってしまい、実務上別の問題が発生してしまった。派出所は 24 時間様々な事案に対処しなければならない最前線の現場のため、警察署長官としてはＤＶ防止官の人数は基準に達してさえいればよく、増やす必要はないというのが本音であり、大部分の警察署においては上述のＤＶ防止官配置基準を満たしておらず、ギリギリの人数で業務をこなすため、激務からＤＶ防止官の職を離れる者が続出する事態となってしまった。

ＤＶ防止官を定着させる解決策として、管轄区の人口数に比例して配置することや、ＤＶ事案の発生数及び保護命令の申立てや執行数などにより臨機応変にＤＶ防止官の配属人数を決定すべきである。人数を増やすことでその他の業務と兼任でなくＤＶ事案に専念できる環境を整え、人材の流出を防ぐことができると考える。

７、ＤＶ防止官に対する一貫した人事考課制度の確立

現在ＤＶ防止官の選任は婦幼警察隊が行っているが、一旦選任したＤＶ防止官が警察署に配属された後は、ＤＶ防止官に対する人事権と業務監督権は全て警察署に移行し、ＤＶ防止官はそこで管理されるので警察署長官の指揮及び業務指示にしたがわねばならない。婦幼警察隊と違い、ＤＶ業務の現場を知らない管理職に管理されるため、ＤＶ防止官はその力を発揮できているとはいえない状況にある。

本来のＤＶ防止業務に加えて行政警察としての業務と兼任のため、多くの時間をＤＶ事案の対応にかけられず、被害者の心情に寄り添った対応や定期的に加害者訪問を行い調査し再犯しないよう目を配ることが困難になっているのである。

やはりＤＶ業務の現場を一番理解している婦幼警察隊に、ＤＶ防止官を管理する人事権及び業務監督を一任するのが一番よいと考える。それにより婦幼警察隊が直接ＤＶ防止官を監督でき、ＤＶ処理及び保護命令の執行業務を指導できるようになり、被害者の人権の保護をスムーズに遂行できるようになると考える。

８、婦幼警察隊及びＤＶ防止官の昇進ルートの確立

婦幼警察隊及びＤＶ防止官も行政警察に属し、各々の成績により順番で昇進するが、婦幼警察隊又はＤＶ防止官がＤＶ事案を処理した際に得られる行政奨励は、派出所の警察が飲酒運転又は麻薬取り締まりを処理した際に得られるそれと比べ格段に低い。そのため昇進する機会に影響を及ぼしており、それがそのままモチベーションの低下に繋がっている。

ＤＶ防止業務に意欲のある派出所勤務の警察官が、婦幼警察隊又はＤＶ防止官を目指したいと思えるような昇進制度の確立が必要である。刑事警察又は外事警察のように専門職としての昇進制度を婦幼警察隊又はＤＶ防止官に対しても専門性があると見なし、独立した昇進ルートを適用し、巡査から婦幼警察隊隊長まで徐々に昇進することができるような一貫性のあるＤＶ防止業務の体系を整える必要がある。それにより人材の流出を防ぐことができ、ＤＶ防止業務を志す警察官も増加すると考える。

９、警察機関における上層部の意識を高める

警察機関は「階級」を非常に重視する機関であるため、上層部からの命令を部下は遵守しなければならない。警察においては巡査部長以上が管理職で、巡査の管理及び指導の監督権を持っている。

そのため現場でＤＶ事案の実務処理にあたるのは巡査であるが、上層部のＤＶに対する認識が低い場合、部下である巡査の意識が高くても、上層部からの支持が得られない限り、十分な解決を行うことはできない。結果、巡査の処理に対する意欲も低下してしまい、負の連鎖に陥ってしまう。ＤＶ防止又は保護命令の業務を推進していく上で派出所の警察官への訓練を強化することはもちろんだが、警察機関の上層部のＤＶ事案に対する知識と理解を深めていくことは喫緊の課題である。

しかし現行では警察機関において毎年定期的に行われる教育訓練課程は巡査、巡査部長クラス及び幹部クラス（警部補、警部及び警視）を対象としたもののみで、警視正以上の階級の職務に対しては特段の教育訓練制度は設けていない。

警察署署長は警視正以上の職務に属し、警察署全体のＤＶ防止又は保護命令業務に直接影響を及ぼすにもかかわらず、教育訓練が行われず情報や知識のアップデートがなされていないのは問題である。

警察署署長によっては、自分の管轄区内で社会が注目するようなＤＶ事案が発生さえしなければよく、派出所の警察官がどのようにＤＶ事案を処理しようが又は保護命令を執行しようが特別何の要求もしない者も多い。

しかし現代において一般市民が注目する社会問題やＤＶ事案又は保護命令に関する事案は、ニュース性があり、常に社会の焦点が当たり、警察が十分に処理しなければ、そのこと自体が事件になり、社会の批判の的となる。上層部への訓練課程を実行することで、上の世代の固定観念と伝統的価値感を変え、組織の風通しを良くし、現場で処理にあたる警察官への指導と支持に繋がるようにする必要がある。

10、ネットワーク間の協力

ＤＶ事案の処理や保護命令の執行は、警察単独では完成することができず、保護命令の効果を上げるためには、ＤＶに関するその他のネットワーク機関の支援が不可欠になってくる。しかし時としてＤＶに対する認知の違いや業務の押し付け合いから摩擦が生じ、連携がうまくいかないことも少なくない。例えば、社会福祉のスタッフが退勤時間後に連絡が取れなくなり、ＤＶ被害者の安全保護に影響が出たり、収容する庇護所を警察に伝えなかったため、その後の保護命令の執行に支障が出たりする。又警察が家庭暴力罪又は保護命令違反罪により逮捕した加害者を、検察官が簡単に釈放させてしまい、担当する警察のやる気を消失させてしまったりする。裁判官は加害者が被害者を殺害又は重い傷害を与えない限り、重い刑を下さないのである。

2014 年地方裁判所の判決を見ると、家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した加害者合計 5,037 人に対し、無期懲役は僅か５人であり、10 年以上の有期懲役を受けた者は 25 人、１年以上 10 年以下の有期懲役を受けた者は 272 人、１年以下の有期懲役を受けた者は 816 人である。その他（拘留、罰金、保護観察、執行猶予及び無罪）は 3,919 人であった。このことから分かるように７割以上の加害者は拘留又は罰金を払えば済んでしまい、加害者にとっては効果が少ない。

このようなネットワーク間の相互理解が進まない現状では、警察のＤＶに対する処理又は保護命令の執行にとってデメリットになるばかりである。

家庭暴力防治法施行細則第３条に基づき、各自治体のＤＶ防止センターにおいて半年ごとに当地の警察、教育、衛生、社会福祉、戸籍、司法、労働、新聞及び移民などの関連機関による業務協調会議を行っている。又「高レベル危機事案ネットワーク会議」では、警

察、衛生及び社会福祉が主体となって毎月交替で会議を開き、ＤＶ事案の増加に伴い、教育、戸籍、労働、検察官又は裁判官など各機関の専門家が集まり各事案を検討することになっているが、現在までのところ検察官又は裁判官の参加は実現していない。何より「高レベル危機事案ネットワーク会議」において検討すべき事案が多すぎ、十分に検討する時間が取れていないのがそもそもの問題であるが。

そこで家庭暴力防治法施行細則第３条に定められた業務協調会議及び「高レベル危機事案ネットワーク会議」などのような会議において、警察、衛生、社会福祉、教育、戸籍、労働、検察官及び裁判官など各機関の専門家を招き、討論とコミュニケーションを通してお互いの実務の内容と仕方に対する理解を深め、理念及び認知の違いから来る誤解を減らし、専門的な意見を提供し合うことを提案する。それにより保護命令執行に関わる各問題を解決できると確信している。

以上 10 項目を改善策として提出し、ＤＶ事案に関わる様々な機関、ＤＶ防止業務を執行する部署に参考となるよう望む。最も重要なことは、教育訓練を通して派出所の警察官から上層部に至るまでの警察組織全体の意識を変えることである。教育を強化することで最初に被害者に接する派出所の警察官は、ＤＶという犯罪、そして被害者を保護する保護命令制度及びＤＶ事案の処理に関わる様々な執行手続について学び、知識と理解を深め、自信を持って事案に対処できるようになり、又上層部は時代の変化に応じた情報や知識をアップデートし、部下を支持する環境を整えることができるはずである。

そして日々業務に追われ忙しく働く警察のモチベーションを保つ上で賃金アップや、行政奨励、昇進制度の見直しは欠かせない。個人のやる気を引き出すことが大事であり、将来への希望が見えれば優秀な人材の流出を防ぐことができると考える。

ＤＶ事案はその性質上、医療や福祉など様々な関連機関との連携なくして被害者の安全を確保することはできない。「高レベル危機事案ネットワーク会議」などの会議を利用し、コミュニケーションを重ね、それぞれの機関の本位主義を捨て、被害者の保護を第一に考えなければならない。何より大切なことは、信頼していた相手からＤＶを受けた被害者を救済することであり、ネットワーク全体が同じ方向を向かなければならないと考える。

終　章

本研究の結論及び今後の課題

ここで、これまでの議論をまとめ、本稿の結論を示したい。

台湾は、これまで長きにわたり儒教文化である父権主義の影響を受け男性中心の社会であった。それは家庭においても同様で、男性は常に優勢で支配的な地位にあり、女性は支配される立場で時として虐げられてきた。近年社会権規約、自由権規約及び女子差別撤廃宣言など条約の影響により台湾国内の女性権利や自主意識といった考えが台頭し始め、NGO 団体が様々な女性権利運動を推進してきたが、家庭内で夫から受ける暴力は依然として「暴力」とは捉えられず、又社会もそれを問題視することはなかった。

それが「鄧如雯氏のＤＶ夫殺害事件」が発生し、これまで「家庭の中のいざこざ」、「単なる夫婦喧嘩」としてしか捉えられてこなかったＤＶ問題が殺人事件にまで発展するというショッキングな展開に社会は震撼した。

社会や家庭の中で男性より低い地位にあり、夫から虐げられ暴力を受け続けた女性の苦しみが夫を殺害するほど辛いものであったと社会（男性）がようやく気付き始めた事件であった。同時に長い間夫から虐げられ暴力を受けても声を上げることなく運命として受け入れ、我慢してきた女性達が立ち上がるきっかけとなった事件でもある。この事件が分岐点となり家庭におけるＤＶという問題が複雑で根が深く容易に解決できる問題ではないとの認識が広がった。ＤＶ問題を解決するには、①法律を整備しＤＶ行為を犯罪化する、②被害女性にそれまでの救済措置であった同居義務履行の拒否か、又は離婚訴訟以外の救済ルートを提供し保護に繋げる、そして③加害者が暴力を繰り返すことのないよう治療する、この３点の必要があった。女性 NGO 団体はこの３点を満たすべく米国のＤＶ防止法を参考とし、欧米の保護命令制度を引用した「家庭暴力防治法」の制定を台湾政府に働きかけ、それは 1998 年に施行された。

保護命令制度は「ＤＶの再発を未然に防ぎ、暴力行為を罰し、暴力行為を行う人を治療する」という３段階の予防機能を持ち、被害者に直接且つ効果的に安全保護を提供することを目的としているが、勿論この保護命令制度が発令されたからといって、全ての被害女性を救済できるわけではない。しかし少なくとも制度がしっかり運用されていれば、多くの被害者を救うことができるはずである。そして被害者を救済するためには、制度上保護命令の発令と執行の２点が正しく行われなければならない。その２点に深く関わっているのが裁判所と警察である。

保護命令の発令は裁判所の職権であり、裁判官は保護命令事案を審理する際、申立人が提出した資料及び当事者双方が出廷した際の陳述によりＤＶ事実の存在と保護命令を発

令する必要性の有無を判断するわけだが、審理の際、原則として「証拠の優越」の基準を採用し、申立人は加害者に暴力を振るわれ引き続き加害者に暴力を受ける恐れがあることを立証すれば、保護命令を発令するとされている。

だがＤＶ事案はその多くがプライベート性の高い家庭内で発生し、被害者は恐怖とパニックの中で証拠収集は困難を極めるため、完璧な証拠や資料を提出するのは難しい。多くの被害者が警察において作成された調書、ＤＶ事案記録表、家庭内暴力通報表又は現場写真などの間接証拠をもってＤＶに遭った事実を証明しなければならない。

しかし第４章で判例分析をした結果、裁判官によってはこれらの間接証拠では加害者からの暴力であることを立証できないとし、証拠として採用するのを見送り、申立てを却下する判例が多々見られた。判例①の場合、裁判官は、申立人が提出した資料及び当事者双方が出廷した際の陳述によりＤＶ事実の存在と発令の必要性を認め通常保護命令を発令したものの、申立人が申し立てた加害者処遇計画を含めなかった。判例②では、裁判官は通常保護命令を発令し期間を２年間としたが、加害者が銃を所持し発砲までして被害者を危険に晒しており緊急保護命令を発令する要件に十分該当しているにもかかわらず、職権による緊急保護命令・一時保護命令の発令をしていない。判例③においては、申立人が提出した資料及び証拠などではＤＶ行為があったと認定できないとして保護命令の申立てを却下している。判例④においても、申立人が提出した警察での調書、派出所が作成したＤＶ事案記録表、家庭内暴力事案通報表などの証拠は、申立人のみの陳述で作成され信用性に乏しいという理由でＤＶ行為があったとは認定されず、申立ては却下された。

このように裁判官各自の見解に違いがあり、一致した明確な基準が見られないのが現状である。これでは申立人にとって不確定要素が多すぎ、心が折れてしまいかねない。

加害者の人権も考慮しなければならないのは理解できるが、証拠収集のハードルがあまりに高いと被害者を救済するどころか、加害者や社会に対しＤＶは暴力に非ずという誤ったメッセージを発信することにもなり、制度に対する信任度に影響しかねない。

そこで重要になってくるのが警察の存在である。警察は、裁判所が発令した保護命令の執行を行う機関であるが、執行の部分だけではなく上述の証拠法則の部分に対しても被害者に最初に接する警察が果たす役割は大きいと考える。

第５章で述べたように家庭暴力防治法施行後、警察機関はＤＶ防止業務において正式に責任を賦与され、被害者の安全保護、家庭暴力犯罪捜査、保護命令の申立て及び執行、加害者の逮捕、勾引及び再犯防止などの業務を担ってきた。警察庁は保護命令の執行効率を

上げるため、「警察機関の家庭内暴力事案を処理する作業手続」、「警察機関が保護命令を執行し、家庭内暴力事案を処理する施行規則」、「警察がＤＶ事案を処理する各項の書面資料及び警察機関がＤＶ防止に関する準備手続」を制定し、「警察機関がＤＶ事案を処理する作業流程」及び「警察機関家庭内暴力防止マニュアル」などを最前線の警察に参考となるよう配布した。それと並行してＤＶ防止業務に関わる組織及び人員を改造し、婦幼警察隊の設立を通して警察署防治組、ＤＶ防止官及びコミュニティーＤＶ防治官などの専門組織と共同で保護命令の各業務を推進してきた。

だが、これらの大部分は裁判所が発令した保護命令をどのように執行に移し確実に任務を遂行するかという点に重点を置いたもので、裁判所がＤＶの事実を認め保護命令を発令するように警察が証拠調査などに関して被害者のために何ができるか、どうサポートするかという視点に基づいたものではない。

いわば警察組織全体に被害者目線がなく、積極的に被害者をサポートし、証拠や調書の精度を高め、保護命令の発令を勝ち取ろうとする意識がないため、上述の判例分析のように、被害者が各自提出した警察での調書、ＤＶ事案記録表、家庭内暴力通報表、台湾親密関係暴力危険評価表（TIPVDA）及び病院の傷害診断証明書などの証拠は、４つの判例においてあまり差異があるようには見受けられないのに、判例①②では採用されたが、判例③④では証拠として認められないという事態が発生する。つまり裁判官の見解に違いがあるだけではなく、現場を担当した警察官のスキルにも原因があり、警察官個人のＤＶに対する認知の違いで証拠を調査する熱意や収集方法に差異が出てしまうのである。警察がＤＶ現場にて処理の方法や証拠収集する際の注意事項がマニュアルに規定されてはいるが、あくまで参考資料というだけのもので具体的な拘束力はなく、遵守するかどうかは現場の警察官の主観に任せており、運が良ければ熱心な警察官に当たり保護命令の発令に有利になるような様々なサポートが得られ証拠収集も熱意をもってやってもらえるが、運が悪ければマニュアル通りの又はそれ以下の対応しかしてもらえず証拠収集も積極的に行ってもらえないということである。

しかし多くの被害者が警察において作成された書類（調書、ＤＶ事案記録表、家庭内暴力通報表及び現場写真など）や病院の傷害診断証明書をもってしか裁判官に訴えるものがない以上、警察はこの点で唯一裁判所に影響を与えることのできる機関であることは間違いなく、裁判官が判断する上で重要な根拠となり得るよう警察がこれらの証拠の精度を高めるよう努力し、裁判官の心証に影響を与えるものにしていく必要がある。

それには、これまでのように受け身でただ書面資料を作成するのではなく、被害者に寄り添い主導的に被害者をサポートする意識を待たなくてはいけない。

保護命令の執行においても同様のことがいえる。なぜなら、警察は、金銭給付及び閲覧禁止に関する保護命令以外の暴力禁止令、退去命令、接近禁止令、使用権の帰属、未成年子の扱いなどの内容の保護命令に対して執行の責任を負うことが家庭暴力防治法に規定されており、たとえ警察機関が事実を調査し精度の高い証拠を提供して保護命令の発令を勝ち得たとしても、徹底して執行が行われていなければ加害者にとって何の制約にもならず、それはただの紙切れでしかないからである。

だが第５章の事案分析の結果によると、現状は執行面においても規定を遵守せず、またその対応にも疑問を感じざるを得ない警察の姿勢が見られた。

事案①の場合、被害者が東南アジア籍ということで偏見を持ち、積極的に介入せず保護命令の申請もサポートしなかった。被害者は「台湾親密関係暴力危険評価表」で７点の評価を受け、十分危険であったのに警察は主導的に緊急保護命令を申し立てず、何の保護措置も取らなかったため、加害者に殺害されてしまった。事案②では被害者は裁判所から通常保護命令が発令されていたものの、当事者双方が離婚訴訟中ということもあり、しかも加害者は別の罪を犯して刑務所に勾留中であったため被害者に暴行を加えられる恐れはないとして、ＤＶ防止官は保護命令を放置し、期限が迫ってもそのことを裁判所に伝えることもせず、主導的に被害者のために保護命令延長を申請することも、別の保護措置を取ることもしなかった。結果、刑務所から出てきた加害者に殺害されてしまった。事案③では被害者が水商売に従事していることから、警察は偏見を持ち、ＤＶ発生後、保護命令取得のサポートはしたものの、偏見があるため執行意欲は高くなく、あろうことか加害者に同情し保護命令発令時に１回加害者を訪問して警告を行っただけであった。しかも加害者は幾度となく保護命令違反を犯していたのに、警察は積極的に被害者に有利になるような証拠を調査することもなく調書を作成したのみで送検したため、結果として検察官は不法侵害に当たらないと判断し不起訴処分となった。

上述の①②③のＤＶ事案の分析結果が示すように、多くの警察官が規定を遵守せず、個人の経験や偏見に基づき対応が行われ、被害者や加害者の職業や国籍などの要因で対応の仕方や態度を変えるといった、規定を遵守する以前のレベルの問題が存在することが分かった。なぜこのような事態が起こってしまうのか、第６章にて「警察官個人」、「警察組織

内部」及び「被害者と加害者の状況」の３つの観点からアンケート調査を実施し、その結果、全ての観点においてＤＶ事案に対する意欲が高くはないことが判明した。

まず「警察官個人」としては、ＤＶ事案に関連する教育や訓練を受けていないか訓練時間が短い男性の「巡査」が、ＤＶ事案を処理する意欲が最も低かった。「巡査」は現場で様々な事案の処理に当たらねばならず、その業務はパトロール、交通指導取り締まり、事件事故への対応とＤＶ事案も含めて多忙を極め、訓練を受けていないＤＶ事案に対し理解や知識が不足し積極的に介入して処理しようという意欲が低いのである。

次に「警察組織内部」においても、長い間男性が主体の閉鎖的な組織だったため、業務の本分は刑事事案の捜査及び犯人逮捕と考える傾向が強く、組織全体としてＤＶ事案そのものを重視していないことが分かった。上層部が重視していないので、最前線で現場に当たる「巡査」に対しても事案の処理の方法を厳しく要求したり、チェックを行うことをしないのである。よってマニュアルに処理の流れや注意事項が定められていても、強制力やチェック機能がないのが実情である。

最後に「被害者と加害者の状況」に関しては、やはり警察にとって当事者双方の社会的地位や、東南アジア籍の配偶者、職業などの要因が対応に影響することが分かった。このように組織全体でＤＶ事案を重視していないが故に優先順位が低く、世間が注目するようなＤＶ事案や、当事者の社会的地位の高い事案は別として、それ以外は積極的に介入して処理しようという意欲が低く、又事案の処理に対してチェック機能がないため警察官個人のスキルや主観によって対応に差異が出ることが、アンケートによって示された。

ＤＶ事案に対する意欲がこのように低いのは、①業務量の多さ、②ＤＶに関する専門訓練の不足、③人員不足、④同僚間のストレス、⑤上層部の無理解･不支持、⑥行政奨励の欠乏、⑦ＤＶ事案を担当する婦幼警察隊及びＤＶ防止官を対象とした専門の昇進制度が確立されていないこと、⑧保護命令の執行機関である警察、衛生、社会福祉、教育、検察官及び裁判官などのネットワーク間のコミュニケーション不足からくる連携不和、⑨ＤＶ事案に潜む意外と高い危険性（通報を受け夫婦喧嘩だと思って現場に駆け付けると、興奮した加害者が刃物やピストルを所持しており、ＤＶ事案は警察にとって案外リスクが高い）などの要素が挙げられ、それが警察組織のＤＶ事案を処理するモチベーションを低下させ、証拠収集の面においても執行面においても、被害者の安全を第一に考えた措置が徹底されて行われない原因と考える。これらを解決するため、第７章にて警察機関におけるＤＶ教育訓練システム、内部組織文化、昇進及び奨励制度、ネットワーク間の相互協力など５つ

の分野において、①警察学校及び警察大学においてＤＶに関する教育を強化し、意識を向上させること、②現場における警察の職務訓練強化、③警察における専門スタッフの認証制度の拡大、④ＤＶ事案及び保護命令を処理した際の行政奨励の見直し、⑤コミュニティー防止官に対する専業手当て、⑥各警察署に配置するＤＶ防止官の増員、⑦ＤＶ防止官に対する一貫した人事考課制度の確立、⑧婦幼警察隊及びＤＶ防止官の昇進ルートの確立、⑨警察機関における上層部の意識の向上、⑩ネットワーク間の協力、という 10 項目の改善策を提案し、まず専門の認証制度を整え、警察署のＤＶ防止官及びコミュニティー防止官などの専門人材を増やし、人材不足から生じる業務増加による働き方を改善した上で、教育や在職訓練を通してジェンダー及びＤＶの処理、保護命令事案などに関する課程を提供し、ジェンダー観念を叩き込み、ＤＶに対する固定観念を変えていくことで、ＤＶ被害者への理解を深め、とりわけ警察機関の上層部へのＤＶに対する意識変化を促し、組織全体でＤＶ事案を重視する方向に向かうことが重要であることを主張した。

又、法的問題に最終的解決をもたらす役割を持つ裁判官に対する教育、訓練も必要である。このことは第４章での実際の判例における分析結果を見れば明らかであり、「家庭暴力防治法」における保護命令制度は、発令と執行がセットで行われてこそ機能するもので、裁判官が保護を必要とする被害者に発令しなければ、警察もそれを執行に移すことができず、被害者を救済できないのである。

警察や裁判官への教育や訓練を強化し、各項の組織や制度を改善していかなければならないということを述べてきた。しかし深刻な暴力の被害に遭っている女性たちを救済するためには、公権力による介入だけでは不十分である。加害者が自分の罪と向き合い更生をしなければ、再犯の可能性が残り、現に保護命令違反罪を犯す加害者は後を絶たない。

暴力を振るう男性がなぜ暴力を振るうことになってしまったのかという背景を見ることなく、加害者として非難し罰則を与えることによってのみ問題を解決しようとしても、被害者は直接的な加害から免れることはできるが、根本的な解決とはいえない。

ＤＶに至る原因は複雑で多様化している。ジェンダー、貧困や生い立ち、生活習慣や病気、薬物、アルコールなど様々な社会的、文化的、経済的要因があり、法による介入だけで終了というわけにいかず、被害者と加害者という当事者のその後の関係性や空間を考慮しなければ、ＤＶという犯罪を減らすことは不可能であろう。加害者が自分の罪に向き合い、立ち直るきっかけを掴むためには、裁判所と警察だけの力では不可能であり、社会福祉機関や心理カウンセラーなど多方面からのアプローチが必要である。

なぜなら警察機関が執行を行う保護命令の内容は、暴力禁止令、接触禁止令又は退去命令など警察機関だけで対応が完了できるものだけではなく、一時監護令、一時面会令及び加害者処遇計画など救済範囲が社会福祉、医療、教育、司法などの機関の職権に及ぶものも含まれており、被害者を保護し加害者を更生させるためにはネットワーク間での協力が不可欠である。しかし実務上各機関は各々の本位主義が存在し、保護命令の執行を行う際にネットワーク間で摩擦や衝突が生じ連携がうまくいっているとはいえない。ネットワーク間で共に教育や訓練を重ね、保護を必要とする被害者を救済し、加害者を立ち直らせるために、努力を積み重ねることが必要である。

今後は、如何にして警察機関とそれぞれのネットワーク機関とが同じ方向を向いて協力できるか、お互いの摩擦や衝突を乗り越えて保護命令の執行を共同でスムーズに行うことができるかが、重要課題となるだろう。

参考文献一覧

Ⅰ.学術著書･論文

1.日本語文献

(1) 江原由美子「フェミニズムと家族」『社会学評論』第 64 巻第 4 号(2013 年)553-564 頁。

(2) 大野綾子「ドメスティック･バイオレンスとジェンダー」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』第 11 巻(2009 年)73-74 頁。

(3)「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『「夫（恋人）からの暴力」についての調査研究報告書』(有斐閣、2002 年)30-48 頁、90 頁。

(4) 戒能民江『ＤＶ防止とこれからの被害当事者支援』(ミネルヴァ書房、2006 年)73 頁。

(5) 桑島薫「ドメスティック・バイオレンスを捉える人類学の視点」『くにたち人類学研　究』第 3 巻(2008 年)50-52 頁。

(6) 香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、工手治之『国際法概要』(有斐閣双書、1994 年) 104-106 頁。

(7) 佐々木　豊「第二世界大戦中の連合国の戦後処理構想― 『リベラルな国際主義』に基づく戦後秩序の制度設計とその遺産 ―」『研究論叢』第 85 号（2015 年）4-6 頁。

(8) 佐藤麻衣、今林宏典「感情労働の本質に関する試論―A. R. Hochschild の所論を中心として―」『川崎医療福祉学会誌』第 21 巻第２号(2012 年)279-280 頁。

(9) 渋谷秀樹「訴訟と非訟―婚姻届不受理をめぐる紛争を非訟事件として扱う憲法上の問題点」『立教法務研究』第 5 号(2012 年)4-6 頁。

(10) 関井友子「アルコール問題とドメステック・バイオレンス」『生活科学研究』第 24 巻(2002 年)23-24 頁。

(11) 園田明子「国連文書にみる人権概念：普遍性と多様性」『関西学院大学人権研究』第 14 号(2010 年)2-5 頁。

(12) 田村陽子「民事訴訟における証明度再考―客観的な事実認定をめぐって―」『立命館法学』第 5･6 号(2009 年)522-523 頁。

(13) 竹内孝之「台湾の国際参加」『台湾総合研究Ⅱ－民主化後の政治－』調査研究報告書(2008 年)113 頁。

(14) 竹崎博允「裁判の役割と裁判官の在り方について」『早稲田大学法務研究論叢』第 2 号(2017 年 6 月)93-95 頁。

(15) 高橋宏志『重点講義･民事訴訟法－上［第二版補訂版］』(有斐閣、2013 年)405 頁。

(16) 高橋省吾「『裁判官の倫理』について」『山梨学院ロー・ジャーナル』第 11 号(2016 年)26 頁。

(17) 千葉勝美「裁判官とは何者か？：その実像と虚像との狭間から見えるもの」『一橋法学』第 17 巻第 2 号(2018 年)411 頁。

(18) 辻村みよ子『女性と人権－歴史と理論から学ぶ』(日本評論社、1977 年)260-265 頁。

(19) 床谷文雄「『法は家庭に入らず』の再考」『民商法雑誌』第 129 巻 4・5 号(2004 年)466-468 頁。

(20) 夏刈康男・宮元和彦『児童虐待・ＤＶ－その事例と対応』(八千代出版、2004 年)165-168 頁。

(21) 日本婦人団体連合会編『女性白書 2009－女子差別撤廃条約 30 年』(ほるぷ出版、2009 年)28-32 頁。

(22) 西川知亨「『当惑』の社会的意義：ゴフマン理論からの展開」『京都社会学年報』第 9 号(2001 年)222 頁。

(23) 畑博行、水上千之『国際人権法概論』(有信堂、2002 年)18-23 頁、24-27 頁、24-32 頁。

(24) 松島京「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) という用語が持つ意味―先行研究からの考察―」『立命館産業社会論集』第 36 巻第 1 号(2000 年)141-142 頁。

(25) 松島京「親密な関係性における暴力性とジェンダー」『立命館産業社会論集』第 36 巻第 4 号(2001 年)77 頁。

(26) 松尾慎太郎「監察人の心証形成と保障水準―裁判官による事実認定と証明度概念と比較して―」『東北公益文科大学総合研究論集』第 33 号(2017 年)58-59 頁。

(27) 前田直樹「国連中国代表権をめぐる米台関係―ケネディ政権と蒋介石政権」『廣島法学』第 33 巻 2 号(2009 年)108-118 頁。

(28) 三木浩一「民事訴訟における証明度」『慶応義塾大学法学研究会』第 83 巻第 1 号(2010 年)17 頁。
(29) 柳川鋭士「事実上の推定に関する類型的考察 (1)」『法学論叢』第 89 巻第 1 号(2016 年)211-214 頁。
(30) 吉川真美子「アメリカ刑事司法におけるＤＶ加害者逮捕政策―『ジェンダーに基づく暴力』への対応として」『法社会学』2001 巻 55 号(2001 年)161-165 頁。
(31) 渡辺二葉「デートＤＶとＤＶ防止法」『グローカル』第 12 号(2013 年)5-6 頁。

2.外国語文献

(1) Icek Ajzen, Martin Fishbein,Understanding attitudes and predicting social behavior (NJ:Prentice-Hall, 1980)
(2) Herbert Blumer, "Social Problems as Collective Behavior," Social Problems, Vol.18,no.3(1971) ,pp.301-302.
(3) Buzawa Eve S.& Buzawa Carl G. Domestic violence:The criminal justice response (2nd ed.) (Thousand Oaks, CA, US: Sage,1996)
(4) Bonnie E. Carlson, " Causes and maintenance of domestic violence: An ecological analysis," Social Service Review, Vol.58 (1984), pp.569-587.
(5) Dutton, Donald G, The domestic assault of women:Psychological and criminal justice perspectives (Boston : Allyn and Bacon,1995) .
(6) David A. Ford, "Prosecution as a victim power resource: A note on empowering women in violent conjugal relationships," Law and Society Review, Vol. 25, No. 2(1990),pp.313-334.
(7) Erving Goffman, Interaction Ritual,Essays on Face-to-face Behavior: The Nature of Deference and Demeanor (New York Pantheon,2012).
(8) James Ptacek,Restorative Justice and Violence Against Women, (Oxford University, 2009) ,pp.103.
(9) Mary C.Morgan, Criminal Justice Response to Domestic Violence in the U.S. (the American University,Washington College of Law, 1984).
(10) Martin D,Domestic Violence , A Sociological Perspective , From Male Batterer (Springer,1985).

(11) Murray A. Straus,”Social stress and marital violence in a national sample of American families,” Annals of the New York Academy of Sciences, Vol. 347(1980),pp.229-250.

(12) Murray A.Straus, Physical Violence in American Families: Risk Factors and Adaptations to Violence in 8,145 Families(Routledge,1989).

(13) Murray A. Straus , Sociological Perspective on the Causes of Family Violence ,From Violence and the Family(Westview Press,1990).

3.中国語文献

(1) 王佩玲「警察･性別･文化－女性警察業務の探索」『女性警察政策検討会論文集』(警察庁及び中央警察大学、2004 年)37-46 頁。

(2) 王曉丹、林三元「ＤＶ被害女性が民事通常保護命令を申し立てる際の判定分析」『思及び言』第 47 巻第 4 期 (2009 年)97-104 頁。

(3) 汪怡君『わが国民事保護命令制度の運用及び展望』(高雄地方裁判所研究發展項目の研究報告、2002 年) 108-109 頁。

(4) 柯麗評、王佩玲、張錦麗『家庭内暴力理論政策及び実務』(巨流図書会社、2005 年)34-38 頁。

(5) 邱聯恭「手続保障の機能－民事事件の類型審理必要論及び手続法理の適用－肯定論の観点から」『台大法学論叢』第 17 巻第 1 期 (1987 年)196-211 頁。

(6) 邱聯恭「訴訟法理及び非訟法理の適用」『法学叢刊』第 32 巻第 2 期 (1987 年)116 頁。

(7) 邱聯恭「民事訴訟研究会第 69 回検討会の発言記録」『民事訴訟法の検討 (9)』(2000 年)103 頁。

(8) 許士宦「家事非訟の手続保障 (一)」『月旦法学教室』第 120 期 (2012 年)53 頁。

(9) 許士宦「家事審判の証拠収集原則 (上)」『月旦法学教室』第 133 期 (2013 年)44 頁、48 頁。

(10) 魏大喨「家事事件の範囲及び属性-裁量及び対審を中心として」『台湾法学雑誌』第 224 期 (2013 年)121 頁。

(11) 魏淑萍、林明傑「警察の家庭暴力事案危険ランキング管理の試作方案に対する態度及び認知の研究」『犯罪学期刊』第 12 巻第 2 期(2009 年)50 頁。

(12) 洪遠亮「民事保護命令問題点に関する対応」『弁護士雑誌』第 248 期 (2000 年)78-79

頁。
(13) 洪遠亮「保護命令に関する問題を分析する」『裁判官協会雑誌』第 3 巻第 2 期（2001 年）48-49 頁。
(14) 洪遠亮「保護命令の延長を論ずる」『月旦法学雑誌』第 103 期（2003 年）238 頁。
(15) 洪遠亮『ＤＶ事案における加害者及び被害者の権益保護について論ずる』（銘伝大学法律研究科、2004 年）29 頁。
(16) 黄心怡『裁判官のＤＶに対する態度の研究－北台湾の裁判官を例とする』（国立台北大学、2004 年）101-104 頁。
(17) 高鳳仙『家庭暴力防治法を専門に論じる』（五南出版社、2000 年）11-14 頁、54-61 頁、69-70 頁、74 頁、75-76 頁、81-85 頁、88-89 頁。
(18) 高鳳仙『わが国の民事保護命令制度の分析研究』（台湾高等裁判所 2001 年度研究發展項目の研究報告、2001 年 12 月）111-113 頁。
(19) 高鳳仙『わが国民事保護命令制度の分析研究』（司法院出版、2004 年）357-359 頁。
(20) 高鳳仙『家庭暴力法規の理論及び実務』（五南図書会社、2017 年）151-154 頁。
(21) 高鳳仙『家事事件法』（五南出版社、2019 年）1 頁。
(22) 黄昭元「台湾及び国際人権条約」『新世紀智庫論壇』第 4 期（1998 年）43-45 頁。
(23) 黄翠紋『ＤＶにおける調停措置の研究』（中央警察大学出版社、2001 年）32-39 頁。
(24) 黄翠紋「事案を中心とするＤＶ防止ネットワークの困難及び対応政策－警察政策の観点から」『家庭内暴力及び性侵害防止実務業務検討会論文集』（2008 年）27 頁。
(25) 吳素霞、張錦麗「わが国の家庭内暴力の防止業務の回顧及び展望」『社区発展季刊』第 133 期（2011 年 3 月）330-331 頁。
(26) 蔡秀卿「台湾における国際人権条約の国内法化」『政策科学』第 25 号（2018 年）242-245 頁。
(27) 蔡孟珊「家事事件審理手続の構成要件－家事事件の特殊性から分析」『弁護士雑誌』第 248 期（2000 年）18-19 頁。
(28) 司法院統計処『司法院統計提要』（2000 年）308 頁。
(29) 姜世明「非訟手続の厳格証明及び自由証明」『台湾法学』第 113 期（2008 年）34-14 頁。
(30) 姜世明「疎明の研究－その証明度を中心に」『東吳法律学報』第 20 巻第 1 期（2008 年）63-64 頁。

(31) 姜世明「非訟手続の基本原則」『台灣法學』第 134 期（2009 年)9 頁。
(32) 姜世明「非訟手続の職権探知原則」『台湾法学』第 142 期（2009 年)76-77 頁。
(33) 姜世明「家事事件法理適用論」『月旦法学教室』第 206 期（2012 年)157-161 頁。
(34) 姜世明『民事訴訟法基礎論』(元照出版社、2014 年)39-40 頁。
(35) 姜世明『民事訴訟法（上冊)』(新学林出版、2018 年)5 頁。
(36) 姜世明『非訴事件法新論』(新学林出版、2018 年)5-7 頁。
(37) 周清玉『ＤＶ-理論分析及び社会作業措置』(巨流図書会社、2005 年)43-44 頁。
(38) 周清玉、高鳳仙『台北市ＤＶ防止システムの研究－現況及び需要の査定』(台北市委託研究計画成果報告、1997 年)104-108 頁。
(39) 沈方維「民事保護命令事案の性質及びその手続法理を論ずる」『全国弁護士』第 3 巻第 7 期（1999 年)9-10 頁。
(40) 沈冠伶「家事非訟事件の手続保障」『台湾大学法学論叢』第 35 巻第 4 期（2006 年)110 頁。
(41) 沈冠伶「家事事件の類型及び統合処理（二)」『月旦法学教室』第 119 期（2012 年）59 頁。
(42) 蘇素娥「ＤＶ防止に関する刑事手続を論ずる」『弁護士雑誌』第 248 期(2000 年)50-51 頁。
(43) 「台灣家庭内暴力防治大事紀」(衛生福祉部、2018 年)45 頁。
(44) 段瑞聡「蔣介石と国連の成立：ダンバートン･オークスからサンフランシスコへ」『中国研究』第 6 号(2013 年)25-47 頁。
(45) 段瑞聡「1950-60 年代中国とアフリカ関係における台湾要因―『二つの中国』と中国代表権 問題を中心に」『中国研究』第 7 号(2014 年)111-112 頁。
(46) 段瑞聡「1950-60 年代中国とアフリカ関係における台湾要因―『二つの中国』と中国代表問題を中心に」『中国研究』第 7 号(2014 年） 92 頁。
(47) 丁雁琪「反ＤＶの地元活動及び世界との連結」『応用心理研究』第 32 期(2006 年)90 頁。
(48) 陳世杰「米台家庭暴力事件に関わる保護命令制度の比較研究」『中原財経法学』第 8 期(2002 年)2-3 頁。
(49) 陳昭如「権利、法律改革及び本土婦女運動－台湾における離婚の権利の発展を例として」『政大法学評論』第 62 期（1999 年)25-74 頁。

(50) 陳真真「家事非訟事件の研究」『司法研究年報』第 18 輯第 4 篇（1998 年)21 頁。
(51) 陳惠馨「家庭暴力防治法の実施現況及び困難」第 6 回全国婦女国是会議(2001 年)。
(52) 張紹鐸「国連における中国代表権問題―米･台･中の対アフリカ外交を事例に」『北東アジア研究』第 11 号(2006 年)63-67 頁、64-77 頁。
(53) 涂秀蕊「叩くのは情、罵るのは愛？―家庭暴力防治法」『性別平等教育季刊』第 14 期（2001 年)67 頁。
(54) 内政部家庭内暴力防止委員会『家庭暴力防治ネットワークの構築－警察システムの反応と成果における評価』(2001 年)9 頁。
(55) 内政部家庭内暴力防止委員会『保護命令制度施行周年検討』(保護命令制度施行一周年検討会資料、2000 年)2、14、15 頁。
(56) 潘雅惠『裁判官の専門教育を継続する需要及び内容の研究－保護命令を審理する裁判官を対象とする』(中正大学成人及び教育継続大学院、2012 年)2-10 頁。
(57) 駱永家『新民事訴訟法Ⅰ』(三民出版社、2015 年)166-167 頁。
(58) 『立法院公報』第 86 巻第 39 期（1997 年)315-317 頁。
(59) 『立法院公報』第 100 巻第 74 期（2011 年 11 月)284-286 頁。
(60) 李晉偉「警政婦幼組織改造」『刑事双月刊』第 58 期（2013 年)22-27 頁。
(61) 林瓊如、林明傑、鄭瑞隆、吳慈恩「警察の家庭内暴力事案に対する危険をレベル分けする訪問調査を実施する研究-高雄市警察本部小港警察署を例とする」『犯罪学期刊』第 9 巻第 2 期(2006 年)133-135 頁。
(62) 林慈玲「社会福祉の観点から見る家庭内暴力及び性侵害法規の実施と推進」『2005 年度全国暴力防止会議』(2005 年)130-131 頁。
(63) 林洲富『実用非訟事件法（11 版)』(五南出版社、2018 年 3 月)7 頁。
(64) 林洲富『民事訴訟法－理論及び実例』(元照出版社、2020 年)5 頁。
(65) 廖元豪「司法と台湾の民主政治－促進、チェックバランス或いは逆方向に向かうか？」台湾民主季刊第 4 巻第 3 期(2007 年)164 頁。
(66) 廖福特「国際人権の基準―比較分析および台湾からの見方」『東海大学法学研究』第 17 期(2002 年)177 頁。
(67) 劉宏恩「わが国の裁判所におけるＤＶ問題に対する態度－台湾における虐待を受けた女性は『同居に耐えられない虐待』で離婚訴訟を行う司法上の実務」『万国法律双月刊』第 88 期（1996 年)41-42 頁。

(68) 葉麗娟『警察司法システムが対応するＤＶの現状及び検討』(中央警察大学警政大学院、1996 年)

(69) 葉徳蘭「女性の人権は人権である」『婦研縦横』第 74 期(2005 年)65 頁。

(70) 楊建華『民事訴訟法の問題分析（一)』(三民出版社、1991 年 8 月)159 頁。

4.その他

(1) 衛生福祉部のウェブサイトー統計インフォメーションー

http://www.judicial.gov.tw/juds/index1.htm

(2) 行政院の性別平等会のホームページから得られる。

http://www.gec.ey.gov.tw/

(3) 警察庁のウェブサイトー性別統計－保護命令違反罪の容疑者性別統計

http://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/ct?xItem=68434&ctNode=12772&mp=1

(4) 警察庁のウェブサイトー警政統計通報

https://www.npa.gov.tw/ch/app/data/list?module=wg057&id=2218

(5) 司法院のウェブサイトー統計インフォメーションー

https://www.judicial.gov.tw/tw/lp-1268-1.html

(6) 司法院のウェブサイトー性別統計－民事保護命令統計

http : //www.judicial.gov.tw/juds/report/Sf-11.htm

(7) 司法院のウェブサイトー地方裁判所が発令した保護命令統計

http://www.judicial.gov.tw/juds/index1.htm

(8) 司法院のウェブサイトー地方裁判所が保護命令申立て事案に有する時間統計

http://www.judicial.gov.tw/juds/report/sf-33.htm

(9) 司法院のウェブサイトー地方裁判所が発令した保護命令の内容統計

http://www.judicial.gov.tw/juds/report/Sf-13.htm

(10) 女子差別撤廃条約-中華民国第 2 次国家報告（2013 年 12 月）

http://www.cedaw.org.tw/tw/en-global/download/index/1

(11) 女子差別撤廃条約-中華民国第 2 次国家報告審査委員会意見及び勧告。

http://www.cedaw.org.tw/tw/en-global/download/index/1

(12) 台北市政府社会局のウェブサイトー統計資料－相關業務年度統計

http://www.dosw.gov.taipei/public/Data/581016191671.pdf

(13) 法務部のウェブサイトー統計インフォメーションー

https://www.rjsd.moj.gov.tw/RJSDWeb/common/WebList3_Report.aspx?list_id=1119

(14) 法務部のウェブサイトー性別統計ー地方裁判所検察庁が処理した保護命令違反罪事案統計

http://www.rjsd.moj.gov.tw/rjsdweb/common/WebList3_Report.aspx?list_id=1168

警察の保護命令執行成果に影響を与える要素のアンケート調査

【第１部分】 あなた個人の考えにより「非常に同意する」、「同意する」、「同意しない」又は「非常に同意しない」などの４つの選択肢の中から一つを選び、『V』の方法で回答してください。	全く同意しない	同意しない	同意する	非常に同意する
１、あなたはＤＶ事案を単なる家庭内の問題で、政府が公権力により介入すべきでないと思いますか。				
２、あなたはＤＶ事案を犯罪と見なすべきではないと思いますか。				
３、あなたはＤＶ事案を一般の刑事事案より重要だと思いますか。				
４、あなたはもしＤＶ当事者が通報しなければ、警察がＤＶに介入するのはよくないと思いますか。				
５、あなた自身が十分な専門的訓練を受け、保護命令を処理する能力があると思いますか。				
６、あなたは保護命令申立てに関する規定及び流れを熟知していますか。				
７、現在あなたの部署は保護命令に関する訓練を重視していると思いますか。				
８、あなたは他の事案と比べ、保護命令事案をより処理したいと思いますか。				
９、あなたは保護命令事案を処理し、達成感を得られると思いますか。				
１０、あなたは警察がＤＶ防止のスタッフで如何なる努力も惜しまず、ＤＶ被害者の問題を解決し、手助けできると思いますか。				

１１、あなたは主動的に被害者に代わり保護命令を申し立てますか。				
１２、あなたはＤＶ事案を処理する場合、保護命令は被害者を保護する最良の選択だと思いますか。				
１３、あなたは、保護命令違反罪は一般の刑事事案より重要だと思いますか。				
１４、あなたの部署の上司は保護命令の処理を重視していると思いますか。				
１５、あなたの部署の上司は保護命令の処理措置を支持していると思いますか。				
１６、あなたの部署の上司はＤＶ業務を他の業務と兼任させていますか。				
１７、あなたは現在警察機関が保護命令を執行している手続を完璧だと思いますか。				
１８、あなたの部署のＤＶ防止官は保護命令事案を処理するに足りる能力があり、あなたを手助けできると思いますか。				
１９、あなたは管轄区内のＤＶ防止ネットワークが完璧だと思いますか。				
２０、あなたは管轄区内のＤＶ防止ネットワーク連絡体系を熟知していますか。				
２１、あなたは管轄区内のＤＶ防止ネットワークのスタッフと協力しますか。				
２２、あなたは警察のＤＶ防止ネットワークにおける役割を理解していますか。				
２３、あなたが保護命令事案を処理している過程の中で関連する機関の協力は十分だと思いますか。				
２４、社会福祉スタッフは、積極的に退社時間又は休日であっても処理に関して警察と協力してくれると思いますか。				

２５、あなたは保護命令の法律規範は十分でなく、強化する必要があると思いますか。				
２６、あなたは裁判所が保護命令を審理する手続が遅すぎると思いますか。				
２７、あなたは裁判所が保護命令を審理する基準が一致していないと思いますか。				
２８、あなたは、保護命令制度はＤＶ被害者を保護するのに有効ではないと思いますか。				
２９、あなたは保護命令に関する規定は明確ではないと思いますか。				
３０、あなたは、被害者の教育程度が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３１、あなたは、被害者の被害者の社会的地位が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３２、あなたは、加害者の教育程度が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３３、あなたは、加害者の社会的地位が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３４、あなたは、被害者の警察に対する信任度が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３５、あなたは、被害者のＤＶを受けた過去の経歴（回数、期間及び繰り返し）が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３６、あなたは、被害者の警察に対する不透明な対応が、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３７、あなたは、加害者の調査に対する態度が良好且つ協力的である場合、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				

３８、あなたは、当事者同士が途中で和解した場合、あなたが保護命令を確実に処理するのに影響すると思いますか。				
３９、あなたは保護命令を執行すると加害者に暴力再発を制止させることができると思いますか。				
４０、あなたは保護命令を執行すると被害者の安全を確保できると思いますか。				
４１、あなたは保護命令を執行すると被害者の置かれている状況を改善させることができると思いますか。				
４２、あなたは保護命令を執行すると加害者の暴力行為を減少させることができると思いますか。				
４３、あなたは保護命令を執行すると被害者は適切な保護が得られると思いますか。				
４４、あなたは、保護命令に定められている訪問調査の規定は加害者に暴力の再発を阻止させる効果があると思いますか。				

【第２部分】個人基本データ：□の中に「ｖ」をつけてください

１．性別：□（１）男□（２）女

２．年齢：

□（１）３０歳以下□（２）３１－４０歳□（３）41－５０歳

□（４）51歳以上

３．所属部署：□（１）派出所□（２）防治組□（３）婦幼警察隊

４．階級：

□（１）巡査□（２）巡査部長□（３）警部補

□（４）警部□（５）警視以上

５．役職の有無；□（１）はい□（２）いいえ

６．職務年数：

□（１）１年未満□（２）１年以上５年未満□（３）５年以上１０年未満

□（４）１０年以上１５年未満□（５）１５年以上

７．学歴：

□（１）高卒後１年の訓練を受けた□（２）警察学校卒□（３）短大卒、大卒後１年の訓練を受けた□（４）警察大学卒□（５）大学院以上

８．対ＤＶ訓練の時間：

□（１）一度もない□（２）１－４時間以内□（３）４－８時間以内

□（４）８－１２時間以内□（５）１２時間以上